

平成 27 年度 老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

介護予防・日常生活支援総合事業における
コーディネーター・協議体のあり方に関する研究事業
報告書

平成 28 年 3 月

株式会社日本能率協会総合研究所

目次

1. 事業の概要	1
(1)目的	1
(2)事業内容.....	1
(3)調査研究委員会の構成.....	1
2. 研究委員会の開催.....	2
(1)全体のスケジュール.....	2
(2)委員会の検討内容	3
3. 生活支援体制整備事業の実施状況アンケート調査概要	5
(1)アンケート調査票の作成	5
(2)アンケート調査の概要	5
4. 生活支援体制整備事業の実施状況ヒアリング調査概要.....	6
(1)ヒアリング項目の作成	6
(2)ヒアリング調査の概要	6
5. 調査結果.....	7
(1)アンケート調査結果（生活支援体制整備事業の実施状況調査）.....	7
(2)ヒアリング調査 取組事例.....	83

*各調査結果の右下の番号がスライド番号です

1. 事業の概要

(1) 目的

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、第6期以降の介護保険事業計画は、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療・介護連携等の取組を本格化し、新しい地域支援事業や新しい総合事業に積極的に取り組み、地域ケア会議を強化し、市町村が主体となった地域づくり・まちづくりを本格的に進める計画とすることとされている。

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、高齢者が地域での生活を継続するためには、多様な生活支援ニーズに対応した多様なサービスを地域で整備していくことが必要である。このような地域における環境整備においては、市町村が中心となって、地域のニーズと地域資源のマッチングなどを行うコーディネーターの配置や協議体の設置等を通じて、生活支援等サービスを担う事業主体の支援体制の充実・強化を図ることが求められている。

これらの現状を踏まえ、本調査研究委員会においては、生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターの件数費支出状況、協議体の構成メンバーなどについて実施又は実施予定の市区町村の傾向を定量的に分析し、市区町村が本事業に取り組むにあたって全国的な傾向を把握するための基礎資料を提供することを目的とした。また、平成27年度より生活支援コーディネーターの配置や協議体を設置した自治体に対し、取り組みの経緯や活動状況等についてヒアリング調査を実施し、事例を取りまとめることで、これから生活支援体制整備事業を開始する市町村にとって参考となる情報を提供することも目的としている。

(2) 事業内容

- ①生活支援体制整備事業の実施状況に係るアンケート調査
- ②生活支援体制整備事業の実施状況に係るヒアリング調査

(3) 調査研究委員会の構成

安孫子 敦子 吉見町健康推進課 課長補佐

佐川 良江 社会福祉法人全国社会福祉協議会地域福祉部 副部長

清水 肇子 公益財団法人さわやか福祉財団 理事長

◎ 諏訪 徹 日本大学 文理学部社会福祉学科 教授

田中 尚輝 認定NPO法人市民福祉団体全国協議会 専務理事

中村 美安子 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科 准教授

横山 美江 武蔵野市健康福祉部高齢者支援課 相談支援係

※50音順、敬称略、◎は委員長

2. 研究委員会の開催

研究委員は、本事業において実施される定量調査及びヒアリング調査において、実態や目的に沿った調査を実施するために、専門的な知見に基づくアドバイスの提供を行う役割を担っている。そのため、国の考え方を理解し、且つ生活支援等サービスを推進する関連団体や先進的な取組みを行っている自治体の推進者、有識者を含め構成している。

(1) 全体のスケジュール

<平成 27 年 6 月～10 月 アンケート調査準備>

- ・平成 27 年 10 月 9 日 第 1 回委員会 (アンケート調査票の確認・検討)

<平成 27 年 11 月～12 月 アンケート調査実施>

- ・平成 27 年 12 月 24 日 第 2 回委員会
(アンケート調査結果の報告・分析結果の修正・追加事項についての確認、ヒアリング調査の対象候補先、ヒアリング内容の検討)

<平成 28 年 1 月～3 月 ヒアリング調査>

- ・平成 28 年 1 月 28 日 第 3 回委員会
(アンケート調査追加分析結果の報告・追加事項についての確認、ヒアリング調査結果の報告、ヒアリング調査の対象先の検討、ヒアリング調査結果の修正・追加事項の確認)

- ・平成 28 年 3 月 1 日 第 4 回委員会

(報告書全体の確認：アンケート調査追加分析結果の報告、ヒアリング調査結果の報告、ヒアリング調査結果の修正・追加事項の確認)

(2)委員会の検討内容

① 第1回委員会内容

PJT名	介護予防・日常生活支援総合事業におけるコーディネーター・協議体のあり方に関する研究事業 第1回委員会		
日時	2015年10月9日(金)	場所	日本能率協会ビル603会議室
出席者	メンバー： 日本大学 諏訪教授、神奈川県立保健福祉大学 中村准教授、 全国社会福祉協議会 地域福祉部 佐川副部長、 さわか福社財団 清水理事長、市民福祉団体全国協議会 田中専務理事、 吉見町役場 健康推進課 安孫子課長補佐、 武蔵野市健康福祉部高齢者支援課 横山相談支援係 (所属組織略) 厚生労働省：老健局振興課 事務局：(株)日本能率協会総合研究所		
議題	委員紹介 事業説明 アンケート内容の検討 事例選定の検討		

② 第2回委員会内容

PJT名	介護予防・日常生活支援総合事業におけるコーディネーター・協議体のあり方に関する研究事業 第2回委員会		
日時	2015年12月24日(木)	場所	日本能率協会ビル603会議室
出席者	メンバー： 日本大学 諏訪教授、神奈川県立保健福祉大学 中村准教授、 全国社会福祉協議会 地域福祉部 佐川副部長、 さわか福社財団 清水理事長、市民福祉団体全国協議会 田中専務理事、 吉見町役場 健康推進課 安孫子課長補佐、 武蔵野市健康福祉部高齢者支援課 横山相談支援係 (所属組織略) 厚生労働省：老健局振興課 事務局：(株)日本能率協会総合研究所		
議題	アンケート結果の報告及び意見収集 先進事例のヒアリングの検討		

③ 第3回委員会内容

PJT名	介護予防・日常生活支援総合事業におけるコーディネーター・協議体のあり方に関する研究事業 第3回委員会		
日時	2016年1月28日(木)	場所	日本能率協会ビル603会議室
出席者	<p>メンバー： 日本大学 諏訪教授、神奈川県立保健福祉大学 中村准教授、 全国社会福祉協議会 地域福祉部 佐川副部長、 さわか福祉財団 清水理事長、市民福祉団体全国協議会 田中専務理事、 吉見町役場 健康推進課 安孫子課長補佐、 武蔵野市健康福祉部高齢者支援課 横山相談支援係 (所属組織略) 厚生労働省：老健局振興課 事務局：(株)日本能率協会総合研究所</p>		
議題	<p>追加アンケート結果の報告及び意見収集 先進事例のヒアリング結果の報告と意見収集 先行事例ヒアリング先の検討 報告書案について 今後のスケジュールについて</p>		

④ 第4回委員会内容

PJT名	介護予防・日常生活支援総合事業におけるコーディネーター・協議体のあり方に関する研究事業 第4回委員会		
日時	2016年3月1日(火)	場所	日本能率協会ビル7階
出席者	<p>メンバー： 日本大学 諏訪教授、神奈川県立保健福祉大学 中村准教授、 全国社会福祉協議会 地域福祉部 佐川副部長、 さわか福祉財団 清水理事長、市民福祉団体全国協議会 田中専務理事、 吉見町役場 健康推進課 安孫子課長補佐、 武蔵野市健康福祉部高齢者支援課 横山相談支援係 (所属組織略) 厚生労働省：老健局振興課 事務局：(株)日本能率協会総合研究所</p>		
議題	<p>報告書案の意見収集 ・追加アンケート結果の報告と報告書内容の検討 ・取組事例のヒアリング結果の報告と記載内容の検討 ・事例掲載様式の検討</p>		

3. 生活支援体制整備事業の実施状況アンケート調査概要

(1) アンケート調査票の作成

アンケートの調査項目は以下となる。

- ・ 基本情報
- ・ 平成 28 年 1 月 1 日時点の総合事業移行状況
- ・ 生活支援サービス体制整備の第 1 層の協議体設置状況について
- ・ 生活支援サービス体制整備の第 1 層の生活支援コーディネーター配置状況について
- ・ 生活支援サービス体制整備の第 2 層の協議体設置及び生活支援コーディネーター配置状況について
- ・ 第 2 層より小地域での協議体の設置及びコーディネーターの配置について
- ・ 都道府県や国に対するコーディネーター活動支援について

(2) アンケート調査の概要

① 調査目的

生活支援体制整備事業における協議体の設置状況・構成メンバー、生活支援コーディネーターの配置状況などについて、市区町村の傾向を定量的に分析し、全国的な傾向を把握することを目的とした。

② 調査時期

2015 年 11 月 9 日～2015 年 12 月 2 日

③ 調査対象

本年度から取り組みを開始している、又は開始予定としている 713 の市区町村の地域支援事業（包括的支援事業）担当者

④ 発送数

928 自治体（一部の広域連合は構成市町村、政令指定都市は行政区も対象とした）

⑤ 回収数

484 自治体（回収率：52.2%）

⑥ 有効回収数

474 自治体（有効回収率：51.1%）

4. 生活支援体制整備事業の実施状況ヒアリング調査概要

(1)ヒアリング項目の作成

ヒアリング項目は、アンケートの調査の設問内容に基づきながら、更に深く取り組み実態が把握できるような内容としている。

- ・ 地域概要
- ・ 生活支援体制整備事業の取り組み状況の概要
- ・ 地域の特徴と地域づくりの取り組み
- ・ 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の方針と状況
- ・ 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯
- ・ 生活支援コーディネーター・協議体の活動状況
- ・ 来年度以降の取り組み予定
- ・ 参考資料

(2)ヒアリング調査の概要

① 調査目的

生活支援体制整備事業に取り組んだ各自治体において生活支援コーディネーターや協議体がどのような体制となったのか、そのための取り組み経緯や活動内容を事例として整理し、これから生活支援体制整備事業を実施する自治体への情報提供をすることを目的に実施した。

② 調査時期

2015年12月～2016年3月

③ 調査対象

本委員会の委員長及び各委員が把握している生活支援体制整備事業に取り組んでいる自治体について情報共有し、その中からヒアリング調査先を選出した。

④ 実施数

15自治体

5. 調査結果

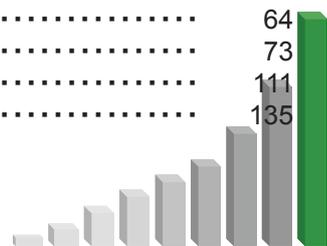
(1) アンケート調査結果（生活支援体制整備事業の実施状況調査）

生活支援体制整備事業の 実施状況調査



目次

1. 調査概要	2
2. 回答自治体の概要	3
3. 主な調査結果	5
(1) 第1層の協議体設置状況	6
(2) 第2層の協議体設置状況	17
(3) 第1層のコーディネーター配置状況	26
(4) 第2層のコーディネーター配置状況	35
4. 調査結果詳細	41
(1) 第1層の協議体設置状況	42
(2) 第2層の協議体設置状況	64
(3) 第1層のコーディネーター配置状況	73
(4) 第2層のコーディネーター配置状況	111
(5) その他	135
附属資料: アンケート票		



1. 調査概要

調査目的

生活支援体制整備事業における協議体の設置状況・構成メンバー、生活支援コーディネーターの配置状況などについて、市区町村の傾向を定量的に分析し、全国的な傾向を把握することを目的とする。

調査対象

本年度から取り組みを開始している、又は開始予定としている713の市区町村の地域支援事業(包括的支援事業)担当者。

調査方法

自治体担当者リストに基づき、メールにて調査協力依頼を送信し、アンケート用WEBサイトにて回答。
(WEB回答ができない自治体には、アンケート票を送付し、郵送にて回収)

調査期間

2015年11月9日～2015年12月2日

回収数

発送数: 928自治体(一部の広域連合は構成市町村、政令指定都市は行政区も対象とした)

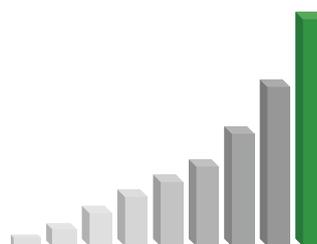
回収数: 484自治体(回収率 52.2%)

有効回収数: 474自治体(有効回収率51.1%)

※調査対象のうち、未だ生活支援体制整備事業に取り組んでいない自治体は回答できないため未回収となったと思われる。

2

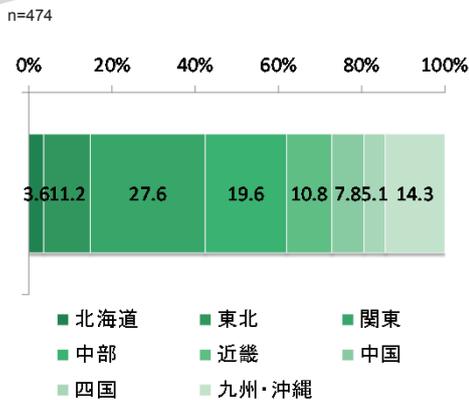
2. 回答自治体の概要



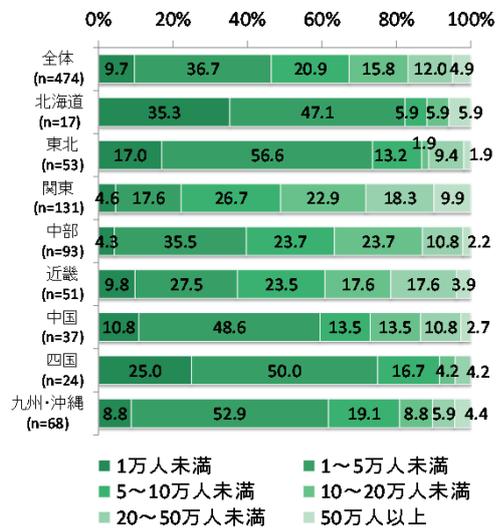
3

2. 回答自治体の概要

生活支援体制整備事業の
取り組んでいる地域分布



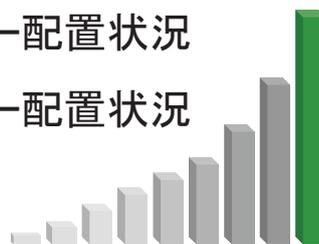
生活支援体制整備事業の
取り組んでいる地域分布(人口割合)



4

3. 主な調査結果

- (1) 第1層の協議体設置状況
- (2) 第2層の協議体設置状況
- (3) 第1層のコーディネーター配置状況
- (4) 第2層のコーディネーター配置状況



5

(1) 第1層の協議体設置状況

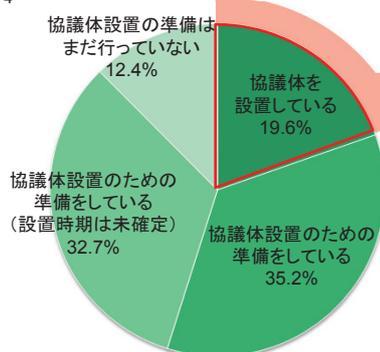


6

第1層の協議体設置状況および設置準備期間

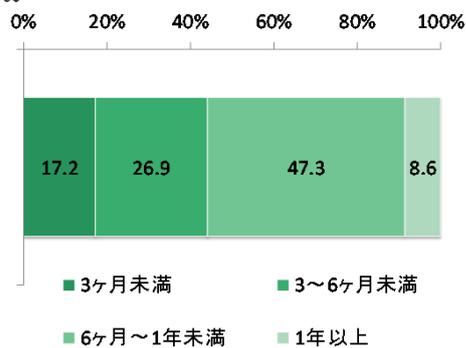
第1層の協議体設置状況

n=474



設置準備期間

n=93



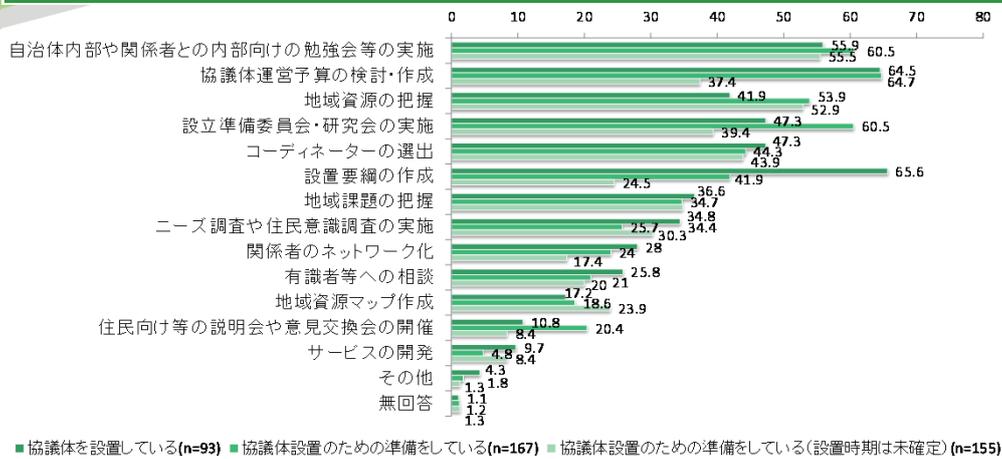
第1層の協議体を設置している自治体は2割、設置準備中(時期未定含む)が7割弱を占める。

設置の準備期間は、「6ヶ月～1年未満」がおよそ5割を占める。

7

第1層協議体設置前に実施したこと

協議体設置前に実施（または実施予定）



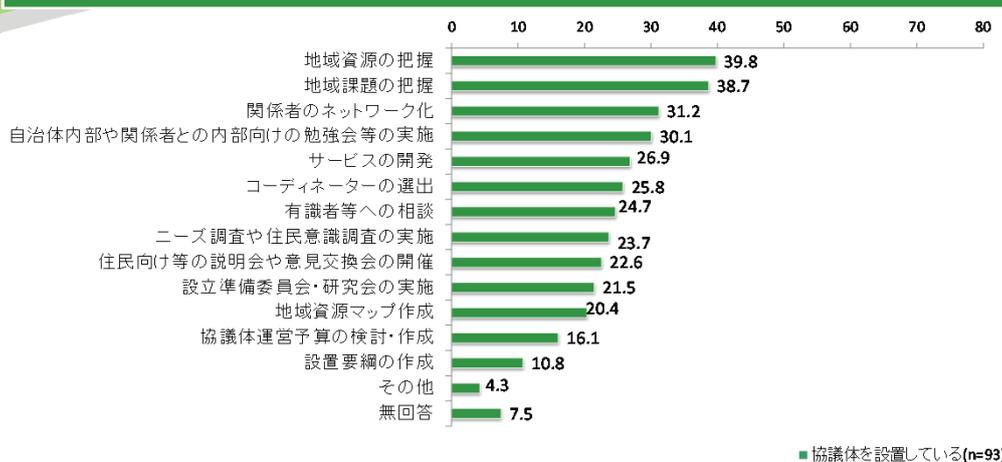
協議体設置前は、「勉強会」、「予算検討」、「地域資源の把握」が実施事項の上位に挙がる。

注：協議体設置済み、または準備実施自治体のみ

8

第1層協議体設置後に実施したこと

協議体設置後に実施



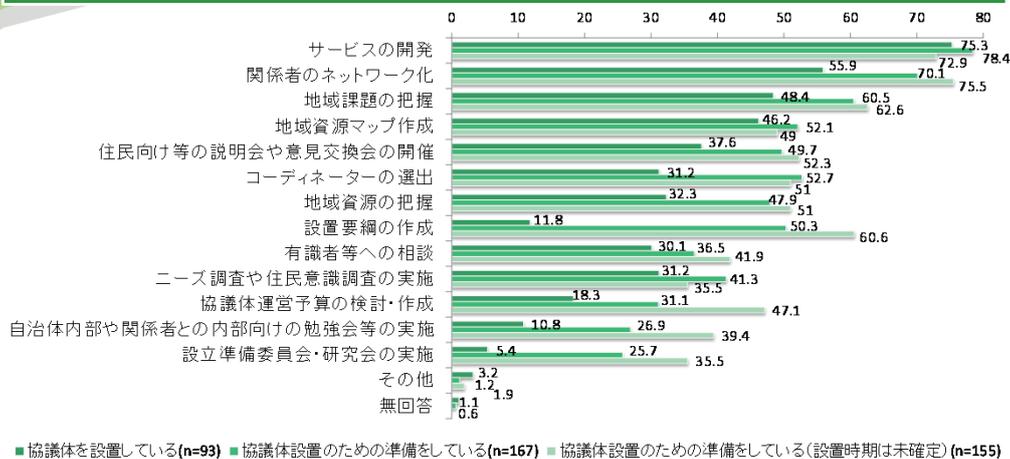
設置後は、地域の資源、課題の把握や関係者のネットワーク化が多い。

注：協議体設置済み、または準備実施自治体のみ

9

第1層協議体設置し、今後実施予定事項

今後行う予定



■協議体を設置している(n=93) ■協議体設置のための準備をしている(n=167) ■協議体設置のための準備をしている(設置時期は未確定)(n=155)

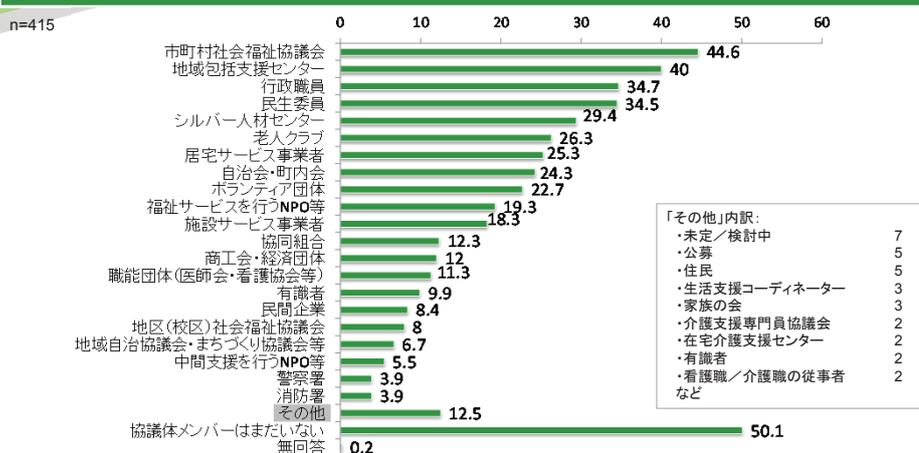
今後実施予定は、「サービス開発」、「関係者のネットワーク化」、「地域課題の把握」が上位に挙がる。

注：協議体設置済み、または準備実施自治体のみ

10

第1層協議体構成員所属先

協議体構成員所属先



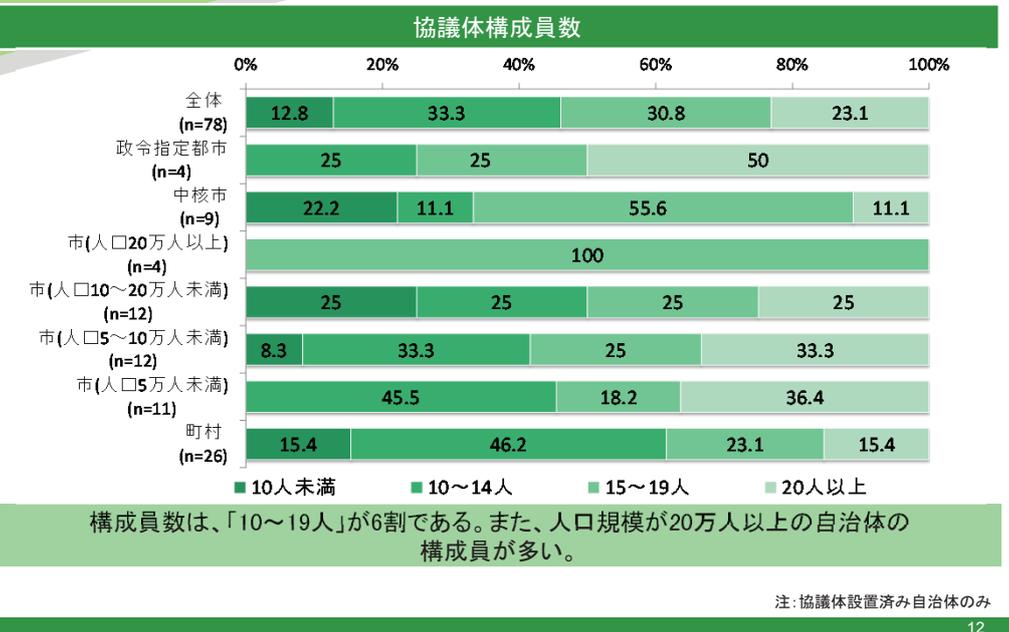
「その他」内訳:
 ・未定/検討中 7
 ・公募 5
 ・住民 5
 ・生活支援コーディネーター 3
 ・家族の会 3
 ・介護支援専門員協議会 2
 ・在宅介護支援センター 2
 ・有識者 2
 ・看護職/介護職の従事者 2
 など

協議体構成員は、「市町村社会福祉協議会」、「地域包括支援センター」、「行政職員」、「民生委員」が多い。

注：協議体設置済み、または準備実施自治体のみ

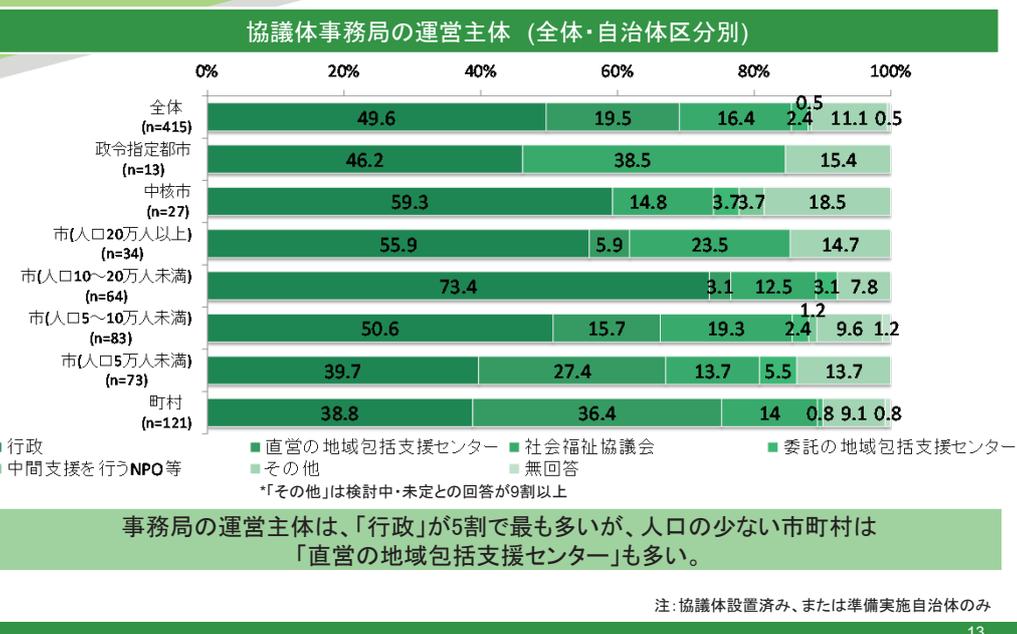
11

第1層協議体構成員数



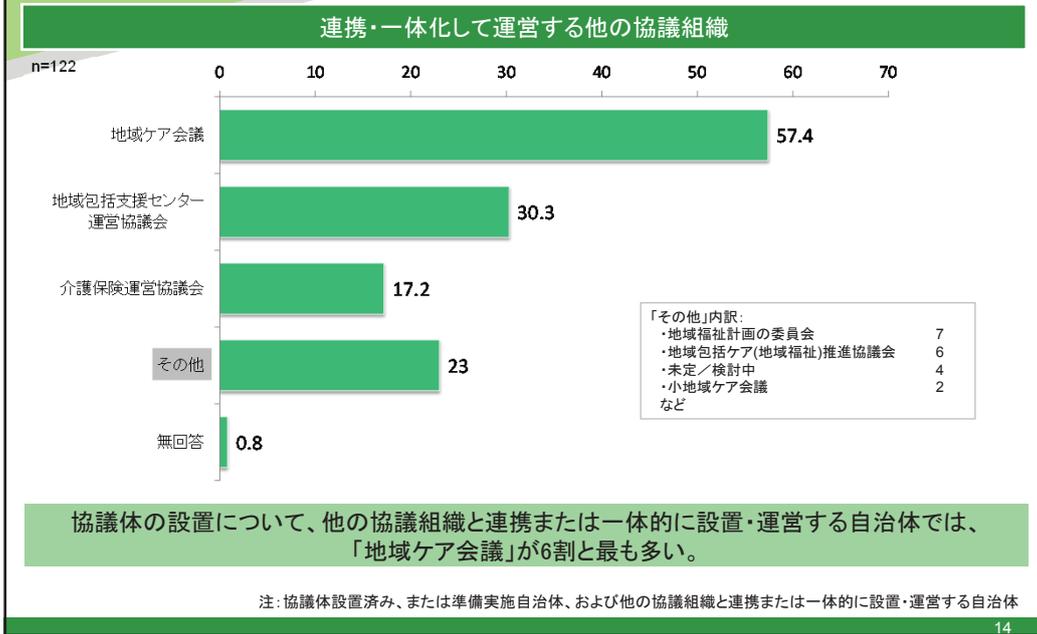
12

第1層協議体事務局の運営主体



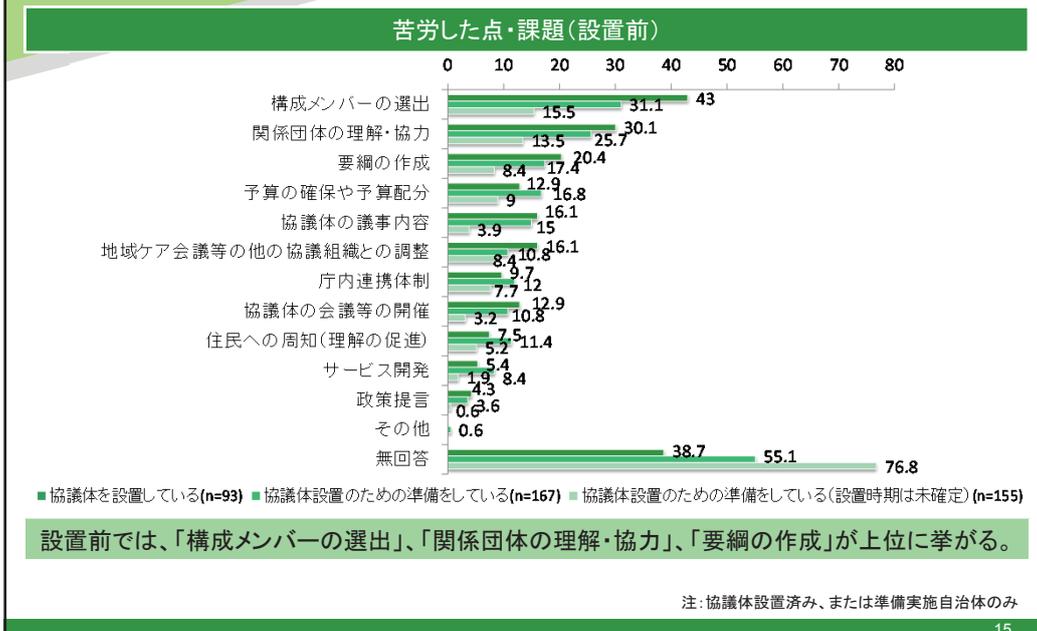
13

第1層協議体が連携・一体化して運営する他の協議組織



14

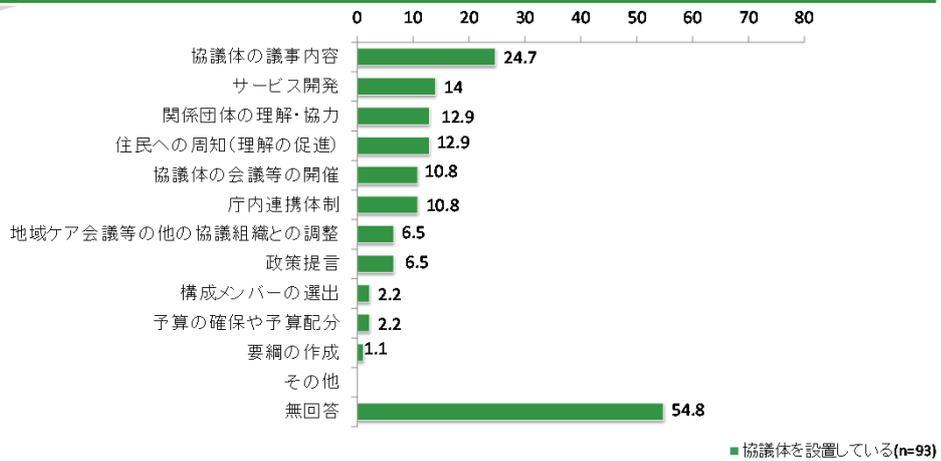
第1層協議体設置前に苦労した点および課題



15

第1層協議体設置後に苦労した点および課題

苦労した点・課題(設置後)



設置後は、「協議体の議事内容」が多い。

注: 協議体設置済み、または準備実施自治体のみ

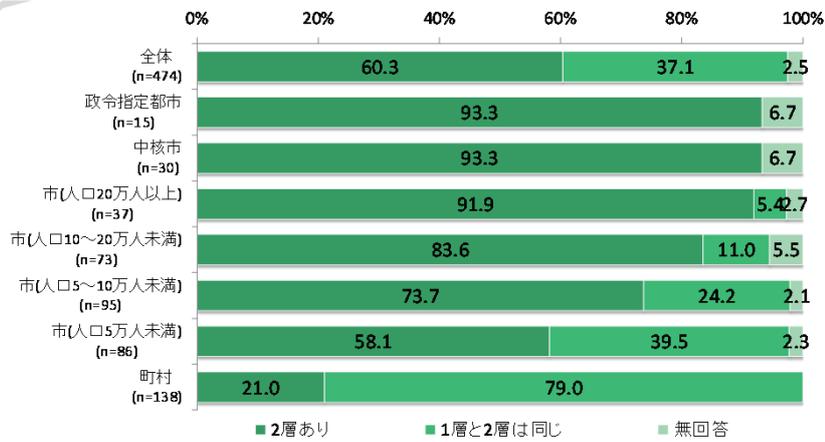
16

(2) 第2層の協議体設置状況



第2層の配置状況

第2層の有無(全体・自治体区別)



第2層の有無をみると、6割の自治体で第2層があり、人口規模が大きいほど割合が高い。

注: 第2層のある自治体のみ

18

第2層圏域数

第2層の数(全体・自治体区別)



第2層の圏域数は、「5以下」が半数を超える。人口規模が大きいほど圏域数が多い。

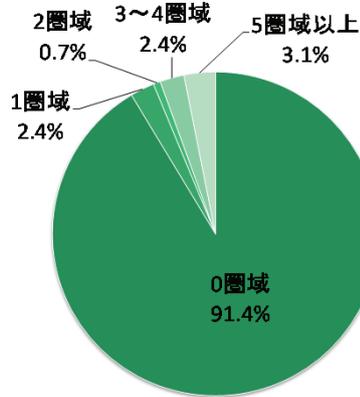
注: 第2層のある自治体のみ

19

第2層の協議体設置状況

第2層の協議体設置圏域数(平成27年度設置済み)

n=286



平成27年度に設置済みの第2層の協議体については、1圏域以上で設置済みの自治体は1割程度である。

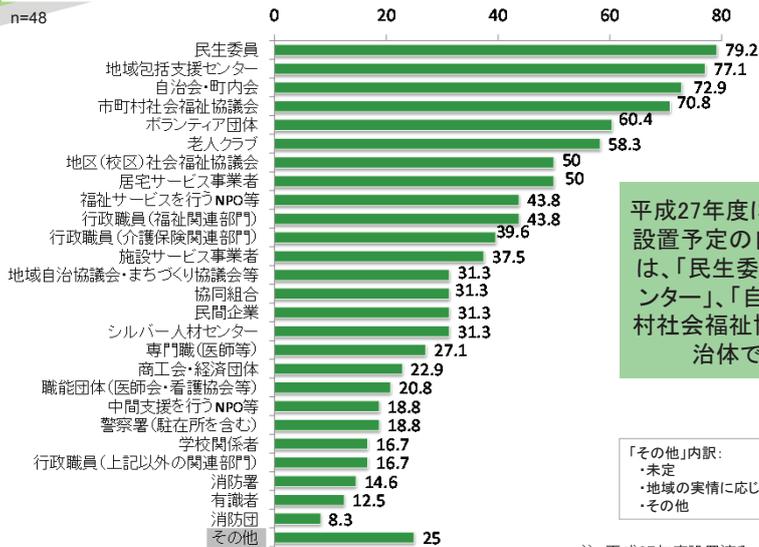
注: 第2層のある自治体のみ

20

第2層の協議体構成員所属先

協議体構成員所属先

n=48



平成27年度に第2層設置済みまたは設置予定の自治体の協議体構成員は、「民生委員」、「地域包括支援センター」、「自治会・町内会」、「市町村社会福祉協議会」が7割以上の自治体で挙げられている。

「その他」内訳:

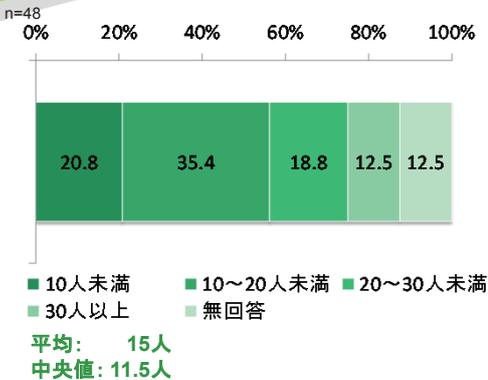
- ・未定 3
- ・地域の実情に応じて 2
- ・その他 7

注: 平成27年度設置済み、または設置予定のある自治体のみ

21

第2層の協議体構成員数および事務局運営主体

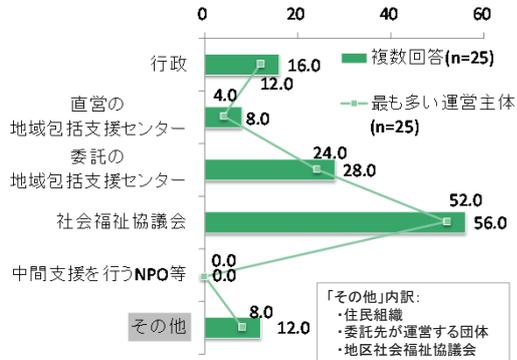
協議体構成員数(1圏域あたりの平均)



第2層の協議体構成員数の1圏域あたりの平均人数は、「10~20人未満」がおよそ3分の1を占め最も多い。

注:平成27年度設置済み、または平成27年度設置予定の自治体のみ

協議体事務局の運営主体



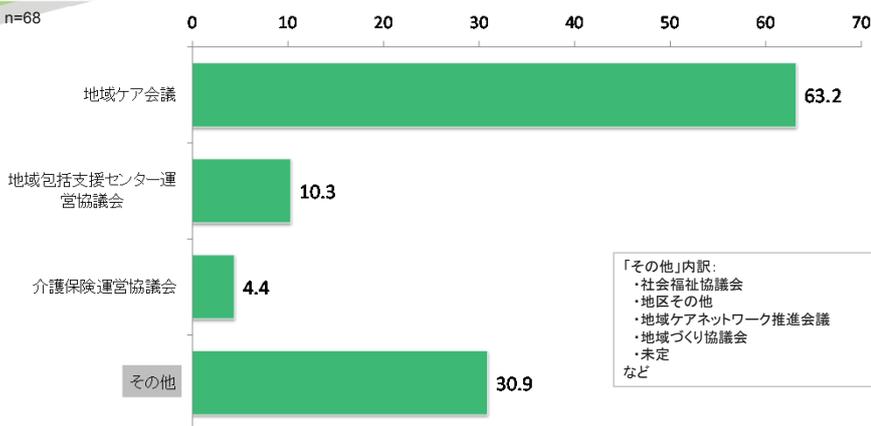
平成27年度に第2層の協議体設置済みの自治体について、協議体事務局の運営主体をみると、「社会福祉協議会」が最も多く、次いで「委託の地域包括支援センター」である。

注:平成27年度設置済みの自治体のみ

22

第2層の協議体について、連携・一体化して運営する他の協議組織

連携・一体化して運営する他の協議組織



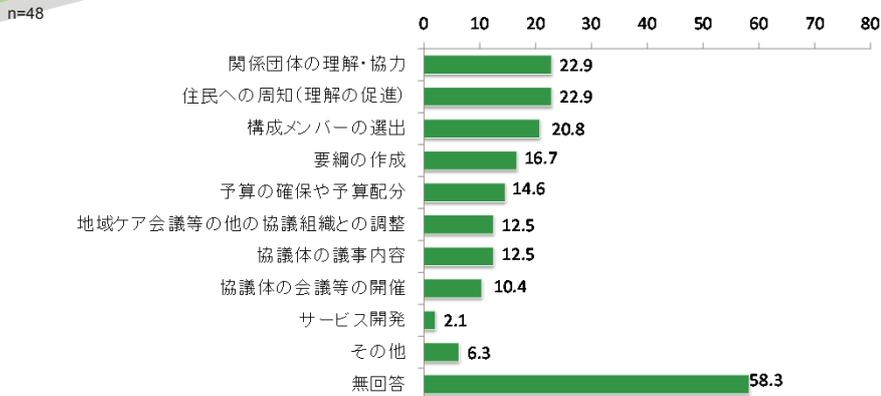
協議体の設置について、他の協議組織と連携または一体的に設置・運営する自治体では、「地域ケア会議」が6割と最も多い。

注:協議体設置済みまたは今後協議体を設置する圏域がある自治体および他の協議組織と連携または一体的に設置・運営する自治体

23

第2層協議体設置前に苦労した点および課題

苦労した点・課題(設置前)

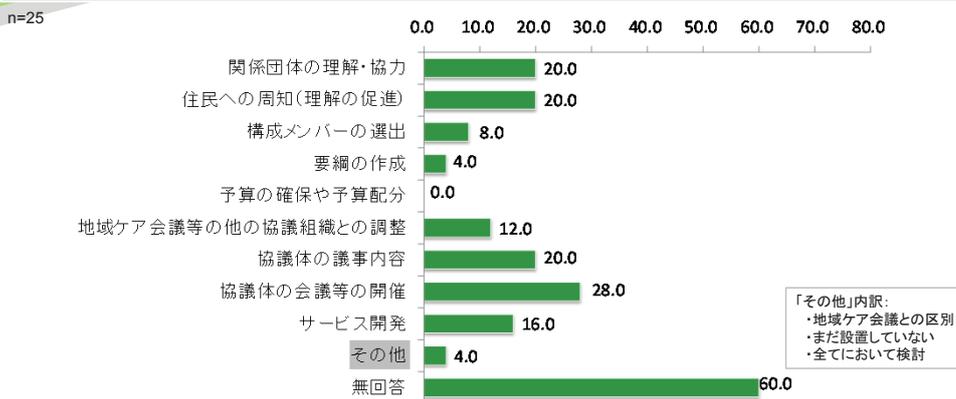


平成27年度に第2層の協議体を設置済みまたは設置予定の自治体について、苦労した点や課題をみると、設置前では、「関係団体の理解・協力」、「住民への周知」、「構成メンバーの選出」が2割程度で上位に挙がる。

注:平成27年度設置済み、または平成27年度設置予定の自治体のみ

第2層協議体設置後に苦労した点および課題

苦労した点・課題(設置後)



設置後は、「協議体の会議等の開催」、「協議体の議事内容」、「関係団体の理解・協力」、「住民への周知」が上位に挙がる。

注:平成27年度設置済み、または平成27年度設置予定の自治体のみ

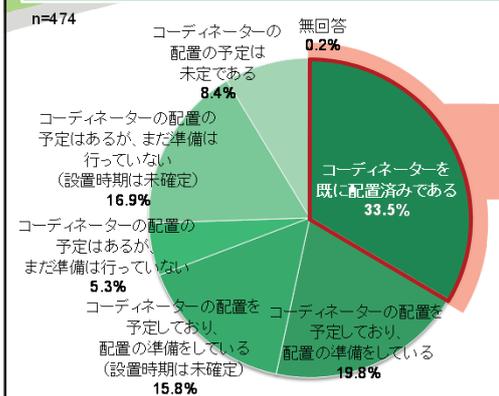
(3) 第1層のコーディネーター配置状況



26

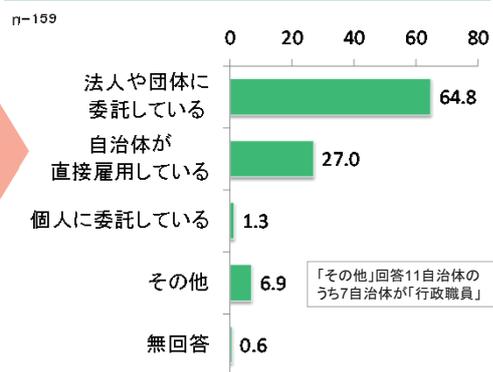
第1層のコーディネーターの配置および雇用形態

コーディネーター配置状況(全体・自治体区別)



第1層のコーディネーターは、「既配置済み」が3割超、「配置の準備中(時期未定含む)」も同程度である。

コーディネーターの雇用形態



配置済みの自治体のコーディネーターの雇用は、「法人や団体に委託」が6割を超え、「自治体が直接雇用」は3割弱である。

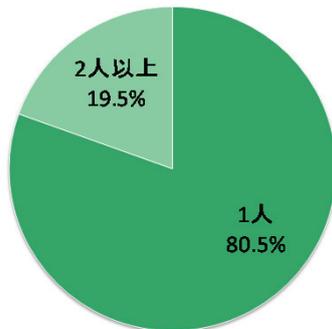
注: コーディネーター配置済み自治体のみ

27

第1層のコーディネーターの配置人数

コーディネーター配置人数(配置数)

n=159



コーディネーター配置済みの自治体について、配置数をみると、配置済みの自治体では「1人」が8割を占める。

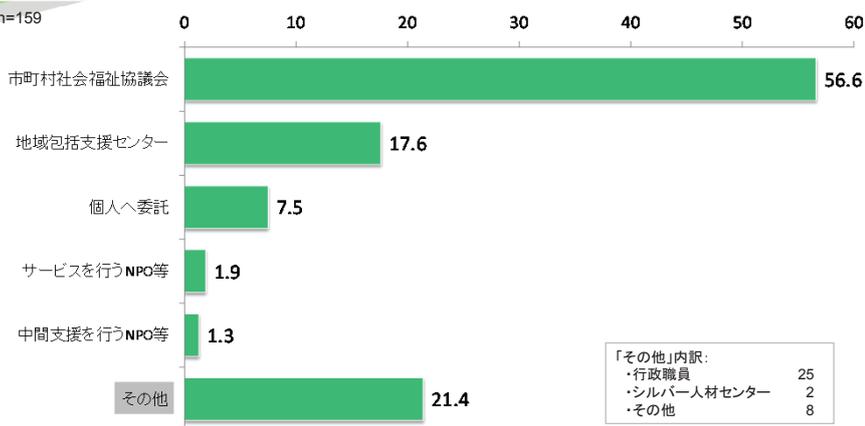
注:コーディネーター配置済み自治体のみ

28

第1層コーディネーターの所属先

コーディネーターの所属先

n=159

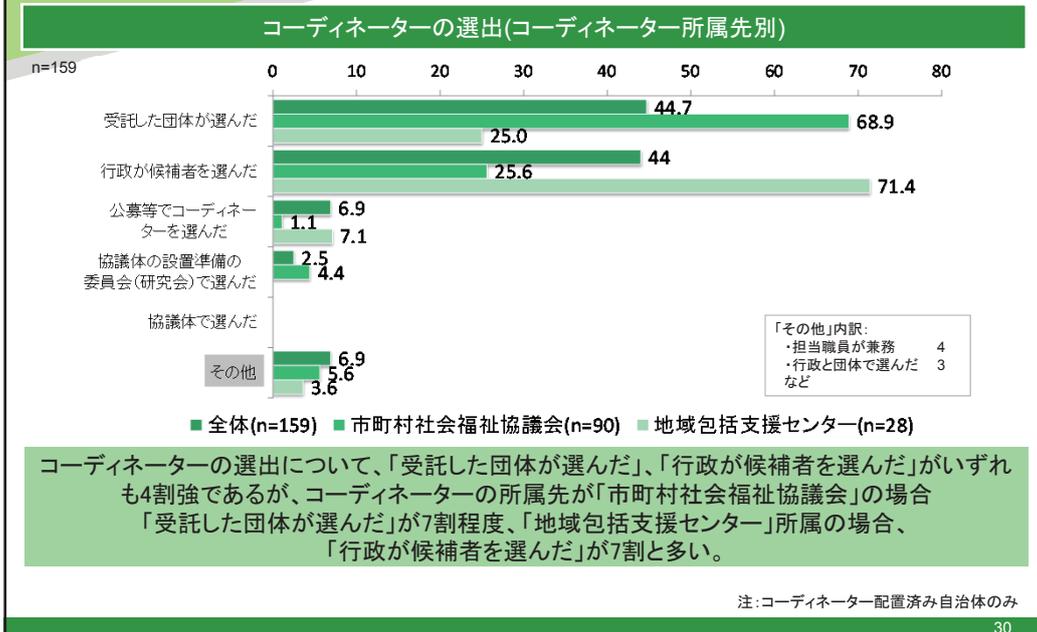


配置しているコーディネーターの所属をみると、「市町村社会福祉協議会」が最も多く6割弱である。次いで、「地域包括支援センター」が2割弱である。

注:コーディネーター配置済み自治体のみ

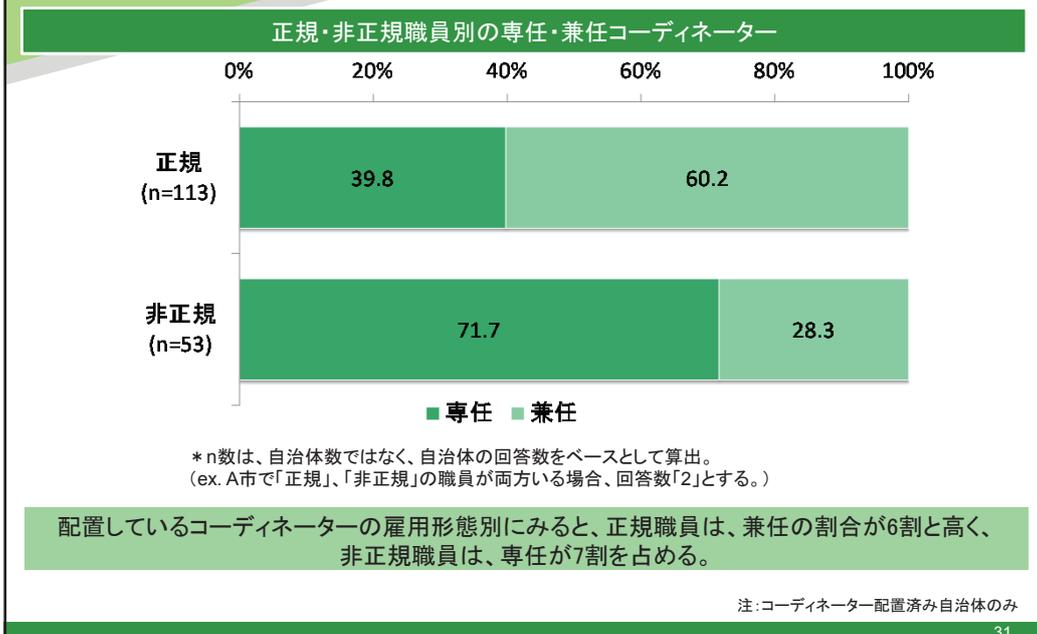
29

第1層コーディネーターの選出方法



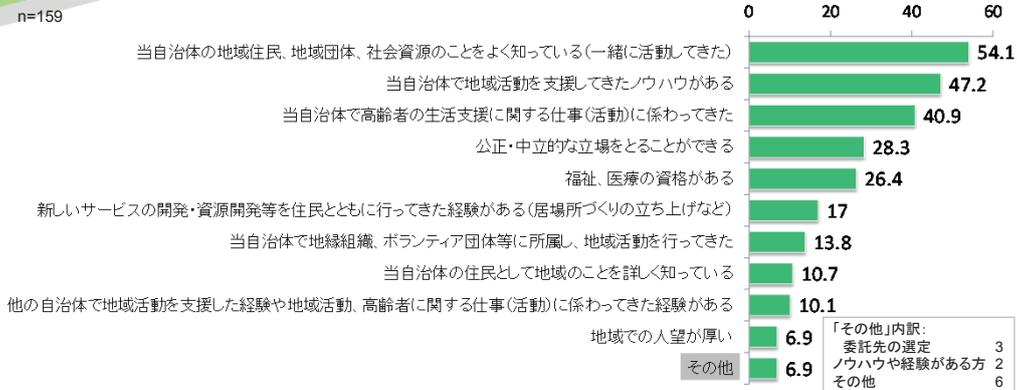
コーディネーターの選出について、「受託した団体が選んだ」、「行政が候補者を選んだ」がいずれも4割強であるが、コーディネーターの所属先が「市町村社会福祉協議会」の場合「受託した団体が選んだ」が7割程度、「地域包括支援センター」所属の場合、「行政が候補者を選んだ」が7割と多い。

第1層コーディネーターの専任・兼任状況



第1層のコーディネーター選出理由

コーディネーターの選出理由(上位3位まで選択)



配置しているコーディネーターの選出理由をみると、「地域住民、地域団体、社会資源のことをよく知っている」、「地域活動を支援してきたノウハウがある」、「高齢者の生活支援に関する仕事に係わってきた」が上位に挙がる。

注:コーディネーター配置済み自治体のみ

32

第1層のコーディネーター配置で苦労した点

コーディネーター配置で苦労した点

内容	件数	内容	件数
人材確保・人材不足 ・ 小さな市町村では人材に限りがあり、主だった人は他の役職に就いている。 ・ 1層、2層のエリア数が多く、コーディネーターが十分に確保できるかどうか。 ・ 地域に密着した人材を発掘することが困難。	18	委託内容の調整	5
人選が難しい ・ ふさわしい人材であるかの見極め。 ・ 地域活動のノウハウを持ち、地域住民や団体、社会資源を把握し活動できる人材の人選が難しい。	11	予算の検討	4
業務内容の検討	11	他業務との兼ね合い	3
外部機関の理解・協力	6	コーディネーター数の検討・調整	2
		効果的な仕組みづくり	2
		その他	7

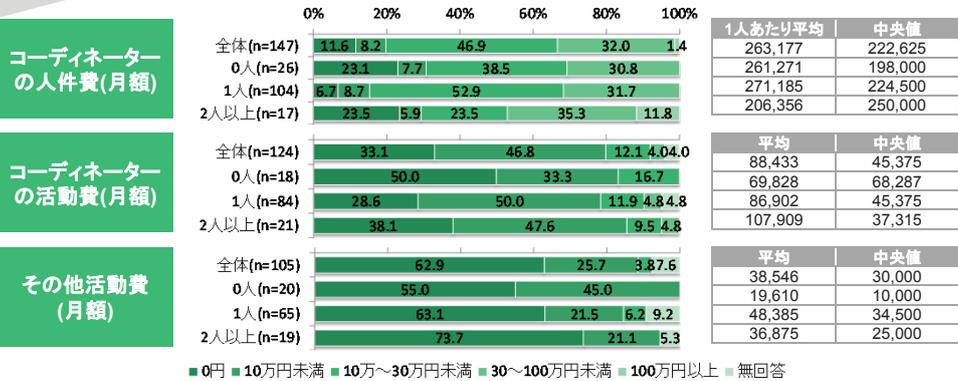
コーディネーター配置で苦労した点(配置済み+準備実施自治体)は、「人材確保・人材不足」、「人選が難しい」が上位に挙がる。特に「人選が難しい」は配置済みが3自治体あり、いずれも「市町村社会福祉協議会」のコーディネーターである。

注:コーディネーター配置済み自治体および準備実施自治体

33

第1層コーディネーターの人件費・活動費

平成27年度予算月額(全体・配置数別)



- * コーディネーター人件費(月額)は、月額70万円以上、または1人当たり 時給換算で1,000円未満は外れ値として除外。
- * 1人あたり平均は、「0円」回答を除き算出。
- * コーディネーターの配置数は、平成27年11月現在の配置数であり、当設問への回答は配置予定の自治体も含む。

「コーディネーターの人件費」の予算額は、「10～30万円未満」が多く、「コーディネーターの活動費」は「10万円未満」が多い。また、「その他活動費」は「0円」が多い。

注: コーディネーター配置済み自治体、または準備実施自治体のみ

34

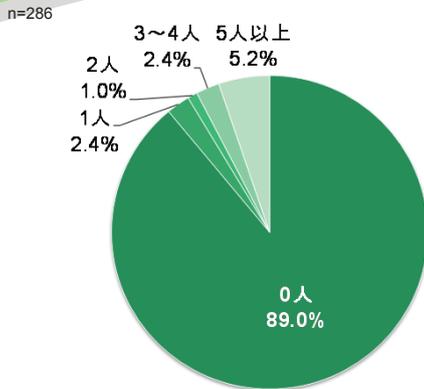
(4) 第2層のコーディネーター配置状況



35

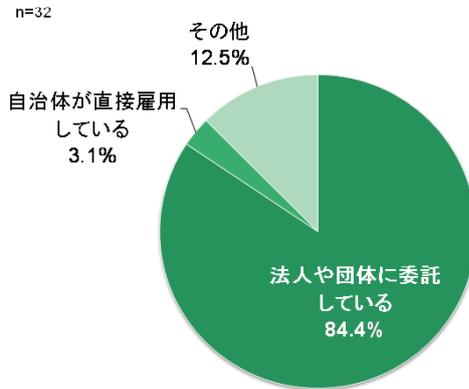
第2層のコーディネーター配置状況および雇用形態

第2層のコーディネーター配置状況



平成27年度に第2層のコーディネーターを配置済みの自治体は1割程度である。

コーディネーターの雇用形態(最も多いもの)



コーディネーターの雇用は「法人や団体に委託」が8割を超える。

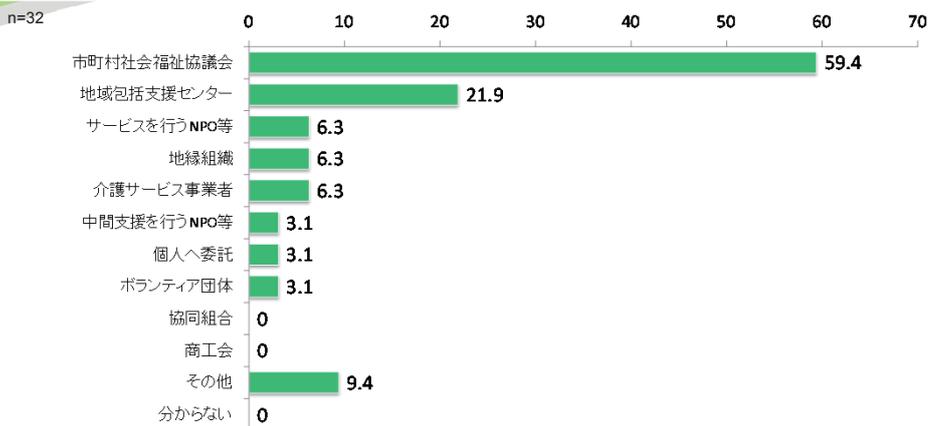
注: 第2層のある自治体のみ

注: 平成27年度コーディネーター配置済みの自治体のみ

36

第2層のコーディネーターの所属先

コーディネーターの所属先



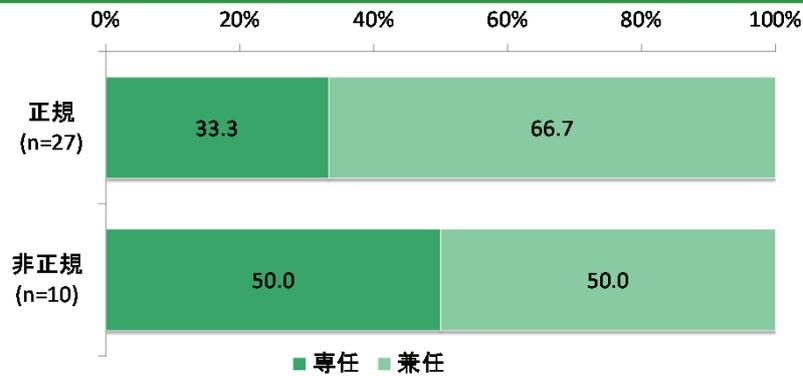
配置しているコーディネーターの所属は、「市町村社会福祉協議会」が最も多く6割である。次いで、「地域包括支援センター」が2割である。

注: 平成27年度コーディネーター配置済みの自治体のみ

37

第2層コーディネーターの専任・兼任状況

正規・非正規職員別の専任・兼任コーディネーター



* n数は、自治体数ではなく、自治体の回答数をベースとして算出。
(ex. A市で「正規」、「非正規」の職員が両方いる場合、回答数「2」とする。)

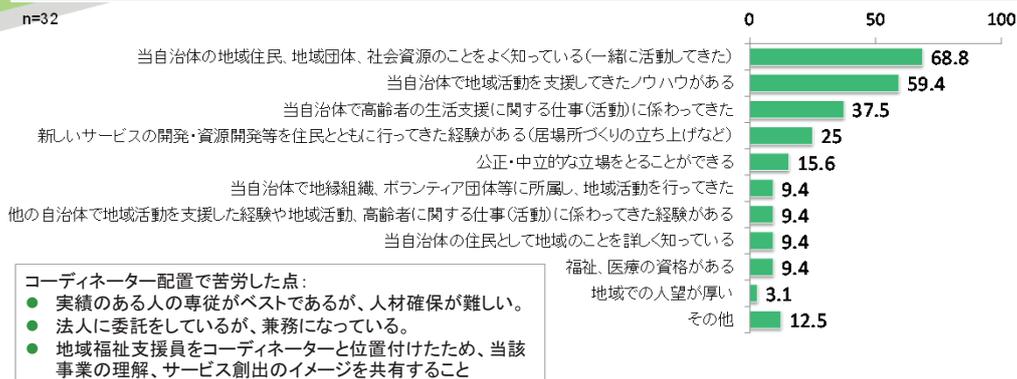
配置しているコーディネーターの雇用形態別にみると、正規職員は、兼任の割合が7割弱と高く、非正規職員は、専任・兼任が同じ割合である。

注：コーディネーター配置済み自治体のみ

38

第2層のコーディネーター選出理由

コーディネーターの選出理由(上位3位まで選択)



- コーディネーター配置で苦労した点：
- 実績のある人の専任がベストであるが、人材確保が難しい。
 - 法人に委託をしているが、兼務になっている。
 - 地域福祉支援員をコーディネーターと位置付けたため、当該事業の理解、サービス創出のイメージを共有すること

配置している第2層のコーディネーターの選出理由は、「地域住民、地域団体、社会資源のことをよく知っている」、「地域活動を支援してきたノウハウがある」、「高齢者の生活支援に関する仕事に係わってきた」が上位に挙がる。

注：平成27年度コーディネーター配置済みの自治体のみ

39

第2層コーディネーターの人件費・活動費

平成27年度予算月額(予算がある自治体)



* コーディネーター人件費(月額)は、月額70万円以上、または1人当たり 時給換算で1,000円未満は外れ値として除外。
* 1人あたり平均は、「0円」回答を除き算出。

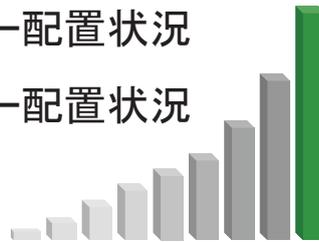
「コーディネーターの人件費」の予算額は、「10～30万円未満」が多く、
「コーディネーターの活動費」は「10万円未満」が多い。また、「その他活動費」は「0円」が多い。
支払い方法は、いずれも「年額払い」が多い。

注：平成27年度コーディネーター配置済みの自治体のみ

40

4. 調査結果詳細

- (1) 第1層の協議体設置状況
- (2) 第2層の協議体設置状況
- (3) 第1層のコーディネーター配置状況
- (4) 第2層のコーディネーター配置状況
- (5) その他



41

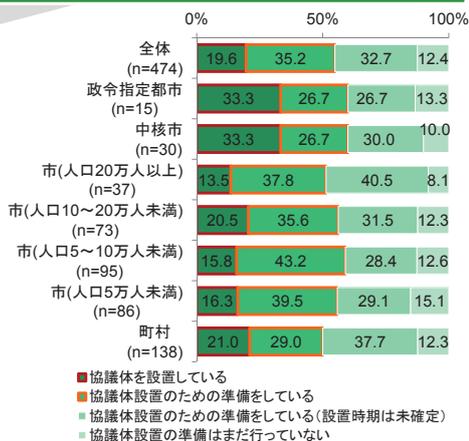
(1) 第1層の協議体設置状況



42

1. 第1層の協議体設置状況および設置時期

第1層の協議体設置状況



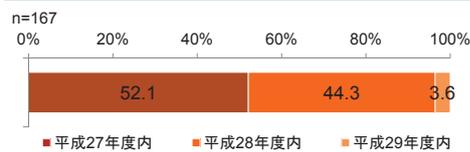
第1層の協議体を設置している自治体は2割、設置準備中(時期未定含む)が7割弱を占める。政令指定都市、中核市は、設置済みの割合が高い。

協議体設置時期



協議体設置済みの自治体では、平成27年度上期に設置した自治体が7割である。

協議体設置予定時期

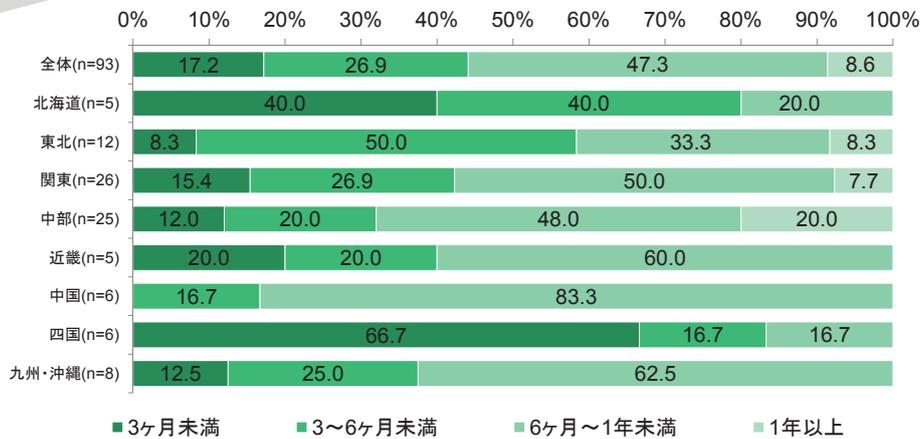


設置準備中(時期未定除く)の自治体では、平成27年度内に設置予定が5割、平成28年度内に設置予定が4割を超える。

43

2.第1層の協議体設置準備期間および協議体メンバー①

協議体設置の準備期間(地域別)



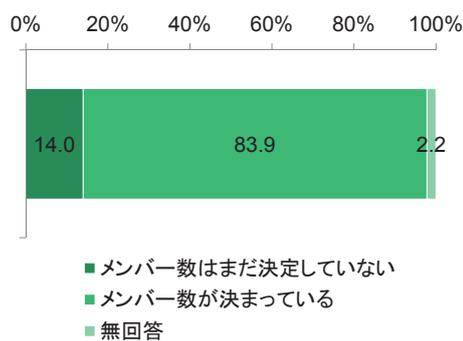
第1層の協議体を設置している自治体の設置準備期間は、「6ヶ月～1年未満」がおよそ5割を占める。

注:協議体設置済み自治体のみ

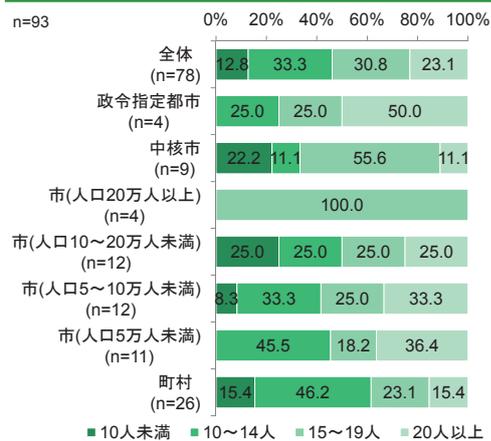
44

2.第1層の協議体設置準備期間および協議体メンバー②

協議体構成員数の決定



協議体構成員数(全体・自治体区分別)



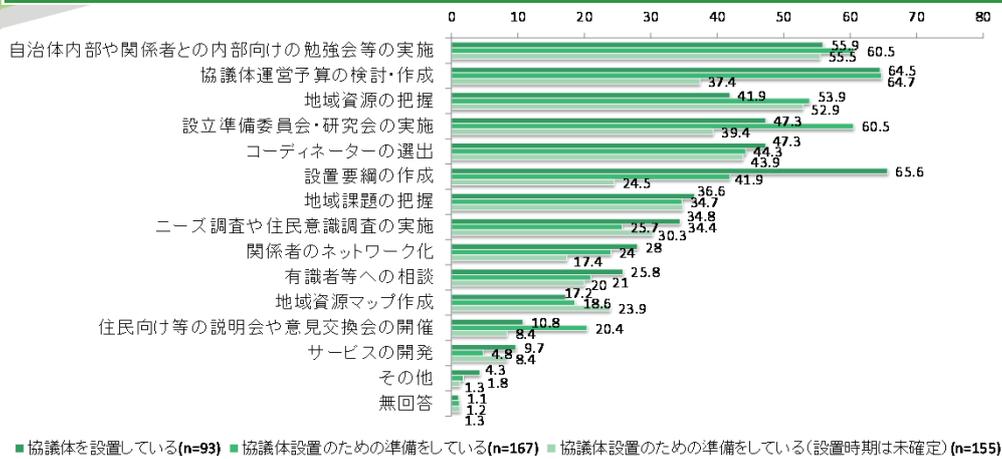
協議体構成員数が決まっている自治体が8割を超え、構成員数は、「10～19人」が6割である。また、人口規模が20万人以上の自治体のメンバー数が多い。

注:協議体設置済み自治体のみ

45

3.第1層協議体設置にあたり実施したこと①

協議体設置前に実施(または実施予定)

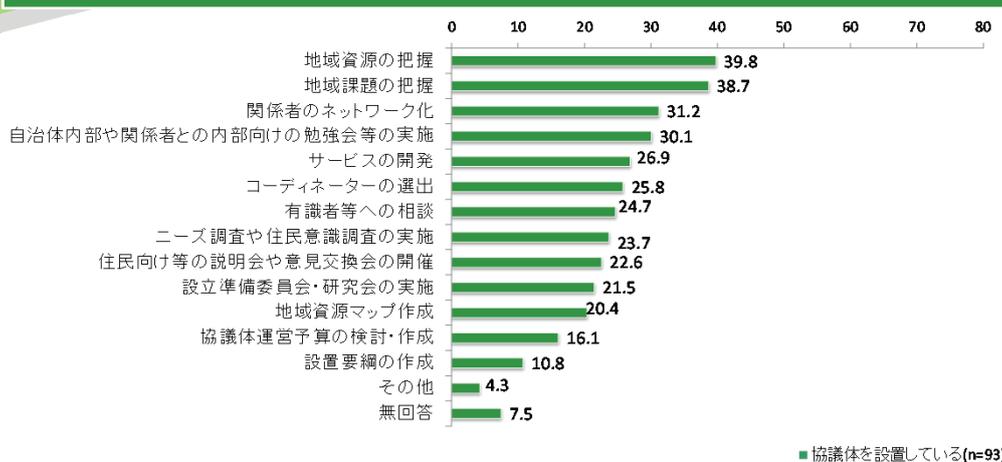


協議体設置前は、「勉強会」、「予算検討」、「地域資源の把握」が実施事項の上位に挙がる。

注: 協議体設置済み、または準備実施自治体のみ

3.第1層協議体設置にあたり実施したこと②

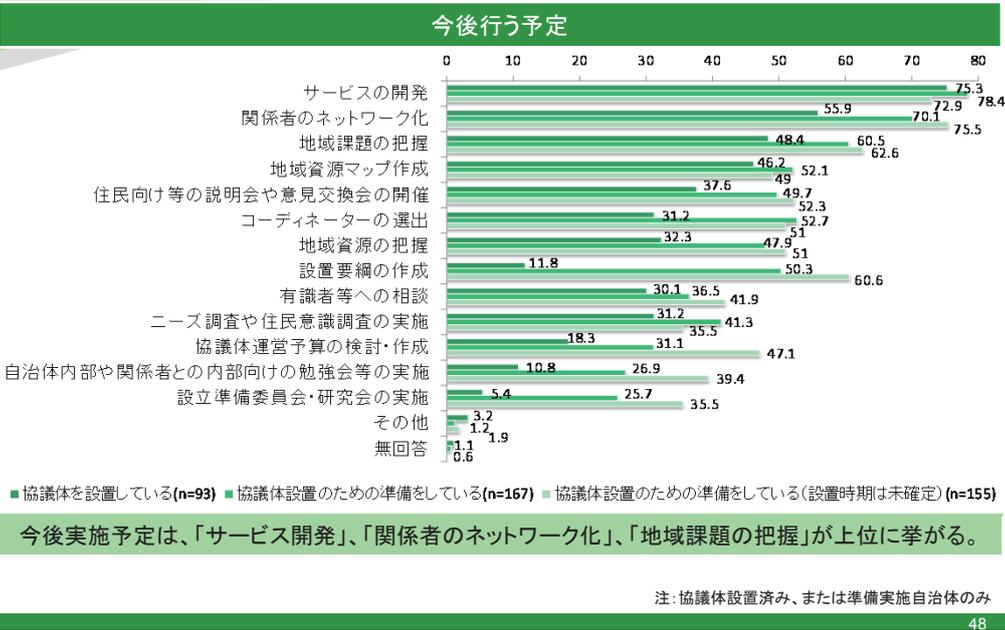
協議体設置後に実施



設置後は、地域の資源、課題の把握や関係者のネットワーク化が多い。

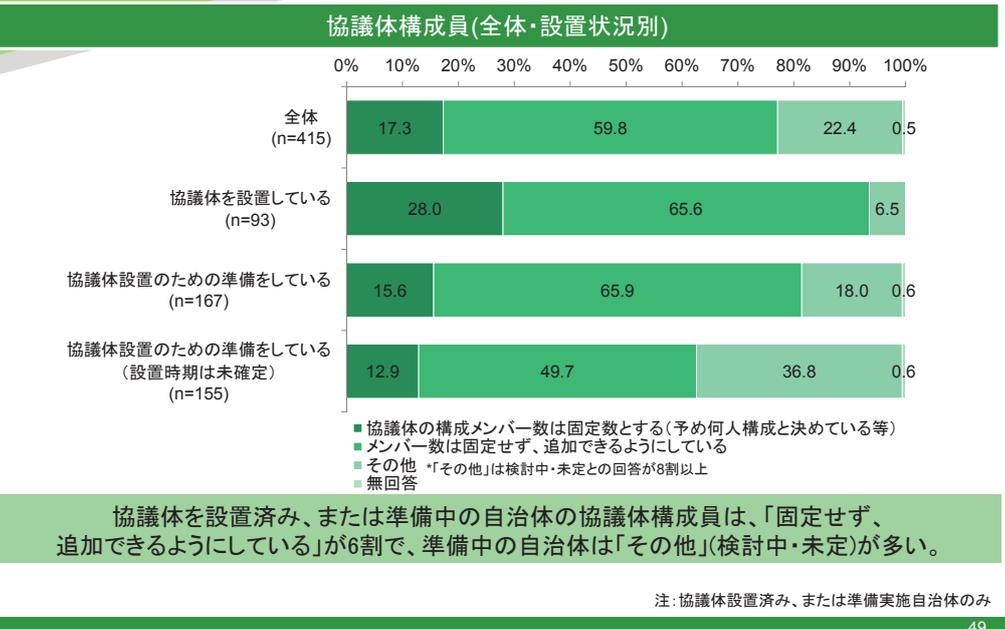
注: 協議体設置済み、または準備実施自治体のみ

3. 第1層協議体設置し、今後実施予定事項



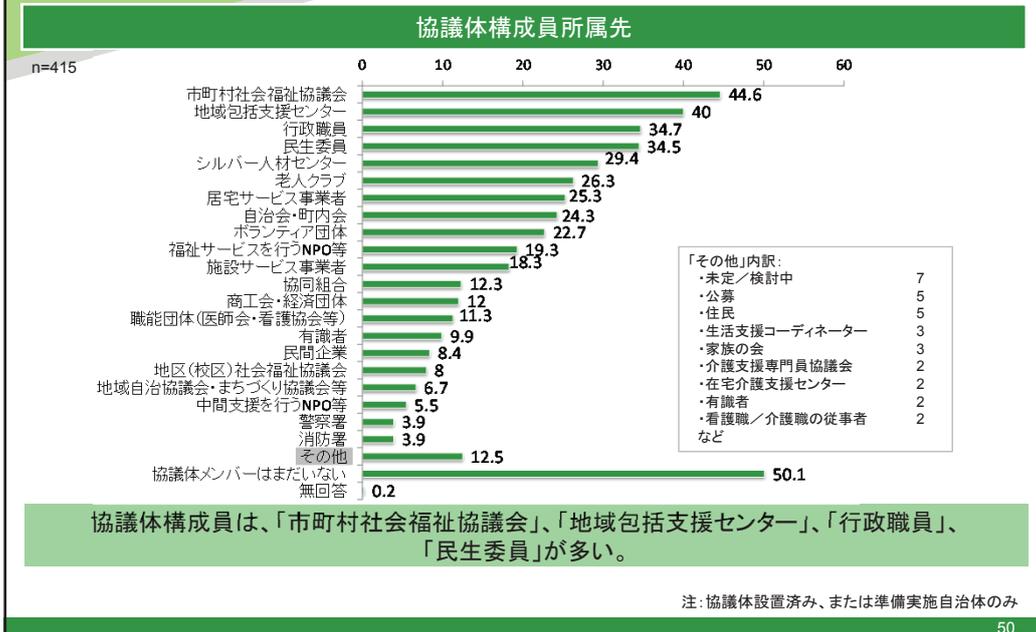
48

4. 第1層協議体設置状況

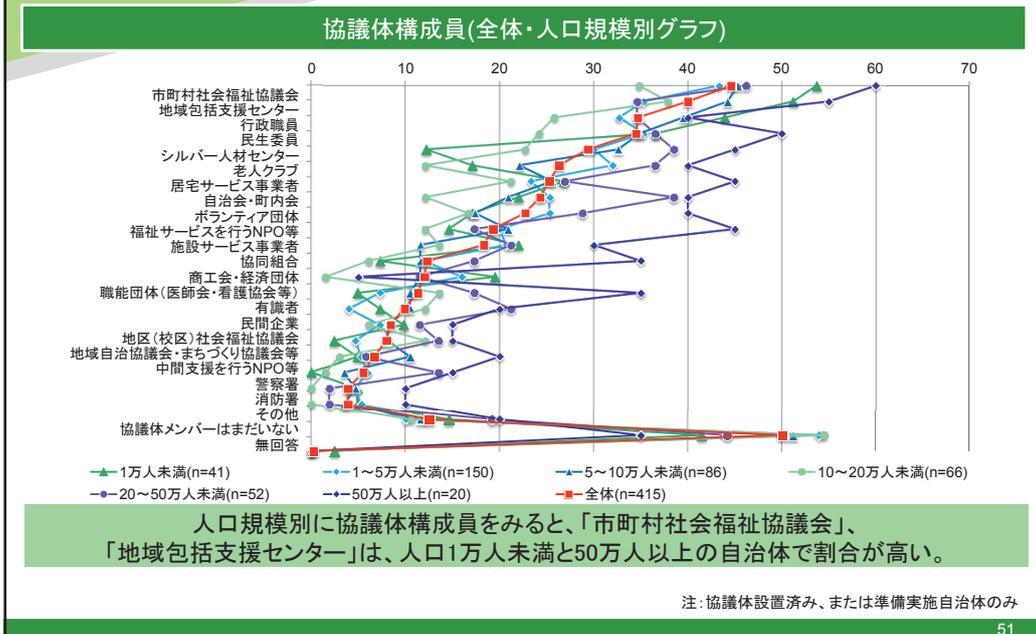


49

4. 第1層協議体構成員所属先①



4. 第1層協議体構成員所属先②



4. 第1層協議体構成員所属先③

協議体構成員(全体・人口規模別データ)

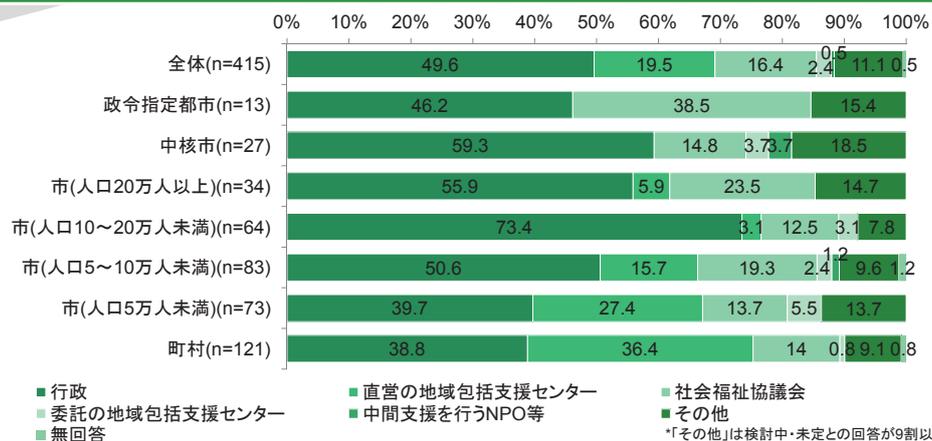
	全体(n=415)	1万人未満 (n=41)	1~5万人未満 (n=150)	5~10万人 未満(n=86)	10~20万人 未満(n=66)	20~50万人 未満(n=52)	50万人以上 (n=20)
市町村社会福祉協議会	44.6	53.7	43.3	45.3	34.8	46.2	60.0
地域包括支援センター	40.0	51.2	35.3	44.2	37.9	34.6	55.0
行政職員	34.7	43.9	32.7	39.5	25.8	34.6	40.0
民生委員	34.5	36.6	35.3	34.9	24.2	36.5	50.0
シルバー人材センター	29.4	12.2	30.0	32.6	22.7	38.5	45.0
老人クラブ	26.3	17.1	32.0	22.1	12.1	36.5	40.0
居宅サービス事業者	25.3	26.8	23.3	25.6	21.2	26.9	45.0
自治会・町内会	24.3	22.0	25.3	20.9	12.1	38.5	40.0
ボランティア団体	22.7	17.1	25.3	17.4	16.7	28.8	40.0
福祉サービスを行うNPO等	19.3	14.6	20.0	20.9	12.1	17.3	45.0
施設サービス事業者	18.3	22.0	20.7	11.6	13.6	21.2	30.0
協同組合	12.3	7.3	12.0	11.6	6.1	17.3	35.0
商工会・経済団体	12.0	19.5	16.0	11.6	1.5	11.5	5.0
職能団体(医師会・看護協会等)	11.3	4.9	7.3	10.5	13.6	17.3	35.0
有識者	9.9	7.3	4.0	10.5	12.1	21.2	20.0
民間企業	8.4	9.8	7.3	8.1	6.1	11.5	15.0
地区(校区)社会福祉協議会	8.0	2.4	4.7	8.1	12.1	13.5	15.0
地域自治協議会・まちづくり協議会等	6.7	4.9	5.3	10.5	3.0	5.8	20.0
中間支援を行うNPO等	5.5	0.0	6.0	3.5	1.5	13.5	15.0
警察署	3.9	4.9	4.7	4.7	0.0	1.9	10.0
消防署	3.9	4.9	5.3	3.5	0.0	1.9	10.0
その他	12.5	14.6	10.0	11.6	10.6	19.2	20.0
協議体メンバーはまだいない	50.1	41.5	54.0	51.2	54.5	44.2	35.0
無回答	0.2	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注: 協議体設置済み、または準備実施自治体のみ

52

5. 第1層協議体事務局の運営主体および 連携・一体化して運営する他の協議組織①

協議体事務局の運営主体(全体・自治体区分別)



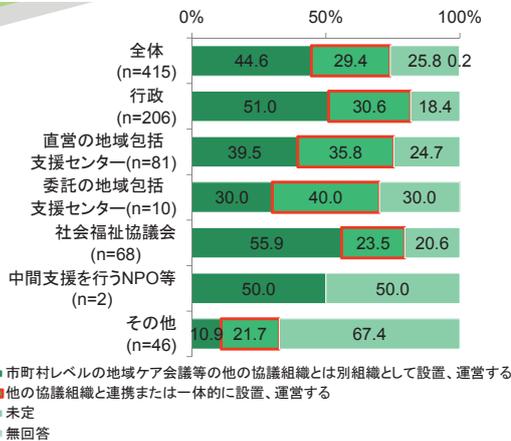
協議体設置済み、または準備中の自治体について、事務局の運営主体は、「行政」が5割で最も多く、人口規模が10~20万人未満でその割合が高い。

注: 協議体設置済み、または準備実施自治体のみ

53

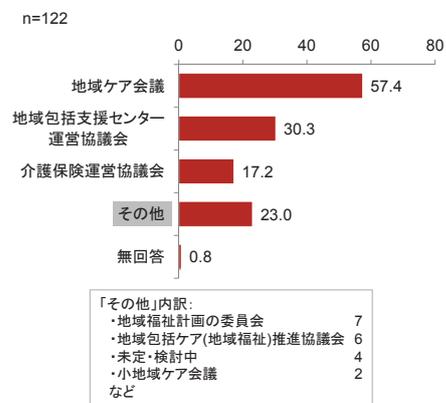
5. 第1層協議体事務局の運営主体および連携・一体化して運営する他の協議組織②

協議体の設置・運営(全体・運営主体別)



また、協議体の設置について、「他の協議組織とは別に設置・運営」が4割を超える。

連携・一体化して運営する他の協議組織



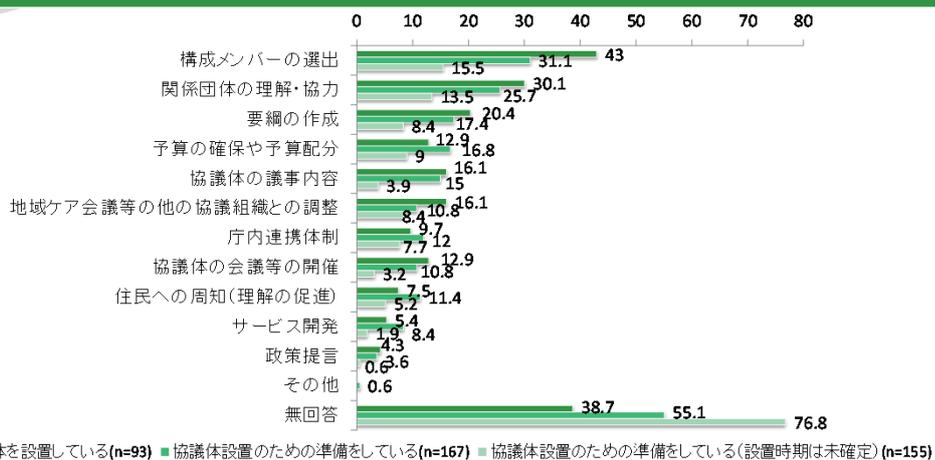
「他の協議組織と連携または一体的に設置・運営」する自治体では、「地域ケア会議」が6割と最も多い。

注: 協議体設置済み、または準備実施自治体のみ

54

6. 第1層協議体設置に関し、苦労した点および課題①

苦労した点・課題(設置前)



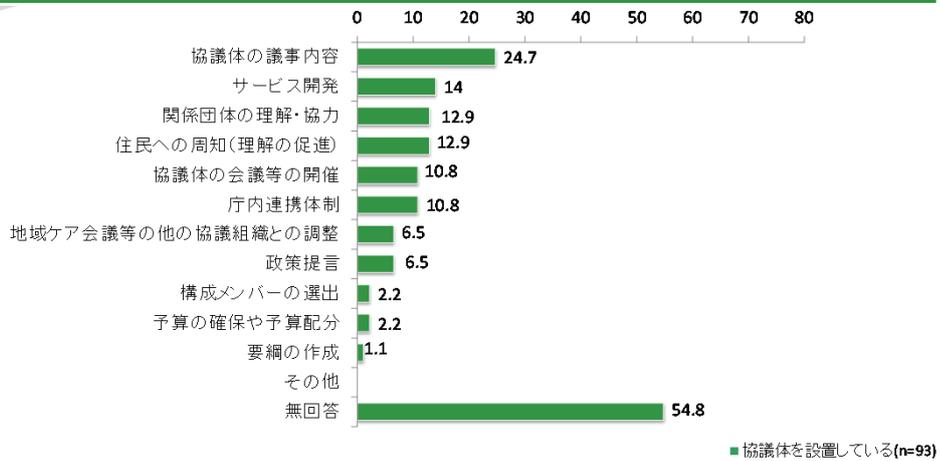
設置前では、「構成メンバーの選出」、「関係団体の理解・協力」、「要綱の作成」が上位に挙がる。

注: 協議体設置済み、または準備実施自治体のみ

55

6.第1層協議体設置に関し、苦労した点および課題②

苦労した点・課題(設置後)



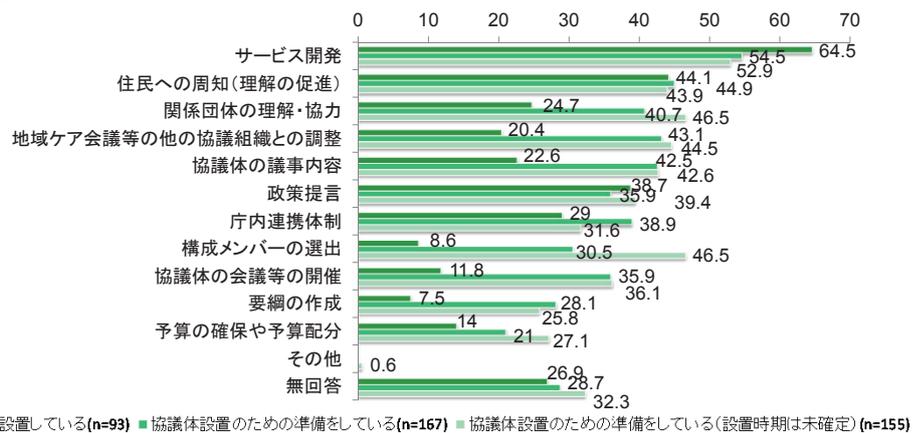
設置後は、「協議体の議事内容」が多い。

注: 協議体設置済み、または準備実施自治体のみ

56

6.第1層協議体設置に関し、苦労した点および課題③

今後予想される苦労・課題



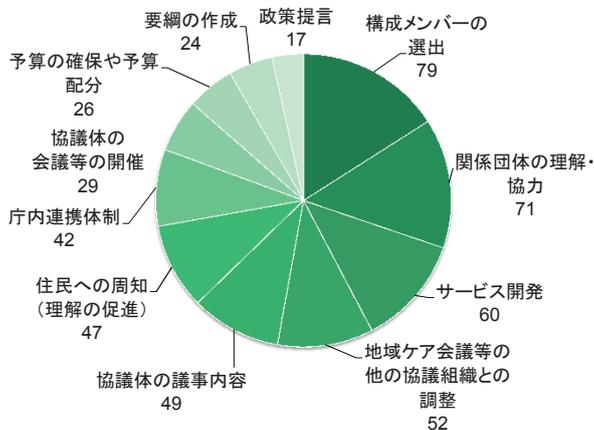
今後予想される苦労・課題は、「サービス開発」、「住民への周知」、「関係団体の理解・協力」が上位に挙がる。

注: 協議体設置済み、または準備実施自治体のみ

57

6.第1層協議体設置の関し、苦勞した点および課題④

協議体設置に関して苦勞した点、課題(自由記述の分類)



協議体設置に関して、苦勞した点、課題としては、「構成メンバーの選出」が最も多く挙げられている。次いで、「関係団体の理解・協力」、「サービス開発」が続く。

注:数字は、意見の数

58

6.第1層協議体設置の関し、苦勞した点および課題⑤

協議体設置に関して苦勞した点、課題(自由記述の分類)

構成メンバーの選出		サービス開発	
	件数		件数
団体・人材選定の基準	18	関係者等の理解や協力	11
要件が備わった組織や人材の選定	8	担い手の発掘・仕組みづくり	7
メンバーの範囲	8	地域資源の把握	6
他の会議体とメンバーが重複	6	サービスを創出できるのか	6
他機関との調整	6	ニーズの把握やニーズに応じた開発	6
検討中	5	開発におけるノウハウやスキル不足	6
多機関からの人選	5	資源の開発や方法	5
メンバー構成の変更や追加	5	開発の為の人材	3
趣旨の理解	4	サービス提供主体の検討や調整	3
メンバーが多い	3	その他	7
構成メンバーのバランス	2		
メンバーの関係性の配慮	2		
その他	11		
協議体の議事内容		地域ケア会議等の他の協議組織との調整	
	件数		件数
理解や意識の統一	11	他の会議との棲み分けや協議体への理解	27
どこから検討するか	8	参加者の重複	8
内容の検討	7	日程や参加者の調整	4
会議の進め方	5	他の協議組織との調整	4
内容の決定	4	既存の会議や活動との連携	2
具体的な議事内容	4	意見調達	1
検討中・未着手	3	その他	7
主体性を出す方法	3		
内容の整理	2		
その他	4		
		関係団体の理解・協力	
	件数		件数
		協議体設置において理解を得ること	28
		周知・説明できていない	7
		他の会議体との棲み分け	2
		理解の温度差	2
		検討中	2
		その他	3

59

6. 第1層協議体設置の関し、苦勞した点および課題⑥

協議体設置に関して苦勞した点、課題(自由記述の分類)

住民への周知(理解の促進)		予算確保や予算配分	
	件数		件数
理解の促進が必要	14	予算の立て方妥当性が不明	8
周知方法の検討	8	他部門・機関との理解・調整	5
検討中・未着手	5	予算の確保	5
認識や意識の向上	5	予算の検証	3
啓発活動が必要	4	報酬有無や金額の検討	3
理解に時間がかかる	3	その他	4
職員への理解	2		
その他	7		
庁内連携体制		要綱の作成	
	件数		件数
他課との連携・調整	24	参考例がない(少ない)	7
事業への理解	15	内容の検討	4
体制づくりの必要性	4	未着手	3
業務多忙	2	作業負担・作成時間の確保	3
その他	2	構成メンバーについての検討	3
		検討中	3
		その他	2
協議体の会議等の開催		政策提言	
	件数		件数
日程調整	8	意見等の政策への反映	7
会議内容や理解	5	体制の整理	2
主催側や参加者の負荷	3	取り組みの整理・調整	2
準備に時間を要する	3	検討中	2
開催頻度	3	その他	4
会場確保	2		
資料作成	2		
他の会議体の調整や活用	2		
その他	6		

60

6. 第1層協議体設置の関し、苦勞した点および課題⑦

協議体設置に関して苦勞した点、課題(自由記述の分類)

協議体設置に関して工夫した点		件数
メンバーの選定について		13
研究会やワーキングの開催		7
事前の説明・理解の促進		7
既存の会議を活用した		6
勉強会の開催		4
地域に出向き、意見を収集		3
さわやか福祉財団のインストラクターの協力		3
関係者間の連携		3
講演会・研修の開催		2
主体的な会議の場づくり		2
特になし		2
その他		5

61

(2) 第2層の協議体設置状況



62

1. 第2層の有無および圏域数①

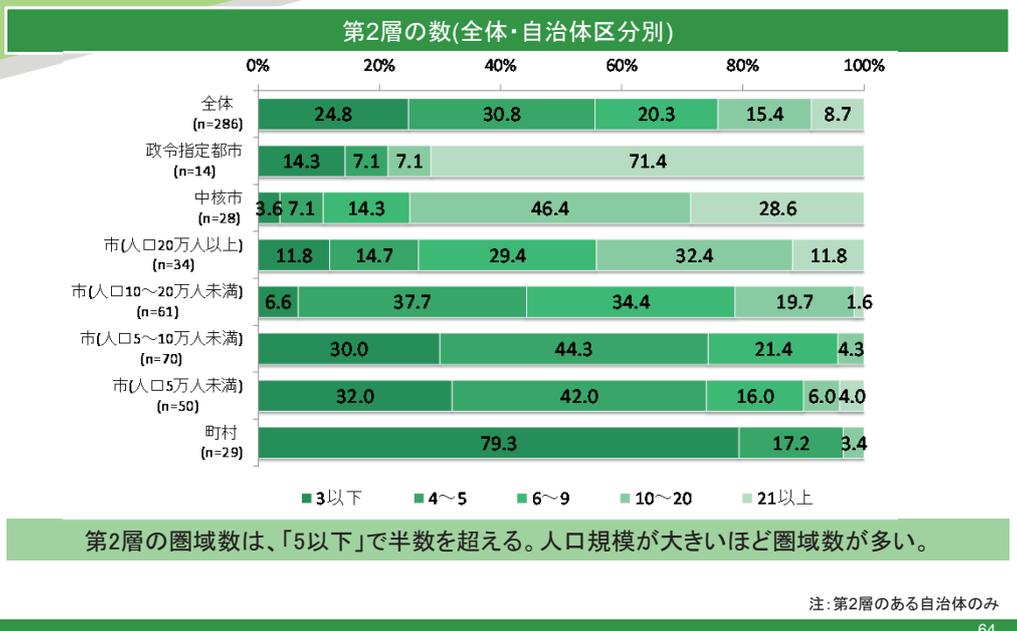


第2層の有無をみると、6割の自治体で第2層があり、人口規模が大きいほど割合が高い。

注：第2層のある自治体のみ

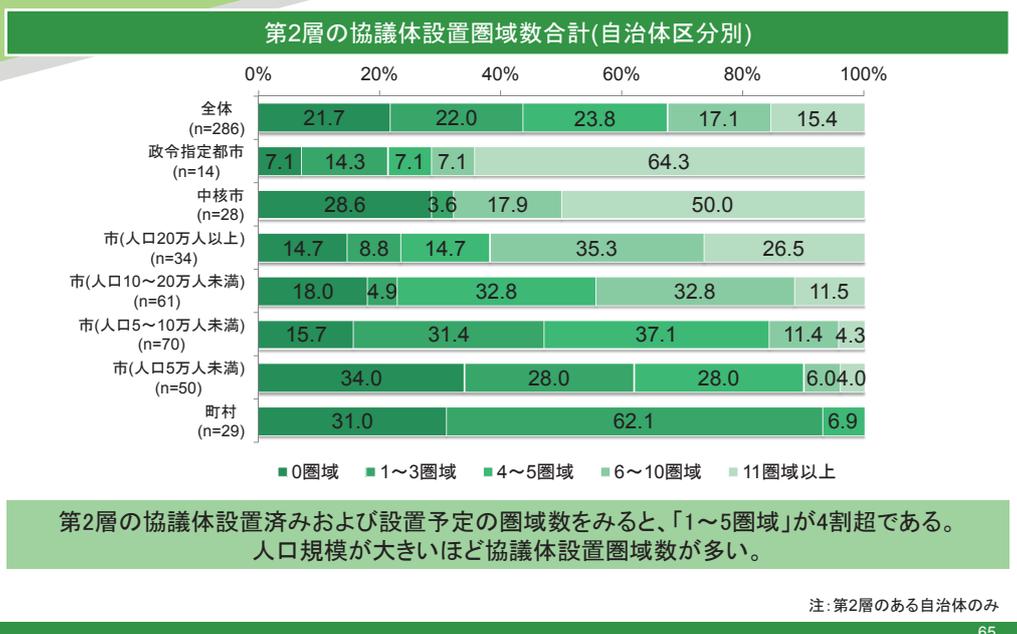
63

1. 第2層の有無および圏域数②



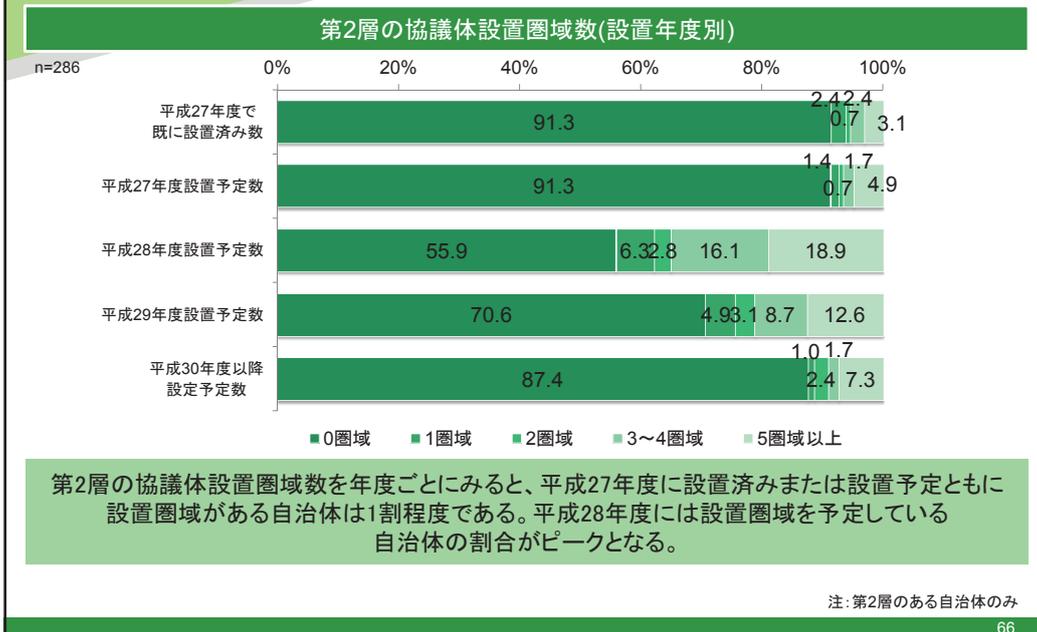
64

2. 第2層の協議体設置圏域数①



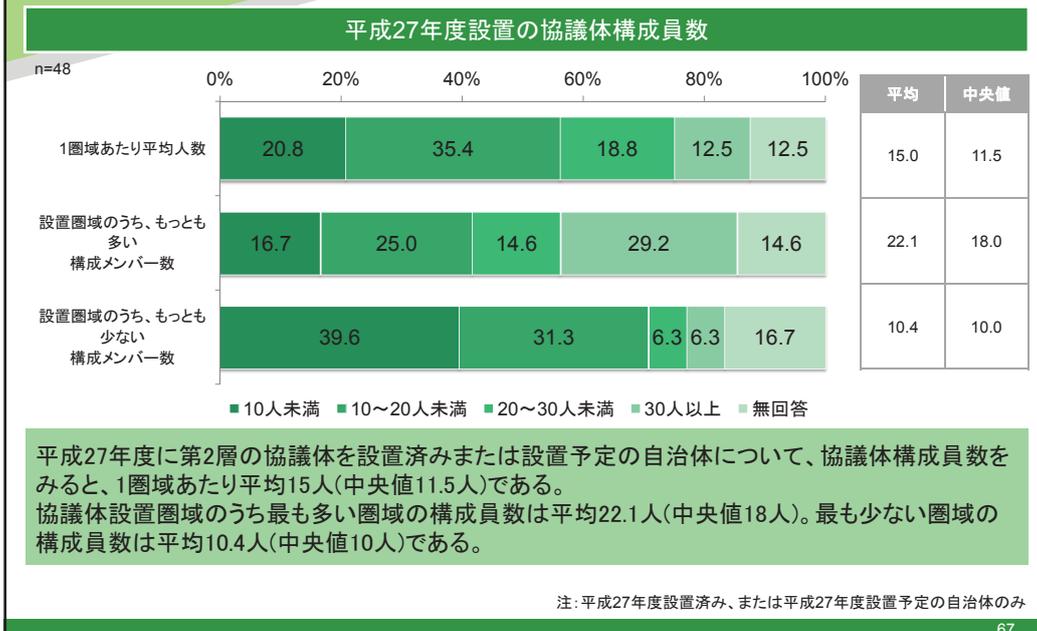
65

2. 第2層の協議体設置圏域数②



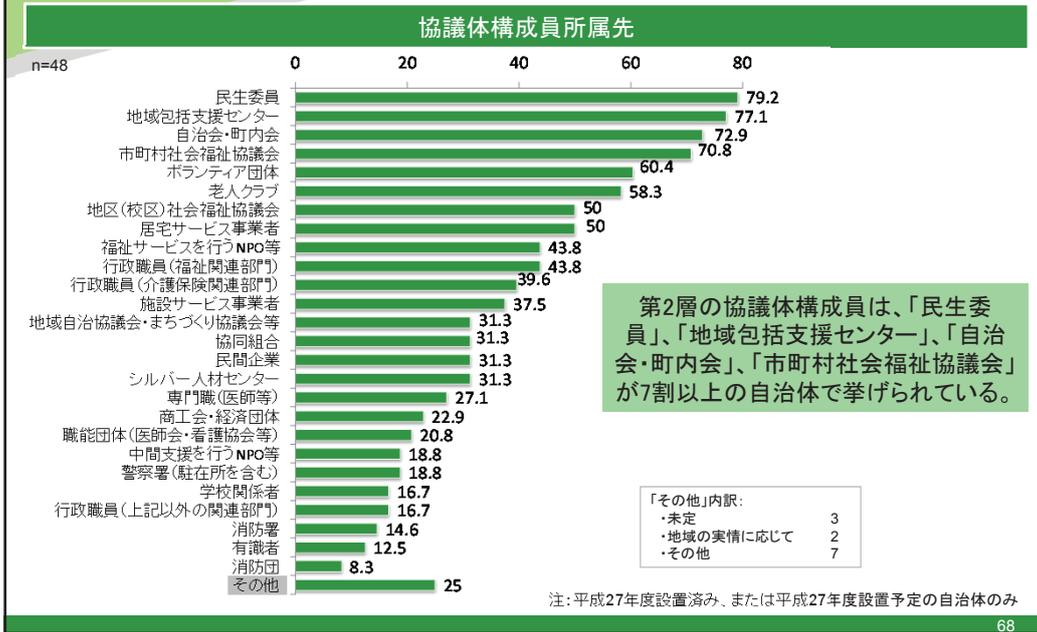
66

3. 第2層の協議体構成員数

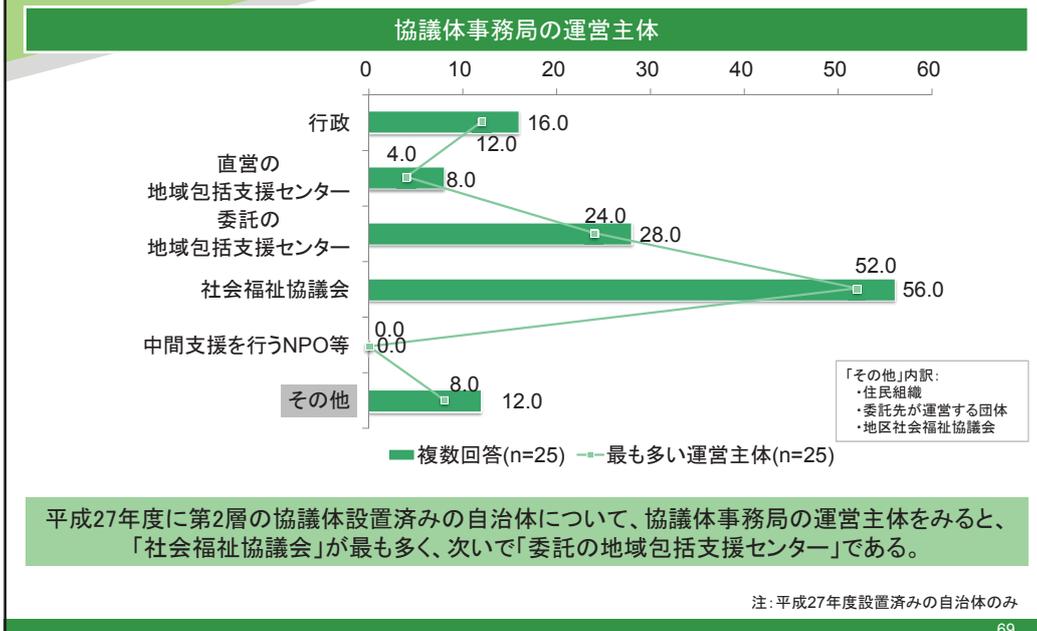


67

4. 第2層の協議体構成員所属先



5. 第2層の協議体の事務局運営主体



6. 第2層の協議体設置・運営形式および連携・一体化して運営する他の協議組織

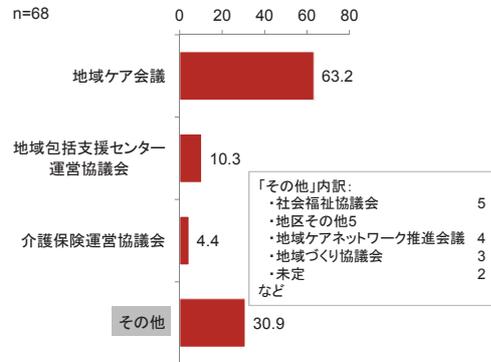
最も多い協議体の設置・運営形式



- 地域ケア会議等の他の協議組織とは別組織として設置、運営する
- 他の協議組織と連携または一体的に設置、運営する
- 未定
- 無回答

平成27年度に設置済みおよび今後設置を予定している自治体について、最も多い協議体の設置・運営方式をみると、「未定」が4割であるが、「他の協議組織と連携または一体的に設置・運営する」が3割である。

協議体を設置・運営する他の組織



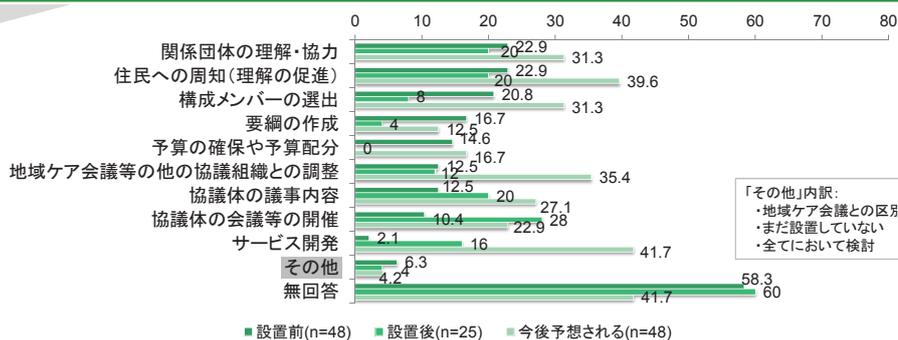
「他の協議組織と連携または一体的に設置・運営」する自治体では、「地域ケア会議」が6割と最も多い。

注：平成27年度設置済みの自治体のみ

70

7. 第2層協議体設置に関し、苦労した点および課題①

協議体設置において苦労した点・課題



平成27年度に第2層の協議体を設置済みまたは設置予定の自治体について、苦労した点や課題をみると、設置前では、「関係団体の理解・協力」、「住民への周知」、「構成メンバーの選出」が2割程度で上位に挙がる。設置後は、「協議体の会議等の開催」、「協議体の議事内容」、「関係団体の理解・協力」、「住民への周知」が上位に挙がる。今後予想されることは、「サービス開発」、「住民への周知」、「地域ケア会議等の他の組織との調整」が上位に挙がる。

注：平成27年度設置済み、または平成27年度設置予定の自治体のみ

71

7. 第2層協議体設置に関し、苦労した点および課題②

協議体設置に関して苦労した点、課題(自由記述の分類)

関係団体の理解・協力	件数	協議体の議事内容	件数
事業に対する理解	7	地域の課題と混同する	1
協力	2	住民が積極的に参加する会の作り方	1
その他	2	具体的に何を協議するのかなど	1
		その地域の現状や課題、住民ができる支援等について	1
		「地域づくり」についての新たな仕掛け作りの検討	1
		何を議題にするか	1
住民への周知(理解の促進)	件数	協議体の会議等の開催	件数
住民の理解	6	地域ケア会議と同日開催が望ましいが、時間が短くなる	1
周知方法	3	住民が積極的に参加する会の作り方	1
地域ケア会議との相違	2	定期的な開催の確保	1
その他	2	制度改正の理解とサービス創出イメージの共有	1
構成メンバーの選出	件数	サービス開発	件数
メンバーの選定	3	開発まで至らない	3
関係者の協力・理解	3	開発方法	3
その他	3	その他	1
予算の確保や予算配分	件数		
支払事務が負担なため無報酬でおこなっている	1		
活動に見合う予算の確保	1		
予算の確保に苦労した	1		
新規事業のため、業務量推計が困難だった	1		
地域ケア会議等の他の協議組織との調整	件数		
地域ケア会議との棲み分け	4		
他機関との調整・連携	3		
その他	2		

72

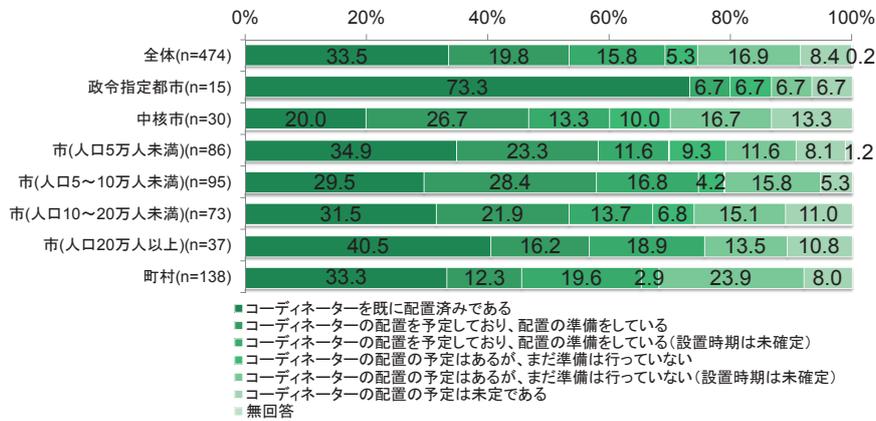
(3) 第1層のコーディネーター配置状況



73

1.第1層のコーディネーター配置状況①

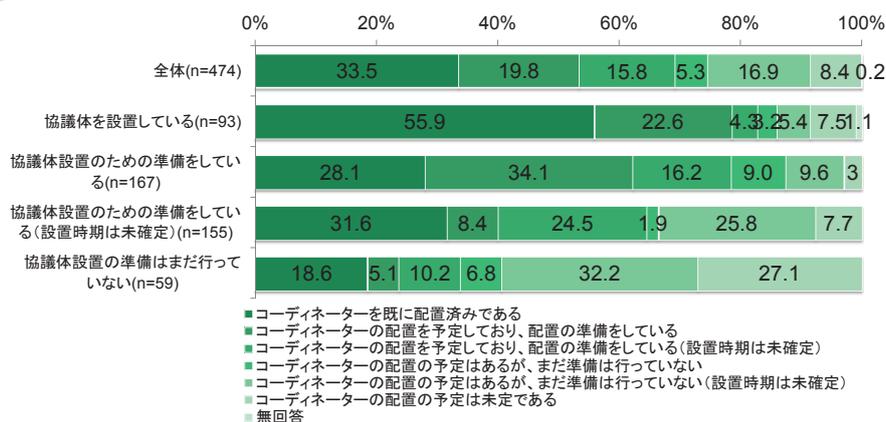
コーディネーター配置状況(全体・自治体区別)



第1層のコーディネーターは、「既に配置済み」が3割超、「配置の準備中(時期未定含む)」も同程度である。政令指定都市では「配置済み」が7割を超える。

1.第1層のコーディネーター配置状況②

コーディネーター配置状況(全体・協議体設置状況別)



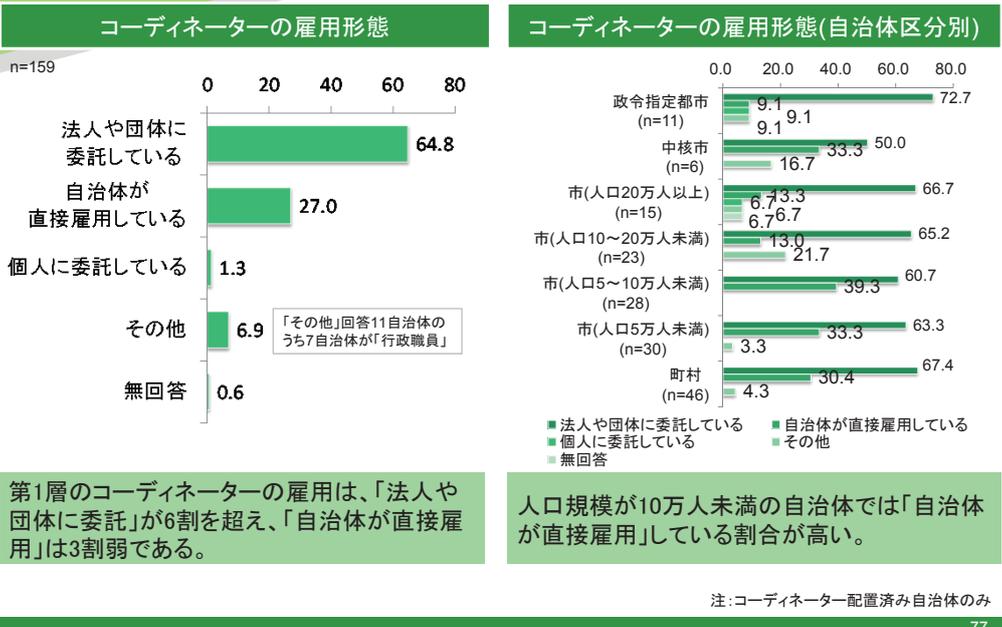
協議体の設置状況別でみると、設置している自治体でコーディネーターを配置している割合は6割弱で、協議体の設置準備中の自治体でも3割程度はコーディネーターを配置している。

2. 第1層のコーディネーター配置時期



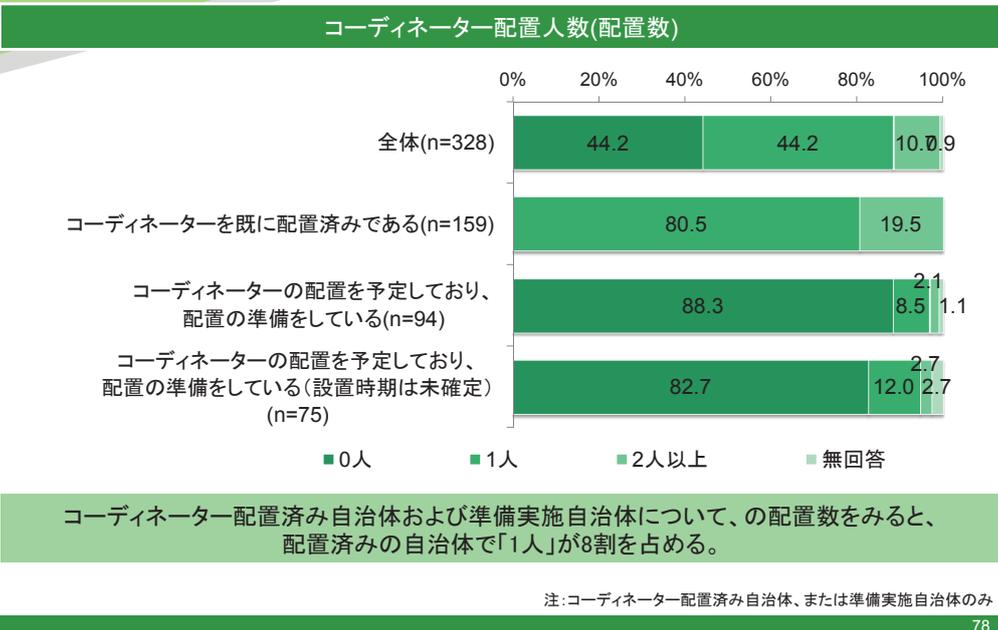
76

3. 第1層のコーディネーターの雇用形態



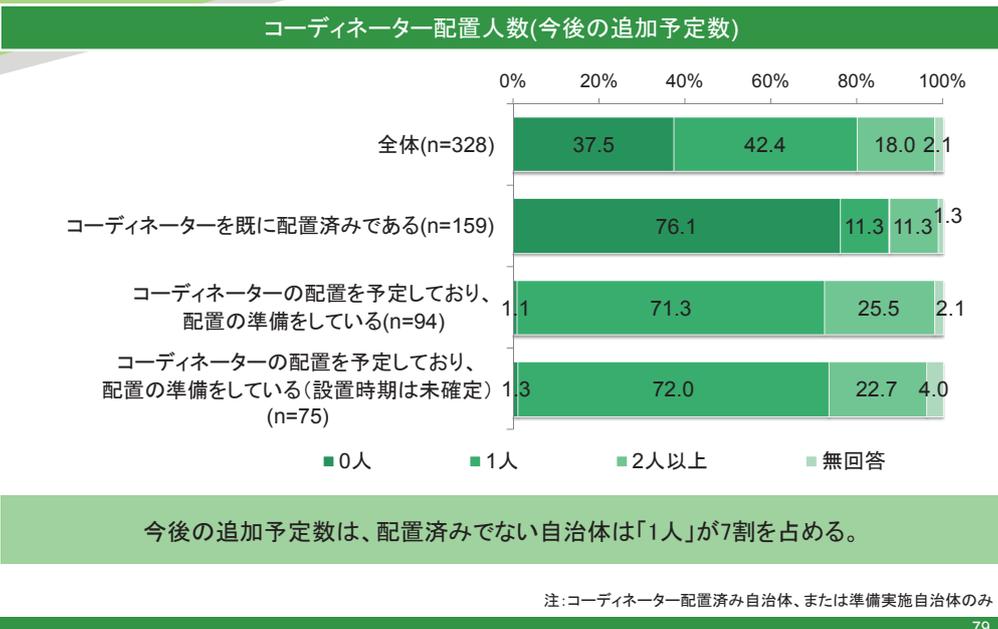
77

4. 第1層のコーディネーターの配置人数①



78

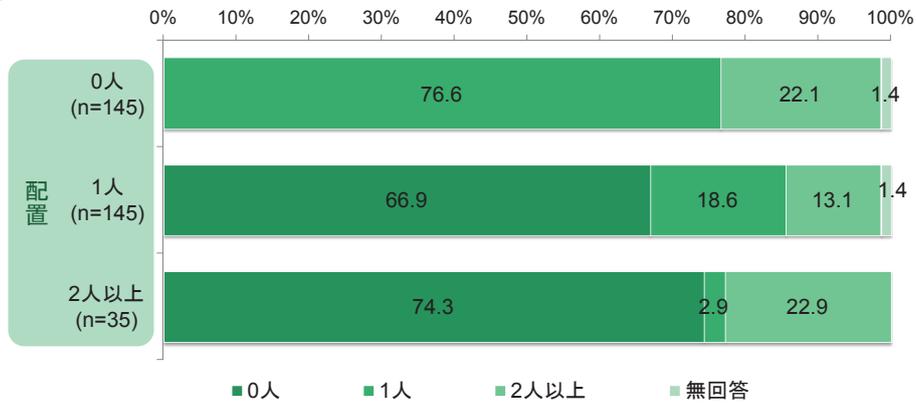
4. 第1層のコーディネーターの配置人数②



79

4. 第1層のコーディネーターの配置人数③

コーディネーター今後の追加予定人数(配置人数別)



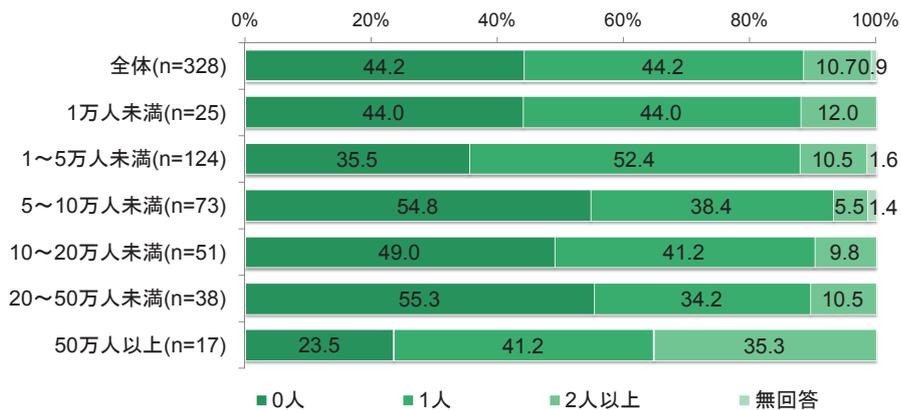
配置数別に今後の追加予定数を見ると、「0人」の自治体では、今後「1人」が8割程度で、「1人以上」配置している自治体は、今後の追加はない割合が高い。

注: コーディネーター配置済み自治体、または準備実施自治体のみ

80

4. 第1層のコーディネーターの配置人数④

コーディネーター配置人数(配置数)(人口規模別)



コーディネーターの配置人数を人口規模別で見ると、配置数は、人口50万人以上の自治体が1人以上の割合が高いが、人口規模が大きいほど配置数が多いとは限らない。

注: コーディネーター配置済み自治体、または準備実施自治体のみ

81

4. 第1層のコーディネーターの配置人数⑤

コーディネーター配置人数(今後の追加予定数)(人口規模別)



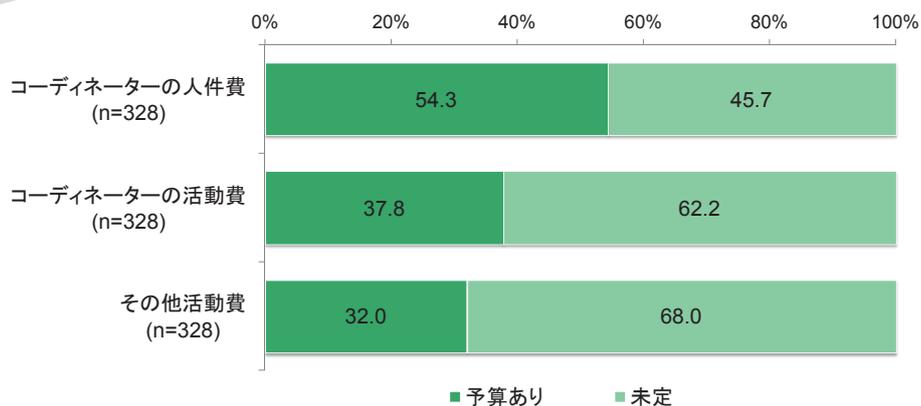
今後の追加予定数も人口50万人以上の自治体が2人以上追加の割合が高い。

注:コーディネーター配置済み自治体、または準備実施自治体のみ

82

5. 第1層コーディネーターの person fee・activity fee①

平成27年度予算の有無



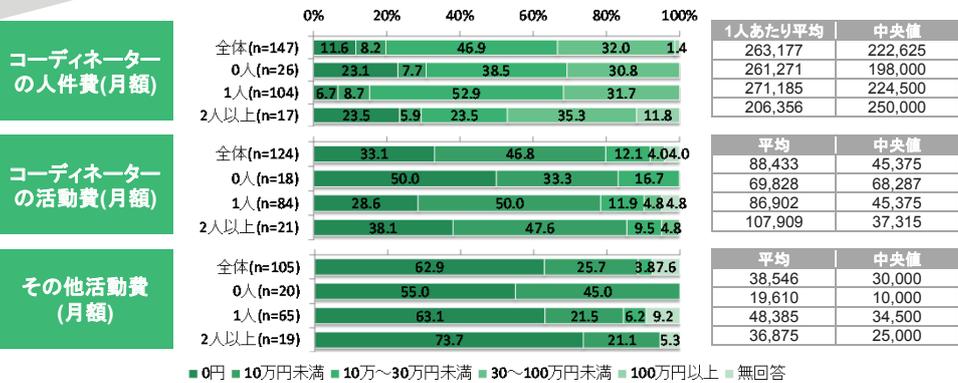
コーディネーターや協議体に関する平成27年度の予算についてみると、「コーディネーターの person fee」を予算化している自治体は5割超である。

注:コーディネーター配置済み自治体、または準備実施自治体のみ

83

5.第1層コーディネーターの人件費・活動費②

平成27年度予算月額(全体・配置数別)



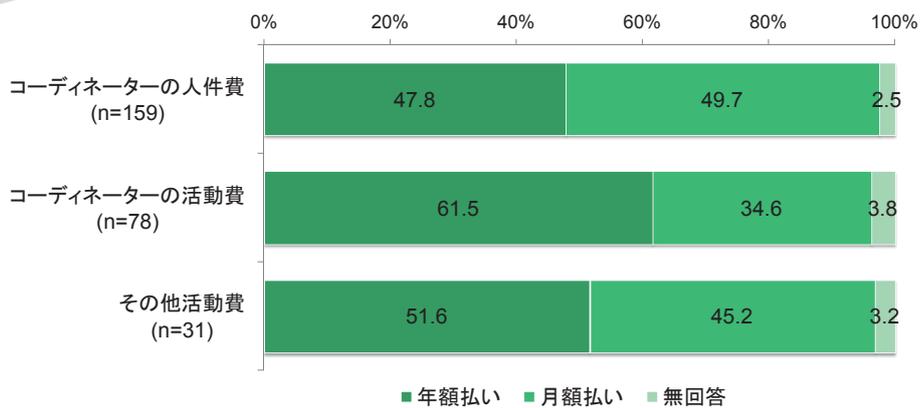
■ 0円 ■ 10万円未満 ■ 10万～30万円未満 ■ 30～100万円未満 ■ 100万円以上 ■ 無回答
 * コーディネーター人件費(月額)は、月額70万円以上、または1人当たり 時給換算で1,000円未満は外れ値として除外。
 * 1人あたり平均は、「0円」回答を除き算出。
 * コーディネーターの配置数は、平成27年11月現在の配置数であり、当設問への回答は配置予定の自治体も含む。

「コーディネーターの人件費」の予算額は、「10～30万円未満」が多く、「コーディネーターの活動費」は「10万円未満」が多い。また、「その他活動費」は「0円」が多い。

注:コーディネーター配置済み自治体、または準備実施自治体のみ

5.第1層コーディネーターの人件費・活動費③

支払い方法(予算額回答自治体)

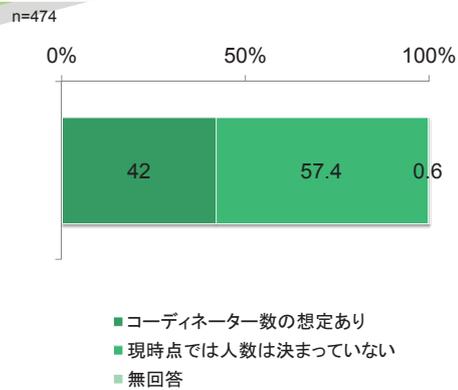


支払い方法をみると、コーディネーターの「人件費」、「その他活動費」は「年額払い」と「月額払い」がほぼ半々である。「活動費」は「年額払い」が多い。

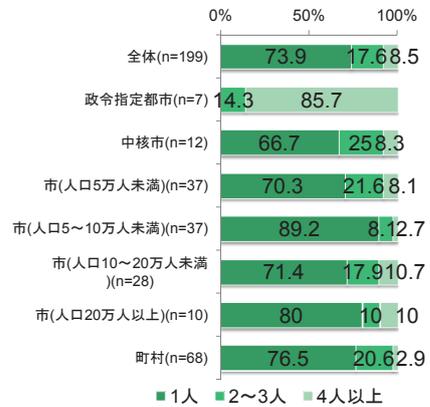
注:コーディネーター配置済み自治体、または準備実施自治体のみ

6. 第1層コーディネーターの想定数(H30年4月時点)

平成30年4月時点でのコーディネーター想定数



平成30年4月時点でのコーディネーター想定数

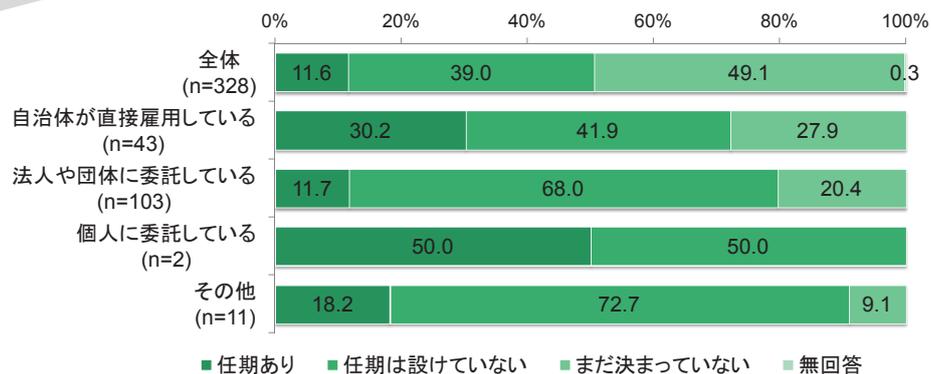


平成30年4月時点で想定している第1層のコーディネーター数は、「現時点で決まっていない」が6割程度を占める。

コーディネーター数を想定している自治体では、「1人」が7割を超え、政令指定都市では「4人以上」が8割を超える。

7. 第1層コーディネーターの任期①

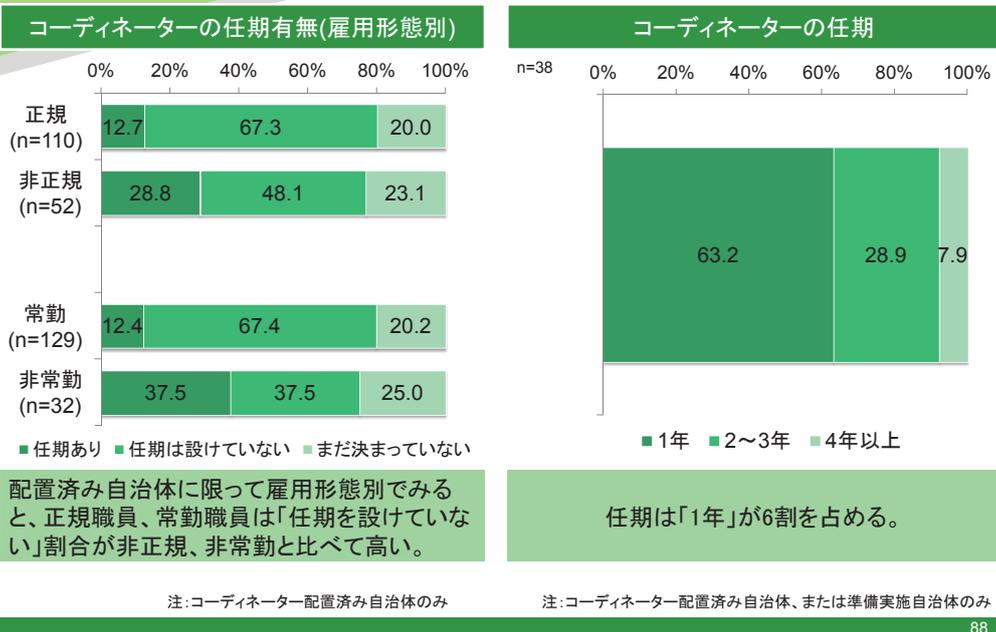
コーディネーターの任期有無(全体・雇用形態別)



コーディネーターの任期については、「決まっていない」が5割を占め、「任期を設けていない」が4割である。自治体が直接雇用している場合は、「任期が決まっている」割合が3割となり、委託の場合よりも高い。

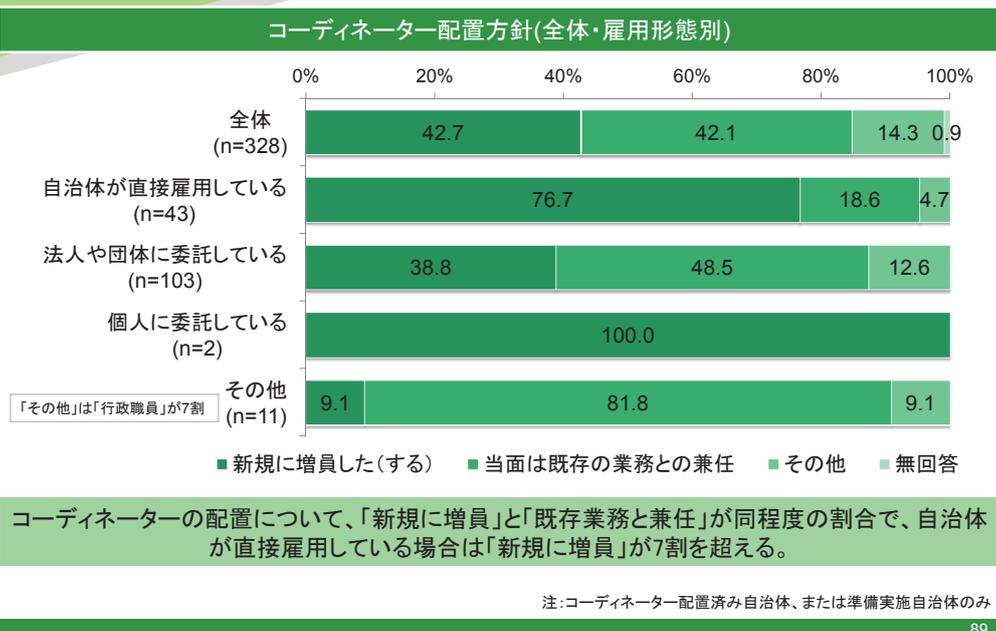
注: コーディネーター配置済み自治体、または準備実施自治体のみ

7. 第1層コーディネーターの任期②



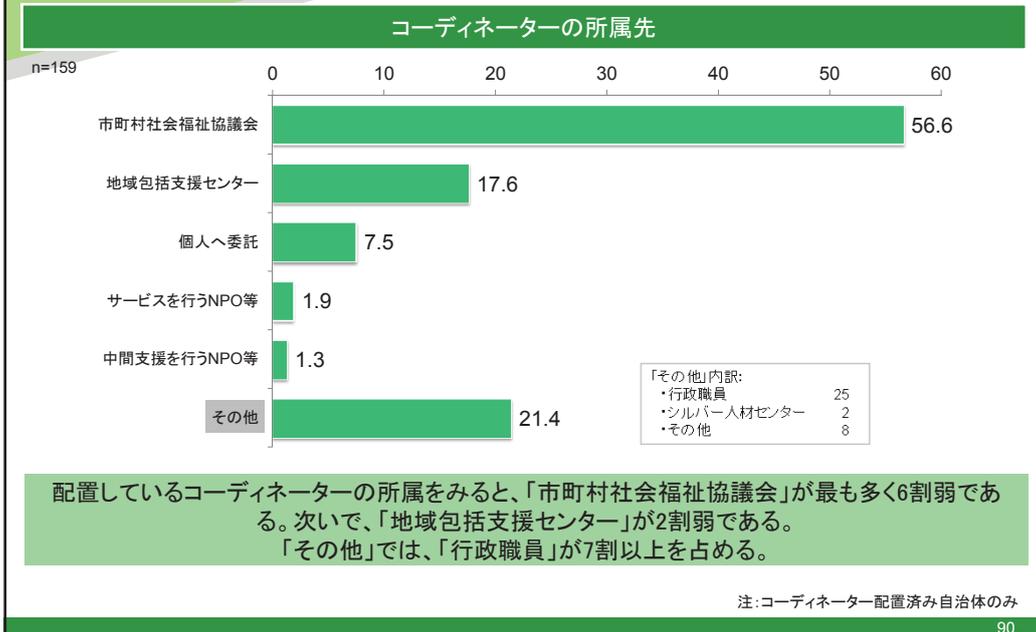
88

8. 第1層コーディネーターの配置方針

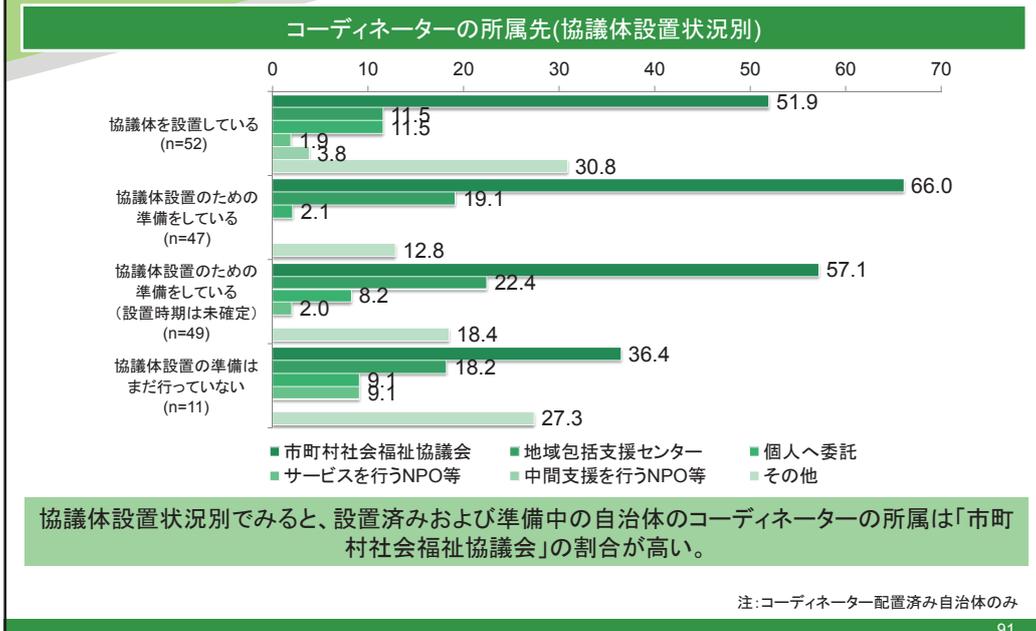


89

9.第1層コーディネーターの所属先①

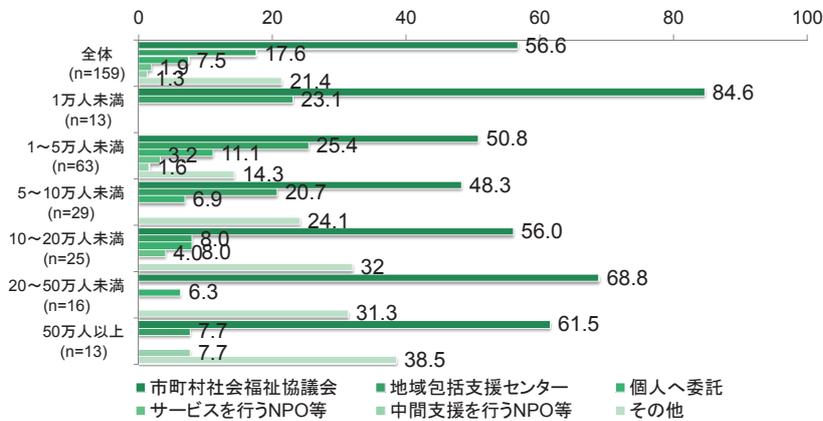


9.第1層コーディネーターの所属先②



9.第1層コーディネーターの所属先③

コーディネーターの所属先(人口規模別)



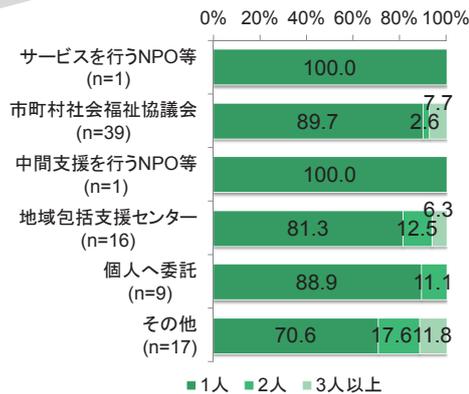
配置しているコーディネーターの所属を人口規模別で見ると、人口1万人未満の自治体では「市町村社会福祉協議会」が8割を超える。
また、「地域包括支援センター」は、10万人以上の自治体では割合が低くなる。

注:コーディネーター配置済み自治体のみ

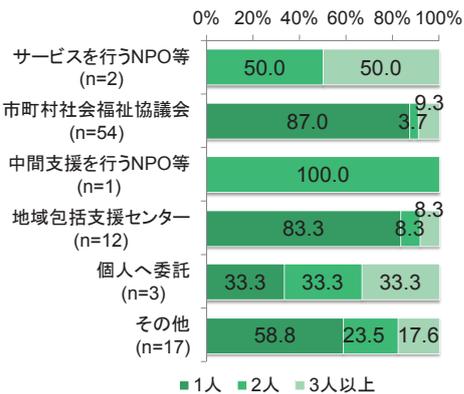
92

10.第1層コーディネーター数(専任・兼任)①

専任のコーディネーター数(所属別)



所属団体の業務との兼任コーディネーター数(所属別)



配置しているコーディネーターの所属別に専任・兼任をみると、専任のコーディネーターは、いずれの所属でも「1人」がほとんどである。兼任のコーディネーターも、「市町村社会福祉協議会」、「地域包括支援センター」所属では「1人」が多い。

注:コーディネーター配置済み自治体のみ

93

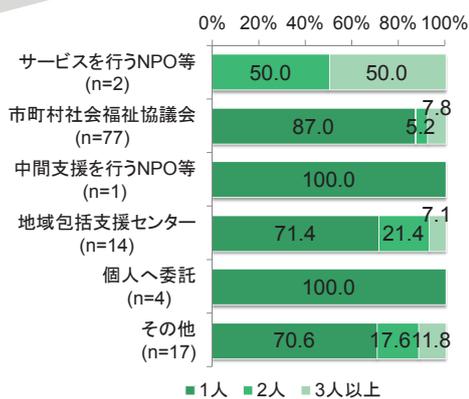
10.第1層コーディネーター数(専任・兼任)②

	サンプル数		平均		専任			兼任		
	専任	兼任	専任	兼任	最小	最大	中央値	最小	最大	中央値
サービスを行うNPO等	1	2	1.0	4.0	-	-	-	2	6	4
市町村社会福祉協議会	39	54	1.4	1.3	1	9	1	1	5	1
中間支援を行うNPO等	1	1	1.0	2.0	-	-	-	-	-	-
地域包括支援センター	16	12	1.3	1.3	1	3	1	1	3	1
個人へ委託	9	3	1.1	3.7	1	2	1	1	8	2
その他	17	17	1.9	1.7	1	7	1	1	5	1

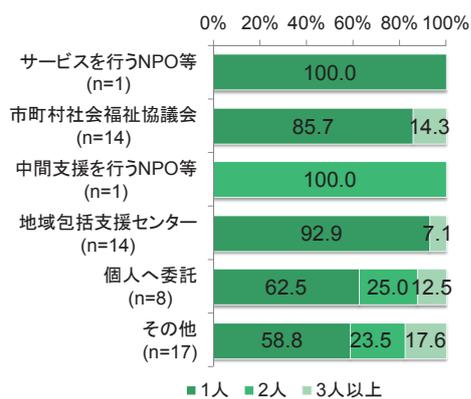
94

10.第1層コーディネーター数(正規・非正規)①

正規職員のコーディネーター数(所属別)



非正規職員のコーディネーター数(所属別)



所属別に正規職員・非正規職員の人数をみると、概ね「1人」が多い。

注:コーディネーター配置済み自治体のみ

95

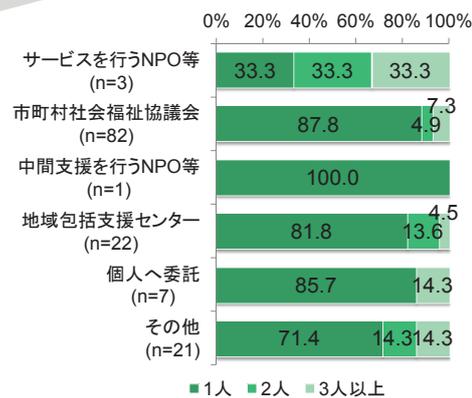
10.第1層コーディネーター数(正規・非正規)②

	サンプル数		平均		正規職員			非正規職員		
	正規職員	非正規職員	正規職員	非正規職員	最小	最大	中央値	最小	最大	中央値
サービスを行うNPO等	2	1	4.0	1.0	2	6	4	-	-	-
市町村社会福祉協議会	77	14	1.4	1.4	1	9	1	1	4	1
中間支援を行うNPO等	1	1	1.0	2.0	-	-	-	-	-	-
地域包括支援センター	14	14	1.4	1.1	1	3	1	1	3	1
個人へ委託	4	8	1.0	2.1	1	1	1	1	8	1
その他	17	17	1.5	2.1	1	5	1	1	7	1

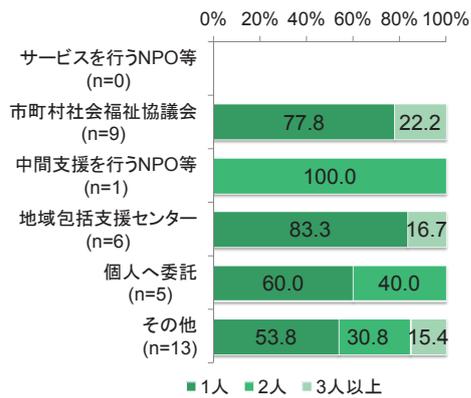
96

10.第1層コーディネーター数(常勤・非常勤)①

常勤のコーディネーター数(所属別)



非常勤のコーディネーター数(所属別)



所属別に常勤・非常勤の人数をみると、概ね「1人」が多い。

注:コーディネーター配置済み自治体のみ

97

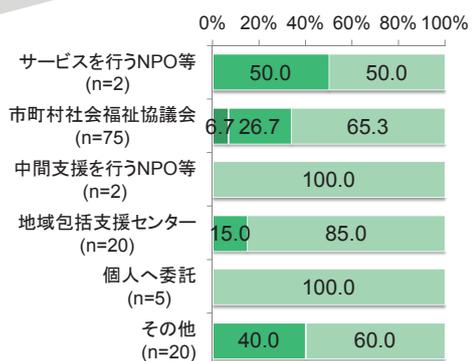
10.第1層コーディネーター数(常勤・非常勤)②

	サンプル数		平均		常勤			非常勤		
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	最小	最大	中央値	最小	最大	中央値
サービスを行うNPO等	3	-	3.0	-	1	6	2	-	-	-
市町村社会福祉協議会	82	9	1.3	1.6	1	9	1	1	4	1
中間支援を行うNPO等	1	1	1.0	2.0	-	-	-	-	-	-
地域包括支援センター	22	6	1.2	1.3	1	3	1	1	3	1
個人へ委託	7	5	2.0	1.4	1	8	1	1	2	1
その他	21	13	1.7	1.9	1	7	1	1	7	1

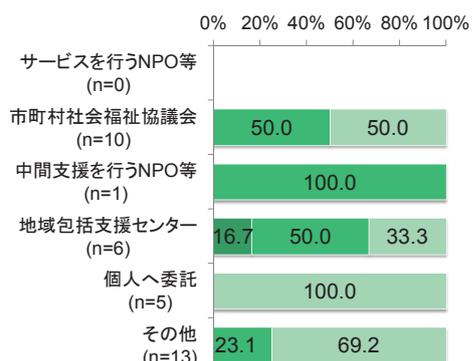
98

11.第1層コーディネーターの週平均活動時間(常勤・非常勤)①

常勤コーディネーターの週平均活動時間(所属別)



非常勤コーディネーターの週平均活動時間(所属別)



常勤・非常勤のコーディネーターについて、週平均活動時間数をみると、常勤は「24時間超~40時間以内」が多く、非常勤は、「市町村社会福祉協議会」、「地域包括支援センター」などで「24時間以内」が半数以上である。

注:コーディネーター配置済み自治体のみ

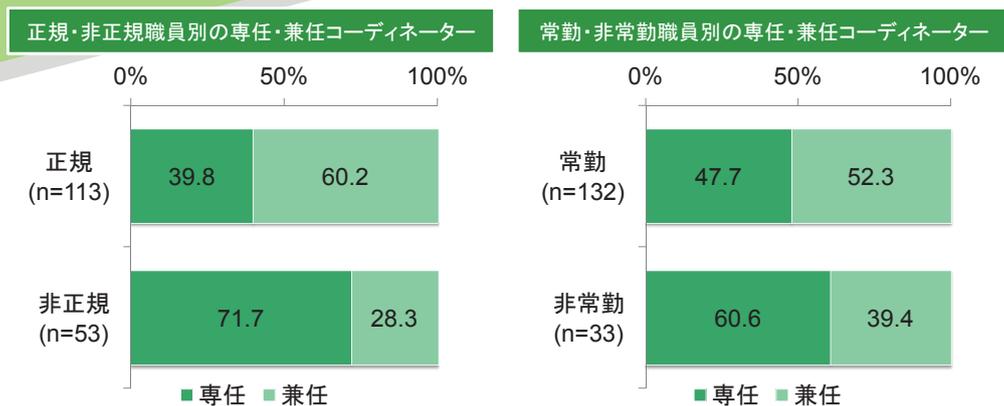
99

11. 第1層コーディネーターの週平均活動時間(常勤・非常勤)②

	サンプル数		平均		常勤			非常勤		
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	最小	最大	中央値	最小	最大	中央値
サービスを行うNPO等	2	-	24.0	-	8	40	24	-	-	-
市町村社会福祉協議会	75	10	31.1	26.6	2	50	40	13	40	26
中間支援を行うNPO等	2	1	40.0	23.0	40	40	40	-	-	-
地域包括支援センター	20	6	35.1	18.5	8	40	40	2	32	19.5
個人へ委託	5	5	36.8	31.8	30	40	39	29	38	30
その他	20	13	27.1	34.2	8	40	31.5	16	62	32

100

12. 第1層コーディネーターの専任・兼任割合(雇用形態別)



*n数は、自治体数ではなく、自治体の回答数をベースとして算出。
(ex. A市で「正規」、「非正規」の職員が両方いる場合、回答数「2」とする。)

配置しているコーディネーターの雇用形態別にみると、正規職員は、兼任の割合が6割と高く、非正規職員は、専任が7割を占める。

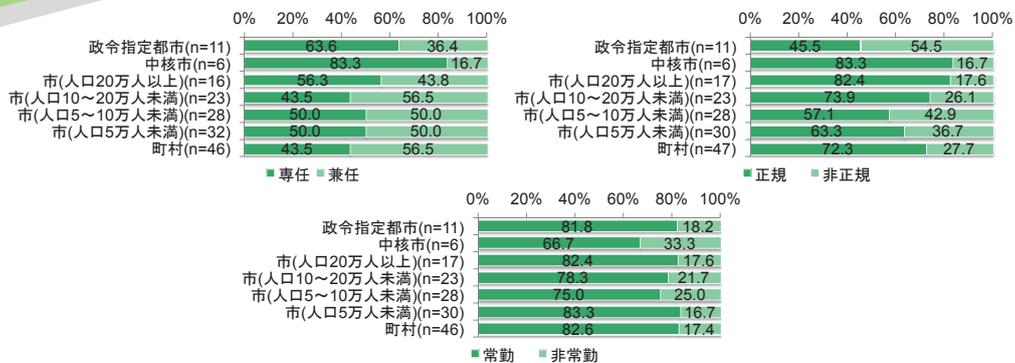
勤務形態別では、常勤職員は、専任・兼任がほぼ同等の割合で、非常勤職員は、専任の割合が高い。

注:コーディネーター配置済み自治体のみ

101

12. 第1層コーディネーターの専任・兼任割合（自治体区分別）

自治体区分別雇用形態



*n数は、自治体数ではなく、自治体の回答数をベースとして算出。
(ex. A市で「正規」、「非正規」の職員が両方いる場合、回答数「2」とする。)

配置しているコーディネーターの雇用形態を自治体区分別でみると、政令指定都市、中核市は「専任」が多い。
また、概ねいずれの自治体区分でも「正規」職員、「常勤」職員が多い。

注: コーディネーター配置済み自治体のみ

102

13. 都道府県別にみた第1層コーディネーター数（専任・兼任）

都道府県別雇用形態

	合計	専任	兼任
全体	159	81	81
北海道	3	1	2
青森県	4	2	2
岩手県	4	1	3
宮城県	1	1	0
秋田県	-	-	-
山形県	2	1	1
福島県	1	1	0
茨城県	2	1	1
栃木県	2	0	2
群馬県	1	0	1
埼玉県	15	3	13
千葉県	6	1	5
東京都	16	12	4
神奈川県	3	1	2
新潟県	3	2	1
富山県	-	-	-
石川県	2	0	2
福井県	3	1	2
山梨県	4	3	1
長野県	4	1	3
岐阜県	1	0	1
静岡県	5	0	5
愛知県	5	3	2
三重県	4	2	2
滋賀県	-	-	-
京都府	1	0	1
大阪府	7	4	3
兵庫県	8	5	3
奈良県	1	1	0
和歌山県	2	0	2
鳥取県	2	0	2
島根県	1	1	0
岡山県	2	2	0
広島県	4	1	3
山口県	1	1	0
徳島県	1	1	0
香川県	1	1	0
愛媛県	1	0	1
高知県	5	3	3
福岡県	5	4	1
佐賀県	-	-	-
長崎県	1	1	0
熊本県	5	2	3
大分県	6	6	1
宮崎県	4	3	1
鹿児島県	7	5	2
沖縄県	3	3	0

注: コーディネーター配置済み自治体のみ

103

13.都道府県別にみた第1層コーディネーター数(正規・非正規)

都道府県別雇用形態

	合計	正規	非正規
全体	159	110	52
北海道	3	1	2
青森県	4	4	0
岩手県	4	2	2
宮城県	1	1	0
秋田県	-	0	0
山形県	2	1	1
福島県	1	1	0
茨城県	2	1	1
栃木県	2	2	0
群馬県	1	1	0
埼玉県	15	13	3
千葉県	6	4	2
東京都	16	13	4
神奈川県	3	2	1
新潟県	3	2	1
富山県	-	0	0

	合計	正規	非正規
石川県	2	1	1
福井県	3	2	1
山梨県	4	2	2
長野県	4	2	2
岐阜県	1	1	0
静岡県	5	5	0
愛知県	5	3	2
三重県	4	4	0
滋賀県	-	0	0
京都府	1	0	1
大阪府	7	4	3
兵庫県	8	5	3
奈良県	1	1	0
和歌山県	2	2	0
鳥取県	2	1	1
島根県	1	1	0
岡山県	2	2	0

	合計	正規	非正規
広島県	4	3	2
山口県	1	0	1
徳島県	1	1	0
香川県	1	1	0
愛媛県	1	1	0
高知県	5	3	2
福岡県	5	1	4
佐賀県	-	0	0
長崎県	1	0	1
熊本県	5	3	2
大分県	6	3	3
宮崎県	4	4	0
鹿児島県	7	6	1
沖縄県	3	0	3

注:コーディネーター配置済み自治体のみ

104

13.都道府県別にみた第1層コーディネーター数(常勤・非常勤)

都道府県別雇用形態

	合計	常勤	非常勤
全体	159	129	32
北海道	3	2	1
青森県	4	3	1
岩手県	4	2	2
宮城県	1	1	0
秋田県	-	0	0
山形県	2	2	0
福島県	1	1	0
茨城県	2	1	1
栃木県	2	2	0
群馬県	1	1	0
埼玉県	15	14	2
千葉県	6	3	3
東京都	16	12	5
神奈川県	3	2	1
新潟県	3	2	1
富山県	-	0	0

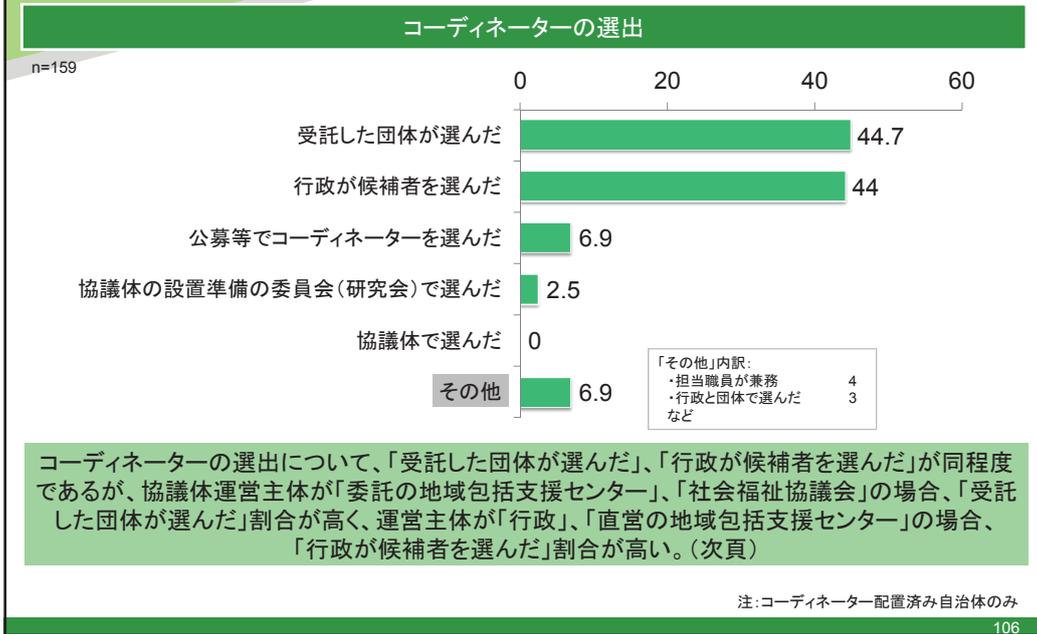
	合計	常勤	非常勤
石川県	2	1	1
福井県	3	3	0
山梨県	4	3	1
長野県	4	2	2
岐阜県	1	1	0
静岡県	5	5	0
愛知県	5	5	0
三重県	4	4	0
滋賀県	-	0	0
京都府	1	0	1
大阪府	7	7	0
兵庫県	8	7	1
奈良県	1	1	0
和歌山県	2	2	0
鳥取県	2	1	1
島根県	1	1	0
岡山県	2	2	0

	合計	常勤	非常勤
広島県	4	3	1
山口県	1	0	1
徳島県	1	1	0
香川県	1	1	0
愛媛県	1	1	0
高知県	5	5	0
福岡県	5	4	1
佐賀県	-	0	0
長崎県	1	0	1
熊本県	5	5	0
大分県	6	6	0
宮崎県	4	4	0
鹿児島県	7	6	1
沖縄県	3	0	3

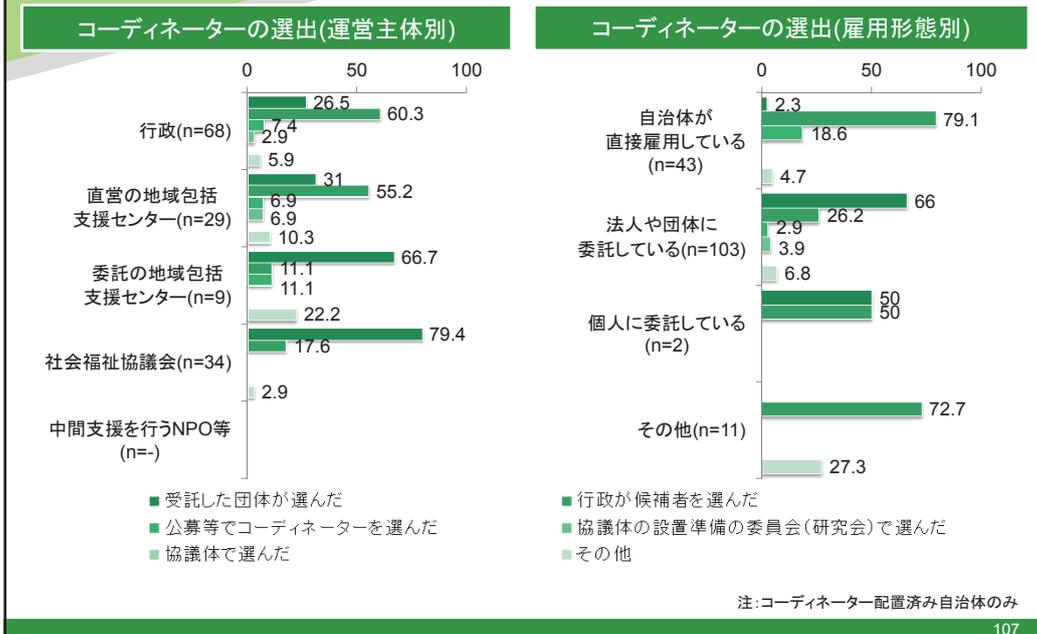
注:コーディネーター配置済み自治体のみ

105

14. 第1層コーディネーターの選出方法①

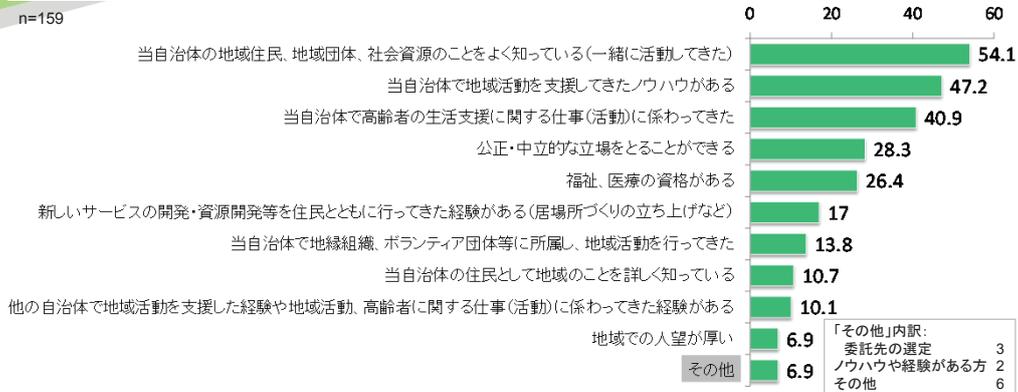


14. 第1層コーディネーターの選出方法②



15. 第1層コーディネーターの選出理由①

コーディネーターの選出理由(上位3位まで選択)



配置しているコーディネーターの選出理由をみると、「地域住民、地域団体、社会資源のことをよく知っている」、「地域活動を支援してきたノウハウがある」、「高齢者の生活支援に関する仕事に係わってきた」が上位に挙がる。

注:コーディネーター配置済み自治体のみ

108

15. 第1層コーディネーターの選出理由②

コーディネーター配置で苦労した点

内容	件数	内容	件数
人材確保・人材不足 ・ 小さな市町村では人材に限りがあり、主だった人は他の役職に就いている。 ・ 1層、2層のエリア数が多く、コーディネーターが十分に確保できるかどうか。 ・ 地域に密着した人材を発掘することが困難。	18	委託内容の調整	5
人選が難しい ・ ふさわしい人材であるかの見極め。 ・ 地域活動のノウハウを持ち、地域住民や団体、社会資源を把握し活動できる人材の人選が難しい。	11	予算の検討	4
業務内容の検討	11	他業務との兼ね合い	3
外部機関の理解・協力	6	コーディネーター数の検討・調整	2
		効果的な仕組みづくり	2
		その他	7

コーディネーター配置で苦労した点(配置済み+準備実施自治体)は、「人材確保・人材不足」、「人選が難しい」が上位に挙がる。特に「人選が難しい」は配置済みが3自治体あり、いずれも「市町村社会福祉協議会」のコーディネーターである。

注:コーディネーター配置済み自治体のみ

109

15. 第1層コーディネーターの選出理由③

	全体		市町村社会福祉協議会		地域包括支援センター		個人へ委託		サービスを行うNPO等		中間支援を行うNPO等		その他	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
合計	159	100	90	100	28	100	12	100	3	100	2	100	34	100
当自治体の地域住民、地域団体、社会資源のことをよく知っている(一緒に活動してきた)	86	54.1	61	67.8	12	42.9	4	33.3	3	100	-	-	13	38.2
当自治体で地域活動を支援してきたノウハウがある	75	47.2	56	62.2	9	32.1	6	50	2	66.7	2	100	7	20.6
当自治体で高齢者の生活支援に関する仕事(活動)に係わってきた	65	40.9	37	41.1	16	57.1	6	50	2	66.7	1	50	12	35.3
公正・中立的な立場をとることができる	45	28.3	24	26.7	6	21.4	4	33.3	-	-	1	50	14	41.2
福祉、医療の資格がある	42	26.4	18	20	14	50	3	25	-	-	-	-	8	23.5
新しいサービスの開発・資源開発等を住民とともにやってきた経験がある(居場所づくりの立ち上げなど)	27	17	15	16.7	5	17.9	2	16.7	1	33.3	-	-	4	11.8
当自治体で地縁組織、ボランティア団体等に所属し、地域活動を行ってきた	22	13.8	14	15.6	3	10.7	3	25	1	33.3	1	50	2	5.9
当自治体の住民として地域のことを詳しく知っている	17	10.7	8	8.9	2	7.1	3	25	-	-	1	50	3	8.8
他の自治体で地域活動を支援した経験や地域活動、高齢者に関する仕事(活動)に係わってきた経験がある	16	10.1	8	8.9	3	10.7	2	16.7	-	-	-	-	3	8.8
地域での人望が厚い	11	6.9	4	4.4	1	3.6	2	16.7	-	-	-	-	4	11.8
その他	11	6.9	6	6.7	-	-	-	-	-	-	-	-	5	14.7

コーディネーターの選出理由を所属別で見ると、地域包括支援センター所属のコーディネーターは、「福祉、医療の資格がある」が他よりも高い。

注:コーディネーター配置済み自治体のみ

110

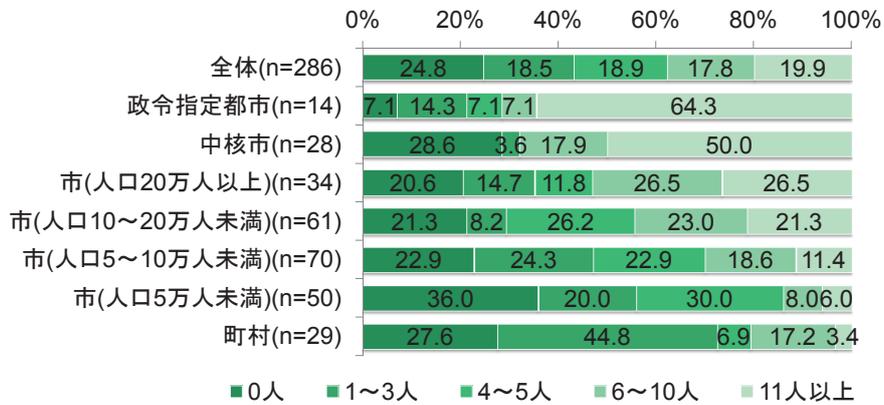
(4) 第2層のコーディネーター配置状況



111

1. 第2層のコーディネーター配置状況①

第2層のコーディネーター配置状況



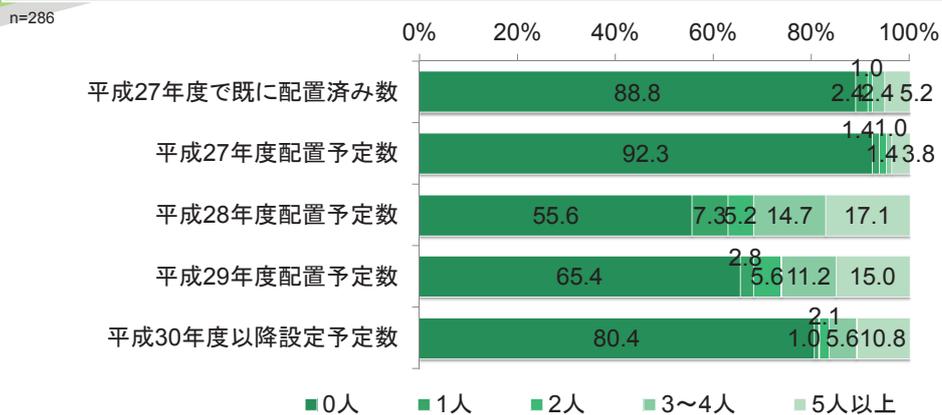
第2層のコーディネーターの配置状況を見ると、「1~5人」が4割弱である。
人口規模が大きいほどコーディネーター数が多い。

注：第2層のある自治体のみ

112

1. 第2層のコーディネーター配置状況②

第2層のコーディネーター配置状況(設置年度別)

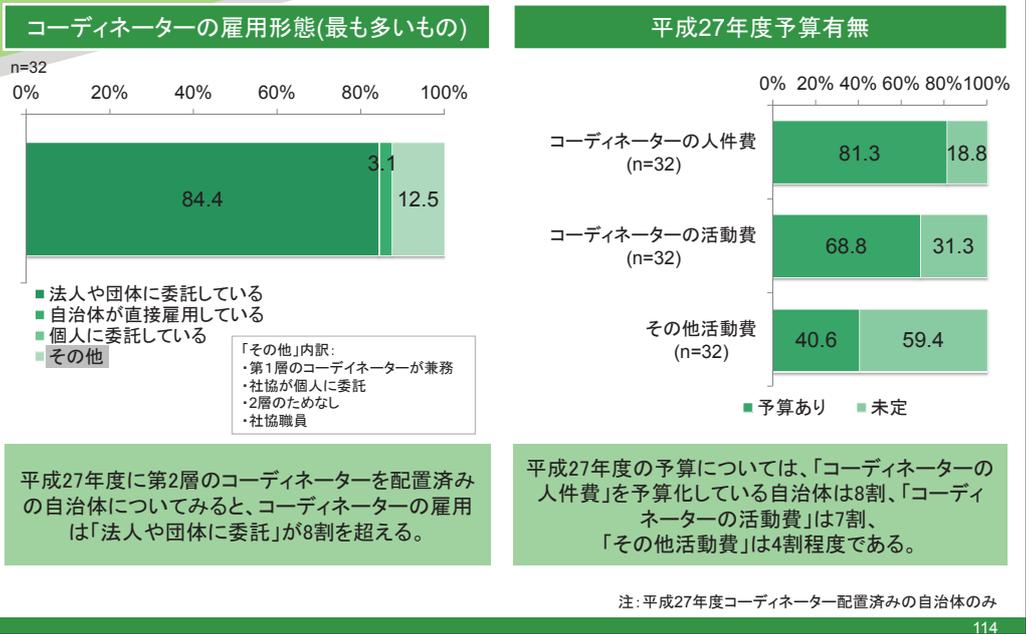


コーディネーター数を設置年度ごとにみると、平成28年度に配置を予定している自治体の割合がピークとなる。

注：第2層のある自治体のみ

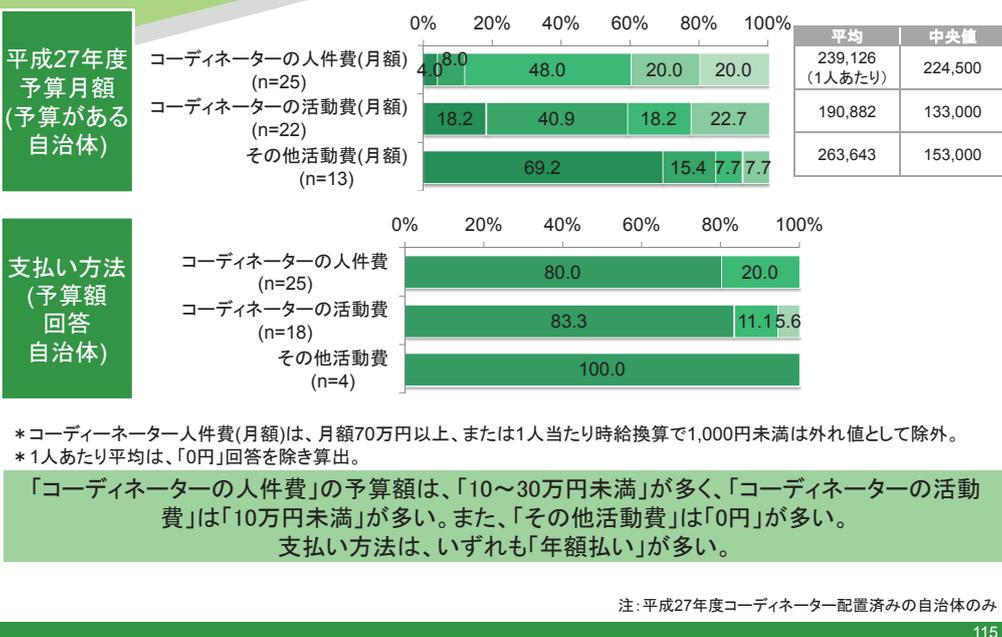
113

2. 第2層のコーディネーター雇用形態および予算有無



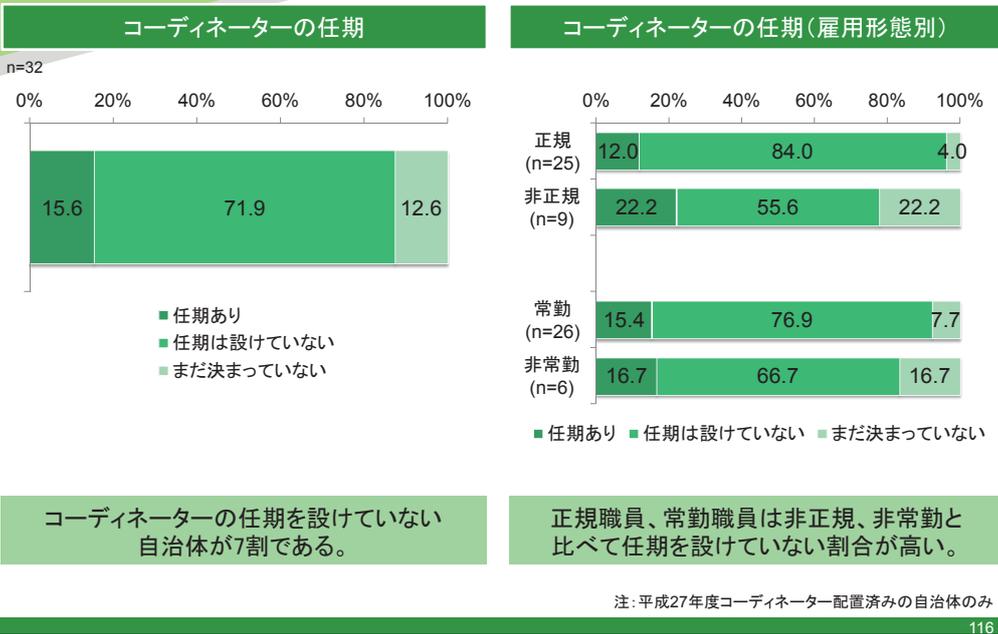
114

3. 第2層コーディネーターの person 費・活動費および支払い方法

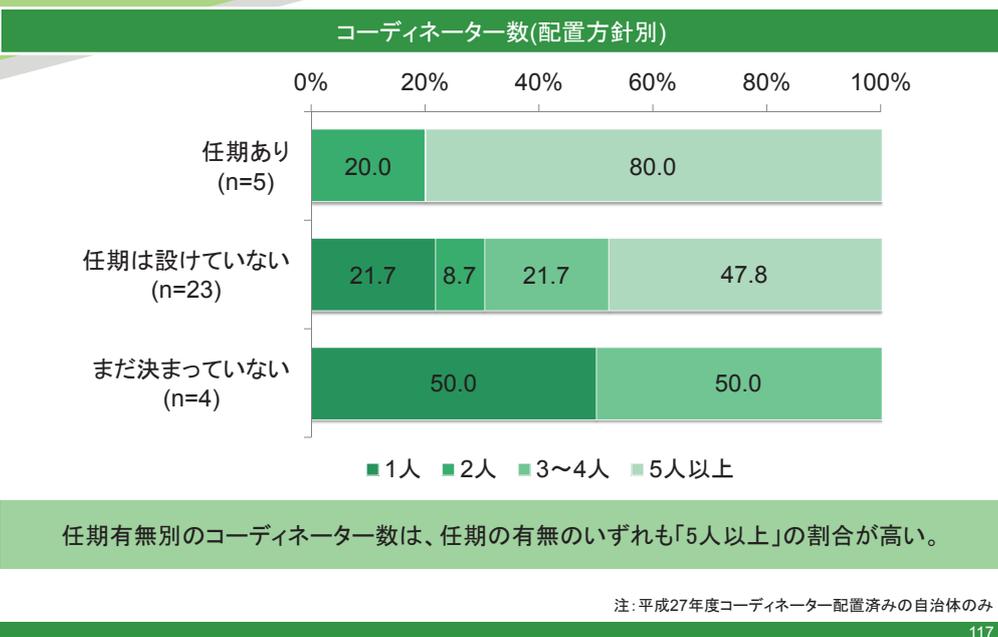


115

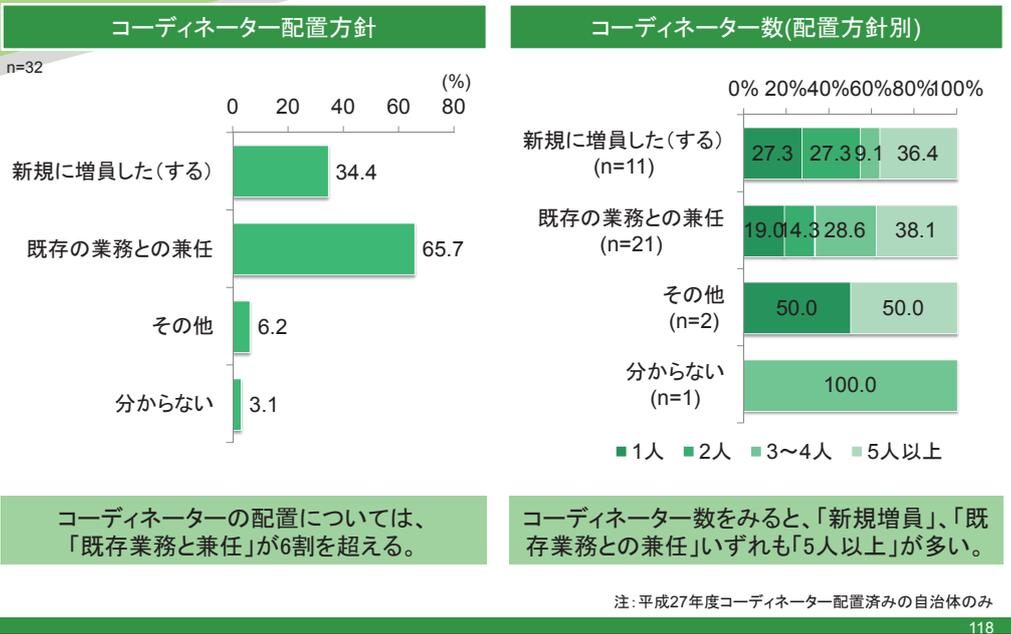
4. 第2層コーディネーターの任期①



4. 第2層コーディネーターの任期②

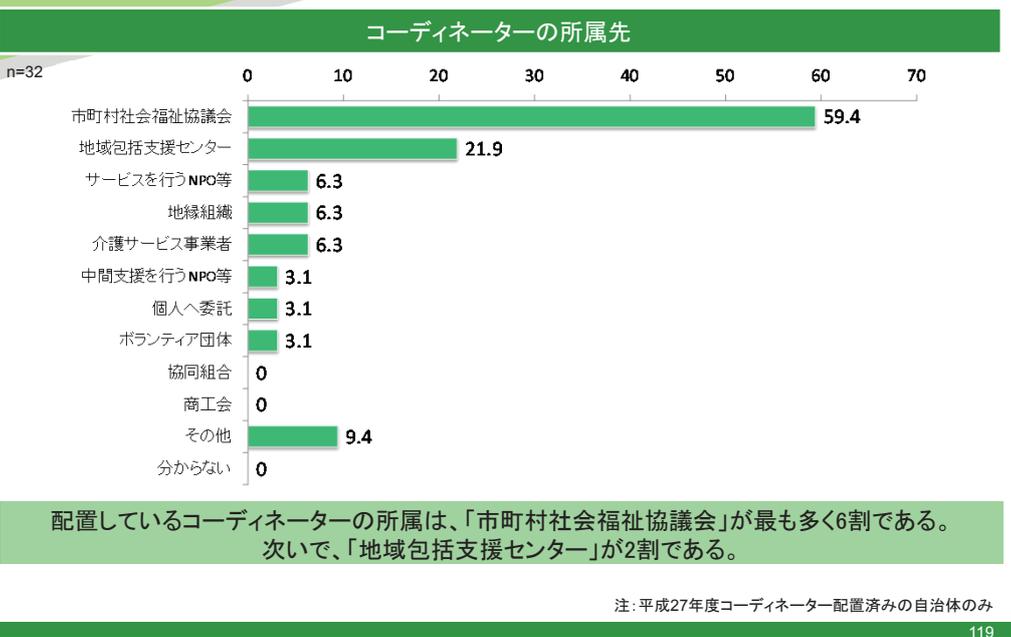


5. 第2層コーディネーターの配置方針



118

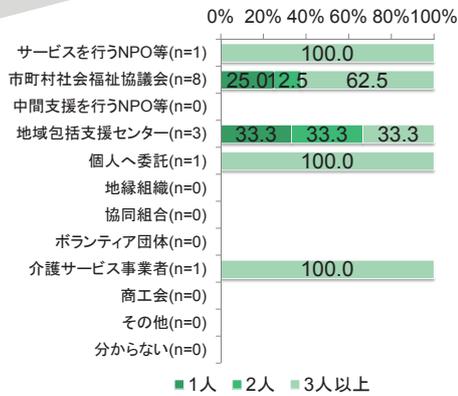
6. 第2層のコーディネーターの所属先



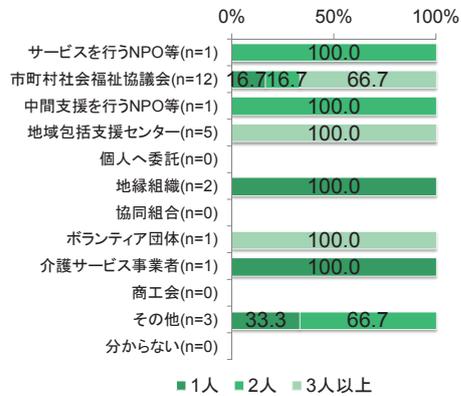
119

7.第2層コーディネーター数(専任・兼任)①

専任のコーディネーター数(所属別)



所属団体の業務との兼任コーディネーター数(所属別)



配置しているコーディネーターの所属別に専任・兼任をみると、専任のコーディネーターは、「3人以上」が多く、兼任のコーディネーターも、「市町村社会福祉協議会」所属では「3人以上」が多い。

注:平成27年度コーディネーター配置済みの自治体のみ

120

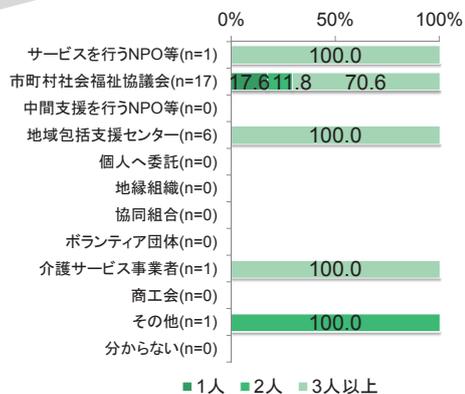
7.第2層コーディネーター数(専任・兼任)②

	サンプル数		平均		専任			兼任		
	専任	兼任	専任	兼任	最小	最大	中央値	最小	最大	中央値
サービスを行うNPO等	1	1	13.0	2.0	-	-	-	-	-	-
市町村社会福祉協議会	8	12	5.0	5.3	1	15	4	1	28	3.5
中間支援を行うNPO等	-	1	-	2.0	-	-	-	-	-	-
地域包括支援センター	3	5	9.3	10.4	1	25	2	4	27	6
個人へ委託	1	-	3.0	-	-	-	-	-	-	-
地縁組織	-	2	-	1.0	-	-	-	1	1	1
協同組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ボランティア団体	-	1	-	3.0	-	-	-	-	-	-
介護サービス事業者	1	1	6.0	1.0	-	-	-	-	-	-
商工会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	3	-	1.7	-	-	-	1	2	2
分からない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

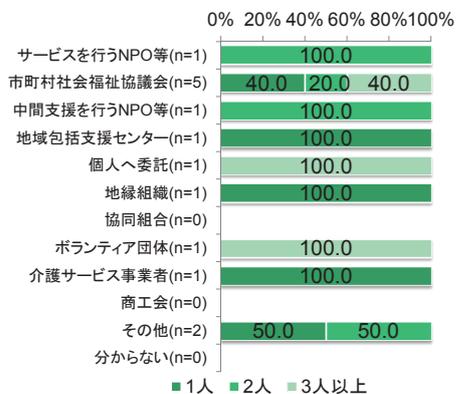
121

7.第2層コーディネーター数(正規・非正規)①

正規職員のコーディネーター数(所属別)



非正規職員のコーディネーター数(所属別)



所属別に正規職員・非正規職員の人数をみると、正規職員は「市町村社会福祉協議会」が平均5.0人に対し、「地域包括支援センター」は13.2人と多い。
非正規職員も「市町村社会福祉協議会」より「地域包括支援センター」の方が多い。

注：平成27年度コーディネーター配置済みの自治体のみ

122

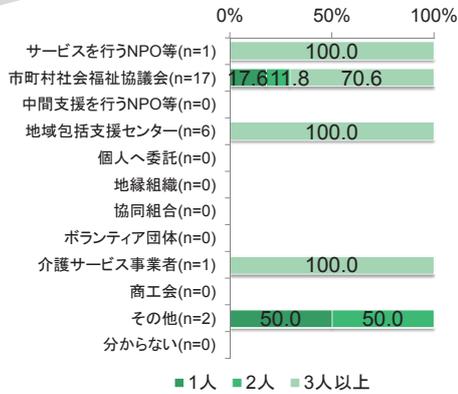
7.第2層コーディネーター数(正規・非正規)②

	サンプル数		平均		正規職員			非正規職員		
	正規職員	非正規職員	正規職員	非正規職員	最小	最大	中央値	最小	最大	中央値
サービスを行うNPO等	1	1	13.0	2.0	-	-	-	-	-	-
市町村社会福祉協議会	17	5	5.0	3.8	1	20	4	1	8	2
中間支援を行うNPO等	-	1	-	2.0	-	-	-	-	-	-
地域包括支援センター	6	1	13.2	1.0	4	27	8.5	-	-	-
個人へ委託	-	1	-	3.0	-	-	-	-	-	-
地縁組織	-	1	-	1.0	-	-	-	-	-	-
協同組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ボランティア団体	-	1	-	3.0	-	-	-	-	-	-
介護サービス事業者	1	1	6.0	1.0	-	-	-	-	-	-
商工会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	1	2	2.0	1.5	-	-	-	1	2	1.5
分からない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

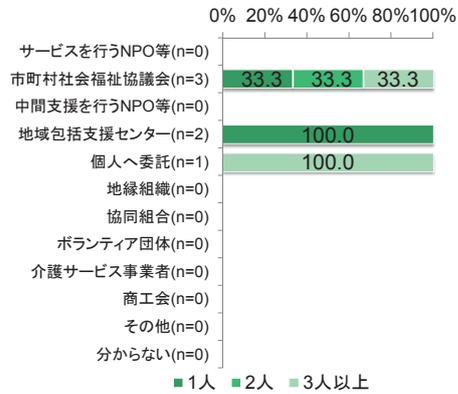
123

7.第2層コーディネーター数(常勤・非常勤)①

常勤のコーディネーター数(所属別)



非常勤のコーディネーター数(所属別)



所属別に常勤・非常勤の人数をみると、常勤は「市町村社会福祉協議会」が平均5.7人に対し、「地域包括支援センター」は13.0人である。非正規職員は「市町村社会福祉協議会」が2.3人に対し「地域包括支援センター」は1人である。

注:平成27年度コーディネーター配置済みの自治体のみ

124

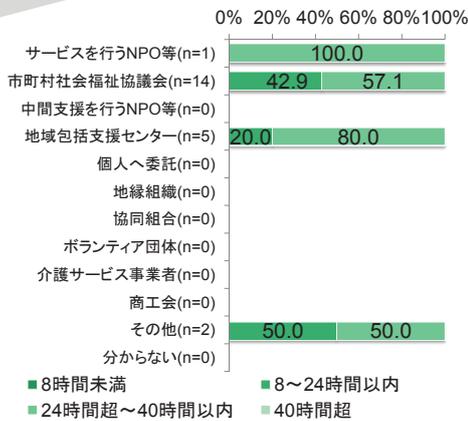
7.第2層コーディネーター数(常勤・非常勤)②

	サンプル数		平均		常勤			非常勤		
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	最小	最大	中央値	最小	最大	中央値
サービスを行うNPO等	1	-	13.0	-	-	-	-	-	-	-
市町村社会福祉協議会	17	3	5.7	2.3	1	28	4	1	4	2
中間支援を行うNPO等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域包括支援センター	6	2	13.0	1.0	4	27	8.5	1	1	1
個人へ委託	-	1	-	3.0	-	-	-	-	-	-
地縁組織	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
協同組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ボランティア団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護サービス事業者	1	-	5.0	-	-	-	-	-	-	-
商工会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	2	-	1.5	-	1	2	1.5	-	-	-
分からない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

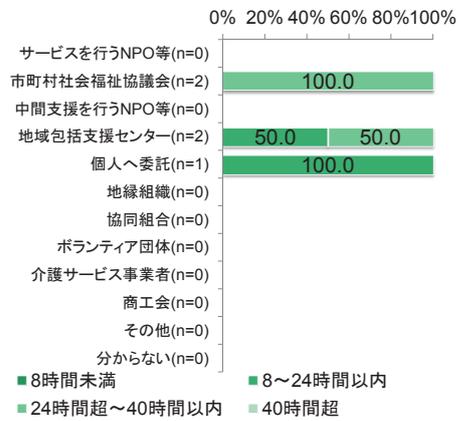
125

8.第2層コーディネーターの週平均活動時間(常勤・非常勤)①

常勤コーディネーターの週平均活動時間(所属別)



非常勤コーディネーターの週平均活動時間(所属別)



常勤・非常勤のコーディネーターについて、週平均活動時間数を見ると、常勤は「24時間超~40時間以内」が多く、非常勤は、常勤に比べてやや短い。

注：平成27年度コーディネーター配置済みの自治体のみ

126

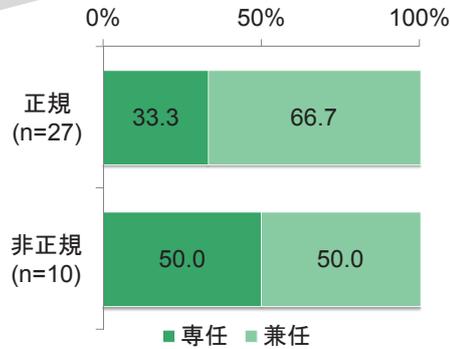
8.第2層コーディネーターの週平均活動時間(常勤・非常勤)②

	サンプル数		平均		常勤			非常勤		
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	最小	最大	中央値	最小	最大	中央値
サービスを行うNPO等	1	-	30.0	-	-	-	-	-	-	-
市町村社会福祉協議会	14	2	30.9	31.0	15	40	40	30	32	31
中間支援を行うNPO等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域包括支援センター	5	2	31.8	26.0	10	40	40	12	40	26
個人へ委託	-	1	-	24.0	-	-	-	-	-	-
地縁組織	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
協同組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ボランティア団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護サービス事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
商工会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	2	-	27.5	-	15	40	27.5	-	-	-
分からない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

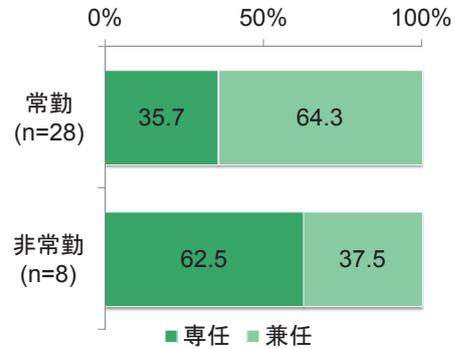
127

9.第2層コーディネーターの専任・兼任割合(雇用形態別)

正規・非正規職員別の専任・兼任コーディネーター



常勤・非常勤職員別の専任・兼任コーディネーター



*n数は、自治体数ではなく、自治体の回答数をベースとして算出。
(ex. A市で「正規」、「非正規」の職員が両方いる場合、回答数「2」とする。)

配置しているコーディネーターの雇用形態別にみると、正規職員は、兼任の割合が7割弱と高く、非正規職員は、専任・兼任が同じ割合である。

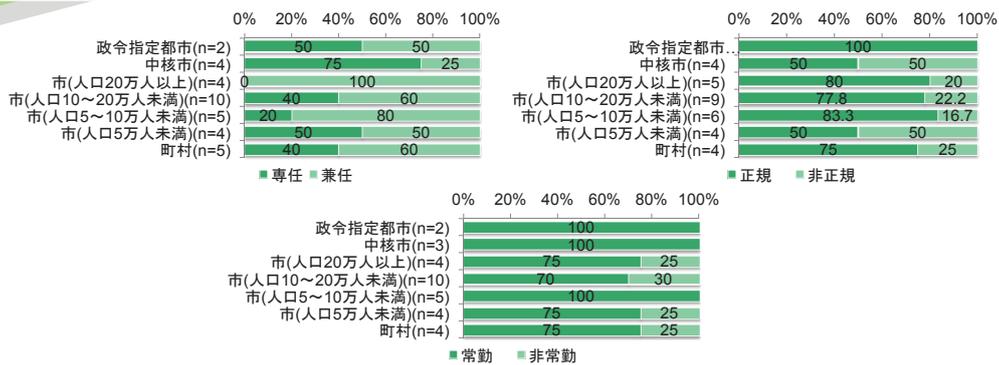
勤務形態別では、常勤職員は兼任の割合が6割を超え、非常勤職員は、専任の割合が6割を超える。

注:コーディネーター配置済み自治体のみ

128

9.第2層コーディネーターの専任・兼任割合(自治体区分別)

自治体区分別雇用形態



*n数は、自治体数ではなく、自治体の回答数をベースとして算出。
(ex. A市で「正規」、「非正規」の職員が両方いる場合、回答数「2」とする。)

配置しているコーディネーターの雇用形態を自治体区分別でみると、人口20万人以下は「兼任」の割合が概ね高い。また、概ねいずれの自治体区分でも「正規」職員、「常勤」職員が多い。

注:コーディネーター配置済み自治体のみ

129

10.都道府県別にみた第2層コーディネーター数(専任・兼任)

都道府県別雇用形態

	合計	専任	兼任		合計	専任	兼任		合計	専任	兼任
全体	32	13	21	石川県	1	1	0	広島県	1	0	1
北海道	-	-	-	福井県	-	-	-	山口県	1	1	1
青森県	-	-	-	山梨県	-	-	-	徳島県	-	-	-
岩手県	-	-	-	長野県	-	-	-	香川県	-	-	-
宮城県	1	1	0	岐阜県	-	-	-	愛媛県	1	1	0
秋田県	-	0	0	静岡県	1	0	1	高知県	1	1	0
山形県	-	-	-	愛知県	2	0	2	福岡県	1	1	1
福島県	1	1	0	三重県	2	0	2	佐賀県	-	-	-
茨城県	1	1	0	滋賀県	-	-	-	長崎県	-	-	-
栃木県	1	1	0	京都府	-	-	-	熊本県	2	0	2
群馬県	-	0	0	大阪府	-	-	-	大分県	2	1	1
埼玉県	1	0	1	兵庫県	5	2	3	宮崎県	-	-	-
千葉県	2	0	2	奈良県	-	-	-	鹿児島県	-	-	-
東京都	3	0	3	和歌山県	-	-	-	沖縄県	-	-	-
神奈川県	-	-	-	鳥取県	-	-	-				
新潟県	1	1	0	島根県	-	-	-				
富山県	1	0	1	岡山県	-	-	-				

注:コーディネーター配置済み自治体のみ

130

10.都道府県別にみた第2層コーディネーター数(正規・非正規)

都道府県別雇用形態

	合計	正規	非正規		合計	正規	非正規		合計	正規	非正規
全体	31	25	9	石川県	1	1	0	広島県	1	1	0
北海道	-	-	-	福井県	-	-	-	山口県	1	1	1
青森県	-	-	-	山梨県	-	-	-	徳島県	-	-	-
岩手県	-	-	-	長野県	-	-	-	香川県	-	-	-
宮城県	1	1	0	岐阜県	-	-	-	愛媛県	1	1	0
秋田県	-	-	-	静岡県	1	1	0	高知県	1	0	1
山形県	-	-	-	愛知県	2	2	0	福岡県	1	1	0
福島県	1	0	1	三重県	2	2	1	佐賀県	-	-	-
茨城県	1	0	1	滋賀県	-	-	-	長崎県	-	-	-
栃木県	1	0	1	京都府	-	-	-	熊本県	1	1	0
群馬県	-	-	-	大阪府	-	-	-	大分県	2	1	1
埼玉県	1	1	0	兵庫県	5	5	0	宮崎県	-	-	-
千葉県	2	1	2	奈良県	-	-	-	鹿児島県	-	-	-
東京都	3	3	0	和歌山県	-	-	-	沖縄県	-	-	-
神奈川県	-	-	-	鳥取県	-	-	-				
新潟県	1	1	0	島根県	-	-	-				
富山県	1	1	0	岡山県	-	-	-				

注:コーディネーター配置済み自治体のみ

131

10. 都道府県別にみた第2層コーディネーター数(常勤・非常勤)

都道府県別雇用形態

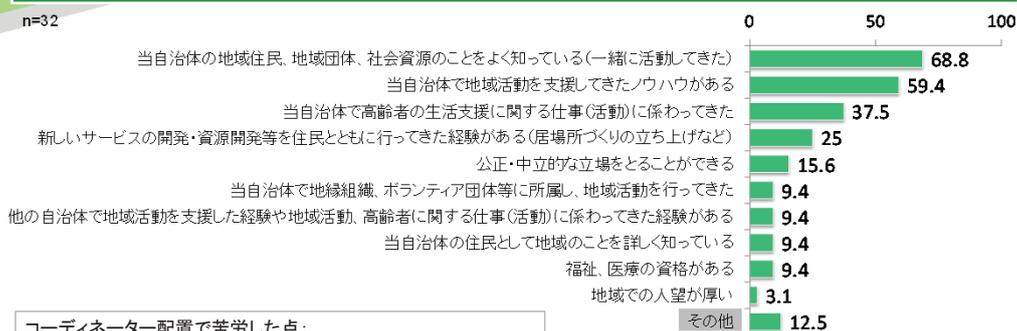
	合計	常勤	非常勤
全体	30	26	6
北海道	-	-	-
青森県	-	-	-
岩手県	-	-	-
宮城県	1	1	0
秋田県	-	-	-
山形県	-	-	-
福島県	1	1	0
茨城県	1	0	1
栃木県	1	0	1
群馬県	-	-	-
埼玉県	1	1	0
千葉県	1	0	1
東京都	3	3	0
神奈川県	-	-	-
新潟県	1	1	0
富山県	1	1	0
石川県	1	1	0
福井県	-	-	-
山梨県	-	-	-
長野県	-	-	-
岐阜県	-	-	-
静岡県	1	1	0
愛知県	2	2	0
三重県	2	2	0
滋賀県	-	-	-
京都府	-	-	-
大阪府	-	-	-
兵庫県	5	5	0
奈良県	-	-	-
和歌山県	-	-	-
鳥取県	-	-	-
島根県	-	-	-
岡山県	-	-	-
広島県	1	1	0
山口県	1	1	1
徳島県	-	-	-
香川県	-	-	-
愛媛県	1	1	0
高知県	1	0	1
福岡県	1	1	1
佐賀県	-	-	-
長崎県	-	-	-
熊本県	1	1	0
大分県	2	2	0
宮崎県	-	-	-
鹿児島県	-	-	-
沖縄県	-	-	-

注: コーディネーター配置済み自治体のみ

132

11. 第2層コーディネーターの選出理由①

コーディネーターの選出理由(上位3位まで選択)



コーディネーター配置で苦労した点:

- 実績のある人の専従がベストであるが、人材確保が難しい。
- 法人に委託をしているが、兼務になっている。
- 地域福祉支援員をコーディネーターと位置付けたため、当該事業の理解、サービス創出のイメージを共有すること

「その他」内訳:

- ・高齢者福祉に意欲・熱意がある
- ・当自治体で2層レベルで地域活動等を支援してきたノウハウがある
- ・年齢が55歳以上のもの
- ・社協本来の業務であることから

配置しているコーディネーターの選出理由をみると、「地域住民、地域団体、社会資源のことをよく知っている」、「地域活動を支援してきたノウハウがある」、「高齢者の生活支援に関する仕事に係わってきた」が上位に挙がる。

注: 平成27年度コーディネーター配置済みの自治体のみ

133

11. 第2層コーディネーターの選出理由②

	全体		市町村 社会福祉 協議会		地域包括 支援 センター		サービスを行 うNPO等		地縁組織		介護 サービス 事業者		中間支援 を行う NPO等		個人へ 委託		ボランテ ア団体		その他	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
合計	32	100	19	100	7	100	2	100	2	100	2	100	1	100	1	100	1	100	3	100
当自治体の地域住民、地域団体、社会資源のことをよく知っている(一緒に活動してきた)	22	68.8	14	73.7	5	71.4	2	100	2	100	2	100	1	100	-	-	1	100	1	33.3
当自治体で地域活動を支援してきたノウハウがある	19	59.4	15	78.9	3	42.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	33.3
当自治体で高齢者の生活支援に関する仕事(活動)に係わってきた	12	37.5	6	31.6	3	42.9	-	-	-	-	1	50	-	-	1	100	-	-	1	33.3
新しいサービスの開発・資源開発等を住民とともに行ってきた経験がある(居場所づくりの立ち上げなど)	8	25	4	21.1	1	14.3	1	50	1	50	2	100	1	100	-	-	1	100	2	66.7
公正・中立的な立場をとることができる	5	15.6	3	15.8	1	14.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	33.3
当自治体で地縁組織、ボランティア団体等に所属し、地域活動を行ってきた	3	9.4	1	5.3	1	14.3	1	50	1	50	1	50	1	100	-	-	1	100	1	33.3
他の自治体で地域活動を支援した経験や地域活動、高齢者に関する仕事(活動)に係わってきた経験がある	3	9.4	1	5.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100	-	-	1	33.3
当自治体の住民として地域のことを詳しく知っている	3	9.4	2	10.5	-	-	1	50	-	-	-	-	-	-	1	100	-	-	-	-
福祉、医療の資格がある	3	9.4	-	-	2	28.6	-	-	1	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域での人望が厚い	1	3.1	-	-	-	-	-	-	1	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	4	12.5	2	10.5	1	14.3	1	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	33.3

コーディネーターの選定理由を所属先別でみると、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター所属のコーディネーターは、「地域活動を支援してきたノウハウがある」、「公正・中立的な立場をとることができる」が他では挙がっておらず特徴的である。

注：平成27年度コーディネーター配置済みの自治体のみ

134

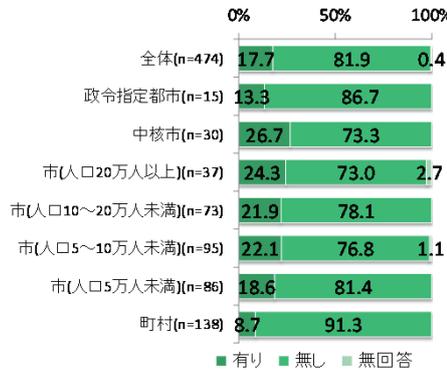
(5) その他



135

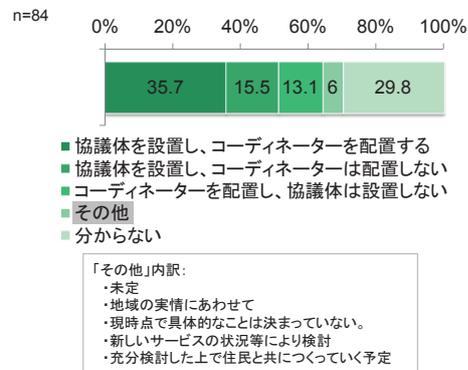
1. 第2層以下の協議体・コーディネーターの設置について

第2層以下の協議体・コーディネーター配置有無
(自治体区別)



第2層よりも小地域での協議体やコーディネーターの設置・配置予定をみると、8割の自治体では「無し」である。政令指定都市を除くと、概ね人口規模が大きいほど「有り」の割合が高い。

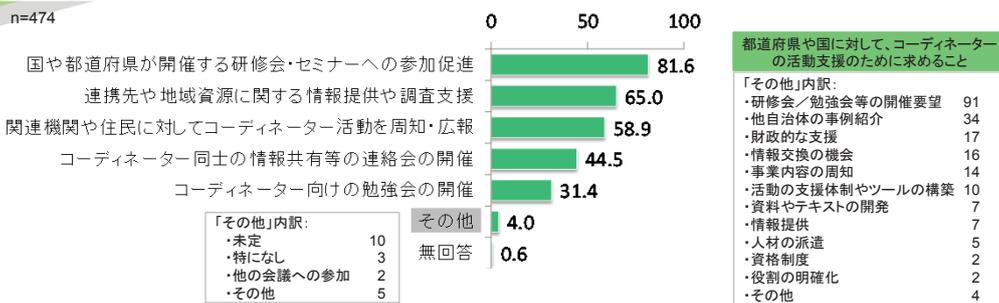
第2層以下の協議体・コーディネーター設置想定
(第2層以下ありの自治体)



第2層以下の設置がある自治体では、「協議体を設置、コーディネーターを配置」が3割を超えている。

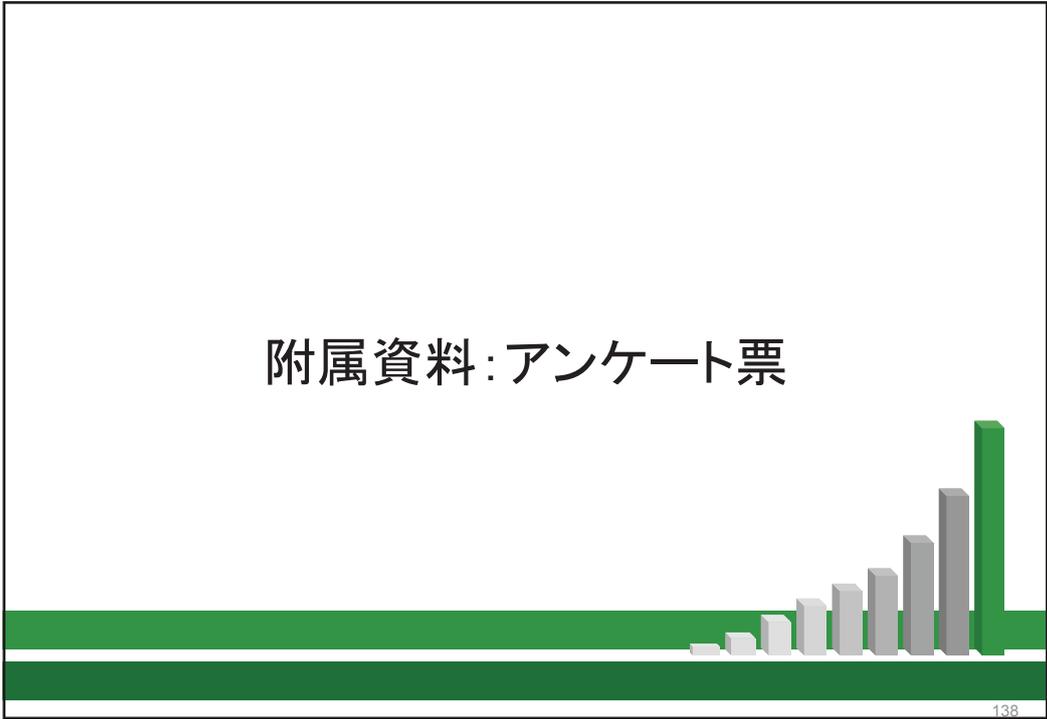
2. コーディネーターに対する検討事項

コーディネーターに対する検討事項



自治体として、コーディネーターに対し検討していることをみると、「国や都道府県が開催する研修会・セミナーへの参加促進」が8割を超え最も多く、次いで「連携先や地域資源に関する情報提供や調査支援」、「関連機関や住民に対してコーディネーター活動を周知・広報」が多い。都道府県や国に対して、活動支援のために求めることは、「研修会・勉強会の開催」が最も多く挙げられており、コーディネーター配置済みの自治体が4割、未配置が6割である。配置済み・未配置に関わらず、関東、中部、近畿の自治体がこれを挙げる割合が高い。

附属資料：アンケート票



F1 ご回答者様の情報をお知らせ下さい。

1. 都道府県名	都 道 府 県
2. 市区町村名	市 町 村 区
3. 市町	
4. 町名	
5. 連絡先（TEL）	
6. メールアドレス	

F2 市町村の基本情報をお教え下さい

1. 地方公共団体の区分（〇は1つだけ）	1. 政令指定都市	2. 中核市	3. その他
2. 総人口	人		
3. 第1号標準世帯数（65〜74歳）	人		
4. 第1号標準世帯数（75歳以上）	人		
5. 要介級1の認定者数	人		
6. 要介級2の認定者数	人		
7. 要介級3の認定者数	人		
8. 要介級4の認定者数	人		
9. 要介級5の認定者数	人		
10. 要支援1の認定者数	人		
11. 要支援2の認定者数	人		
12. 地域支援事業が対象者の人数	人		
13. 上記12のデータ情報取得日	平成 年 月 日		
14. 一般世帯数	世帯		
15. 高齢者単身世帯数	世帯		
16. 高齢夫婦単世帯	世帯		
17. 上記13～16のデータ情報取得日	平成 年 月 日		

※高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯は、市区町村独自で人数を把握していない自治体は、平成22年度の国勢調査の表紙を回答ください。

※上記地域支援事業が対象者は平成27年度より新しい総合事業を実施の自治体のみで回答ください。

F3 市町村の地域包括支援センター数をお教え下さい。（あてはまるもの全てに〇、それぞれ数値を回答）

1. 直営の地域包括支援センター	箇所
2. 委託の地域包括支援センター	箇所
3. 地域包括支援センターのフランチャイズ	箇所

F4 市町村では、基幹型の地域包括支援センターはありますか？（1つだけ〇）

- 1. 有り
- 2. 無し

F5 市町村における1層、2層の構成（範囲）について該当する組み合わせをお教え下さい。（1つだけ〇）

※市町村単独または、第6期介護保険事業（支援）計画で設定した層域を指します	
1層	2層
1. 市町村全域	日常生活圏域
2. 市町村全域（1層と2層は同じ範囲）	
3. 政令市の区	日常生活圏域
4. その他（ ）	

F6 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の移行時期をお知らせ下さい。（1つだけ〇）

- 1. 平成27年（ ）月頃
- 2. 平成28年（ ）月頃
- 3. 平成29年（ ）月頃

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）はコーディネーターと表記しています。

第1層についてお伺いします。

問1 生活支援サービスの体制整備の【表1】の協働体の設置状況として、あてはまるものはどれですか。（1つだけ〇）

1. 協働体を設置している	→	平成（ ）年（ ）月頃
2. 協働体設置のための準備をしている	→	設置予定時期：平成（ ）年（ ）月頃
3. 協働体設置のための準備をしている	→	設置予定時期は未定
4. 協働体設置の準備はまだ行っていない	→	問12へ（問2～11の回答は不要です）

問2 <【表1】協働体を設置している】→【表1】の協働体のための準備をしている（時期は表1）に該当する場合> 協働体の設置に関してどのようなことを行いましたが、又は行う予定ですか。（あてはまるもの全てに〇）

	設 置 計 画 に 実 施	設 置 後 に 実 施	今 後 行 う 予 定
1. 設立準備委員会・研究会の実施	1	1	1
2. 自治体内部や関係者（地域包括支援センター・社協・中間支援型 NPO 等を含む）との内部向けの勉強会等の実施	2	2	2
3. 住民向け等の説明会や意見交換会の開催	3	3	3
4. ニーズ調査や住民意識調査の実施	4	4	4
5. 地域資源の把握	5	5	5
6. 地域資源マップ作成	6	6	6
7. 有識者等への相談	7	7	7
8. 設置要綱の作成	8	8	8
9. 協働体運営予算の検討・作成	9	9	9
10. 地域課題の把握	10	10	10
11. 関係者のネットワーク化	11	11	11
12. サービスの開発	12	12	12
13. コーディネーターの選出	13	13	13
14. その他（ ）	14	14	14

＜以下、問6～8は【問1.1協働体を設置している】に該当する方がお答えください＞

問3 協働体設置までの準備期間はどのくらいでしたか?
 年月
 年 月

問4 現在、第1期の協働体構成メンバー数をお答え下さい。(1つだけ○、複数回答)
 1. 協働体メンバーは決まっていない
 2. () 人

＜以下、問6～8は【問1.1協働体を設置している】～【問1.8設置のための準備をしている(時期は未定)】に該当する方がお答えください＞

問5 第1期の協働体の構成メンバー数についてお答え下さい。(1つだけ○)
 1. 協働体の構成メンバー数は固定数とする(予め何人構成と決めている等)
 2. メンバー数は固定せず、追加できるようにしている
 3. その他()

問6 協働体構成メンバーの所属先をお答え下さい。(あてはまるものを全て○)
 ※メンバーお一人で複数団体へ所属されている場合は、「主な所属先」を1つお答え下さい

1. 福祉サービスを行うNPO等 12. 福祉サービス事業者
 2. 市町村社会福祉協議会 14. シルバー人材センター
 3. 中間支援を行うNPO等 15. 商工会・経済団体
 4. 自治会・町内会 16. 協働団体(医師会・看護協会等)
 5. 地域(校区)社会福祉協議会 17. 警察署
 6. 地域自治協議会・まちづくり協議会等 18. 消防署
 7. 民生委員 19. 農業者
 8. 老人クラブ 20. 地域包括支援センター
 9. ボランティア団体 21. 行政職員
 10. 民間企業 22. その他()
 11. 協同組合 23. 協働体メンバーはまだいない
 12. 居宅サービス事業者

問7 第1期の協働体事務局の運営主体は以下のどれに最もあてはまりますか、いづれもあてはまらない場合は、その他に具体的に記入ください。(1つだけ○)

1. 行政
 2. 直営の地域包括支援センター
 3. 委託の地域包括支援センター
 4. 社会福祉協議会
 5. 中間支援を行うNPO等
 6. その他()

問8 協働体の設置についてお答え下さい。(1つだけ○)
 1. 市町村レベルの地域ケア会議等の他の協働組織とは別組織として設置、運営する
 2. 他の協働組織と連携または一体的に設置、運営する
 3. 未定

問8-1<【問8.2他協働組織と連携または一体的に設置、運営する】に該当する方>
 他の協働組織を記載下さい。(あてはまるものを全て○)

1. 地域ケア会議
 2. 地域包括支援センター運営協議会
 3. 介護保険運営協議会
 4. その他()

問9 <【問1.1協働体を設置している】～【問1.8設置のための準備をしている(時期は未定)】に該当する方> 協働体設置に関して、苦労した点・課題等がありましたか。
 (あてはまるものを全て○) 空欄にない場合は次へお進み下さい

	設置 前	設置 後	される 予想
1. 地域ケア会議等の他の協働組織との調整	1	1	1
2. 構成メンバーの選出	2	2	2
3. 関係団体の理解・協力	3	3	3
4. 要綱の作成	4	4	4
5. 予算の確保や予算配分	5	5	5
6. 住民への周知(理解の促進)	6	6	6
7. 協働体の会議等の開催	7	7	7
8. 協働体の議事内容	8	8	8
9. サービス開発	9	9	9
10. 政策提言	10	10	10
11. 府内連携体制	11	11	11
12. その他()	12	12	12
13. その他()	13	13	13
14. その他()	14	14	14

問10 問5でチェックされた項目の回答内容下さい。
 協働体設置に関して、苦労した点・課題等を具体的に教えてください。
 空欄にない場合は次へお進み下さい。(それぞれ自由回答)

1. 地域ケア会議等の他の協働組織との調整	
2. 構成メンバーの選出	
3. 関係団体の理解・協力	
4. 要綱の作成	
5. 予算の確保や予算配分	
6. 住民への周知(理解の促進)	
7. 協働体の会議等の開催	
8. 協働体の議事内容	
9. サービス開発	
10. 政策提言	
11. 府内連携体制	
12. その他()	
13. その他()	
14. その他()	

問11 <【問1.1協働体を設置している】～【問1.8設置のための準備をしている(時期は未定)】に該当する方> 協働体設置に関して工夫した点等がございましたらお答え下さい

＜以下、問12は全員の方がお答えください＞

1. コーディネーターを既に配置済みである		平成()年()月()月
2. コーディネーターの配置を予定しており、配置の準備をしている		配置予定時期: 平成()年()月()月
3. コーディネーターの配置を予定しており、配置の準備をしている		配置予定時期: 未確定
4. コーディネーターの配置の予定はあるが、まだ準備は行っていない		平成()年()月()月
5. コーディネーターの配置の予定はあるが、まだ準備は行っていない		配置予定時期: 未確定
6. コーディネーターの配置の予定は未定である		問17～(問13-16は回答不要です)

問13 <【問1.2コーディネーターを既に配置済みである】に該当する方> コーディネーターはどのように活用、配置していますか？(あてはまるものを全て○)

1. 自治体が直接雇用している
 2. 法人や団体に委託している
 3. 個人に委託している
 4. その他()

＜以下、問14～16は【問1.3コーディネーターを既に配置済みである】～【問1.8設置を予定して実施、準備をしている(時期は未定)】に該当する方がお答えください＞

問14 第1期における平成27年度のコーディネーターや協働体に係る1ヵ月あたりの平均事業費(行政の平均)についてお答え下さい(1ヵ月あたりを回答。1には協働体を含む)

コーディネーターの人的費	1. ()円/月平均	2. 未定
コーディネーターの活動費	1. ()円/月平均	2. 未定
上記1,2以外の協働体の活動費	1. ()円/月平均	2. 未定

問15 <【問14の平均予算費額が超えてきた連携組織について】に該当する方> コーディネーターや協働体に係る委託費用の支払方法についてお答え下さい(それぞれ1つだけ○)

コーディネーターの人的費	1. 年額払い	2. 月額払い
コーディネーターの活動費	1. 年額払い	2. 月額払い
上記1,2以外の協働体の活動費	1. 年額払い	2. 月額払い

問16 1期のコーディネーターは何人配置していますか。又は配置予定ですか。(それぞれ数を回答)

1. 現在配置数	人
2. 今後の追加予定数	人

＜【問12は全員の方がお答えください】＞

問17 平成30年4月時点で想定している第1期のコーディネーター数をお答え下さい。(1つだけ○)
 1. コーディネーター数()人程度
 2. 現時点では人数は決まっていない

＜以下、問18～19は【問1.3コーディネーターを既に配置済み】～【問1.8設置を予定して実施、準備をしている(時期は未定)】に該当する方がお答えください＞

問18 コーディネーターに任期が設けられていますか？(1つだけ○)
 1. 任期あり
 2. 任期は設けていない
 3. まだ決まっていない

問19 <【問1.3 任期あり】に該当する方>

コーディネーターの任期はどのくらいですか?
 年

問20 コーディネーターの配置の方針についてお答え下さい。(1つだけ○)

1. 新規に増員した(する)
 2. 当面は既存の業務との兼任
 3. その他()

＜以下、問21～24は【問1.3コーディネーターを既に配置済み】に該当する方がお答えください＞

問21 現在配置している第1期の現在のコーディネーターはどのような方ですか、所属先に人数を回答して下さい。(あてはまるものを全て○・人数回答)

	A コーディネーターとし	B. 所属団体の他の業務等としての兼任
1. サービスを行うNPO等	人	人
2. 市町村社会福祉協議会	人	人
3. 中間支援を行うNPO等	人	人
4. 地域包括支援センター	人	人
5. 個人へ委託	人	人
6. その他()	人	人

問22 現在配置している第1期の現在のコーディネーターの雇用形態について人数を回答して下さい。

※問21で回答した選択肢のみ回答	A. 正規職員	B. 非正規職員
1. サービスを行うNPO等	人	人
2. 市町村社会福祉協議会	人	人
3. 中間支援を行うNPO等	人	人
4. 地域包括支援センター	人	人
5. 個人へ委託	人	人
6. その他()	人	人

問25 下記に配置している第1層の現在のコーディネーターの勤務形態について、人数を回答して下さい。

密問21で回答した自治体の回答	A. 専勤	B. 非常勤
1. サービスを行うNPO等	人	人
2. 市町村社会福祉協議会	人	人
3. 中間支援を行うNPO等	人	人
4. 地域包括支援センター	人	人
5. 個人へ委託	人	人
6. その他（ ）	人	人

問25-1 1層のコーディネーターの週平均活動時間をお答え下さい。
例 週5日勤務、1日8時間の場合は40時間【40】と回答

密問21で回答した自治体の回答

	A. 専勤	B. 非常勤
1. サービスを行うNPO等	時間	時間
2. 市町村社会福祉協議会	時間	時間
3. 中間支援を行うNPO等	時間	時間
4. 地域包括支援センター	時間	時間
5. 個人へ委託	時間	時間
6. その他（ ）	時間	時間

問24 生活支援コーディネーターはどのように選びましたか(あてはまるものを全てに○)
当はまるものがない場合は、その他に具体的に記入下さい。

- 協働体の設置準備の委員会(研究会)で選んだ
- 協働体で選んだ
- 行政が候補者を選んだ
- 公募等でコーディネーターを選んだ
- 受託した団体が選んだ
- その他()

問25 <【問18.1 コーディネーターを既に設置済み】に該当する方がお答えください>
配置されているコーディネーターを選んだ理由をお答え下さい。(複数回答可)(3つまで)

- 当自治体で地域活動を支援してきたノウハウがある
- 当自治体の地域住民、地域団体、社会資源のことをよく知っている。(一緒に活動してきた)
- 当自治体で高齢者の生活支援に関する仕事(活動)に関わってきた
- 当自治体で地域組織、ボランティア団体等に所属し、地域活動を行ってきた
- 他の自治体で地域活動を支援した経験や地域活動、高齢者に関する仕事(活動)にわたってきた経験がある
- 新しいサービスの開発・資源開発等を住民とともに行ってきた経験がある(居場所づくりの立ち上げなど)
- 当自治体の住民として地域のことを詳しく知っている
- 地域での人脈が深い
- 福祉、医療の資格がある
- 公正・中立的な立場をとることができる
- その他()

問26 <【問18.1 コーディネーターを既に設置済み】～【問18.3 配置を予定しており、準備をしている(時期は未定)】に該当する方>
コーディネーターの配置に関して、苦勞した点・課題等がありましたか。(自由回答) ※該当しない場合は次へお進み下さい。

第2層についてお問います。

<【問27. 協働体の方がお答えください】>

問27 第2層の数をお答え下さい。(1つだけに○)

- 2層の数
- 1層と2層は同じ 1階45へ

問28 2層において、年度別に協働体を設置予定の圏域及び、コーディネーターの人数が協働体設置圏域を合計してどの程度になるかを教えてください。(それぞれ数値回答)
※協働体数は【0】でコーディネーター数が【1】以上の場合もあります。

	A. 協働体	B. コーディネーター
1. 平成27年度に既に設置済み数	圏域	合わせて人
2. 平成27年度設置予定数	圏域	合わせて人
3. 平成28年度設置予定数	圏域	合わせて人
4. 平成29年度設置予定数	圏域	合わせて人
5. 平成30年度以降設置予定数	圏域	合わせて人

※問28 A1～5及び、B1～5が全て0の場合は問45へ

<以下、問29～30は【問28.A協働体で1.平成27年度で既に設置済み、2.平成27年度設置予定数が1以上】と回答された方がお答えください>

問29 平成27年度に設置する(予定を含む)第2層の協働体構成メンバー数について教えてください。(それぞれ数値回答)

	人程度
1. 1圏域あたり平均人数	人
2. 設置圏域のうち、もっとも多い構成メンバー数	人
3. 設置圏域のうち、もっとも少ない構成メンバー数	人

問30 平成27年度の第2層ではどのような協働体構成メンバーを想定していますか。(あてはまるものを全てに○)

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1. 福祉サービスを行うNPO等 | 15. 学校関係者 |
| 2. 市町村社会福祉協議会 | 16. 商工会・経済団体 |
| 3. 中間支援を行うNPO等 | 17. 職業団体(商工会・看護協会等) |
| 4. 自治会・町内会 | 18. 専門学校(医師等) |
| 5. 地区(校区)社会福祉協議会 | 19. 警察署(駐在所を含む) |
| 6. 地域自治協議会・まちづくり協議会等 | 20. 消防署 |
| 7. 民生委員 | 21. 消防団 |
| 8. 協同組合 | 22. 有識者 |
| 9. 民間企業 | 23. 地域包括支援センター |
| 10. ボランティア団体 | 24. 行政職員(福祉関連部門) |
| 11. 障害サービス事業者 | 25. 行政職員(介護保険関連部門) |
| 12. 施設サービス事業者 | 26. 行政職員(上記以外の関連部門) |
| 13. シルバー人材センター | 27. その他() |
| 14. 老人クラブ | |

<以下、問31は【問28.A協働体で1.平成27年度で既に設置済みが1以上】と回答された方がお答えください>

問31-1 また、そのうち最も多い協働体事務局の運営主体はどれですか。(1つだけ○)

	問31-1最も多いもの
1. 行政	1
2. 直営の地域包括支援センター	2
3. 委託の地域包括支援センター	3
4. 社会福祉協議会	4
5. 中間支援を行うNPO等	5
6. その他()	6

<以下、問32は【問28.A協働体1-5(設置済み及び設置予定)で1以上】と回答された方がお答えください>

問32 最も多い協働体の設置・運営形式についてお答え下さい。(1つだけ○)

- 地域ケア会議等の他の協議組織とは別組織として設置、運営する
- 他の協議組織と連携または一体的に設置、運営する
- 未定

問32-1 (問32.2に該当の場合)他の協議組織をお答え下さい。(あてはまるものを全てに○)

- 地域ケア会議
- 地域包括支援センター運営協議会
- 介護保険運営協議会
- その他()

<以下、問33～34は【問28.A協働体で1.平成27年度で既に設置済みが1以上】又は【2.平成27年度設置予定数が1以上】と回答された方がお答えください>

問33 協働体設置において、主に苦勞した点・課題等がありましたか(あてはまるものを全てに○)

	設置前	設置後	苦勞した点
1. 地域ケア会議等の他の協議組織との連携	1	1	1
2. 構成メンバーの選出	2	2	2
3. 協働体の連携・協力	3	3	3
4. 要綱の作成	4	4	4
5. 予算の確保や予算配分	5	5	5
6. 住民への周知(冊子の授渡)	6	6	6
7. 協働体の会議等の開催	7	7	7
8. 協働体の議事内容	8	8	8
9. サービス開発	9	9	9
10. その他()	10	10	10
11. その他()	11	11	11
12. その他()	12	12	12

問34 **問38でチェックされた項目のみご回答下さい。**
 関係団体に置いて、主に担当した点・課題等を具体的に教えてください。(自由回答)
 ※特になし場合は次へお進み下さい

1. 地域ケア会議等の他の協議組織との調整	
2. 構成メンバーの選出	
3. 関係団体の理解・協力	
4. 要綱の作成	
5. 予算の確保や予算配分	
6. 住民への周知(理解の促進)	
7. 協議体の会議等の開催	
8. 協議体の議事内容	
9. サービス開発	
10. その他()	
11. その他()	
12. その他()	

<以下、問46～41は「問28.B コーディネーターで1.平成27年度で既に設置済みが1以上」と回答された方がお答えください>
 問35 コーディネーターごとのように適用し、高麗じていますか？最も多いものをお進み下さい
 (1つだけ)○
 1. 自治体が直接雇用している
 2. 法人や団体に委託している
 3. 個人に委託している
 4. その他()

問36 第2層における平成27年度のコーディネーターや協議体に係る1ヶ月あたりの平均予算額(行政の予算)についてお答え下さい。(それぞれ数値を回答)

コーディネーターの人数	1. ()円/月平均	2. 未定
コーディネーターの活動費	1. ()円/月平均	2. 未定
上記1.2以外の協議体の活動費	1. ()円/月平均	2. 未定

問37 <問36の平均予算額が回答できなかった者についてご回答下さい>
 コーディネーターや協議体に係る委託費用の支払方法についてお答え下さい。(それぞれ1つだけ)○

コーディネーターの人数費	1. 年額払い	2. 月額払い
コーディネーターの活動費	1. 年額払い	2. 月額払い
上記1.2以外の協議体の活動費	1. 年額払い	2. 月額払い

問38 コーディネーターに任命が設けられていますか？
 既に配置されているコーディネーター全てについてお答え下さい。

1. 任命済み	人
2. 任命はしていない	人
3. まだ決まっていない	人

*問38の合計数=問28.B1 コーディネーター数

問39 平成27年度で既に設置済みの2層のコーディネーターの配置の方針について人数をお答え下さい。(それぞれ数値回答)

1. 新規に増員した(する)	人
2. 既存の増員との兼任	人
3. その他()	人
4. 分からない	人

*問39の合計数=問28.B1 コーディネーター数

問40 平成27年度で既に設置済みの2層のコーディネーターはどのような方ですか。所属先に人数を回答して下さい。(それぞれ数値回答)

	A. コーディネーターとして専任	B. 所属団体の他の業務等との兼任	C. 分からない
1. サービスを行うNPO等	人	人	人
2. 市町村社会福祉協議会	人	人	人
3. 中間支援を行うNPO等	人	人	人
4. 地域包括支援センター	人	人	人
5. 個人へ委託	人	人	人
6. 地縁組織	人	人	人
7. 協同組合	人	人	人
8. ボランティア団体	人	人	人
9. 介護サービス事業者	人	人	人
10. 農工会	人	人	人
11. その他()	人	人	人
12. 分からない	人	人	人

*問40の合計数=問28.B1 コーディネーター数

問41 平成27年度で既に設置済みの2層のコーディネーターの雇用形態について人数を回答して下さい。(それぞれ数値回答)

問40の選択肢のみ回答	A. 正規職員	B. 非正規職員	C. 分からない
1. サービスを行うNPO等	人	人	人
2. 市町村社会福祉協議会	人	人	人
3. 中間支援を行うNPO等	人	人	人
4. 地域包括支援センター	人	人	人
5. 個人へ委託	人	人	人
6. 地縁組織	人	人	人
7. 協同組合	人	人	人
8. ボランティア団体	人	人	人
9. 介護サービス事業者	人	人	人
10. 農工会	人	人	人
11. その他()	人	人	人
12. 分からない	人	人	人

*問41の合計数=問28.B1 コーディネーター数

<以下、問42～44は「問28.B コーディネーターで1.平成27年度で既に設置済みが1以上」と回答された方がお答えください>
 問42 平成27年度で既に設置済みの2層のコーディネーターの勤務形態について人数を回答して下さい。(それぞれ数値回答)

問40の選択肢のみ回答	A. 常勤	B. 非常勤	C. 分からない
1. サービスを行うNPO等	人	人	人
2. 市町村社会福祉協議会	人	人	人
3. 中間支援を行うNPO等	人	人	人
4. 地域包括支援センター	人	人	人
5. 個人へ委託	人	人	人
6. 地縁組織	人	人	人
7. 協同組合	人	人	人
8. ボランティア団体	人	人	人
9. 介護サービス事業者	人	人	人
10. 農工会	人	人	人
11. その他()	人	人	人
12. 分からない	人	人	人

*問42の合計数=問28.B1 コーディネーター数

問42-1 【問42、【A.常勤】又は【B.非常勤】で1以上の方】2層のコーディネーターの週平均活動時間数を回答してください。
 問 週の日数(週1日と日数は40時間)で【40】と回答

問43 平成27年度で既に設置済みの2層のコーディネーターの勤務形態について人数を回答して下さい。(それぞれ数値回答)

問40の選択肢のみ回答	A. 常勤	B. 非常勤	C. 分からない
1. サービスを行うNPO等	時間	時間	
2. 市町村社会福祉協議会	時間	時間	
3. 中間支援を行うNPO等	時間	時間	
4. 地域包括支援センター	時間	時間	
5. 個人へ委託	時間	時間	
6. 地縁組織	時間	時間	
7. 協同組合	時間	時間	
8. ボランティア団体	時間	時間	
9. 介護サービス事業者	時間	時間	
10. 農工会	時間	時間	
11. その他()	時間	時間	
12. 分からない	時間	時間	

<以下、問43～44は「問28.B コーディネーターで1.平成27年度で既に設置済みが1以上」と回答された方がお答えください>
 問43 既に配置されているコーディネーターを退出した主な理由をお答え下さい。
 (複数した点を3つまで)○
 1. 当自治体で地域活動を支援してきたノウハウがある
 2. 当自治体の地域住民、地域団体、社会資源のこともよく知っている。(一緒に活動してきた)
 3. 当自治体で高齢者の生活支援に関する仕事(活動)に係わってきた
 4. 当自治体で地域組織、ボランティア団体等に所属し、地域活動を行ってきた
 5. 他の自治体で地域活動を支援した経験や地域活動、高齢者に関する仕事(活動)にわたってきた経験がある
 6. 新しいサービスの開発・資源開発等を住民とともにやってきた経験がある(居場所づくりの立ち上げなど)
 7. 当自治体の住民として地域のことを詳しく知っている
 8. 地域での人望が厚い
 9. 福祉、医療の資格がある
 10. 公正・中立的な立場をとることができる
 11. その他()

問44 コーディネーターの配置において、苦労した点・課題等がありましたか。(自由回答)
 ※特になし場合は次へお進み下さい

＜国4～48は会員の方がお答えください＞

問 45 日常生活圏域（2期）よりもさらに小地域で協議体やコーディネーターを設置・配置する予定はありますか？（1つだけ○）

1. 有り
2. 無し

問 46 ＜国46「お取り上げご期待の方」＞ 協議体やコーディネーターについて設置・配置の想定をお願いします。（1つだけ○）

1. 協議体を設置し、コーディネーターを配置する
2. 協議体を設置し、コーディネーターは配置しない
3. コーディネーターを配置し、協議体は設置しない
4. その他（ ）
5. 分からない

問 47 自治体としてコーディネーターに対し、どのようなことを検討していますか？（あてはまるもの全てに○）

1. 県や都道府県が開催する研修会・セミナーへの参加促進
2. コーディネーター向けの勉強会の開催
3. コーディネーター同士の情報共有等の連絡会の開催
4. 関連機関や住民に対してコーディネーター活動を周知・広報
5. 連携先や地域資源に関する情報提供や調査支援
6. その他（ ）

問 48 都道府県や国に対して、コーディネーターの活動支援のために、どのようなことを求めますか？

5. 調査結果

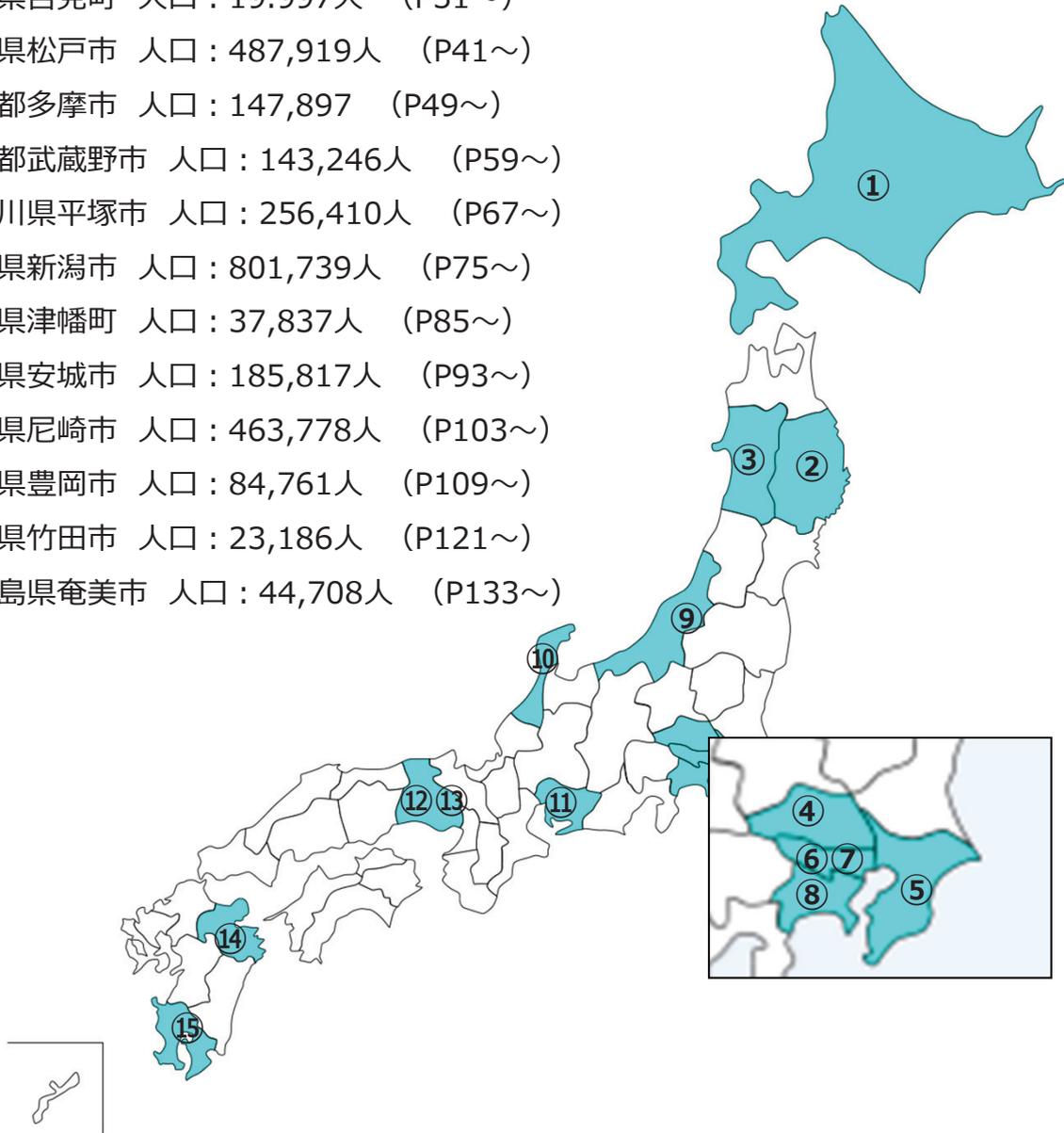
(2) ヒアリング調査 取組事例

平成27年度 生活支援体制整備事業 取組事例

平成28年3月

目次

- ①北海道池田町 人口：7,110人 (P1～)
- ②岩手県大船渡市 人口：38,349人 (P13～)
- ③秋田県小坂町 人口：5,480人 (P23～)
- ④埼玉県吉見町 人口：19,997人 (P31～)
- ⑤千葉県松戸市 人口：487,919人 (P41～)
- ⑥東京都多摩市 人口：147,897 (P49～)
- ⑦東京都武蔵野市 人口：143,246人 (P59～)
- ⑧神奈川県平塚市 人口：256,410人 (P67～)
- ⑨新潟県新潟市 人口：801,739人 (P75～)
- ⑩石川県津幡町 人口：37,837人 (P85～)
- ⑪愛知県安城市 人口：185,817人 (P93～)
- ⑫兵庫県尼崎市 人口：463,778人 (P103～)
- ⑬兵庫県豊岡市 人口：84,761人 (P109～)
- ⑭大分県竹田市 人口：23,186人 (P121～)
- ⑮鹿児島県奄美市 人口：44,708人 (P133～)



掲載一覧表（エリア順）

スライド No	自治体名	特 徴	人口	高齢 化率	認定 率	エリア	
						第1層	第2層
P1	北海道 池田町	10年後を見据えた住 民主体の互助活動の 体制づくり	7,110人	39.9	18.4	町	
P13	岩手県 大船渡市	参加型で地域助け合 い創出を研究し復興 まちづくりに取り組む	38,349人	34.3	18.8	市	公民館区 (11地区)
P23	秋田県 小坂町	2名のコーディネーター 連携による地域づくり の取り組み	5,480人	41.7	13.7	町	
P31	埼玉県 吉見町	研究会や町民向け フォーラムを重ね町ぐる みの協議体づくり	19,997人	28.0	13.6	町	
P41	千葉県 松戸市	地域と共に土台（意 識）づくりを着実に推 進するために、第1層 生活支援コーディネー ターを暫定的に行政 職員へ！	487,919人	23.9	15.6	市	地区社協 (15地区)
P49	東京都 多摩市	全員参加型 地域の 生活支援体制づくり	147,897人	26.4	12.9	市	コミュニティエリア (10圏域)
P59	東京都 武蔵野市	住民と信頼関係のあ る社協職員を行政の 中に配置し、市全体の 生活支援体制整備を 進める	143,246人	21.8	19.8	市	在宅介護支援 センター地区 (6地区)
P67	神奈川県 平塚市	町内福祉村を中心に 住民主体で進める第 2層の体制づくり	256,410人	26.3	15.3	市	公民館区 (25地区)

生活支援体制整備事業
取組事例

掲載一覧表（エリア順）

スライドNo	自治体名	特徴	人口	高齢化率	認定率	エリア	
						第1層	第2層
P75	新潟県新潟市	居場所（地域の茶の間）をベースに支え合い活動の推進	801,739人	27.1	18.4	政令区（8区）	人口2～3万人を目安とした圏域（27圏域）
P85	石川県津幡町	地域・行政・民間が協働する課題解決ネットワークで社会資源開発から地域づくりへ	37,837人	21.5	15.3	町	公民館区（8地区）
P93	愛知県安城市	老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定した「あんジョイプラン」推進	185,817	19.7	14.5		中学校区（8地区）
P103	兵庫県尼崎市	地域福祉活動専門員を活用した社協と地域包括支援センターによる地域づくり	463,778人	27.5	21.5	市	社協支部（6地区）
P109	兵庫県豊岡市	公民館区で協議体・支え合い拠点の事業づくりを推進	84,761人	31.0	17.5	市	旧市町圏域（6地域）
P121	大分県竹田市	地区社協を核に住民主体の支え合い活動と連携した官民協働の地域づくり	23,186人	43.5	20.5	市	中学校区（7地区）
P133	鹿児島県奄美市	住民参加の研究会でコーディネーターを選出し、住民主導の支え合い活動へ	44,708人	28.2	23.2	市	小学校区（8地区）

生活支援体制整備事業
取組事例

北海道池田町

10年後を見据えた住民主体の互助活動の体制づくり



■ 地域の概要

総人口	7,110人 (平成28年2月時点)	要介護認定率	18.4% (平成28年2月時点)
高齢者人口	2,836人	介護保険料	4,803円
高齢化率	39.89%	日常生活圏域	1 (町全体)
地域包括支援センター	1箇所 (直営)	地区の圏域・協議組織の状況	自治会 21 地区
総合事業開始時期	平成28年3月	生活支援体制整備事業推進体制	担当：保健福祉課 連携先：高齢者支援係 社会福祉協議会

■ 生活支援体制整備事業の取り組み状況【概要】 (平成28年3月時点)

	エリアの設定	生活支援コーディネーター	協議体
第1層	町	配置済	設置済
第2層			

■ 地域の特徴と地域づくりの取り組み

高齢化と人口減が加速する町全体において、平成18年からこれまで取り組んでいた住民主体の助け合い活動を見直し、さらに新しい住民主体の助け合い活動を取り組み、町の活性化につなげたいと考えた。

〈町内会連合会との連携事業〉

住民主体の助け合い活動に、組織的に取り組むために、社会福祉協議会（以下、社協）が介護予防プログラム（歩行を改善し認知機能を向上させる運動プログラム）を導入（＝ふまねっと運動）し、町内会館や老人クラブ会館等に一般介護予防教室を作り、教室を担う住民（サポーター）を派遣し始めた。

平成22年に、住民主体の助け合い活動を促し、町の支援と住民からの寄付により、社協が1つの拠点で複数のサロンが活動できる【Rococo：ボランティア・町民活動支援のルーム】を作った。

また、住民の通いの場への移動手段が課題であったため、町の事業として、コミュニティバス（＝通称コミバス）の実証実験時に町内会連合会が自主的に乗車モニターを実施。町内会館をルートで結ぶことができるよう町に提言書を提出し、平成26年からRococoがバスターミナルとなった。

平成25年より、住民に地域が抱えている福祉課題等を共有してもらい、協力してくれる新しい住民層を巻き込むため、町からの委託で社協がボランティアポイント制度を導入した。ふまねっと運動やイベント、共生型ホーム等の運営などでボランティア活動を行った際にポイントが付与される。（ポイントは商品券に交換）

また、第3層のコーディネーターとなる通所型のコーディネーターに住民を養成し、住民の集いの場でポイントを付与するボランティアポイント事業の一部の業務を担ってもらっている。

北海道池田町

I. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の方針と状況

1. 方針

「介護予防・日常生活支援総合事業」の開始に伴い、生活支援サービスの充実を図るため、生活支援コーディネーターを平成27年4月に配置。生活支援コーディネーターにより協議体の設置運営に係る検討を行い、事業を開始。

生活支援体制整備事業を社協へ委託した。

社協で協議体の事務局機能を担い、社協職員が生活支援コーディネーターとして配置された。

町行政の関与としては、社協へ委託し事業を開始した上で、社協と調整・検討の上、改善しながら推進していくことを想定している。将来の目標（どのような協議体の形になっていたいか）の概念図（P4）を示し、推進している。

2. 設置・配置の状況

第1層は池田町全域であり、2層と共通である。

協議体では、会議を実施できる体制が整っていないため、平成28年度中に合同会議を実施予定。

生活支援コーディネーター	協議体
平成27年4月配置 ・所属先：社会福祉協議会の職員3名 （専任1名、兼任2名体制）	平成27年6月（メンバー決定） ・地域ケア会議の参加団体 （資源開発部会：サービス事業者関係・地縁組織及び団体関係、ケアマネジメント部会：医療関係機関）＝地域ケア会議の参加団体

3. 協議体の構成メンバー

第1層（構成メンバー）	
・生活支援コーディネーター	
・資源開発部会	
<サービス事業者関係者>：	訪問介護事業所/通所介護事業所/その他関係事務所
<地縁組織及び団体関係>：	池田町社会福祉協議会/池田町民生児童委員協議会/ 池田町町内会連合会/池田町老人クラブ連合会/ 身体障害者福祉協会池田町分会/池田町商工会/ワインタクシー/ JA十勝池田町/その他関係機関、事業所 等
・ケアマネジメント部会	：医療機関等（歯科医院・薬局含む）/介護福祉施設/ 居宅介護支援事業所/介護サービス事業所 等

4. 生活支援コーディネーター及び協議体に係る予算

平成27年度： 4,300,000円/年
（内訳）

・人件費、事務備品代

平成28年度： 6,000,000円/年
（内訳）

・人件費、事務備品代、マッピングシステム構築費
*マッピングシステム＝町内の社会資源をマッピングし、利用者や希望者が把握するためのツール

Ⅱ．生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

1. 方針検討や協議・調整

協議体は話し合いの場であり、協議体の参加者全員が参集する会議のことではない。

2. 生活支援コーディネーター配置に向けた取り組みの経緯

池田町では、社協は老人クラブ連合会や自治会、ボランティアとのつながりがあり、住民との接点も多い。また、介護事業を行っており、介護ニーズにも精通している。地縁組織や自治会、ボランティアセンターの事務局も社協にあることから、平成26年の事業を実施するための検討時に、社協へ委託することが適任だという話になっていた。

検討会等は設けず、平成27年3月に介護関係の事業所に出向き、社協へ委託する旨の説明を行った。社協へ事業委託し、平成27年4月より、コーディネーターとして新規に専任者を配置し、同時に社協の職員2名が兼任として配置された。新規で専任者を配置した経緯としては、社協の現状の人数だけではコーディネーターを配置できないため、新卒採用し1名増員となった。兼任者の2名は、住民活動に関わる活動をされてきた住民の方と近い環境にいる方となる。

1つの業務を3名体制で分担し、常に情報共有・相談等を行いながら活動を行っている。

各団体に意見収集等を行っていることや、コーディネーターが協働している各団体との活動が協議体そのものであり、協議体を集合させてきちんとした形を少しずつ作っていければ良いと考えている。

● 町と社会福祉協議会の連携会議

4月に町行政から社協へ委託してから、社協より町に調整会議として『委託元の町と委託先の社協の連携会議』の常設を依頼。10年後の池田町が、『地域住民の皆さんのためにより良いサービス』を提供することを目指し、毎月の定例会議で微調整しながら進めたいとしている。

◆連携会議の参加メンバー：

保健福祉課長、高齢者支援係長、包括支援係長、生活支援コーディネーター

毎月1回協議の場を持ち、情報の共有や意思統一を図り、調整しながら進む方向の共通認識を持つ仕組みとしている。社協だけ、保健福祉課だけ等、特定の関係機関だけがやればよいということではなく、町としての意思決定の場を持つことが大事である。

<連携会議の内容>

平成27.6.26：第1回調整会議 池田町の包括ケアシステムの概念図が必要と判断

平成27.7.17：第2回調整会議 概念図の原案を決定

平成27.8.27：保健・医療・福祉の関係者に対する池田町における地域包括ケアシステムの説明会の開催

⇒今後は、様々な機会を利用し、池田町の現状と今後について課題を説明し、「解決に向けて住民の皆さんの協力が不可欠である」ということの意味を得て行く予定である。

Ⅲ．生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

1. 生活支援コーディネーターの活動状況

第1層の生活支援コーディネーターは、協議体参加団体が実施している各部会や講座等へ、事業の説明の機会を設けてもらい事業の情報発信を行っている。

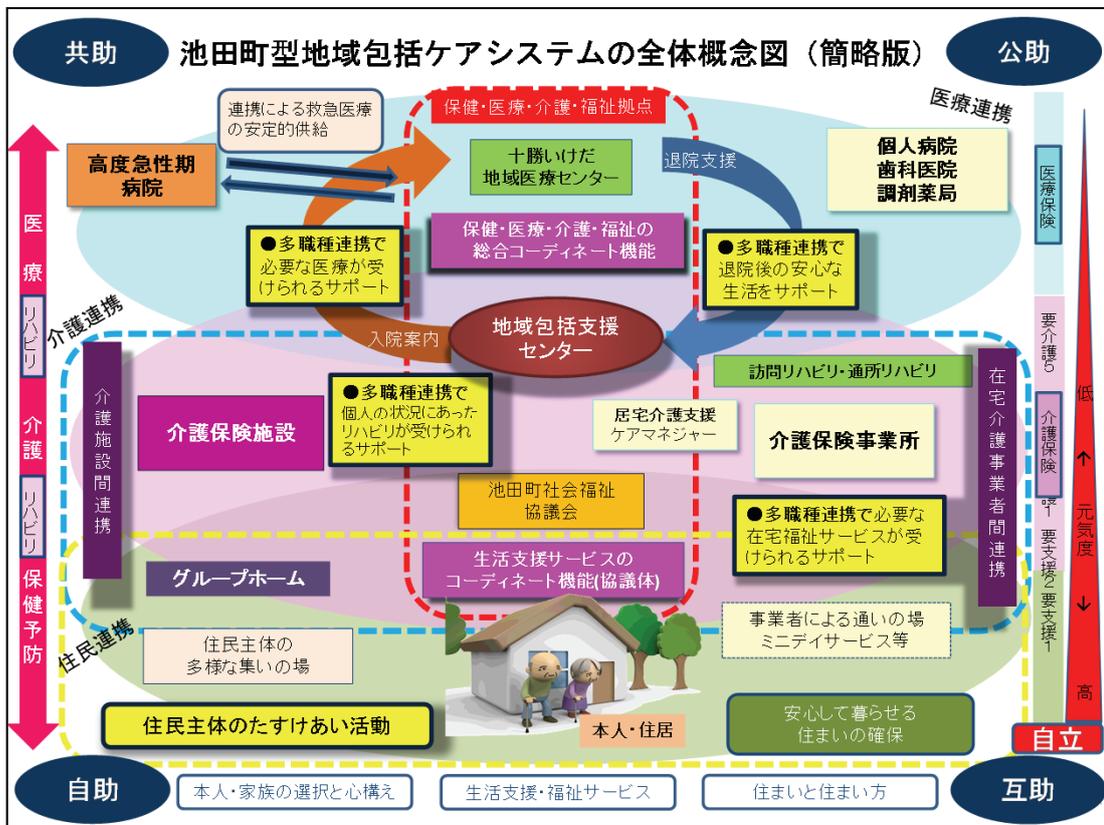
町内会や民生委員との連携は、サロンや訪問の場にコーディネーターを定期的に派遣し、サロンに参加している人の声を捉え、専門職や住民が有機的に動けるように働きかけていく。

現在、通いの場で活躍している老人クラブ連合会の互助組織（LOREN支えあいパートナー）を立ち上げるための支援として、制度の構築に向け検討を行い、担い手の養成として、LOREN支えあいパートナーの養成講座を開催しており、講座の中で介護保険を取り巻く状況や、今後の池田町の高齢化の状況、介護保険制度改正の意味とその必要性等についても講義することで規範的統合を図っている。

● 概念図の作成

第1層の生活支援コーディネーターとして住民の方に事業の説明するために、具体的に施設名を入れ、医療、福祉、介護、保健そして住民の方の役割がひと目でわかるものを、生活支援コーディネーターがたたき台として作成し、町と社協の連携会議の中で意見を出し合った。事業の進捗状況に合わせて形を変えていくことも想定しているが、まずは概念図をベースとして事業を進めていく。

生活支援体制整備事業 取組事例



平成27年度第2回社会福祉協議会活動全国会議シンポジウム資料より

Ⅲ．生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

1. 生活支援コーディネーターの活動状況（続き）

● 生活支援コーディネーターの1年間の動き

平成27年4月より地縁組織や関連団体等に対し、学びの場と総合事業の説明会を規範的統合の場として実施してきた。

日程	場面	説明内容	参加人数
H27.4.28	町内会連合会総会	介護保険改正に伴う地域の助け合い活動のあり方	約20名
H27.5	社協理事会、社協評議員会	総合事業の社協の取り組みについて	約40名
H27.6.6	ふまねっとサポーター養成講座	ふまねっとサポーター養成	10名
H27.6.9	池田町における高齢者の生活支援体制整備について	民生児童委員協議会にてグループワーク	約30名
H27.6.11	老人クラブ連合会女性部会	LOREN支えあいパートナー制度について	20名
H27.7.28	老人クラブ連合会会長・女性部長合同役員会	LOREN支えあいパートナー制度について	約30名
H27.8.10	社協理事会	進捗状況について	15名
H27.8.27	池田町における地域包括ケアの取り組みに係る説明会	保健、医療、福祉の事業者で包括ケア概念図の決定	32名
H27.9.15 ～25	医療機関、農協、商工会等へ個別訪問	協議体について説明	計10箇所
H27.9.16	介護・地域支援ボランティア事前研修	市民後見人養成後登録	6名
H27.9.16	サービス事業所説明会	総合事業について（町主催）	約20名
H27.9.17	信取老人クラブ	LOREN支えあいパートナー制度について	約20名
H27.10.6～7	町内会連合会先進地視察研修会（社協・商工会も参加）	鷹栖町へ買い物支援サービスについて研修	18名
H27.10.22	11丁目老人クラブ	LOREN支えあいパートナー制度について	約30名
H27.11.2	旭町4丁目町内会	LOREN支えあいパートナー制度について	約30名
H27.11.9 ～10	LOREN支えあいパートナー養成講座（第1回）	A講座、B講座	25名
H27.11.19	介護・地域支援ボランティア事前研修	信取どんぐりサロン	約20名
H27.11.20	旭町2丁目老人クラブ	LOREN支えあいパートナー制度について	約20名
H27.12.8	民生児童委員協議会定例会議	LOREN支えあいパートナー制度について（協力お願い）	約30名

北海道池田町

Ⅲ．生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

1. 生活支援コーディネーターの活動状況（続き）

日程	場面	説明内容	参加人数
H28.1.14	LOREN支えあいパートナー会議	サービス内容検討	25名
H28.1.23	単位クラブ交流会	LOREN支えあいパートナーサービス内容検討	約170名
H28.2.20	川合老人クラブ	LOREN支えあいパートナー制度について	15名
H28.2.22 ～23	LOREN支えあいパートナー養成講座（第2回）	A講座、B講座	27名
H28.2.27	支える側が支えられるとき	協議体共催の啓発事業「講師は詩人藤川幸之助氏」一般町民および福祉・介護・医療の専門職等参加	約260名
H28.3.8	昭栄老人クラブ	LOREN支えあいパートナー制度について	約15名
H28.3.17	第1回千代田長寿会、千代田西公区合同会議（仮称）	通いの場への送迎サービスのあり方について①	約10名
H28.3.24	第2回千代田長寿会、千代田西公区合同会議（仮称）	通いの場への送迎サービスのあり方について② 財政企画課長、建設課長、建設課管理係長、生活支援コーディネーター参加	約10名
H28.3.25	送迎サービス検討会議（仮称）	農村部における移送のあり方について 財政企画課長、建設課長、保健福祉課長、建設課管理係長、保健福祉課高齢者支援係長、ワインタクシー社長、生活支援コーディネーター参加	7名
H28.3.25	町内会連合会町長とのふれあいトーク	池田町における介護予防の取り組みについて	18名

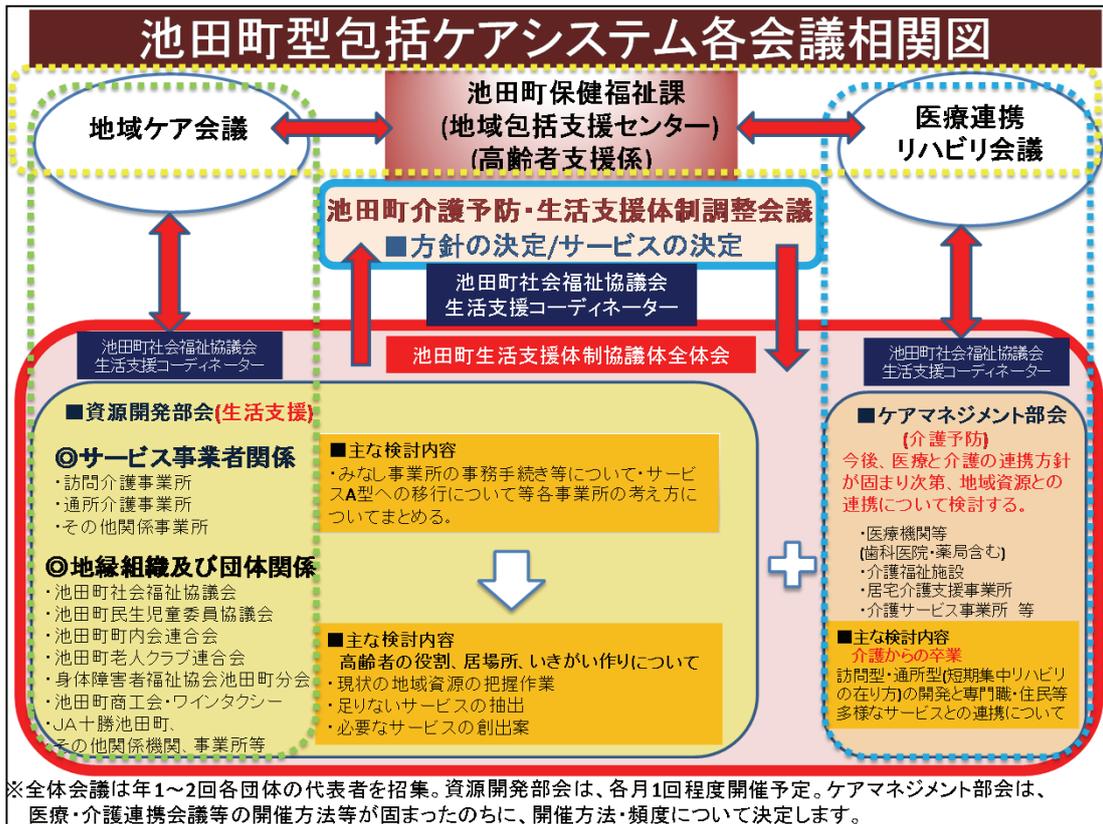
生活支援体制整備事業

取組事例

Ⅲ. 生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

2. 協議体の活動状況

協議体の参加メンバーが参集する会議体はまだ開催していないが、生活支援コーディネーター、社協が協議体の参加団体に説明し、意見を収集し、実質的な協議は進んでいる。



生活支援体制整備事業
取組事例

町行政担当者からの言葉

情報を提供し、共有するということが1番初めに手がけなければならないことと感じる。

将来、町がこんな風になっていくということを町民の方に伝えることで共に考えてもらうことができるようになる。また、行政の中でも伝えて共有することも重要なこと。人口減と少子高齢化は、高齢者に直接的に関わっていない業務にも必ず影響がでてくる。それがどのようになって行くかということは今から考えて行かないと大変なことになる。そういう情報は、担当者から発信しないと役場組織の中でも伝わって行かない。高齢者施策を担当する職員には、そういう情報を町民の方や行政内部に発信する義務も責任もある。

担当者が、例えば「この事業は自分だけではとてもできない」、「町民に話したりすることが苦手」、「コーディネーターの配置なんて無理」ということであれば、できる人にやらしてもらおうような体制にすることが必要。自分一人ではできない仕事だと伝えることだけでもやらなければならない。「今すぐにやらなくても良い事なら自分がやらなくてもその時に担当した職員がやればいい」と問題を先延ばしするのは無責任なこと。

Ⅲ．生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

3. 第3層のコーディネーター（通所型・訪問型の担い手）の活動

第3層の生活支援コーディネーターは通所型と訪問型に分けて配置をしている。

(1) 通所型の第3層コーディネーターの活動

通所型のコーディネーターは、住民活動支援員と呼ばれ、現在非常勤体制で7名配置している。

活動エリアは特に決めておらず、各コーディネーターの活動可能時間に合わせて、ふまねっと運動の場やサロン等が実施されている場に出向いている。

主たる業務としては、通いの場の利用を広げていくこととし、子育て世代の母親等の若い層をパート雇用しながら、高齢者や地域の見守り等の機能を担ってもらい、利用者の状態像の把握及び、状態が悪い方を地域包括支援センターにつなぐ等の役割としている。また、Rococo等の会場の管理やボランティアポイントの管理等も行っている。

(2) 訪問型の第3層コーディネーターの活動

● LOREN支えあいパートナー制度について

訪問型の生活支援・助け合い活動として、平成27年4月から池田町老人クラブ連合会の自主事業である、「LOREN支えあいパートナー制度」の構築を社協が支援している。

老人クラブに、通いの場で担い手となっている方たちが多く加入しており、まずは、老人クラブの互助組織を立ち上げるために、社協の生活支援コーディネーターと一緒に「学びの場～LOREN支えあいパートナー養成講座」をつくり、講座を開催しているところである。LOREN支えあいパートナーの活動としては、30分程度の生活（家事）支援の活動を行うことを想定している。

● 訪問型第3層コーディネーターの選出について

訪問型第3層生活支援コーディネーターは「LOREN支えあいマネージャー」と呼ばれ、LOREN支えあいパートナー講座を受講した人で、互助組織のエリアの中から選ぶ。

第3層生活支援コーディネーターにはボランティア登録してもらい、コーディネート業務1件につき1ポイントが報酬となることを想定している。サービス内容、料金についてはこれから当事者間で相談して決定する予定である。

<LOREN支えあいパートナー養成講座カリキュラム>

年間4回程度同じ講義を実施。2日間受講した人に修了証を渡し、その後パートナー（第3層コーディネーター）として派遣できる。講師は町行政職員が「介護保険制度」の説明、第1層の生活支援コーディネーターが「活動メニューについて」グループワークの講師を担い、介護職員初任者研修講師が「高齢者の特徴と対応」、「認知症の理解」、「訪問マナー（守秘義務）」、グループワーク②「介護されかた講座」等、様々な講義を行っている。

IV. 次年度以降の取り組み予定

1. 第1層の生活支援コーディネーターの活動予定

LOREN支えあいパートナー制度を開始しようとする地区に、「LOREN支えあいパートナー」モデル事業（p.11）を実施するための支援をしている。第1層のコーディネーターの具体的な支援の内容としては、養成講座の開催や事業の実施方法の検討支援を行っている。事業開始後は困っている利用者と提供者とのマッチング等を行う予定である。

2. 協議体の今後の活動予定

- 各分野での部会開催について

資源開発部会は、「サービス事業者関係者」「地縁組織及び団体関係」にて構成している。
 ケアマネジメント部会は医療・介護連携会議等の開催方法等が固まった後に、開催方法や頻度について決定する予定である。また、それらの全体会議を協議体とし、方針やサービスの決定を行うことを想定している。
 平成28年度は、まずは、資源開発部会の参加団体「地縁組織及び団体関係」と会議を開催する予定である。

参考資料：要綱

池田町生活支援体制整備事業実施要綱

平成27年3月9日

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項台5号に掲げる事業（以下「生活支援体制整備事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 生活支援体制整備事業の実施主体は、池田町とする。但し、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる者に委託することができるものとする。

（生活支援体制整備事業の内容）

第3条 生活支援体制整備事業の内容は、次に掲げるものとする。

（1）生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の配置

コーディネーターを配置し、地域資源の把握と開発、活動の創出支援、担い手の養成を行う。

（2）協議体の設置

コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、協議体を設置する。

（3）ニーズと取り組みのマッチング

地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングする。

（委任）

第4条 この要綱に定めるもののほか、生活支援体制整備事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

参考資料:住民主体の活動の紹介

ふまねっと健康教室の一例

会場名	開催日時
旭町4丁目会館	毎週月曜日 10:00~11:30
9丁目町内会館	毎月2回/15日、25日 10:00~11:30
高齢者コミセン(市街広域)	毎月2回/5日、20日 10:00~11:30
ふまねっとカフェ(池田町全域)	毎月2回/第2、第4金曜日10:00~11:30

他

Rococo(地域福祉の拠点)や町内会館等で行われている誰でも行けるサロンの一例

サロン名	開催日時	内容	場所
Rococoサロン	毎週火曜日 13:00~16:00	オリジナルRococoコーヒー 100円	Rococo
天声人語茶論	毎週木曜日 夏期15:00~16:30 冬期14:00~15:30	美文字トレ・脳トレ・交流等 参加費100円/月、ノート代実費	Rococo
旭8丁目はちはちサロン	毎月2回/第2、第4月曜日 13:00~15:30	楽しい遊具で過ごす 参加費100円	8丁目町内会
名久井サロン	毎月2回/第2、第4月曜日 11:30~14:00	手作り感いっぱいの居宅サロン 参加費200円(イベント時の食費は別途)	名久井宅(旭町1丁目)

他

岩手県大船渡市

参加型で地域助け合い創出を研究し
復興まちづくりに取り組む



■ 地域の概要

総人口	38,349人 (平成28年2月末時点)	要介護認定率	18.8% (平成28年2月末時点)
高齢者人口	13,152人	介護保険料	5,010円
高齢化率	34.3%	日常生活圏域	10圏域(旧町村単位)
地域包括支援センター	5箇所(直営1箇所、 ブランチ4箇所)	地区の圏域・ 協議組織の状況	中学校区 8地区 小学校区 12地区 公民館区 11地区
総合事業 開始時期	平成28年3月	生活支援体制整備 事業推進体制	担当：地域包括ケア推進室 連携先：地域包括ケア推進室

■ 生活支援体制整備事業の取り組み状況【概要】 (平成28年3月時点)

	エリアの設定	生活支援コーディネーター	協議体
第1層	市	配置済	設置済
第2層	11地区	11地区中、1地区配置	11地区中、1地区設置

■ 地域の特徴と地域づくりの取り組み

- 介護予防事業の推進
各種介護予防教室、温泉ミニデイサービス事業、高齢者ふれあい活動事業、支援者のための介護予防研修会等の介護予防事業を実施し、要支援・要介護状態になることを予防する取り組みを進めている。また、地域の方々が独自に行う介護予防への取り組みを支援するとともに、介護予防ボランティアを養成し、地域での活動の場を提供していく。
- 生活支援事業の充実・地域での支え合い創出
サロン活動、趣味・娯楽の場、買い物や移動の支援など地域での支え合い活動を把握し、継続に向けた支援をするとともに、地域に不足している活動をつくり出す取り組みをしていく。元気な高齢者に活動の担い手となり活躍してもらうことで、地域における「社会参加を通じた介護予防」を促進していく。
第2層の助け合い協議会活動が、地域の実情に合わせて無理なく自主的に進められるようサポートしていく。
- 東日本大震災を契機としたコミュニティづくり
東日本大震災後、被災者支援により仮設住宅を中心にサロン等が運営されている。現在、災害公営住宅の多くが完成する中、新たなコミュニティづくりに向けて、関係機関で設立した大船渡市応急仮設住宅支援協議会によるサポートのほか、住民主体によるサロン活動等が活発になっている。
- 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進
地域コミュニティに携わることによる生きがいづくりを推進するため、老人クラブ活動を引き続き支援するとともに、地域ボランティア活動や趣味・サークル活動などへの社会参加を促進する。
また、シルバー人材センターの機能強化を図り、関係機関と連携することにより、高齢者就業相談の充実や高齢者が日常生活支援活動に参入できる体制づくりに取り組んでいく。

岩手県大船渡市

I. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の方針と状況

1. 方針

地域包括ケアシステムの構築に向け、平成28年3月に新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に移行。事業所指定基準等を定めるとともに市としてのガイドラインを策定し、市民及び事業所等への周知・啓発を図っている。

第1層協議体は、「大船渡市地域助け合い協議会」として、平成27年4月に発足し、委員28名で構成している。地域における支え合い活動創出に向けた取り組み、並びに地域包括ケアに関し、市内の各団体の連携及び一体化を要する課題について関係者が一堂に会し協議する。

それと並行して第2層協議体設立に向けた研修会として「地域助け合い創出研究会」（オープン参加）を開催して、11地区での第2層協議体設立へ向けた取り組みを支援していく。

また、第2層協議体のリーダー格になる人が第1層の協議体メンバーになっていることで、第2層の立ち上げや活動の支援につながるように考えている。

2. 設置・配置の状況

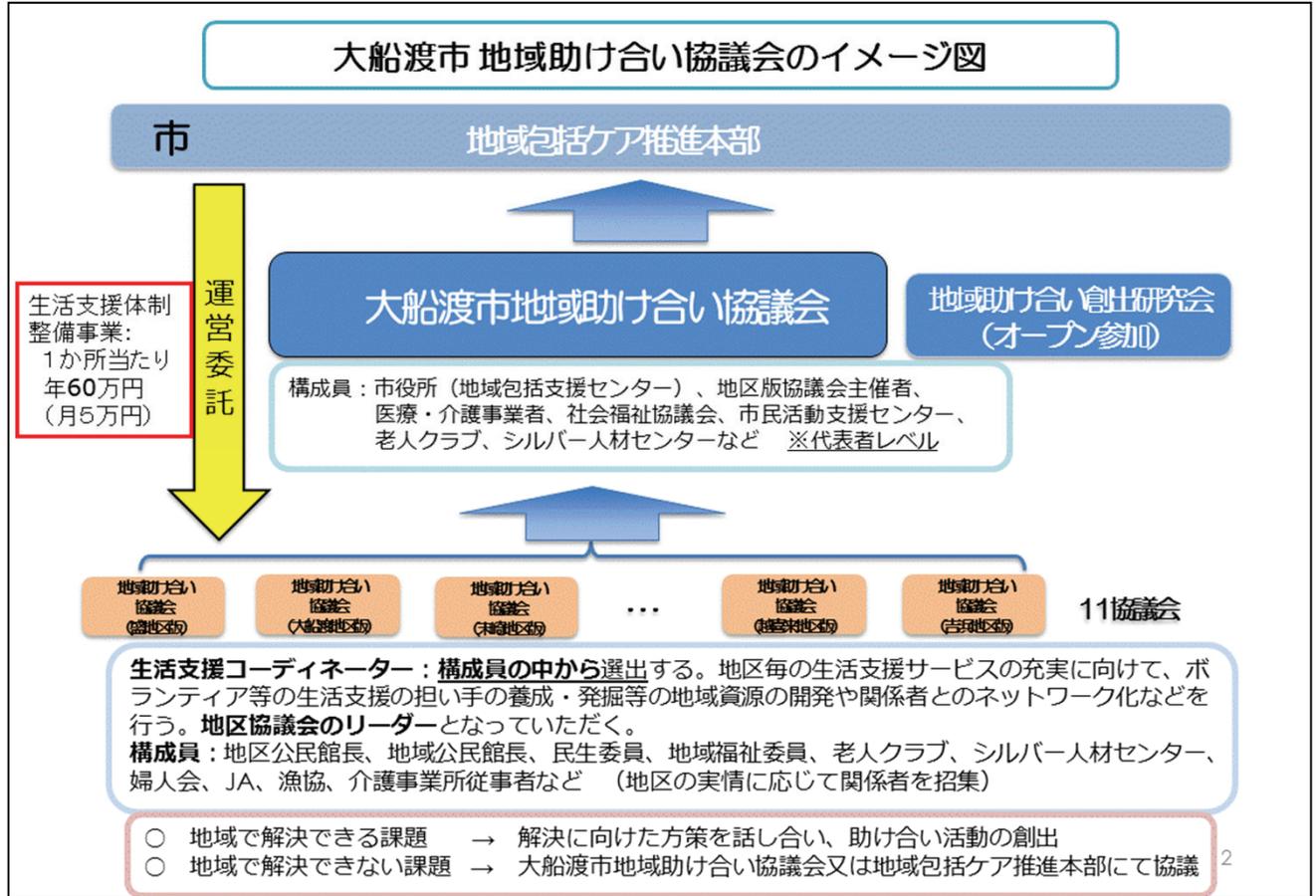
	生活支援コーディネーター	協議体
第1層 ＜市＞	平成27年4月配置 市直営の地域包括支援センター（個人の任命なし）2名	平成27年4月設置 （名称「地域助け合い協議会」） ・28名で構成 ・事務局は地域包括ケア推進室
第2層 ＜公民館区＞ 11地区	平成27年12月に1地区配置 （蛸ノ浦地区2名） 他10地区は、平成28年配置検討中 候補者：各地区1～2名程度	平成27年12月に1地区設置 （蛸ノ浦地区） （リーダーはまちづくり推進員（地区公民館長））

3. 協議体の構成メンバー

第1層（構成メンバーまたは候補）	第2層（構成メンバーまたは候補）
市役所、県広域振興局、11地区のまちづくり推進員（第2層協議体のリーダー候補となる公民館長）、社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、医療介護事業者、市民活動支援センター、大船渡共生まちづくりの会、老人クラブ、シルバー人材センター等の代表レベル	地区公民館長、地域公民館長、民生委員、地域福祉委員、老人クラブ、シルバー人材センター、婦人会、JA、漁協、介護事業所従事者など（実情に応じて関係者を招集）

岩手県大船渡市

I. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の方針と状況



生活支援体制整備事業 取組事例

4. 生活支援コーディネーター及び協議体に係る予算

平成27年度： 1,040,600円

（内訳）

- ・第1層協議体委員報酬 375,000円
（5,000円×25人×3回）
- ・研究会講師謝金 100,000円
（10,000円×10回）
- ・普通旅費 460,000円
（研究会講師旅費 170,000円／
先進地視察 290,000円）
- ・費用弁償：
第1層協議体委員 協議会出席 60,000円
（20,000円×3回）
- ・費用弁償：
第1層協議体委員 研修受講 45,600円
（7,600円×6回）

平成28年度： 909,800円

（内訳）

- ・第1層協議体委員報酬 375,000円
（5,000円×25人×3回）
- ・研究会講師謝金 50,000円（10,000円×5回）
- ・普通旅費 390,000円
（研究会講師旅費 113,600円／
先進地視察 275,500円、他）
- ・費用弁償：
第1層協議体 協議会出席 60,000円
（20,000円×3回）
- ・費用弁償：
第1層協議体 研修受講 34,800円
（5,800円×6回）

Ⅱ．生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

1. 方針検討や協議・調整

「大船渡市地域助け合い協議会」を平成27年4月に設置すると同時に、協議会委員であり、第2層協議体設置までの中心的役割を担って頂くまちづくり推進員（地区公民館長）への説明会を開催。大船渡市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画と地域助け合い協議会の目的について説明するとともに、地域包括ケア推進に向けた活動をする関係団体の紹介をした。9月には、再度大船渡市地域助け合い協議会（地区版）運営設置事業に係るまちづくり推進員（地区公民館長）への説明会を開催し、第2層協議会の運営について、地区での協議会設立に向けた話し合いについて、現在活用できる助成金について説明した。

2. 生活支援コーディネーター配置に向けた取り組みの経緯

（1）第1層の生活支援コーディネーター配置の経緯

- 平成28年3月現在、市直営の地域包括支援センター職員2名を配置（特定団体、個人への任命はしていない。）

（2）第2層の生活支援コーディネーター配置の経緯

- 第2層協議体それぞれで協議し、生活支援コーディネーターを選出
- 生活支援コーディネーターの選出時期、人数（1～2名程度）は、地域の実情に合わせて決定

Ⅱ. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

3. 協議体設置に向けた取り組みの経緯

(1) 第1層協議体設置後の活動履歴

時 期	活動履歴
平成27年4月	市に地域包括ケア推進本部設置 <ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケア推進室を開設 第1回推進本部会議開催
平成27年5月	第1回地域助け合い協議会 <ul style="list-style-type: none"> 市の介護保険の現状と地域助け合いについて
	第1回地域助け合い創出研究会（以下、研究会） <ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度改正の枠組み GW形式で、地域の課題についての話し合い
平成27年6月	第2回研究会：北上市の事例紹介 <ul style="list-style-type: none"> NPOなどを招き、有償ボランティアの現状やあり方などを学習
平成27年7月	第3回研究会：平塚市の事例紹介 <ul style="list-style-type: none"> 町内福祉村の取り組みについて学ぶ
平成27年8月	第4回研究会：「助け合い体験ゲームを使って助け合いを実践的に学ぶ」
平成27年9月	第5回研究会：臼杵市の事例紹介 <ul style="list-style-type: none"> 行政と市民との協働によるまちづくり
平成27年10月	第2回協議会 <ul style="list-style-type: none"> 第2層協議体づくりの意見交換
平成27年11月	第2回推進本部会議開催 第6回研究会：「住民支え合いマップづくりによる地域の課題発見」
平成27年12月	第7回研究会：竹田市の取り組み事例紹介
平成28年1月	大船渡市とさわやか福祉財団が包括連携協定を締結
平成28年2月	第8回研究会：全国各地の様々なサロンの事例紹介
平成28年3月	第3回協議会開催 <ul style="list-style-type: none"> 今年度の経過報告と新年度の計画について 第3回推進本部会議開催

Ⅱ．生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

(2) 第2層協議体設置の経緯

- 第2層協議体設立に向けた研修会としての位置付けである「地域助け合い創出研究会」（オープン参加）の開催と並行して、11地区で第2層協議体編成へ向けて取り組みが進められている。
- 平成27年12月には、蛸ノ浦地区で第2層協議体が設立。
- 立根地区ほか6つの地区でも立ち上げに向けた準備会や勉強会が始まっている。

● 蛸ノ浦地区助け合い協議会の立ち上げ例

平成27年12月8日に蛸ノ浦地区で設立会議開催。

• 立ち上げのステップ

平成27年10月 地域包括ケアシステムの構築に向けた動きと地域助け合い活動に係る説明会

• 並びに意見交換会を開催

生活支援コーディネーターの設置：設立会議の際に、参加者の協議により2名を選任

→ 平成28年2月 岩手県生活支援コーディネーター養成研修会に参加

• メンバー：

<会長> 地区まちづくり推進員

<委員> 地縁組織の契约会、地域公民館や地区公民館の役員、民生・児童委員、地域福祉委員、老人クラブ、健康づくり推進員、消防団長、婦人部員など31人

Ⅲ．生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

1. 協議体の活動状況

(1) 第1層の活動状況

平成27年度には 第1層協議体である「大船渡市地域助け合い協議会」を3回開催。第2層協議体立ち上げに向けた取り組み、関係機関相互の連携調整、地縁組織や住民組織（NPO法人大船渡共生まちづくりの会など）、市民活動支援センターなど、地域組織の活用・活動支援と相互の連携、ネットワークの強化などに取り組んだ。また、第2層協議体立ち上げに向けた研修会となる「地域助け合い創出研究会」を8回開催し、第1層協議体委員にも多数参加いただいた。研究会には、民生委員、関係団体等から参加いただき、毎回60名規模で開催した。また、研究会では地区毎のグループワークを実施し、地域での顔の見える関係づくりの構築に努めた。

平成28年1月に、公益財団法人さわやか福祉財団と「新しい地域支援の仕組みづくりに係る包括連携協定」を締結。今後は、多様な主体による多様な生活支援サービス提供の体制づくりとして、第1層協議体の運営充実と、生活支援コーディネーターの機能発揮、第2層協議体の創設及び生活支援コーディネーターの養成を目指していく。

(2) 第2層の活動状況

蛸ノ浦地区

平成27年10月	地域包括ケアシステムの構築に向けた動きと地域助け合い活動に係る説明会並びに意見交換開催（講師：NPO法人大船渡共生まちづくりの会）
平成27年12月	蛸ノ浦地区助け合い協議会設立会議開催
平成28年2月	蛸ノ浦地区の生活支援コーディネーター1名が、岩手県主催の「平成27年度岩手県生活支援コーディネーター養成研修会」に参加

立根地区

平成27年11月	立根地区助け合い協議会設立に向けた学習会開催
平成27年12月	立根地区助け合い協議会設立準備会の設置について、少人数での話し合い
平成28年2月	立根地区助け合い協議会設立準備委員会開催
平成28年2月	立根地区の生活支援コーディネーター予定者1名が、岩手県主催の「平成27年度岩手県生活支援コーディネーター養成研修会」に参加

盛地区

平成27年7月	盛地区助け合い協議会設置準備会開催
平成28年2月	盛地区の生活支援コーディネーター予定者1名が、岩手県主催の「平成27年度岩手県生活支援コーディネーター養成研修会」に参加

赤崎地区

平成28年1月	赤崎地区助け合い協議会設立のための事前打ち合わせ開催
平成28年2月	赤崎地区助け合い協議会設立勉強会開催

Ⅲ．生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

(2) 第2層の活動状況（続き）

吉浜地区

平成28年 1月	吉浜地区助け合い協議会勉強会開催
----------	------------------

日頃市地区

平成28年 2月	日頃市地区助け合い協議会勉強会開催
----------	-------------------

猪川地区

平成28年 2月	猪川地区助け合い協議会設立準備会開催
----------	--------------------

大船渡地区

平成28年 3月	ご近所支え合いの仕組みづくりに向けた学習会開催
----------	-------------------------

IV. 次年度以降の取り組み予定

1. 生活支援コーディネーター配置と今後の活動予定

生活支援コーディネーター選出は、地域の自主性に任せ、配置時期・人数等は地域の実情に任せる方針。

- 選出された生活支援コーディネーターの活動支援
具体的な行政の支援内容は、社会資源の把握、サロン等の自主活動の運営状況の確認、他の地区の好事例の紹介と交流などを促進する。また、地域の実情に合わせた活動、人的資源開発の提案などを行う。
- 生活支援コーディネーター選出に向けた第2層協議体への支援
- 生活支援コーディネーターどうしの交流の場をつくる

2. 協議体の設置と今後の活動予定

● 協議体や関連会議体の開催

- 地域包括ケア推進本部会議開催（年4回）
- 第1層地域助け合い協議会開催（年3回）
- 地域助け合い創出研究会の開催（年3回）

● 第2層への協議体活動の支援

- 第2層協議体の地区での活動支援
- 第2層協議体どうしの交流支援
- 地域サロン活動の現場での状況把握
- 地域資源の把握と住民への周知（第2層協議体へのサポート）
- 介護予防ボランティアによるサロン活動支援の仕組づくり（第2層協議体へのサポート）
- NPO法人大船渡共生まちづくりの会による地域公民館等での普及啓発活動へのサポート
- 第2層協議体との委託契約

● その他

- 高齢者交流サロン運営事業補助金（平成28年度新規事業）の周知と必要時の支援
- 社会福祉協議会等、関係機関等との連携、役割分担
- 助け合い活動に自主的に取り組む住民組織の支援

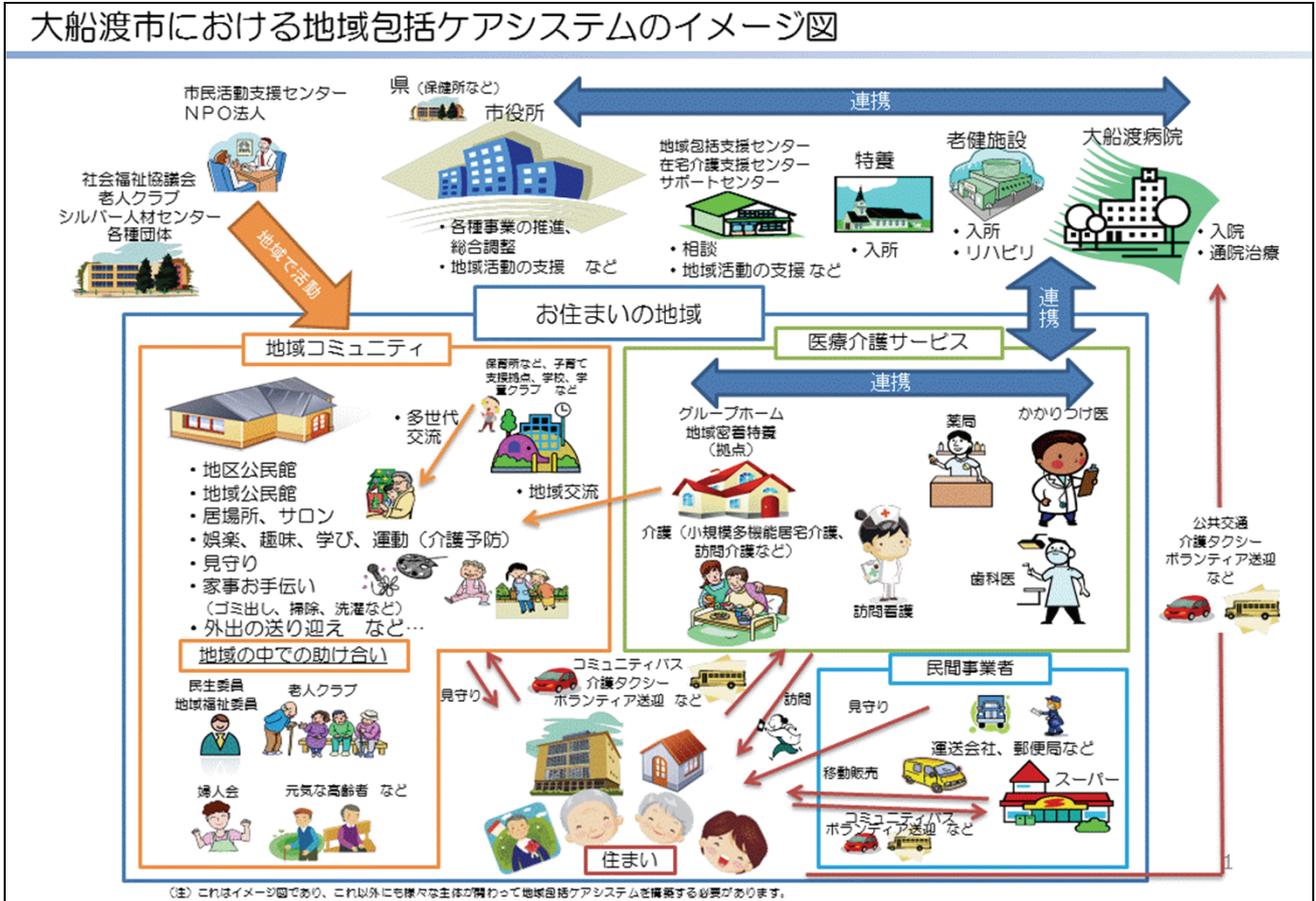
3. 今後の課題

- 立ち上げた第2層協議体での具体的な活動の明確化
- 生活支援コーディネーターの人選が進まない地区への支援
- 助け合い活動が一部の市民による活動にならないよう市民に周知
- 助け合い活動に取り組むことが個人の介護予防となることの理解を深めていく
- 安定したサロン活動の継続に向けた支援

市民に広く助け合い活動について理解してもらうための各種取り組みを検討中である。

岩手県大船渡市

参考資料: 大船渡市における地域包括ケアシステムのイメージ図



秋田県小坂町

2名のコーディネーター連携による地域づくりの取り組み



■ 地域の概要

総人口	5,480人 (平成28年2月時点)	要介護認定率	13.7% (平成28年2月時点)
高齢者人口	2,287人	介護保険料	5,300円
高齢化率	41.7%	日常生活圏域	1 (町全体)
地域包括支援センター	1箇所 (直営)	地区の圏域・協議組織の状況	自治会44地区 旧村5地区
総合事業開始時期	平成27年4月	生活支援体制整備事業推進体制	担当：町民課 町民福祉班 連携先：地域包括支援センター (直営)、町社会福祉協議会

生活支援体制整備事業
取組事例

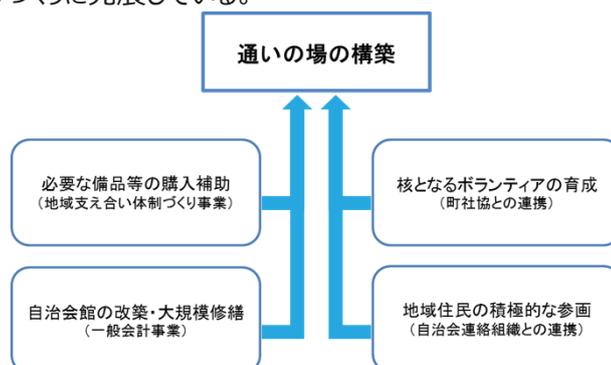
■ 生活支援体制整備事業の取り組み状況【概要】 (平成28年3月時点)

	エリアの設定	生活支援コーディネーター	協議体
第1層	町	配置済	設置済
第2層			

■ 地域の特徴と地域づくりの取り組み

小坂町は、秋田県の北東部に位置し、明治初期には鉱山の町として発展した。現在はサイクル産業への転換を図りつつ、近代化遺産を活かした観光分野にも力を注いでいる。

小坂町では、介護予防への取り組みについて行政と住民が一体になって取り組んできている。既にある多様なサービスとともに地域で、住民が主体となって「地域の通いの場」の構築を行ってきた。通いの場により、地域の見守りや支え合いのきっかけづくりに発展している。



秋田県小坂町

I. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の方針と状況

1. 方針

小坂町では地域包括支援センターが、高齢者に関する情報の把握、様々な介護予防事業の展開、多様な関係機関との調整役を担っている。また、生活支援体制整備のためには、町社会福祉協議会（以下、社協）が持つ地域のネットワークを活かすことが必要である。そこで、第1層の生活支援コーディネーターを地域包括支援センターの保健師1名と社協の職員1名の2名体制とした。

協議体は、関係機関の情報共有や連携を図るとともに地域資源の発掘や構築を目的とした場と位置づけている。地域ケア会議で出された地域課題や地域包括支援センター運営協議会（介護保険運営協議会）で示された方針に基づき、協議体の中で議論を行う。なお、地域ケア会議では地域の方は入っておらず、個別事案の検討会議で、専門性が高いなど、視点がずれてくるため、協議体の会議とは異なる会議体としている。

総合事業の内容を充実させ、多様なサービスを構築する（巻き込む）ためには、行政主導でサービスを構築するだけでなく、協議体の構成員が自覚を持って議論に参画し、地域において本当に必要でかつ持続可能なサービスを創出するために取り組むことが必要である。そのため、協議体の構成員が担うべき役割に理解を深めてもらうことを重要視して、研修会を実施している。

2. 設置・配置の状況

第1層のみ（小坂町全域）に設置し、第2層は設置していない。

生活支援コーディネーター	協議体
平成27年11月配置 ＜コーディネーターの組織・立場＞ ・地域包括支援センター職員（兼務）1名 ・町社会福祉協議会の職員（兼務）1名	平成27年11月設置 ・構成人数：22名 ・事務局：地域包括支援センター ・開催：平成27年11月（1回目）

3. 協議体の構成メンバー

＜小坂町地域支え合い推進協議会＞ 合計22名

第1層(構成メンバー)※()内は、構成員に期待する役割
町社会福祉協議会（コーディネーター）1名 社会福祉法人1団体（町の介護予防事業受託団体）1名、介護予防推進員（代表）1名、 自治会総連絡協議会（地縁活動や見守り活動：町内5地区からの代表）5名、 民生委員（声掛けや見守り）2名、警察署交番（見守りと相談支援）1名、 ボランティア活動実践者（居場所づくりや家事支援の分野）2名、 消防署（見守りと相談支援）1名、郵便局（見守りと相談支援）1名 （事務局）町民課：地域包括支援センター（コーディネーター他）4名、町民福祉班 2名

4. 生活支援コーディネーター及び協議体に係る予算

平成27年度： 400,000円/年（平成27年度にかかった実績）
（内訳）

・事務経費、研修会経費、視察、会場費など

Ⅱ．生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

1. 方針検討や協議・調整

社協が持つ地域のネットワークを活かすために、第1層のコーディネーターを2名体制とした。

町では地域包括支援センターが中心となり、高齢者に関する情報の把握、様々な介護予防事業を展開。また、地域支援体制をコーディネートしていくとともに、多様な関係機関の中核となっているのが地域包括支援センターとなる。

既に行われている地域ケア会議を通じて、サービス提供側の多職種連携の構築を図ることができている。このネットワークを基盤として、他の関係団体を可能な限り巻き込み、協議体の設置を形成した。

総合事業の実施にあたり、多様なサービスを構築する（巻き込む）ためには、行政主導でサービスを構築するだけでなく、協議体を設置し、その構成員が自覚を持って議論に参画し、地域において本当に必要でかつ持続可能なサービスを創出するための取り組みが必要である。

2. 生活支援コーディネーター配置に向けた取り組みの経緯

(1) 第1層の生活支援コーディネーター配置の経緯

早期に包括の保健師は決まっていたが、兼務ということもあり1名で担うことが難しい。また、荷が重かったりするため、違う得意分野・専門分野を持つ人をもう1名選出した。

元々、社協がコーディネーターの役割の一端を担っているということから、社協で協議体員候補となっている人を新たにコーディネーターとしての選出する旨の提案があった。昔から社協と包括とは情報共有しつつ協働してきたので、両コーディネーターで体制整備事業を推進していくことが可能であると判断した。

● 生活支援コーディネーター選出理由

2名体制により、地域包括支援センターの調整機能に、社協が持つ地域のネットワークを活かし、運用面で充実した内容を目指す。

- 地域包括支援センター職員（兼任）
40年以上保健師（主任ケアマネ）として活動し、地域包括支援センター職員として、地域に精通されている方
- 社会福祉協議会の職員（兼任）
地域・団体に精通している社協の職員（CSW）

3. 協議体設置に向けた取り組みの経緯

(1) 第1層協議体設置の経緯

地域ケア会議で出された地域課題や地域包括支援センター運営協議会（介護保険運営協議会）で示された方針に基づき、協議体の中で議論を行う。協議体の構成員が担う役割について理解を深めてもらうための研修会を設けた。

平成27年7月 町行政で選考したものをベースに、協議体メンバー選考をテーマの下、さわやか福祉財団主催のセミナーで、参加者にアドバイスをもらって構成員を確定。地域ケア会議を初めとしたネットワーク会議や各種計画との整合性を図るために、町（地域包括支援センター）が協議会の事務局を担う。

Ⅱ. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

(1) 第1層協議体設置の経緯（続き）

● 協議体の名称

関係機関の情報共有や連携を図ると共に、地域資源の発掘や構成を目的とした場として、「小坂町地域支え合い推進協議会」（平成27年8月に決定）

※生活支援体制整備事業及び総合事業の担当者が検討し、会議に諮り決定。「要綱」の検討も同時に検討した。

● 協議体に求める役割機能

- 体制構築に向け、企画立案や必要な協議・調整を行うこと
- コーディネーターを組織的に支えること
- 各構成員で把握している地域ニーズを共有し、地域課題の解決に結びつけること

時期	行政職員の活動履歴
平成27年2月	「地域の支え合い」勉強会の実施 住民主体による多様なサービスの構築をテーマとし、自治会や民生委員などの地域住民の方々や、秋田県横手市の方や各種団体の関係者に多数参加してもらい、グループワークにて地域の支え合い、気づきのための勉強会を実施。（約100名参加）
平成27年4月	生活支援コーディネーターの配置 地域包括支援センターの職員を配置（同月に事業説明も実施）
平成27年6月	協議体構成メンバーの検討・依頼（第1弾） 地域の主要な組織へ依頼するため、事業説明を個別に行った。
平成27年7月	「協議体候補者」の勉強会に参加 秋田県内の近隣の自治体等と一緒に、さわやか福祉財団の支援を受けて、協議体構成員として任命予定のメンバーと勉強会に参加。 勉強会の中で、協議体にどのような方を含めたら良いか等を再度検討。 <目的> 住民の代表者として、早期に事業の趣旨の理解を深めてもらい、スムーズな体制構築を進める。事業計画策定の流れで、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置による多様なサービスの創出等について理解を深めてもらう。
平成27年7月	生活支援コーディネーターの配置 社協の職員を配置（同月に事業説明も実施）
平成27年8月	「住民向け」勉強会の実施 社協主催で、住民向けにパネルディスカッション等含めた勉強会を実施。
平成27年9～10月	協議体構成メンバーの検討・依頼（第2弾） 7月の勉強会を受けて、追加団体へ参加依頼するため、事業説明を個別に行った。
平成28年2月	地域づくり活動の視察（山形県川西町） 住民が全戸加入して立ち上げたNPO法人が、多世代向け地域づくりに取り組んでおり、その活動を取り入れていくべく、実地で視察した。
平成28年2月（直近）	その他の勉強会 頻度は高くないが、継続的に自治会主体の勉強会が行われている。 また、民生委員など主体を変えて行う場合もある。住民向けの勉強会は、地域によって参加意識などに温度差があるのが難しいところである。

※日々の業務の中で、準備行動、情報収集、調整活動、計画立案、イベント開催などの日程調整を行っているため、正確な時期が不明な活動もある。

Ⅲ．生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

1. 生活支援コーディネーターの活動状況

2名のコーディネーターの連携や役割分担

- ・社協のコーディネーターは住民との直接対応を担当
- ・地域包括センターのコーディネーターは地域ケア会議対応や地域課題の洗い出しなど

以下は、各コーディネーターが日々の業務の中で行っている。

- ・既に地域内で活動している方々との調整・相談・サポート
(地域の通いの場を含む、地域資源の利用の呼びかけ等も行う)
- ・多様な主体による地域づくりの取り組みが活性化するような啓発活動
- ・地域課題・ニーズの取り組み

2. 協議体の活動状況

会議の開催・参加への負担を減らす代わりに、意識を共有し、各団体でできる活動を行ってもらうこととしている。

● 平成27年11月 第1回会議を実施

<第1回協議体会議の議事内容>

- ・今の地域における課題を報告し合い、全体で共有
- ・住民主体型訪問系サービス（B型相当）の実施を検討し、全体で内容を検討
→社協で類似のサービスが既にあったことから、ここが主体となり実施することとなった
- ・これから協議体参加者が地域のために普段の活動を通じてできることは何か

IV. 次年度以降の取り組み予定

1. 生活支援コーディネーターの取り組み予定

(1) 活動支援

- ・ 協議会において出された方向性や意見に基づき、地域で行う活動を支援する
- ・ 生活支援サービスの質を確保し、持続した活動ができるよう必要な助言や支援を行う
- ・ 地域で必要とされるサービスと実際に行っている取り組みのマッチングを行う

(2) 住民への普及啓発

- ・ 住民の普及啓発の場が継続的に必要

(3) コーディネーターの情報収集

- ・ 地域ケア会議や職種・ネットワークを活かした「人・活動・地域課題」の情報収集

(4) 地域の集いの場への補助事業

- ・ 隣の鹿角市において、住民が主体となり行うサロンづくりの取り組みを率先して行っており、そちらを参考にしながら、小坂町の地域にあったサービスを検討したい

2. 協議体の今後の活動予定

(1) 2回目の協議会会議（平成28年3月実施予定）

- ・ 平成27年度の活動をベースに延長・強化していくことがメインになる
- ・ 1回目後の活動後に出てきた課題を把握し、次年度の活動予定を検討する

(2) 通いのサロンモデル試行（平成28年度より予定）

- ・ セミナーの実施後、通いのサービス（多様なサービスB相当）の実施に向け、一つの自治会をモデル的に先行試行

(3) 自治会の取り組みを強化

- ・ 第2層をどうするか検討（現状旧村5地区が実質第2層になるか）
- ・ 高齢化率が非常に高い川上地区において、既存のNPO法人を活用して地域づくりと支え合い体制の構築を推進し、これをモデル化して全町に拡大させたい
- ・ 地域課題や高齢者の生活実態の共有を図るほか、今後の地域づくりの方向性や計画を検討する
- ・ 住民への地域内での支え合いを推進する必要性をPRする

3. 今後の課題

● 行政の役割について

- ・ かつては鉱山の町として、行政の福利厚生が充実しており、一部の方には今も行政任せの意識がある。互助・共助という取り組みを理解してもらえない状況を変えていく対策を検討したい
- ・ 旧5村を第2層とすることを検討する

生活支援体制整備事業を通じて以下の目標に寄与する

“高齢者も元気で暮らせるまち” “地域で支え助け合うまち”の実現！

平成27年8月

小坂町生活支援コーディネーター及び小坂町地域支え合い推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な生活支援・介護予防サービス(以下「生活支援等サービス」という。)について基盤整備を推進していくため、生活支援コーディネーター(地域において生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。以下「コーディネーター」という。)及び小坂町地域支え合い協議会(以下「協議体」という)を設置する事について必要な事項を定めるものとする。

(コーディネーター)

第2条 コーディネーターは、町長が委嘱する者又は町長が選出した者とする。

(所掌事項)

第3条 コーディネーターは、生活支援等サービスの基盤整備の推進に関して、地域において次に掲げる取組みを総合的に支援・推進するものとする。

- (1)地域ニーズと資源の見える化や問題提起
- (2)地縁組織等多様な団体等への協力依頼などの働きかけ
- (3)関係者のネットワーク化
- (4)目指す地域の姿・方針の共有
- (5)生活支援の担い手の養成やサービス開発

(協議体)

第4条 前条に規定する取組みを行なうにあたり、協議体を設置する。

2 協議体は、コーディネーターと次に掲げる生活支援等サービスの提供事業者等(以下「委員」という。)が参画するものとし、コーディネーターを中心として前条に規定する取組みを推進するためのネットワークを構築する。

- (1)介護者支援
- (2)家事援助
- (3)交流サロン(一般介護予防)
- (4)外出支援
- (5)配食・配送
- (6)見守りや安否確認
- (7)健康相談
- (8)その他

(会議)

第5条 第5条 協議体は、会長が必要に応じて招集する。

2 協議体の会議には、必要に応じてコーディネーター及び前条第2項に掲げる事業者以外の者が出席し、必要な意見若しくは説明又は資料等の提出を行なうことができるものとする。

参考資料：要綱（続き）／住民と共に取り組む多様なサービスの例

（任期）

第6条 第6条 コーディネーター及び委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、配置当初の委員の任期は平成30年3月31日までとする。

（守秘義務）

第7条 コーディネーター及び協議体の会議に出席した関係者等は、この取組みを通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、決して他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第8条 第8条 協議体の庶務は、町民課において行なう。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターの活動および協議体の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

住民と共に取り組む多様なサービスの具体例

● 「お元気くらぶ」など、通いの場づくりの例

「お元気くらぶ」は、町内の第1号被保険者を対象に、介護予防事業が創設される以前から取り組んできた。平成16年ごろから介護認定者数が増加し、財政圧迫が懸念されたため、平成17年より全町地区を対象にして開始。日替わりで保健師を配置してサービスを提供している。

- ・ 目的：閉じこもり予防、認知症予防、運動機能の維持の普及啓発活動の場、地域の見守りにもつながる
- ・ 内容：地域包括支援センターの保健師等が徒歩でも通いやすいよう各地区の会館に出向き、血圧測定や健康相談などを実施
- ・ 成果：介護認定率が17%から13.4%に下がった
- ・ 発展：住民主体の地域の通いの場づくり（居場所づくり）に発展を目指している
「お元気くらぶ」から派生して「お茶っこ会」と「お元気かい」など地区にあつた取り組みを住民主体で展開

● 総合事業の早期移行としてポイントカード事業開始

町が実施している各種介護予防事業の参加者に対し、特に参加率の低い男性の掘り起しを目的に、介護予防ポイントカード事業を開始。（平成27年4月より。埼玉県志木市、神奈川県横浜市を視察させてもらい参考にした。）

町内65歳以上の高齢者に対し、ポイントカードを交付し、事業参加者と運営ボランティアにポイントを付与。（B型「住民主体型サービス」にも活用している）

埼玉県吉見町

研究会や町民向けフォーラムを重ね町ぐるみの協議体づくり



■ 地域の概要

総人口	19,997人 (平成28年2月時点)	要介護認定率	13.6 % (平成28年2月時点)
高齢者人口	5,592人	介護保険料	5,000円
高齢化率	28.0%	日常生活圏域	1圏域(町全体)
地域包括支援センター	1箇所(直営)	地区の圏域・協議組織の状況	行政区 75地区 公民館区 4地区
総合事業開始時期	平成27年4月	生活支援体制整備事業推進体制	担当:健康推進課 連携先:地域包括支援センター

■ 生活支援体制整備事業の取り組み状況【概要】 (平成28年3月時点)

	エリアの設定	生活支援コーディネーター	協議体
第1層	町	配置済	設置済
第2層			

■ 地域の特徴と地域づくりの取り組み

吉見町の高齢者保健福祉は、地域、事業者、行政が一体となって支援していく地域づくりに向け、「笑顔でつながる健康と福祉のまち吉見」を基本理念に掲げている。町民が一堂に集まり、体育祭を開催する等コミュニティ活動が盛んである。また、子どもを守る自主防犯パトロール等さまざまな分野で多くのボランティアが地域に貢献している。

地域包括支援センターは、保健センター内に事務所を置き、介護予防施設「悠友館」、社会福祉協議会(以下、社協)、商工会と隣接している。介護予防施設「悠友館」は、包括支援センターが直接管理している介護予防事業の拠点として平成15年に開館し、年間延べ約2万人の利用がある。

平成27年4月より移行した新しい総合事業では、一般介護予防事業や介護予防・生活支援サービス事業を社協に一部委託し、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービスを開始した。新しい総合事業を開始する中で、第1号通所型サービスを利用し元気になられた方たちが健康を維持していくための受け皿が必要となり、将来の自助力・互助力強化のための交流スペースづくりを目標に、現在、生活支援コーディネーターが、人材育成に取り組んでいる。

埼玉県吉見町

I. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の方針と状況

1. 方針

平成27年4月、総合事業の開始とともに、介護支援専門員の資格を有し地域資源を活用して地域活動を実践してきた住民を生活支援コーディネーター（臨時職員）として採用し、地域包括支援センターに配置した。

担当の行政職員が、方針や目標を立て、地域包括支援センターの職員及び生活支援コーディネーターと情報を共有し、普段から連携して動けるようにしている。また、住民組織やNPO等の団体などとの調整・交渉などは一緒に行動しサポートをする。

協議体の設置に向けては、関係団体の共通理解を醸成することが重要である。そのためには、町だけで考えるのではなく、県が推奨するプログラムの支援を受ける等、外部の力も有効活用している。そして、協議体設置のための準備の会議（研究会）において各課題を合意していくことで、平成27年12月に協議体を設置した。

地域ケア会議等の既存の会議に生活支援コーディネーターが参加することで関係者の情報共有と連携がスムーズに図れるよう取り組んでいる。

2. 設置・配置の状況

第1層のみ（吉見町全域）に配置・設置し、2層は配置・設置していない。

生活支援コーディネーター	協議体
平成27年4月配置：1名（専任） ・所属先：地域包括支援センター（直営）	平成27年12月メンバー確定 ・名称を「地域つながり協議会」とした

3. 協議体の構成メンバー

第1層（構成メンバー）
地域包括支援センターの職員 ・生活支援コーディネーター、 社会福祉協議会、医療法人（居宅介護支援事業所）、ケアハウス事業所、商工会、JA埼玉中央 NPO法人（スポーツクラブ、体操協会、地域活動支援センター）、日本赤十字奉仕団 社会福祉法人（居宅介護支援事業所、特別養護老人ホーム、介護サービス事業者等）、福祉町民課

4. 生活支援コーディネーター及び協議体に係る予算

平成27年度： 810,000円/年
（内訳）

- ・コーディネーター人件費（478,000円）
- ・生活支援サポーター養成のための教材、研修旅費等

平成28年度： 1,398,000円/年
（内訳）

- ・コーディネーター人件費（970,000円）
- ・会議費、郵券代、研修旅費、生活支援サポーター養成のための教材、傷害保険料、講師謝礼、会場借用料等

Ⅱ. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

1. 方針検討や協議・調整

生活支援コーディネーターの候補者として、社会福祉士（包括職員）や社協のボランティアコーディネーターに担ってもらう案もあったが、地域活動の経験があり、地域資源開発の経験がある人を非常勤職員として町が直接雇用し、コーディネーターとして配置することを検討し、調整した。

また、国が開催する生活支援コーディネーターに係る中央研修や県主催のセミナーでの情報をもとに全体の構想を練った。その中で取り上げられていた事例は、全体のイメージが描きやすく、主にコーディネーターの配置と協議体の設置運営に係る流れ、運営の方向性、自由な協議体の名称などについて参考にした。

2. 生活支援コーディネーター配置に向けた取り組みの経緯

(1) 生活支援コーディネーター配置の経緯

コーディネーターとして雇用した人は、介護支援専門員、社会福祉主事、スクールソーシャルワーカー、介護施設勤務等の経歴。地域活動歴が長く、地域の資源開発にも実績があった。

・庁内での決定過程

吉見町高齢者福祉推進委員会の2号被保険者代表として第6期介護保険計画策定に携わっていただく中で、候補者として名前が挙がる。

・本人への依頼

早期に介護予防・日常生活支援総合事業と生活支援体制整備事業を進めるため、第6期介護保険事業計画を策定する中、厚労省より示された新しい総合事業の概要やガイドライン（案）を資料として説明を行い、生活支援コーディネーターを依頼した。

・採用決定・通知

正式には、議会の委員会での説明、承認を得て平成27年3月末に依頼し、雇用申請を提出、平成27年4月より採用した。

(2) 勤務状況

8日（1カ月）×4時間＝32時間／月（平成27年）

(3) 活動体制

生活支援体制整備事業業務は、地域包括支援センターの統括職員1名と社会福祉士1名で担当している。

● 行政としてコーディネーターのバックアップ体制

- ✓ 積極的な研修参加、旅費、研修費の予算化
- ✓ 十分な打ち合わせと意見交換による意思統一
- ✓ 他団体との打ち合わせには、原則同伴で動く（同時に同じ話を聞き、意見交換ができる）
 - ・ 団体の現状や課題について相互の意見交換は重要。微妙な内容になることもある。
 - ・ 具体的な内容は、いつ、誰と、どこで、どのような話をしたらいいかを確認しておく。
- ✓ 当初考えていた通りに遂行できないこともあるため、修正を加え、いつまでに何をするかを確認しあう。

Ⅱ．生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

(3) 活動体制（続き）

- 行政職員とコーディネーターとの役割分担
 - ✓ 生活支援コーディネーターとしての活動は、専門職としての裁量に任せ、記録・報告をお願いしている。
 - ✓ 地域包括支援センターの社会福祉士は研修等の事前資料の準備や申し込み日程調整を行う。
 - ✓ 介護予防事業や生活支援サービス事業、家族介護支援、いきいきサロン活動、介護予防ボランティア・生活支援サポーター育成事業、地域ケア会議等に携わる場合は、各担当と協働で活動している。

3. 協議体設置に向けた取り組みの経緯

(1) 協議体設置に向けた研究会の実施

協議体設置の準備のために平成27年4月から5回の研究会を実施している。また、平成28年2月24日には町民向けのフォーラムを開催した。

背景としては、体制整備事業は地域の実情に応じ多様な提供主体等との連携・協働が求められており、どう進めていくかが担当者の悩みとなっていた。

まず、研究会を実施し、参加メンバーには「まだ、手探りの中で、集まって、考えてみた上で目指す方向性を決めていきましょう」と伝えた。検討していく中で、「こんな課題が出たので、次はこうしましょう」という風に決められた結論ありきではなく、毎回の協議の積み重ねで進めることとした。

(2) 設置目的

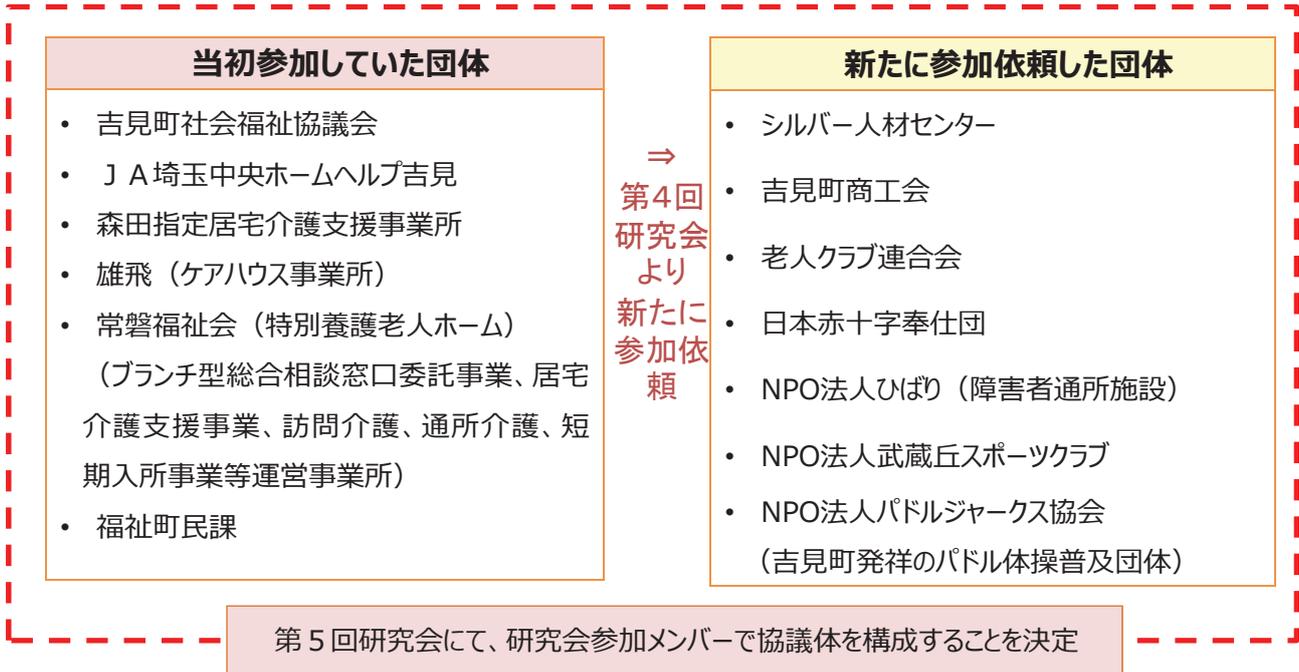
誰もが住み慣れた地域で安心して最期まで暮らし続けられるために、地域の中での支え合いや高齢者が高齢者を支える仕組みづくりができるように、民間も含めた多様な支援の体制整備に向けた調査・研究を行う。

- ① 吉見町の資源の整理
- ② 吉見町の課題整理「こんなサービスがあったらいいな」「そのために必要なこと」
- ③ 地縁組織等多様な主体へ協力依頼などの働きかけ
- ④ 関係者のネットワーク化
- ⑤ 協議体設置要綱の策定（メンバーの再検討）

Ⅱ . 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

(3) 参加メンバー

7月の第3回目の研究会までは、新しい総合事業についての検討が中心であったため、事業所を中心とした参加メンバーであった。4回目から初期の参加組織以外に、高齢者の生活支援の関連組織へも参加依頼をした。体制整備事業の説明に苦慮したが、他団体の情報等も入手し参考にした。



生活支援体制整備事業
取組事例

(4) 事務局

吉見町健康推進課（包括支援センター係）

(5) 予算措置（平成27年度）

協議体メンバーの人件費について、研究会への参加は任意であるため無報酬とする。
平成28年2月町民向けフォーラムの会場費、講師については、さわやか福祉財団の個別支援を受け実施。

II. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

(6) 研究会開催等の活動内容

日時	内容	担当	参加人数
平成27年4月27日(月)	研究会① 新しい総合事業について	事務局	9名
平成27年5月26日(火)	研究会② 総合事業サービスA(緩和型)について	事務局	11名
平成27年7月23日(木)	研究会③ 生活支援体制づくりの手法について 地域への広がり方、2層のあり方	事務局	10名
平成27年10月21日(水)	研究会④ ・講演「みんなで創る助け合いの地域づくりとは？」(事務局 さわやか福祉財団) ・住民と関係機関、行政が協働で、地域の中の人材や現在ある資源を調査する。	事務局 さわやか福祉財団	23名
平成27年12月9日(水)	研究会⑤ ・「目指す地域の姿・方針」の共有(事務局 さわやか福祉財団) ・「2025年こんな吉見町に住んでいたい」を言語化し協議体の名称(地域つながり協議会)を決める ・地域の中の人材や現在ある資源の報告 ・今後必要な資源や支援の開拓に向けた検討	事務局 さわやか福祉財団	25名
平成28年2月24日(水)	町民向けフォーラムの開催(事務局 さわやか福祉財団) 基調講演:「みんなで創ろう助け合い社会 ～地域にほしいこと、わたしにできること～」 座談会「つながろう吉見!～まちを元気にする取組み～」	事務局 さわやか福祉財団	74名

(7) 研究会の成果

- 埼玉県の『生活支援体制整備事業に係る協議体とコーディネーターのパッケージ推進プログラム』に手を挙げ、10月の4回目の研究会から、さわやか福祉財団に実地支援を依頼し、講演会を開催した。団体との打ち合わせの中で町の実情に合った具体的な進め方のアドバイスをもらい、スムーズな進行ができた。
- 組織同士が持っている情報が異なるため、組織同士が繋がり、情報を出し合うことで、それぞれの活躍・活動の場が広がり、個々に考えていること以外に知恵を出し合っていくことが必要。そのような思いから、協議会の名前を「地域つながり協議会」とし意識統一を図った。
- より多くの支え手を増やすために、行政が主導ではなく、自分達でもできることに気づき、町民参加型の協議体を作りたいと考えている。

地域のつながりを考えるフォーラム

歳を重ねても住み慣れた家やまちで安心して暮らし続けるために、私たちにできることを見つけて、めざす町の未来像の実現に向かって一緒に考えてみませんか。

【日時】平成28年2月24日(水)
13時30分開演(13時受付)

【会場】フレサよしみ小ホール

【参加費】無料(定員150名)



一部、基調講演
「みんなで創ろう助け合い社会
～地域にほしいこと、わたしにできること～」
公益財団法人さわやか福祉財団 ●●氏

二部、座談会
テーマ「つながろう吉見!
～まちを元気にする取組み～」

活動報告 1 吉見町シルバー人材センター ●●氏
2 吉見町商工会 事務局長 ●●氏
3 吉見町老人クラブ連合会 ●●氏
4 吉見町社会福祉協議会 ●●氏

座長: 公益財団法人さわやか福祉財団 ●●氏
生活支援コーディネーター: 地域包括支援センター ●●氏

主催: 吉見町
共催: 公益財団法人さわやか福祉財団
問合せ先: 吉見町地域包括センター TEL0493-53-0370

Ⅲ．生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

1. 生活支援コーディネーターの活動状況

(1) 社会資源の把握・開発のための活動

- 施設内地域交流スペースの活用・実践（4月～7月）
- 介護のつどい開催（介護家族の相談・支援、介護教室の開催）
- 介護予防リーダー育成事業への参加とサロンの開催支援
 将来、地域での互助力強化の一翼を担う想定である居場所づくり（なじみの地域に健康を維持するための交流スペース）に関して、町の方針として徒歩圏内に1箇所「介護予防・にぎわいの場」をつくっていくことを目標に、一般介護予防事業地域介護予防活動支援事業で介護予防リーダーの育成を進める。また、そのリーダーが地元で活動するための支援を行う。
- 地域ケア会議への出席（H27年5、6、7、10、11、12月、H28年1、2月）

(2) 平成27年度 生活支援コーディネーターの活動内容

平成27年

4月6日（月）	町行政担当者と生活支援コーディネーターの初回協議 ・今年度の事業計画について（サロン及び介護予防事業の実態把握／介護予防リーダー育成教室への参加） ・サロンの活動紹介について（地頭方サロン） ・新規サロンの立ち上げ支援について（周知方法／個別ニーズの存在／勧誘方法／サロンの活動内容の充実）
4月13日（月）	町行政担当者と生活支援コーディネーターの第2回協議 ・サロンの活動の課題（核となるメンバーの養成／緊急時対応） ・サロンの効果
4月15日（水）	吉見町社会福祉協議会職員と協議（計4名） ・今後のサロン活動について（平成27年度サロン活動の充実／ニーズの把握及び発見時に各ボランティアへの紹介／人材バンク創設の要望）
4月22日（水）	ひまわりサロンへの参加（計4名） ・武蔵丘短期大学講師によるスクエアステップ体操（参加者8名）
4月27日（月）	第1回研究会に参加 新しい総合事業について
5月11日（月）	介護予防リーダー育成教室に参加（10回）
5月26日（火）	第2回研究会に参加 総合事業サービスA（緩和型）について
5月29日（金）	担当者と県社協研修に参加。（どのような方向に進むか不安がある。）
6月5日（金）	ケア会議参加（毎月第1金曜日）
7月22日（水）	生活支援体制づくりの手法について ・議体の設置に向けての構成メンバーを検討。
7月23日（木）	第3回研究会に参加 生活支援体制づくりの手法について ・地域への広がり方、2層のあり方

埼玉県吉見町

Ⅲ．生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

(2) 平成27年度 生活支援コーディネーターの活動内容（続き）

平成27年

9月17日（木） ・18日（金）	埼玉県生活支援コーディネーター養成研修参加 (研修を受けてもどのようにしていくのがよいか戸惑う。)
10月21日（水）	第4回研究会に参加 講師：公益財団法人さわやか福祉財団 さわやかインストラクター関東ブロックリーダー 生活支援体制整備事業について ～みんなで創る助け合いの地域づくりとは～ (大変勉強になった。今後の方向性が見えてきたように思う。)
12月9日（水）	第5回研究会に参加 ・「目指す地域の姿・方針」の共有 <u>「2025年こんな吉見町に住んでいたい」を言語化し協議体の名称を決める。</u> 公益財団法人さわやか福祉財団 アイスブレイク助け合いゲーム（グループワーク） 14団体の構成メンバーもほぼ決まり、事務局体制（健康推進課5名） (協議体の名称も決定発足、ひとまず安心。)

平成28年

1月20日（水）	講師：公益財団法人さわやか福祉財団 さわやかインストラクター 関東ブロック埼玉県研修 マイクロバスにて現場見学 生活支援コーディネーターの現場研修に参加（4市町の生活支援コーディネーターとの情報交換、意思疎通ができたように思う。）
2月8日（月）	埼玉県福祉部地域包括ケア課 さわやか福祉財団と連携して個別支援参加の市町との生活支援体制整備事業に係わる情報交換会に参加。 吉見町の現状を説明、今後予定のフォーラムの説明をした。
2月24日（水）	地域のつながりを考えるフォーラム開催。

生活支援体制整備事業
取組事例

生活支援コーディネーターとなり感じたこと（吉見町生活支援コーディネーターの言葉）

町直営の地域包括支援センターに所属し、第1層のコーディネーターの仕事がスタートしました。
私は、ケアマネジャーの資格があるのでスムーズに仕事に入ることができたと思います。
この仕事は、行政関係者が関わっていただかないと前に進みません。
また、アドバイザーとして関わってもらっているさわやか福祉財団の支援もあり協議体も無事に立ち上がり、2月24日には、「地域のつながりを考えるフォーラム」も開催できました。
さあ！これから！！町みなさんに地域を支える活力は、自分たちにあると気づき考えてもらえるよう働きかけていきたいと思っています。

Ⅳ．次年度以降の取り組み予定

平成28年度の活動予定

- ・ 協議体の設置後の議題やテーマ案：資源マップ作成、地域デビュー案内、サービス開発
- ・ コーディネーターの活動予定：月8～10日（週2回程度）
- ・ 情報共有の場：協議体の会議3回／年開催
- ・ 体制整備と総合事業との連携：地域ケア会議、介護予防リーダー、ボランティア育成・活動支援

参考資料：要綱

(参考) 吉見町生活支援体制整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第2項第5号に規定する生活支援体制整備事業(以下「事業」という。)を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活支援コーディネーターの配置
- (2) 吉見町つながり協議会の設置及び運営

(生活支援コーディネーター)

第3条 生活支援コーディネーターは、特定非営利法人、社会福祉法人等の多様な主体による取組の調整及び地域での一体的な活動を推進するため次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 支援体制の把握
- (2) 不足するサービス及び支援の担い手の養成
- (3) サービス及び支援の担い手として活動する場の確保
- (4) 元気な高齢者等が担い手として活動する場の確保
- (5) 関係者間の情報共有
- (6) サービス提供主体間の連携の体制づくり
- (7) 地域の支援ニーズとサービス提供主体における活動の調整
- (8) サービス提供主体の活動ニーズと活用可能な地域資源の調整

(吉見町地域つながり協議会)

第4条 町長は、生活支援サービスを担う特定非営利法人、社会福祉法人等の多様な関係主体間の定期的な情報共有、連携及び協働による資源開発を推進するために、吉見町地域つながり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

参考資料:要綱(続き)

2 協議会の活動内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生活支援コーディネーターの組織的な補完に関する事。
- (2) 地域ニーズの把握に関する事。
- (3) 情報提供に関する事。
- (4) 企画、立案及び方針の協議に関する事。

(協議会の構成)

第5条 協議会は、次に掲げるもので構成する。

- (1) 地域包括支援センターの職員
- (2) 生活支援コーディネーター
- (3) 特定非営利法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、民間企業、協同組合、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター、老人クラブ、商工会等の関係者
- (4) その他町長が必要と認める団体の代表者又は個人

(秘密の保持)

第6条 協議会の構成員は、職務上知り得た個人の情報について漏らしてはならない。また、協議会の構成員でなくなった後も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、地域支援事業を担当する課において処理する。

(事業の委託)

第8条 町長は、当該事業の全部又は一部について、適切に実施することができるものと認めたものに委託することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月24日から施行する。

千葉県松戸市

地域と共に土台（意識）づくりを着実に推進するために、
第1層生活支援コーディネーターを暫定的に行政職員へ！



■ 地域の概要

総人口	487,919人 (平成27年4月時点)	要介護認定率	15.62% (平成27年10月時点)
高齢者人口	116,769人	介護保険料	5,400円
高齢化率	23.9%	日常生活圏域	15圏域 (地区社協単位と重なる)
地域包括支援センター	11箇所 (いずれも委託)	地区の圏域・協議組織の状況	中学校区 (20) 小学校区 (44)
総合事業開始時期	平成27年4月	生活支援体制整備事業推進体制	担当：介護制度改革課

※中学校区域、小学校区域、地区社協区域、地区民生児童委員地区等の区割りは統一されていない

■ 生活支援体制整備事業の取り組み状況【概要】 (平成28年3月時点)

	エリアの設定	生活支援コーディネーター	協議体
第1層	市	市職員を配置済 (暫定)	設置済
第2層	地区社協：15地区	未配置	未設置

■ 地域の特徴と地域づくりの取り組み

都心から20キロメートル圏に位置し、千葉県の東葛地域（北西部）の一翼に位置している。昭和18年に市制施行され、その後数次の編入により拡充が進んだ。近年は東京のベッドタウンとして発展している。千葉県内では千葉市、船橋市に次いで居住人口3位、国勢調査（H27速報値）で全国30位である。

市としては今後の高齢化の進展に積極的に対応するために、自立を促進し、元気な高齢者を増やし、新たな需要を抑制して行く。そのため、元気な高齢者の活躍する場や機会を創造するために、老人クラブやシルバー人材センターと連携を取りながら、高齢者が「生きがい、就業やボランティア」などの社会参加や役割を持って、新たな供給主体として活躍できるような支援を行っている。

重要なのは、住民が自主的に考えるようになる意識づけであり、そのためには住民が参加できる機会をいろいろと創出して行き、地域に定着させていこうと考えている。

I. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の方針と状況

1. 方針

これからの介護分野は需給バランスが崩れていることから、市が地域と共に積極的に取り組むためには、第1層の生活支援コーディネーターは、既存の事業者や既存の住民主体のサービス提供者を淘汰させず、地域のネットワークを推進していくことが重要な役目となる。そのためには総合調整機能が必要であり、行政職員（1名）を暫定的に配置してその任につくことにした。

協議体は、提供者だけでなく、負担者や受益者も含め平成27年度中に第1層協議体を設置し、市民及び事業所等への周知・啓発を図りながら平成28年度中に第2層協議体を検討する。

第1層の生活支援コーディネーターは、第1層の充実化を図りつつ、第2層の協議体を準備して、平成28年度中に第2層のコーディネーターを配置できるように準備する。

2. 設置・配置の状況

	生活支援コーディネーター	協議体
第1層 ＜市＞	平成27年10月配置 市の介護制度改革課の職員が 暫定的に担当	平成27年10月設置 定数40名に対し、30名よりスタート
第2層 ＜地区社協＞ 15地区	平成28年度中配置（予定） ・非常勤で民間の方を想定 （週数時間稼働）	平成28年度中検討

3. 協議体の構成メンバー

第1層（構成メンバー）40名以内 ※下線は公募	第2層
<u>市民（1号、2号、家族）</u> 、学識経験者、保健・医療（3師会）、 福祉関係者（市社協、リハ、ケアマネ、民生、健康推進、食生活）、 サービス事業者（移送、特養）※通所・訪問、警察、地域（町会、老人クラブ）、 支援団体（見守り協定、NPO、介護ボランティア、オレンジ協力隊）、その他（JA、スポーツ、 <u>新規参入</u> ）、地域包括支援センター	既存の組織の会議にコーディネーターを出席させる（＝協議体と同じ機能）

4. 生活支援コーディネーター及び協議体に係る予算

平成27年度： 2,075,000円

（内訳）

・協議体（報償、講演会等）

平成28年度： 8,512,000円

（内訳）

・生活支援コーディネーター5,512,000円

（第1層×1名、第2層×15名＊非常勤／兼任）

・協議体3,000,000円（報償等）

Ⅱ. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

1. 方針検討や協議・調整

平成27年4月に、介護制度改革課が「地域支援事業に関すること（他課に属するものを除く）」として設置された。

当課で生活支援体制整備事業を実施することとなり、高齢者を支えるためのきっかけづくりや関係団体等との調整を含め、総合的な調整機能を行政に持たせることを志向した。

2. 生活支援コーディネーター配置に向けた取り組みの経緯

(1) 第1層の生活支援コーディネーター配置の経緯

平成27年4月に協議体の設置に合わせ、生活支援コーディネーターにどのような役割・機能を持たせるのかを担当課で検討した。まず、役割として地域と共に考え、既存の事業者等を淘汰させず、積極的に参画してもらうようにすること。そして、住民や事業者などと意見交換会や勉強会を通して、協議体への参加を呼びかけると共に、ネットワークを促進するための補助金を創設するなどして、事業者間の連携や質の向上に向けた状況を確立することが必要となった。そこで、総合調整機能を持つ市の職員を暫定的に配置することを決定した。

3. 協議体設置に向けた取り組みの経緯

(1) 第1層協議体設置の経緯

多様なサービスを始めとする地域支援事業を拡充していくためには、住民、地域、事業者、関係団体・機関の理解の上で、受益と負担の適正化、給付の適正化や介護人材不足等の課題を解決する必要があることから、公募で住民や新たな提供希望者を参画させ、提供者の理論に偏ることなく、規範的統合を図る場だと考えている。

● 生活支援コーディネーター配置、協議体設置等の経過

時期	活動履歴
平成27年5月	高齢者を支えるための必要なサービス公募
平成27年6月	NPO協議会研修会
	特別養護老人ホーム連絡協議会勉強会
	高齢者を支えるための意見交換
平成27年7月	リハ職勉強会
	通所・訪問事業所意見交換会
	ケアマネ研修会
平成27年8月	特別養護老人ホーム連絡協議会勉強会
	通所事業所勉強会
	訪問事業所勉強会
	地域リハ講演会
平成27年10月	生活支援コーディネーター養成研修
	生活支援コーディネーター配置（第1層）
	訪問事業所連絡協議会の設立（協議体へ参画）
	協議体の設置（第1層）
平成28年1月	通所事業所連絡協議会の設立（協議体へ参画）
平成28年3月	福祉用具連絡協議会の設立

Ⅲ．生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

1. 生活支援コーディネーターの活動状況

(1) 事業所間の連携・ネットワークの促進

これまで貢献してきた事業は、訪問、通所、老健、福祉用具など市内に多数あるものの、規模の大小や事業展開などにより、連携体制が確立されておらず、どの事業所も介護人材不足などにより事業所運営に苦慮していた。市としては、安定・継続的にサービスが提供される状況を確認していくためには、事業所間が連携し、住み分けや役割分担を行っていく必要性を感じ、事業者間の連携を促進するための補助金を創設した。

今後も、量を確保することと合わせ、質の向上に取り組めるように協議していく。

(2) 規範的統合の推進（「高齢者の元気応援」の意識の醸成）

今後の高齢化に正対していくためには、地域全体で高齢者を支えていく必要があることから、従来の上意下達方式ではなく、「住民、地域、企業・団体が自主的に考え、参画する仕組み」が必要であることから、第1層の生活支援コーディネーターが発案し、順次モチベーションを高めるためのイベントを繰り出している。

イベント	内容
元気応援キャンペーン	住民に対し、自発的にサービス・支援する住民、地域、企業・団体を公募し、行政から認証を付与する仕組みを導入している。インセンティブとしては、サービス・プロモーショングッズ（ポスター、ステッカー、マグネット、幟旗）を貸与すると共に市のホームページに掲載する。
通いの場	従来は、場所を確保するために行政から補助を出す方式が一般的であるが、安定・継続的な利用ができる場を提供してくれる方を公募し、利用者から実費相当を徴収して確保する仕組みの導入を始めた。 条件は「週1回、2時間以上で6畳以上」の提供。現在は12箇所ある。（特別養護老人ホームの地域交流スペース、デイサービス（日曜日）、一般の個人住宅で単身世帯となった等）
キックオフイベント	「元気応援キャンペーン」の協賛者の認定と合わせ、講演会を開催し、規範的統合推進の契機とした。
元気づくり活動	モデル事業的に住民主体の活動を公募し、一定期間（2年間程度）の行政から補助で、その後は自立できるように活動を支援する。補助がなくなった後も活動を続けることを願うと共に、問題・課題を解決し汎用性の高い仕組みにしていけるため、検討会などを行い、マニュアル作りを行う。現在は、22団体が決定している。 条件は、「週1回2時間以上の活動をして、排他的ではなく様々な方を受け入れる」、「1回あたり10分以上の元気に資する活動をする」
ハイリスク・アプローチ	75歳以上の単身・高齢者のみの世帯に対し、アンケート調査を行い、未回答者には民生委員の協力による訪問調査を行い、2025年に向けてリスクの高い単身者や世帯の掘り起こしを行う。 その際、町会・自治会を始め、活動の啓発を行い、高齢者に対する関心を高める施策を推進している。

上記のように、身近なところで感じ、誰でも参加しやすい形を構築し、地域の土台となる意識を醸成し、2025年までに定着できるように心がけている。

また、単に安定・継続的なサービス・支援を構築するのではなく、専門職としての質の向上を図れるような体制を検討していく。

Ⅲ．生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

2. 協議体の活動状況

(1) 会議の開催

<第1回：平成27年10月21日>

議題：現状の制度と今後の方向性について

- ・ 次回までに「今後の方向性について」の意見収集のためのアンケートを出した。

<第2回：平成27年12月23日>

議題：アンケート結果の報告と今後の活動について

- ・ アンケートの結果を踏まえ、何を行っていくか等について、先行モデル的な活動ができないか検討するために、作業部会を設置し、現在検討中である。
- ・ 作業部会は、協議体の下部組織として協議体メンバーより10名程度（公募の市民等含む）が参加し、4回程度での打合せで素案を集約する。

第1層コーディネーター（行政職員）の思い

これまで、制度制約の中で、コンセンサスの高い事業を実施しているが、これからの需給バランスを考えていった場合、高齢者を含め意識を共有し、全員参加で対応していかなければならない。

今回の生活支援コーディネーターや協議体は、草創期のものである一方、サービス・支援は成長期にあるという、段階が異なることから、いかにギャップを埋められることができるかが重要である。

従来のような上位下達的方式ではなく、焦らずに、2025年を目指し、着実に推進していきます。

Ⅳ．次年度以降の取り組み予定

1. 生活支援コーディネーター配置への今後の活動予定

第2層の配置に向け、協議体のモデル事業化の進捗を踏まえて検討している。

地区社協、民生委員、地域ケア会議などで日常生活圏域の中で活動している方々の状況を踏まえ、固定観念にとらわれずに、サービス・支援に「つなげる」のではなく、「つながる」ような相談による、解決策や方向性を導き出せるような仕組みが望ましいと考えている。

また、第1層は行政職員の増員とともに、民間人の生活支援コーディネーターの増員に向けた調整を協議体の動向と合わせ検討する。第1層、第2層とも生活支援コーディネーターは、当面は現業との兼任者であり、非常勤で勤務する形態を取ることとしている。

2. 協議体の設置または今後の活動予定

第2層の協議体設置に向けては、作業部会での検討結果を踏まえ、モデル的な地区の設置や既存の組織とのすみわけ・役割分担を検討しながら、第1層の協議体の中で検討していく予定である。

3. 今後の課題

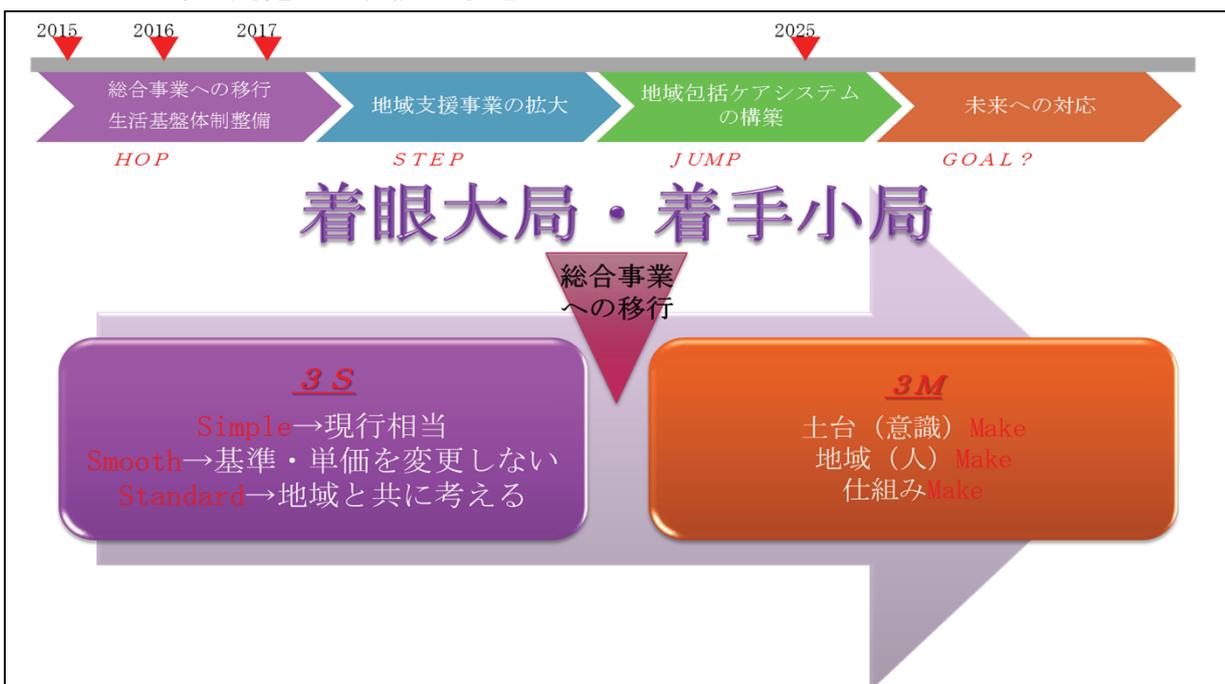
生活支援体制整備事業は、介護予防・日常生活支援総合事業を機能的に補完するものであることから、総合事業の目指す方向に合わせ推進していく必要がある。

さらに、包括的支援事業の中には、地域ケア会議や在宅医療・介護連携推進事業などの事業と連携しながら進めることにより、相乗効果が期待できると考えている。

今後の高齢化を支えていくためには、地域の力を集結し、正対していく必要がある。そのためには、是非とも、土台となるべく意識づくり、それを支える地域や人づくり、それに基づく仕組みづくりが重要である。

個々の事業という手段に埋没してしまうと、本来の目的を喪失してしまう恐れがあり、手段の達成をゴールと認識してしまわないような注意が必要であると思っている。

● 2025年を見据えて、隗より始める



参考資料：松戸市の資源状況、地域包括ケアシステムに向けて

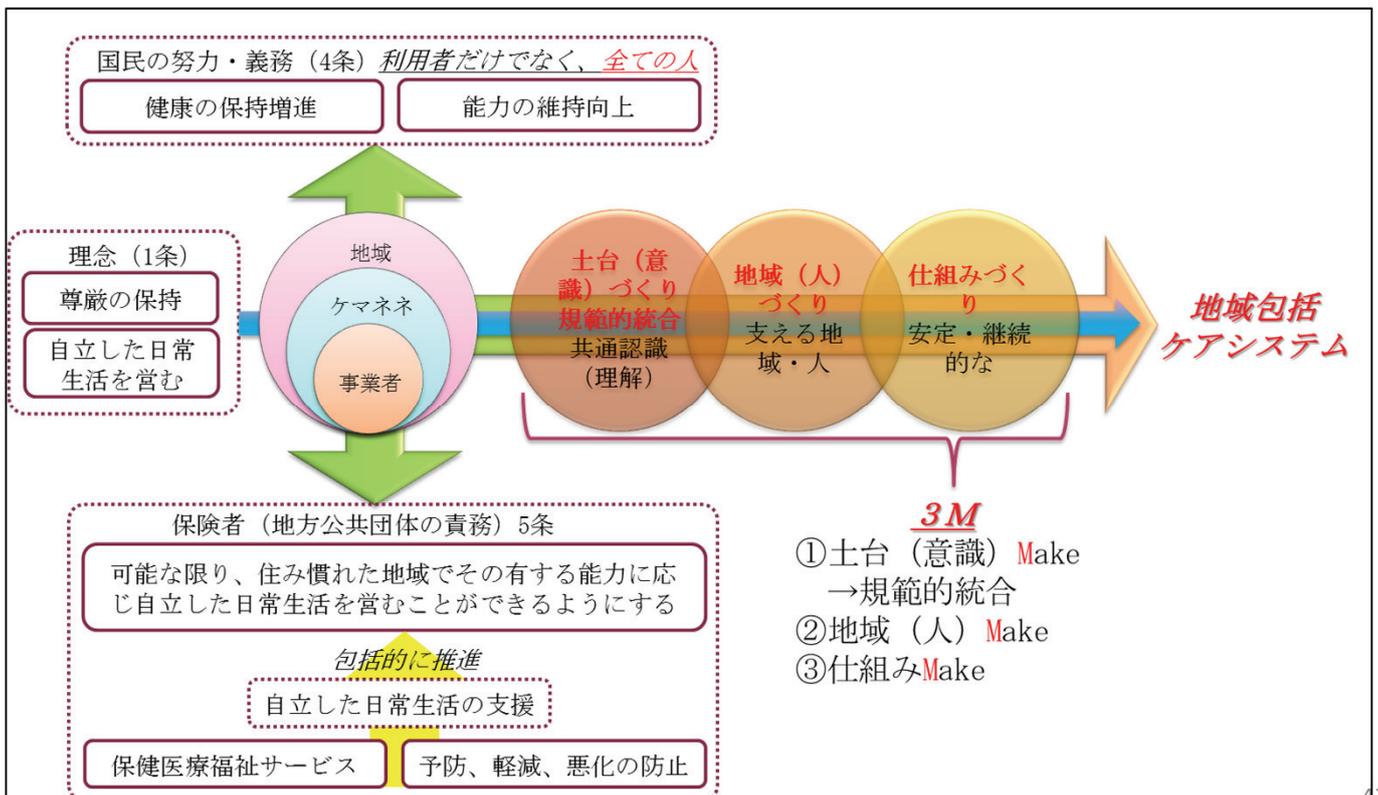
● 生きがい就業・ボランティアの支援

- 生きがい就業支援
新たに創設する訪問型の多様なサービスの実施者として、積極的に高齢者の参画を促進すること。また、高齢者向けの就職共同説明会の開催、高齢者の見守り協定企業での仕事説明会などを促進している。
- 介護支援ボランティア活動
高齢者が地域の介護施設等でボランティアとして、社会参加や地域貢献などの活動を通し、介護予防を融合して実施していくために、活動をポイント化し、換金できる仕組み。
ボランティア登録者：423名、受入れ施設：92施設
- シニア交流センター
市内1箇所。高齢者の「はたらく」「まなぶ」「ふれあう」「つどう」をテーマとする生きがい対策の拠点。
- 老人福祉センター
市内6箇所。60歳以上の人々が、自由に利用できるお年寄りの社交場。

● 地域の活動

- サロンなどの活動は盛ん
既存の住民主体のサービス・支援は盛んであるが、情報集約などが遅れている。今後、既存の活動が安定・継続的に実施できるような後方支援体制を整備していく必要がある。

● 介護保険法の理念に原点回帰し、地域包括ケアシステムの実現に向けて



東京都多摩市

全員参加型 地域の生活支援体制づくり



■ 地域の概要

総人口	147,897人 (平成28年2月時点)	要介護認定率	12.9% (平成27年度時点)
高齢者人口	39,017人	介護保険料	4,550円
高齢化率	26.4%	日常生活圏域	2圏域 (第6期多摩市介護保険計画に定められた日常生活圏域)
地域包括支援センター	1箇所 (基幹型地域包括支援センター) 5箇所 (地域包括支援センター) *平成28年4月より	地区の圏域・協議組織の状況	市の定めたコミュニティエリア 10地区 [多摩市の総合計画におけるコミュニティエリア(中学校区相当)]
総合事業開始時期	平成28年4月	生活支援体制整備事業推進体制	担当: 健康福祉部高齢支援課 連携先: 介護予防推進係

■ 生活支援体制整備事業の取り組み状況【概要】 (平成28年3月時点)

	エリアの設定	生活支援コーディネーター	協議体
第1層	市	未配置	設置済
第2層	10地区(予定)	未配置	未設置

■ 地域の特徴と地域づくりの取り組み

多摩ニュータウン入居開始時、団塊の世代が一挙に入居したこともあり、前期高齢者が多い今は介護保険認定率も低い、団塊の世代が後期高齢者になる10年後が課題となる。また、丘陵地で階段が多い多摩市では、運動機能を維持する生活が重要で、介護予防サービスの利用増加を考えると、歩いて行ける距離に通いの場を増やすことが急務である。その為、地域包括ケアの基盤強化が重要視されている。

社会保障政策における、地域・在宅ケアを重視する流れと同時に、制度改変の動向も活発になりつつある。行政がコーディネート機能を担いつつ、多摩ニュータウンをはじめとする地域の高齢化に対する医療、住宅、産業、福祉、学術等多様な分野からの試み、アプローチが行われてきた。以下はその一部である。

- ◆市民活動：地域の居場所づくり(特定非営利活動法人 福祉亭)、生活支援サポーター養成(特定非営利法人 ハンディキャブゆづり葉)、TAMA 認知症介護者の会(市民団体「いこいの会」)
- ◆見守り：「認知症地域資源ネットワークモデル事業」(多摩市ほか)、 「在宅を支えるニュータウン型福祉のまちづくりに関する研究」(首都大学他)
- ◆生活支援：移動販売車「あんしんお届け便」(イトーヨーカ堂 平成25年7月～)、移動販売車「京王ほっとネットワーク」(京王電鉄グループ 平成25年8月～)

生活支援体制整備事業
取組事例

東京都多摩市

I. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の方針と状況

1. 方針

多摩市は国の平均を上回るスピードで高齢化が進んでおり、「日本最速の高齢化率」といわれている。健康寿命や平均寿命は都内でも高く、元気な高齢者が多い。また、NPO法人数も86法人与都内2位と市民活動も活発である。

元気な高齢者が多い今から、早急に担い手養成や活躍の場づくりを行わなくてはならないという行政としての焦りもあり、協議体はすぐに立ち上げるという決意で取り組んでいる。

「地域包括ケアシステム」は、「高齢者」を対象とした取り組みであるが、多摩市では、さらに一歩進んだ障がい者を含んだ「多摩市版地域包括ケアシステム」を構築し、「健幸長寿都市」の下支えの一つと考えている。また、多摩市社会福祉協議会では、地域のコミュニティエリアごとに地域福祉推進委員会を立ち上げネットワークづくりを行っている。地域の自治会・管理組合・老人クラブ・事業所・NPO等が入っており、地域の核となる人をしっかり把握している。住民が主体的に動き出している、または動き出したいとの要望があるところから地域ニーズを把握するための地域ワークショップを始めている。

2. 設置・配置の状況

	生活支援コーディネーター	協議体
第1層 〈市〉	平成28年度中に配置予定	平成27年5月設置済 ・17名以内+オブザーバー（公益財団法人さわやか福祉財団と介護予防機能強化支援員） ・27年度は3回開催+勉強会・地域ワークショップを実施
第2層 〈コミュニティエリア〉 10地区（予定）	平成29年度中に配置予定	平成29年度中に設置予定

東京都多摩市

I. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の方針と状況

3. 協議体の構成メンバー

選出区分	所属法人(団体)
社会福祉法人の職員	社会福祉法人 楽友会
社会福祉協議会の職員	社会福祉法人 多摩市社会福祉協議会
シルバー人材センターの職員	公益社団法人多摩市シルバー人材センター
NPO団体の構成員	NPO法人麻の葉
NPO団体の構成員	NPO法人ハンディキャブゆづり葉
NPO団体の構成員	NPO法人福祉亭
NPO団体の構成員	NPO法人アビリティクラブたすけあい 多摩たすけあい ワーカーズ つむぎ
消費生活協同組合の職員	生活協同組合パルシステム東京
生活支援又は介護予防サービス関係企業の職員	京王電鉄株式会社
生活支援又は介護予防サービス関係企業の職員	株式会社ベネッセスタイルケア
保健福祉関係者	多摩市民生委員協議会
老人クラブ関係者	多摩市老人クラブ連合会
自治会、管理組合関係者	多摩市自治連合会
医師会関係者	多摩市医師会
独立行政法人都市再生機構の職員	独立行政法人 都市再生機構
地域包括支援センターの職員	多摩市中部地域包括支援センター
地域包括支援センターの職員	多摩市北部地域包括支援センター

4. 生活支援コーディネーター及び協議体に係る予算

平成27年度： 531,000円/年
(内訳)

- ・報償費 講師謝礼 36,000円
- ・委員謝礼 394,000円
(委員長・副委員長・委員10名) × 3回分
- ・委託料 会議録作成業務委託料 91,000円
- ・使用料及び賃借料 会場使用料 10,000円

平成28年度： 890,200円/年
(内訳)

- ・報償費 講師謝礼 36,000円
- ・委員謝礼 394,000円
(委員長・副委員長・委員10名) × 3回分
- ・委託料 会議録作成業務委託料 137,000円
- 生活・介護支援サポーター養成事業委託料 313,200円
- ・使用料及び賃借料 会場使用料 10,000円

Ⅱ. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

1. 方針検討や協議・調整

生活支援サービス及び介護予防サービスの体制整備に向けて、多様な主体間の情報の共有、連携及び協働による資源開発等を推進するため、定期的な情報の共有及び連携の強化の場として、多摩市生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体（協議体）を設置する。

協議体は、生活支援サービス及び介護予防サービスの体制整備について情報共有、連携強化等を行うと同時に、第1層生活支援コーディネーターを選出、その他生活支援サービス及び介護予防サービスに関し必要な事項を掌握する。

2. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置に向けた取り組みの経緯

(1) 第1層協議体設置の経緯

- 平成26年度より新地域支援のあり方を考えるフォーラムをきっかけに準備会を重ねて、平成27年3月議会で予算を含めて正式に承認された。
- 平成27年5月26日に協議体の立ち上げを行った。

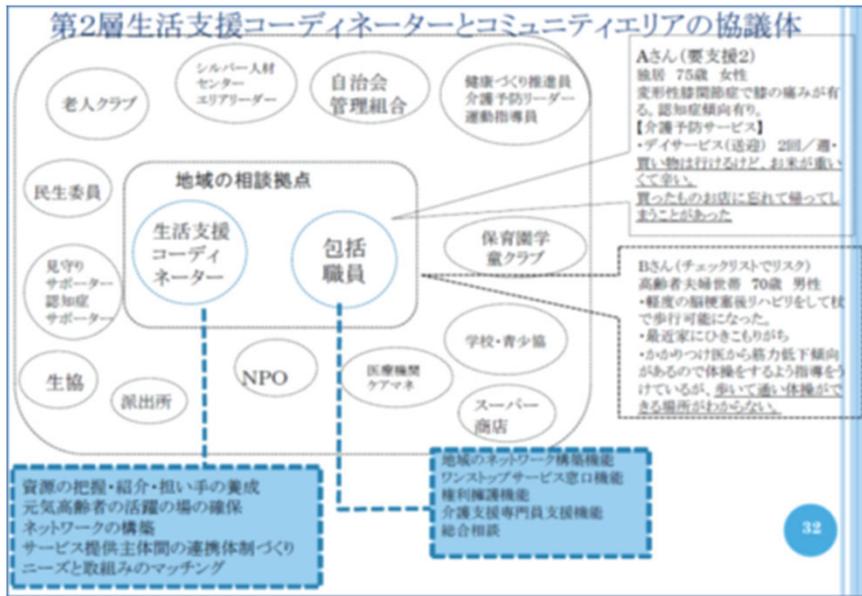
● 協議体立ち上げまでの行政職員の活動履歴

	日時	実施事項	
きっかけのきっかけ	平成26年3月24日	全国社会福祉協議会主催「生活支援サービス推進セミナー～住民主体による助け合い活動のあり方を考える～」	前高齢支援課長（現：健康まちづくり担当課長）がシンポジストとして出席
きっかけ	平成26年11月16日	新地域支援のあり方を考えるフォーラム（シンポジスト：NPO、協同組合、市役所）	さわやか福祉財団から市へ働きかけ
	平成26年12月24日	フォーラム結果報告	
準備会	平成27年1月29日	・生活支援コーディネーター・協議体、第1層・第2層の理解 ・協議体メンバーの検討 ・スケジュール確認	市、NPO、協同組合、社会福祉協議会、さわやか福祉財団
準備会	平成27年3月26日	・協議体要綱 ・協議体で実施する内容	
準備会	平成27年4月20日	・協議体第1層・第2層の方向性の確認 ・協議体メンバー最終確認	市、NPO、協同組合、社会福祉協議会、さわやか福祉財団、地域包括支援センター
	平成27年5月26日	・生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体立ち上げ	

Ⅱ. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

(2) 第2層協議体設置の経緯

- 現在は第1層生活支援コーディネーターを住民参加の形で選出していくと共に、第2層協議体を作っていく基礎作りの段階である。



(3) 生活支援コーディネーター配置の経緯

- 平成28年度に第1層コーディネーター選出を目指している。当面、市の高齢支援課でコーディネート機能を担うこととした。介護予防推進係が担当するが、基幹型地域包括支援センターと一体的に活動し、組織としてコーディネート機能を担っている。
- コミュニティエリアごとに地域ワークショップを実施、地域のニーズ等を把握する。

● 協議体設置後における行政職員の活動履歴 (下線：コーディネーター配置に関わること)

日時	実施事項	場所
平成27年 5月26日	第1回協議体 会議開催 協議体の目的と役割の共有	市役所
6月30日	協議体(勉強会) <u>協議体・生活支援コーディネーターの理解</u>	市役所
7月17日	第2回協議体 会議開催 <u>第1層生活支援コーディネーターの選出の検討</u> 不足しているサービスの検討	市役所
8月4日	包括支援センターへ周知(代表者会議)	市役所
8月	民生委員・自治会・管理組合調整 (地域ワークショップに関する調整)	

Ⅱ．生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

(3) 生活支援コーディネーター配置の経緯（続き）

（下線：コーディネーター配置に関わること）

日時	実施事項	場所
9月5日号広報	説明会・ワークショップ実施のための周知	
9月30日pm	介護保険制度改正市民向け説明会①	ベルブ永山(公民館)
10月2日pm	介護保険制度改正市民向け説明会②	ココリア多摩センター
10月9日pm	介護保険制度改正市民向け説明会③	多摩市立健康センター
10月10日	<u>ワークショップ①(連光寺・聖ヶ丘地区)</u>	ひじり館(コミュニティーセンター)
10月17日	<u>ワークショップ②(永山地区)</u>	ベルブ永山(公民館)
10月16日	<u>ワークショップ③(貝取・豊ヶ丘地区)</u>	貝取こぶし館(コミュニティーセンター)
10月6日	<u>ワークショップ④(和田地区・三方の森エリア)</u>	市立体育館
10月27日	<u>ワークショップ⑤(鶴牧・落合・南野地区)</u>	トムハウス(コミュニティーセンター)
12月24日	第3回協議体 会議開催 第1層生活支援コーディネーターの選出 地域ワークショップから見た課題の検討	
2月17日	介護保険制度改正直前説明会①	ヴィータ
2月25日	介護保険制度改正直前説明会②	ベルブ

Ⅲ．生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

1. 生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

第2回の協議体の会議においてコーディネーターの選出は、市または社会福祉協議会からの意見があり、チームとして動けるように市が行うほうが良いとの意見を優先した。

ワークショップを経た後、再度12月に検討し、当面は市がコーディネート機能を組織として担うことになった。その際基幹型地域包括支援センターと一緒に動くこと、分科会を実施し協議体における検討の場を増やすこととなった。

● 平成27年度 多摩市生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体スケジュール

	日程	検討内容	参加者
第1回協議体会議	5月26日	1.協議体参加団体自己紹介 2.多摩市の実情を知る 3.協議体・生活支援コーディネーターの目的と役割を知る	委員 オブザーバー
関係者との勉強会	6月30日	1.協議体・生活支援コーディネーターとは何かを知る 2.生活支援コーディネーターに適した人材とは何かを考える	協議体団体 関係者
第2回協議体会議	7月17日	1.第1層生活支援コーディネーターの選出に関する検討 2.地域ワークショップの実施について 3.資源把握、不足しているサービス等	委員 オブザーバー
地区でのワークショップ	9月～11月	「地域ワークショップ」 第2層エリアのニーズ・資源把握 ・平成27年度：5地区 ・平成28年度：5地区	コミュニティエリア住民、 地域包括支援センター、 社会福祉協議会、 介護予防リーダー、 自治会、管理組合、 民生委員等
第3回協議体会議	12月	1.地域ワークショップの中間まとめ 2.地域ワークショップから出た課題について検討する 3.不足しているサービスの検討 4.介護予防・日常生活支援サービスについて	委員 オブザーバー

6月の勉強会では、協議体に構成される団体や団体の中で関係職員も加わり、64名の参加のもと実施した。協議体会議に参加している方には、各団体内及び関連団体に、「協議体・生活支援コーディネーターとは何か」、「今後目指す方向」などを広める役割を依頼しており、その保管する場として、勉強会を実施した。

9月より、住民の方と、各地域のデータや把握した資源を提示し、「今の地域に住み続けるために不足しているものやニーズ、自分ができることは何か」について、グループワークを実施した。ワークショップと通じて、第2層協議体のイメージやキーパーソンの把握を行った。

IV. 次年度以降の取り組み予定

1. 生活支援コーディネーター配置への今後の活動予定

平成28年度は第1層生活支援コーディネーターを市が組織として担う。

● 主な活動

- 地域のニーズ等を把握する。（コミュニティエリアごとに地域ワークショップを実施）
- 第2層協議体及び第2層コーディネーターを検討する。
- テーマ別分科会を開催し、多様なサービスを検討する。
- 生活・介護予防支援サポーター養成講座を開催し、担い手を増やす。

2. 協議体の設置への今後の活動予定

- 第2層生活支援サービス 情報共有の場を設置する。（第2層協議体につながるもの）
- コミュニティエリアと地域包括エリアとの整合性を図るとともに、総合事業体制を構築する。（第2層協議体につながるもの）
- 「生活支援」「居場所」「移動支援」「イベント」のテーマ別分科会を実施し、平成28年度の多様なサービスの充実を目指す。（第1層の活動）
- 高齢者が最も多い地区を「永山モデル」として設定し、地域包括支援センターの機能と見守り・生活支援の拠点となるような仕組みを構築する。（第2層+さらに小さなエリア（自治会・管理組合等）につながる）

3. 今後の課題

- 地域ごとの課題を住民も行政も民間等も入った中で解決していく組織的な仕組みづくりをどうつくるかが課題である。
- 従来からある組織や取り組みといかに合わせていくかが難しいと感じている。
- 地域ごとに力になってくれる組織、人、団体をつなぎ合わせることで、従来ある見守り機能と新たな見守り機能を仕組みとして合わせて作り、実際に機能することが重要だと考えている。
- 第1層の協議体の動きを考える際に第2層の協議体をイメージしないと考えられないと思い、地域ワークショップを行ってきた。第2層の協議体で実際に行動することを考えようとするときにさらに小さなエリア（自治会・管理組合等）の活動をイメージしなければいけないと感じている。第1層から第3層までが連動する仕組みづくりが必要で、市内全域に広めるには時間がかかると感じている。

参考資料: 多摩市のコミュニティエリア

● 多摩市のコミュニティエリア

■ 10のコミュニティエリアの設定

第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	第10
関戸 1～5丁目	連光寺 1～6丁目	桜ヶ丘 1～4丁目	東寺方 (地番)	愛宕 1～4丁目	馬引沢 1～2丁目	永山 2～7丁目	貝取 2～5丁目	落合 2～6丁目	唐木田 1～3丁目
関戸 (地番)	連光寺 (地番)	関戸6丁目	東寺方 1丁目	東寺方 ・和田 各3丁目	諏訪 1～6丁目		豊ヶ丘 2～6丁目	鶴牧 3～5丁目	中沢 1～2丁目
一ノ宮 1～4丁目	一ノ宮 (地番)	貝取 (地番)	落川 (地番)	乞田 (地番)			南野 1丁目	南野 2～3丁目	山王下 1～2丁目
	聖ヶ丘 1～5丁目		百草 (地番)	永山・貝 取・豊ヶ丘 各1丁目					落合 1丁目
			和田 (地番)						鶴牧 1・2・6丁目
			和田 1261番地 (百草団 地)						



東京都武蔵野市

住民と信頼関係のある社協職員を行政の中に配置し、
市全体の生活支援体制整備を進める



■ 地域の概要

総人口	143,246人 (平成28年2月時点)	要介護認定率	19.8% (平成27年10月時点)
高齢者人口	31,287人	介護保険料	5,960円
高齢化率	21.8%	日常生活圏域	6地区(中学校区) ※在宅介護支援センターの地区
地域包括支援センター	1箇所(基幹型) 6箇所(支所:在宅介護支援センターと併設)	地区の圏域・協議組織の状況	コミュニティ協議会 16地区 地区社協13地区 ※概ね小学校区
総合事業開始時期	平成27年10月	生活支援体制整備事業推進体制	担当:高齢者支援課 相談支援係 連携先:高齢者支援課介護保険係・ 介護認定係・管理係 地域支援課 社会福祉協議会(通称:市民社協)

生活支援体制整備事業
取組事例

■ 生活支援体制整備事業の取組み状況【概要】 (平成28年3月時点)

	エリアの設定	生活支援コーディネーター	協議体
第1層	市	配置済	未設置
第2層	在宅介護支援センター地区: 6地区	未配置	未設置

■ 地域の特徴と地域づくりの取組み

武蔵野市は、東京都のほぼ中央、特別区の西部に接している。一部地域を除いて町内会・自治会がない(戦後廃止)ため、16地域にあるコミュニティ協議会(概ね小学校区)や市内13地域(概ね小学校区)にある地区社協(通称:地域社協・福祉の会)が地域のコミュニティづくりにおける中心的な役割を担っている。

介護保険制度施行時(平成12年)に、介護保険は高齢者介護の一部しか担えないとの考えから、「介護保険条例」とともに、高齢者の生活を総合的に支えるまちづくりを目標として、介護保険以外の日常生活支援サービスなどを網羅した「武蔵野市高齢者福祉総合条例」を制定しており、現在までこの条例に基づいて施策が進められてきた。

平成11年からは、市への遺贈物件等で住民団体やNPOが市の補助のもとに運営を行うテンミリオンハウス事業が開始され、市民の身近にあり、小規模で、軽快なフットワークを活かした高齢者のミニデイサービスやショートステイなどが地域の特性に合わせて運営されている。(現在、7箇所)

武蔵野市は従来より福祉活動が活発な地域であり、高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムを「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」と位置付け、市民と行政が一体となって従来からの取組みを推進するとしている。

東京都武蔵野市

I. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の方針と状況

1. 方針

- ・地域で得た情報を即時に総合事業担当や地域包括支援センターで共有し、既存事業の見直しや新たな施策の検討に直結させられるよう、第1層の生活支援コーディネーターを基幹型地域包括支援センター（市直営）に配置。
- ・第2層の生活支援コーディネーターは、平成28年度以降在宅介護支援センター（地域包括支援センターを併設）に配置。協議体は、平成28年度に以下の点を踏まえて設置する。
 - ✓ 協議内容に実効性を持たせる
 - ✓ 協議体と生活支援コーディネーターの有機的な連動を図る
 - ✓ 既存の会議体を活用して、会議体の乱立を防ぐ
 - ✓ 議論されたことをオーソライズされた政策提言とする（第1層）

2. 設置・配置の状況

	生活支援コーディネーター	協議体
第1層	平成26年4月配置：1名（専任） ・所属先：市（健康福祉部高齢者支援課 基幹型地域包括支援センター）	平成28年4月設置 ・既存の地域包括支援センター運営協議会を「地域包括ケア推進協議会」として拡充 ・協議体構成員：15団体（20人以内）
第2層 〈在宅介護支援センター地区〉 6地区	平成28年度3箇所予定（平成29年度全6箇所予定） ・在宅介護支援センター（地域包括支援センターを併設）の職員を配置予定	平成28年4月以降に設置 ・第2層の生活支援コーディネーターが参加する既存の会議（地域ケア会議・地域社協運営委員会・地域懇談会など）を協議体として位置付ける。

3. 協議体の構成メンバー

第1層（構成メンバー候補）	第2層（考えられる構成メンバー）
学識経験者（大学教員）、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、居宅介護支援事業所、訪問介護支援事業所、特別養護老人ホーム、福祉公社、民生委員、地域社協、老人クラブ、公募委員（第1号、2号被保険者） シルバー人材センター、市民社協（ボランティアセンター）	テンミリオンハウス運営団体、地域社協、自治会、コミュニティ協議会、民生委員、老人クラブ、赤十字奉仕団、民間事業所、ボランティア団体、居宅介護支援事業所、商店会、医師、駐在所、消防団、学校関係者、子育て施設、青少年問題連絡協議会、など

4. 生活支援コーディネーター及び協議体に係る予算

平成27年度： 8,000,000円/年
(内訳)

・コーディネーター人件費のみ

平成28年度： 20,000,000円/年

(800万円/年+400万×3エリア)

(内訳)

・コーディネーター人件費のみ

Ⅱ. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

1. 方針検討や協議・調整

平成26年4月に市と市民社会福祉協議会（以下、市民社協）の人事交流を通して、地域活動の支援に実績があり、広く地域住民と良好な関係を築いてきた社会福祉士を第1層の生活支援コーディネーターとして配置できたことで、武蔵野市の生活支援体制整備事業における取り組みの検討を早期に開始できた。

また、平成27年4月に高齢者支援課相談支援係の中に、新介護予防・生活支援（総合事業）担当係長を新設し、総合事業の開始に向けた検討とともに生活支援体制整備事業についても、「どのように協議体を考えるか」の整理を始めた。

10月の部内調整で、最終的な武蔵野市の生活支援体制整備事業の骨子が固まった。

2. 生活支援コーディネーター配置に向けた取り組みの経緯

（1）第1層の生活支援コーディネーター配置の経緯（平成26年4月）

生活支援コーディネーターは、地域活動の支援の実績があり、地域の機微に十分に配慮することができる経験豊富な社会福祉士（市民社協職員）を第1層のコーディネーターとして選出した。

市民社協からの派遣により、基幹型地域包括支援センター（市直営）に配置した。

（2）第2層の生活支援コーディネーター配置の経緯（準備中）

- 第2層の生活支援コーディネーターが配置されるまでは、第1層の生活支援コーディネーターが第2層の役割を兼ねて活動をしている。同時に第2層の生活支援コーディネーターを在宅介護支援センター（地域包括支援センター併設）に配置する準備を進めてきた。
- 第2層の生活支援コーディネーター、市民社協の地域担当者、第1層の生活支援コーディネーターが定期的（隔月）に連携し、情報交換を行う場を設置する予定。

平成27年10月	協議体および生活支援コーディネーターの配置に関する全体構成について部内で確認
平成27年11月	第2層先行配置決定のための在宅介護支援センターによるプロポーザルを実施
平成28年2月、3月	在宅介護支援センター向け勉強会を開催 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「今後の体制」及び「生活支援コーディネーターに求められる役割」「地域へのアプローチ時の注意点」を学ぶ ✓ コーディネーター活動の流れ・動きのイメージが分かるように月毎、週毎の活動を具体的に学ぶ
平成28年4月～	※各在宅介護支援センターの職員会議に基幹型地域包括支援センター長、総合事業担当係長、第1層生活支援コーディネーターが出向き説明 第2層生活支援コーディネーターの配置を開始 （平成28年度3地区、平成29年度全6地区の予定）

II. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

(2) 第2層の生活支援コーディネーター配置の経緯（準備中）（続き）

- コーディネーターの動きのイメージ：在宅介護支援センター勉強会にて

	月	火	水	木	金	土	日
第1週	10時～ A団地役員と 民生委員の 話し合い 14時～ A地域社協 ○○サロン	15時～ 近隣市生活 支援コーディネーター情報 交換会	10時～ A地域社協 運営委員会 14時～ 在支と市民 協地協地協 協者情報交 換会	14時～ 有料老人 ホーム地域 向け音楽会 19時～ 日地域社協 運営委員会	10時～ 在支ミーテ ィング 14時～ 高齢者宅へ の同行訪問 (体操教室へ の参加希望)	11時～ A団地ひなま つり会	
第2週	10時～ テレミオン ハウス利用 者向け緊急 ネット説明	11時半～ B町1丁目食 事会		14時～ ロミセン体 操教室	9時半～ 地域ケア会 議に向けて 打ち合わせ (在支内部の 検討)		
第3週		13時半～ 家族介護支 援プログラム		14時～ B町1丁目お 花見会			
第4週		10時～ 音楽療法 の会(ボラン ティアグル ープ)運営 委員会定期 開催	14時～ 地域ケア 会議				

	8:30	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00
月	家族介護 セラピー 作成	移動 A団地役員と民生 委員の話し合い	昼休 み	移動 A地域社協 ○○サロン	移動 活動 記録 作成	
火	電話相談対 応(カワオケ のできる所)	家族介護セラ ン印刷、発 送作業	昼休 み	移動 近隣市生活 支援 コーディネーター 情報交換会(直 帰)		
水	ケースに ついて打 ち合わせ	移動 A地域社協 運営委員 会	移動 昼休 み	移動 在支と市民協 地協地協地協 協者情報交換 会議	移動 地域ケア 会議企画書 作成	
木	健康づくり 講座につ いて民生 委員へ FAX送付	A団地住民 向け資料 作成	昼休 み	移動 有料老人 ホーム 地域向け 音楽会	移動 ケアマ ネから 居場所 につい ての相 談	移動 日地域 社協 運営 委員 会
金	在支ミー ティング	高齢者 宅への 資料 準備	昼休 み	移動 高齢者宅へ の同行 訪問(生 活は自 立して いるが、 体操 教室を 探して いる)	移動 地域 ケア 会議 開催通 知 発送 作業	

3. 協議体設置に向けた取り組みの経緯

(1) 協議体設置に向けた考え方の整理（平成27年4月～）

新設した担当係長を中心に協議体の設置の考え方について以下のように整理した。

協議内容に実効性を持たせる

⇒「会議を設置することになっているから設置した」というのでは意味がない。

協議体と生活支援コーディネーターの有機的な連動を図る

⇒生活支援コーディネーターと協議体を有機的につなげることで双方の設置の効果を高める。

既存の会議体を活用して、会議体の乱立を防ぐ

⇒様々な種類の会議体がある中で、会議体乱立によるメンバーの負担増等を防ぐため、会議体を増やすことはしない。

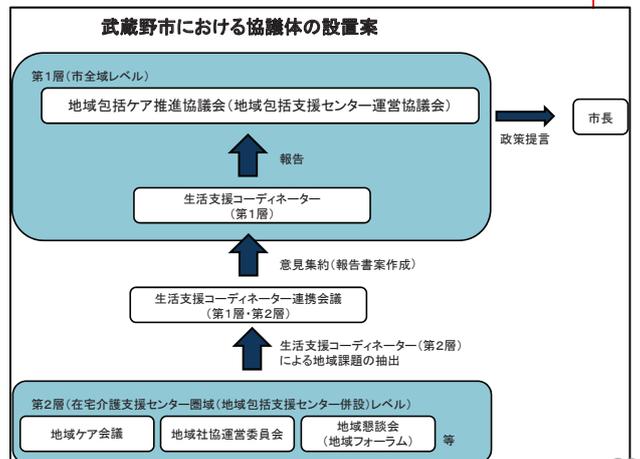
議論されたことをオーソライズされた政策提言とする（第1層）

⇒中身のある議論をしたとしても、それだけで終わってしまっは意味がない。

「政策に結びつける」ということが大きなポイントになる。

(2) 第1層・2層協議体全体の構成案（平成28年度より）

- ・既存の地域包括支援センター運営協議会を地域包括ケアアシシステム全般について協議する「地域包括ケア推進協議会」に発展・拡充し、第1層の協議体に位置づける。
- ・地域ケア会議等の地域住民や団体が地域課題を話し合う場を第2層の協議体に位置づけ、第2層の生活支援コーディネーターが参加。
- ・生活支援コーディネーター連携会議（第1層、第2層）で地域課題の意見集約を行う。
- ・第1層の生活支援コーディネーターが「地域包括ケア推進協議会」に報告。
- ・「地域包括ケア推進協議会」から市長に政策提言を行う。
- ・既に地域では様々な住民が集まり、地域課題を共有したり、話し合う場があるため、新しく協議体は作らず、コーディネーターが参加する会議体を第2層の協議体として柔軟に位置づける。



Ⅱ．生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

(3) 生活支援体制整備事業に係る行政職員の活動履歴

武蔵野市が生活支援体制整備事業を構築する過程において、行政職員がどのように庁内で活動したか、また外部で情報収集などの活動をしたか、経過を以下に示しました。

時期	活動履歴
～平成26年3月	市と市民社協の人事交流検討
平成26年3月	市と市民社協と人事交流の協定締結
平成26年4月	市民社協からの派遣職員受け入れ（第1層生活支援コーディネーター配置）
平成26年10月	国の中央研修の資料を参考に、武蔵野での取り組みについて検討を始める（配置のイメージ案づくり、課題整理）
平成26年12月	基幹型地域包括支援センター長と第1層生活支援コーディネーターで市民社協地域担当者 と武蔵野での取り組みにおける課題について共有
平成27年1月	東京都およびさわやか福祉財団主催の研修会に地域支援課、市民社協、 第1層生活支援コーディネーターが参加
平成27年2月	地域支援課、防災課、市民活動推進課、第1層生活支援コーディネーターが 豊中市（コミュニティづくり）、豊中社協（コミュニティソーシャルワーカー）を視察 その打ち合わせ、反省会にて武蔵野市における課題を話し合う
	地域支援課、市民社協、第1層生活支援コーディネーターで、在宅介護支援センター向け 勉強会の開催について検討
平成27年4月	高齢者支援課に新介護予防・生活支援（総合事業）担当係長を配置
平成27年4月、 5月	生活支援コーディネーター調整会議を開催 （地域支援課、市民社協、高齢者支援課において、在宅介護支援センター向け勉強会 に向けての検討）
平成27年5月	在宅介護支援センター向け勉強会開催（全在宅介護支援センター職員34名出席）
平成27年6月	市民活動推進課とコミュニティ協議会の地域フォーラム、生活支援コーディネーターおよび協 議体について情報交換
平成27年10月	協議体および生活支援コーディネーターの設置に関する全体構成を部内で確認
	地域包括支援センター運営協議会にて報告
平成27年11月	在宅介護支援センタープロポーザル（第2層先行配置エリア決定）
平成28年1月	高齢者支援課係内勉強会（在宅介護支援センター勉強会の内容について）
平成28年2月 ～3月	在宅介護支援センター向け勉強会開催（各在宅介護支援センター職員会議にて）
平成28年2月	地域包括支援センター運営協議会にて状況報告、方向性を審議
	在宅介護支援センター業務委託説明会にて説明

Ⅲ．生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

1. 生活支援コーディネーターの活動状況

(1) 第1層コーディネーターの活動状況

※平成27年度は、第2層が未配置のため、第1層生活支援コーディネーターが第2層の役割も兼ねて活動しながら、2層のコーディネーター配置のための準備、調整等の活動を行った。

- ・ 高齢者が集まるサロン等に訪問し活動内容の把握、高齢者や活動者からの相談に対応。
平成26年8月：『武蔵野安心・安全ニュース』という高齢者向けのチラシを作成し、高齢者が集まるサロン等を訪問し配布。その際、住民からの地域課題を聞いたり、スタッフから活動の相談を受けたりした。
平成27年1月：活動記録フォーム作成（半月ごとに高齢者支援課・地域支援課・市民社協で共有）
- ・ 新規事業の開始や既存事業の見直しに向けた検討への参加

● 平成27年4月～9月 生活支援コーディネーターの活動内容

(1) 住民主体のサロン、趣味活動、体操教室等への訪問 55件

(2) 個別の相談への対応95件（うち活動者からの相談が約80%）

(3) 地域ケア会議等地域住民および関係機関との会議への参加 15件

(4) 新規事業の検討
（地域支え合いポイント制度（仮称）など）

(5) 既存事業の見直し
（介護予防事業連絡調整会議など）

(6) 第2層生活支援コーディネーター配置に向けての検討

(7) 高齢者への福祉情報、消費者被害等の広報活動
武蔵野安心・安全ニュースの作成、配布（偶数月20日発行）

(8) 他の自治体の研修、セミナー等への出席

- ・ 平成27年4月総合事業自治体セミナー
- ・ 平成27年4月他市視察
- ・ 平成27年6月総合事業自治体情報意見交換会（ベストプラクティス）
- ・ 平成27年7月東京都介護予防推進会議
- ・ 平成27年7月生活支援コーディネーター指導者養成中央研修
- ・ 平成27年8月生活支援体制整備事業の早期取り組みセミナー
- ・ 平成27年9月生活支援コーディネーター情報交換会（近隣市が参加）

【活動のポイント】

- ・ コミュニティ協議会と在宅介護支援センターが連携して、高齢者向けの取り組みについて検討する会への参加。
- ・ 第2層のコーディネーター配置のための準備（在宅介護支援センター向け勉強会の開始）。
- ・ 大手民間介護事業者からの地域向け講座の開始に向けた相談への対応。
- ・ 市の新規事業（地域支え合いポイント（仮称）など）の検討の場での地域福祉の観点からの提案。

Ⅲ．生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

(1) 第1層コーディネーターの活動状況（続き）

● 成果

地域の高齢者向けに実施している様々な活動の場を訪問する中で、訪問先で出会った高齢者からの相談に応じることができた。特に介護保険サービスについての簡単な質問や日常生活のちょっとした困りごとなどについての、「ついでに聞いてみよう」という相談が多かった。また、活動者からの相談が多くあり、気になる高齢者を在宅介護支援センターや地域包括支援センターにつなぐケースも当初の予想以上に多かった。このような例から高齢者、地域活動をしている人のどちらも自分から相談機関に連絡することはハードルが高いと感じる傾向にあることがわかった。

武蔵野市では、これまで市民社協が地域住民と丁寧な関係を築きながらボランティア団体への支援、小地域福祉活動の支援に力を入れてきている。その大事な役割を担ってきた市民社協職員を第1層生活支援コーディネーターに置いたことが、武蔵野市にふさわしい形的生活支援体制整備を早期にスタートできた最大の要因と考える。

第2層生活支援コーディネーターを配置するまでは、第1層生活支援コーディネーターが、第2層生活支援コーディネーターとしての活動をしながら、第2層を配置する在宅介護支援センターの職員に、具体的にどのような場面でどのように動いていくかを伝える役割を果たした。

また、第2層の協議体についても、既に地域で行われている協議体相当の会議の様子について第1層生活支援コーディネーターが把握しており、住民に対して新たに負担をかけることのないよう、既存の会議体を活かす方法で整理ができた。

● 活動記録フォーム

コーディネーター活動記録 平成27年●●月16日～●●月31日

日程	対応時間(分)	エリア	相手方	事業・会議名等	経過・内容・主な事柄	コーディネーターの働きかけ(かかわり)	コーディネーターの思い・気づき・コメント等	次のアプローチ	その他(地域課題他)
●●月16日	120	A町	●●在宅介護支援センター	介護者教室	【参加者●名】 前半：センター長より●●の説明があった。【別紙参照】その後、お茶を飲みながら簡単な自己紹介をしたり、自由に意見交換を行った。 ＜出た話題＞ ・A町コミセン周辺はお店がない、買い物に不便。一人暮らしの人はどこに買い物に行っているのか。⇒生活や●●などの宅配業者について他の参加者から情報提供があった。	このような場でお互いが意見交換すると、自分では気づかない生活の工夫が聞かれるので、こういった情報交換の場が大事であると伝えられた。	参加者は少なかったが、アットホームな雰囲気の情報交換でよかった。特に買い物で工夫している話は、具体的な業者やお店の名前が挙がっていたので、情報交換が有意義のあるものになった。		買い物について
●●月16日	20	□町	▲▲民生委員	- (相談)	先週、在支と地域社協で健康教室をやったが、市としては、継続して実施していくようなことは考えていないのか。単発では意味がないのでは。 連日でも集まってやっていくことはできないのか。	ぜひ、継続して実施していけるように考えていると思っていることを伝えた。(コミセンを週1回継続的に借りることができるかを聞いたところ) ▲▲さんより○(施設名)や□(施設名)を挙げられないかとの意向があったため、高齢者支援課から各施設へ聞いてみることをできると伝えた。 ・脳の健康教室のような読み書き計算と体操を組み合わせて考えることとできることを伝えた。 ・▲▲さんの意向により、地域社協の会長に相談して検討していくことになった。	住民のみならずこのような意向があり、良かった。コミセンにこだわらず地域の施設と連携して実施していくことも可能性の一つとして考えていきたい。	・市民社協地域担当者に相談する	

生活支援コーディネーターとなり感じたこと！！（第1層コーディネーターの言葉）

これまで市民社協で地域活動を支援する仕事に取り組んで来た経験が、生活支援コーディネーターのスムーズな活動に結びついていると実感しています。社協の業務を通じて多くの住民の方々との関係を大事にしてきたことが、大きな財産となっており、生活支援コーディネーターの活動に活かされています。

また、市役所に担当係長が置かれ、組織としてしっかりとバックアップ体制が取られてきたことで、コーディネーターが一人で動くのではなく、担当係全体で業務を進めることができました。この事業の進展は市区町村の職員が生活支援の体制整備の重要性を理解し、どれだけ力を入れて生活支援コーディネーターと一緒に取り組むかということにかかっています。第1層を行政ではない所に置いた場合に、行政は十分にコーディネーターをバックアップし、コーディネーターに任せきりにしないことが大事です。行政の全面的な支援は不可欠だと感じています。

IV. 次年度以降の取り組み予定

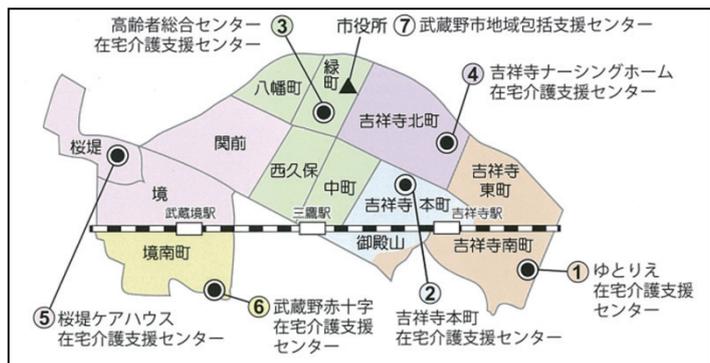
1. 生活支援コーディネーター配置への今後の活動予定

第2層は、在宅介護支援センター（地域包括支援センターを併設）に生活支援コーディネーターを配置する予定。その際、なるべく地域をよく知った職員を配置していく。緊急度が低く、優先順位が低くなりやすい活動のため、コーディネーターの仕事が後回しにならないような業務分担について各センターで工夫したい。

配置予定は、以下のようになっている。

- ・平成28年度は以下②、③、④の在宅介護支援センターを予定。
- ・平成29年度は①、⑤、⑥にも配置予定。
- ・今後、現在第1層コーディネーターが行ってきた地域の課題把握のための活動を第2層へ移していき、第1層は、第2層のサポートや市全体のコーディネート等を中心に活動予定。
- ・28年度は新規に「いきいきサロン」事業を開始する予定。（週1回以上高齢者が集う場を開催する団体等に市が補助を行う）※総合事業の通所型サービスB（住民主体のサービス）にはせずに一般会計で市の施策として実施する。

- ・第2層のコーディネーターは地域住民主体のサロン等（いきいきサロン）の運営支援をする。
- ・第2層のコーディネーターは、第2層の協議体相当の会議に参加して、地域課題を把握する。
- ・武蔵野市では、第3層を特定せずに、第2層のコーディネーターが地域で活動している方々と連携していくイメージである。



2. 協議体の設置または今後の活動予定

平成28年度から地域包括支援センター運営協議会を発展・拡充した、第1層の協議体「地域包括ケア推進協議会」を設置し、以下のメンバーによる協議、政策提言を行う。

第1層(構成メンバー)

学識経験者（大学教員）、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、居宅介護支援事業所、訪問介護支援事業所、特別養護老人ホーム、福祉公社、民生委員、地域社協、老人クラブ、公募委員（1号、2号被保険者）、※シルバー人材センター、※市民社会福祉協議会（ボランティアセンター）

従来の地域包括支援センター運営協議会のメンバーに※印の2団体を追加

3. 今後の課題

- ・社会資源のデータベース化について
インフォーマルサービスを中心としたデータベースを作成し、第1層、第2層のそれぞれで情報を共有し、随時更新する仕組みを構築する。（平成28年度から実施）
- ・第1層と第2層の役割分担
全エリアに第2層が配置された後の第1層の役割の整理を行う（平成29年度までに検討）

神奈川県平塚市

町内福祉村を中心に住民主体で進める第2層の体制づくり



■ 地域の概要

総人口	256,410人 (平成28年1月時点)	要介護認定率	15.3% (平成27年12月時点)
高齢者人口	67,326人	介護保険料	4,820円
高齢化率	26.3%	日常生活圏域	25地区(地区公民館区単位) ※町内福祉村設置地区と同じ
地域包括支援センター	8箇所(委託)	地区の圏域・協議組織の状況	小学校区28 地区社協圏域23
総合事業開始時期	平成28年1月	生活支援体制整備事業推進体制	担当:福祉総務課 連携先:介護保険課 高齢福祉課

■ 生活支援体制整備事業の取り組み状況【概要】 (平成28年3月時点)

	エリアの設定	生活支援コーディネーター	協議体
第1層	市	未配置	未設置
第2層	公民館区 (町内福祉村設置25地区)	25地区中、12地区配置	25地区中、12地区配置

■ 地域の特徴と地域づくりの取り組み

平塚市は、神奈川県のほぼ中央、相模平野の南部に位置し、昭和29年～32年にかけて1町7村を合併した市となる。

地域づくりは、地域と行政の協働型として住民を主体においた町内福祉村の活動が市内全域に広がってきた。平成10年に最初の町内福祉村(松原地区)が立ち上がり、平成28年3月に25地区ある地区公民館区のうち、17地区目が設置される予定である。

町内福祉村とは、地域住民と行政・社協、関係団体が協働し、地域住民が主体となり『地域における支え合いのしくみ』となるものである。「話し相手がほしい」、「ゴミ出しや電球の交換を手伝ってほしい」、「子育てや介護に手を貸してほしい」、「ボランティアをしたいがきっかけがない」といった日々生活する中で、ちょっとした手助けがほしい、あるいは手助けをしたいといった時に応えるための活動を住民主体で行っている。

福祉村の基本的考え方として、活動内容や広報は地域住民が話し合いを重ね地域の実情に応じて創っていく。身近な生活支援活動(外出の付き添いや話し相手、ゴミ出しの手伝い等)地域に住む援助を必要としている方を対象とし、町内福祉村へ登録した福祉村ボランティアが援助活動を行う。町内福祉村は、各地区に拠点を設置し、活動を行っている。拠点には、コーディネーターが配置され、地域の皆さんからの相談を受けたり、福祉村のボランティアに身近な生活支援活動を依頼。福祉村で対応が難しい場合には、行政や関係機関などにつなげている。また、拠点では、地域の皆さんが気軽に立ち寄れる「居場所」として、ふれあい交流活動を行っている。

生活支援体制整備事業
取組事例

神奈川県平塚市

I. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の方針と状況

1. 方針

第2層の協議体は、町内福祉村、地域包括支援センター、地区社協を固定メンバーとして固定し、それ以外は地区の特性に合わせて決めてもらう方針とした。協議体あるいは生活支援コーディネーターが担う機能は、町内福祉村に近い部分があるが、町内福祉村がイコール協議体ではなくメンバー構成の1つと位置づけている。ただし、事務的な役割を福祉村に担ってもらおうと説明している。こうした説明で住民との合意が出来た地区から順次第2層地区の設置を進めていく。

市から第2層地域への働きかけは、介護保険制度改正に関する説明をする主旨で、自治会、民児協、地区社協、福祉村など、地域の関係者が大勢集まる会合に呼ばれた形を取り、その場を活用して生活支援体制整備の重要性について説明して理解を得る。そして、新しい会議体を設けるのではなく、地域ケア会議や団体連絡会議などの既存の会議を活用することで協議体とする方針を伝えた上で、協議体の構成団体等を決めている。

第2層のコーディネーターは、1人あたりの負荷の軽減も踏まえ、チーム体制としている。なお、地区によりコーディネーターを輪番としている。配置のポイントは常勤・非常勤やボランティアなどの形態は問わず、また、地域の実情に応じた多様な配置が可能であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要と捉えている。

第1層の協議体とコーディネーターは、平成28年度に設置予定である。最初の協議体会議は第2層の代表者を加えて、地域包括関連者連絡会にて実施する予定としている。そこで、プロジェクトチームを作ってまだ第2層が立ち上がっていない地域の支援をする構想である。

2. 設置・配置の状況

	生活支援コーディネーター	協議体
第1層 ＜市＞	平成28年配置（予定） ＜コーディネーターの組織・立場＞ ・中間支援のサポートをしているようなNPO 団体に委託予定	平成28年度後半設置（予定） ・2層の代表者会議と包括管理者連絡 会で実施予定。
第2層 ＜公民館区＞ 25地区	平成27年9月配置開始 チーム体制で実施 ・コーディネートチーム体制（3～4名推 奨）以下の福祉村の中の3職種からの 選出するのが基本。 ✓福祉村村長 ✓地域福祉コーディネーター ✓ボランティアコーディネーター 平成28年3月時点で12地区配置済	平成27年9月設置開始 ・既存の会議体（地域ケア会議など） を活用する。 ・平成28年3月時点で12地区において 協議体を設置

神奈川県平塚市

I. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の方針と状況

3. 協議体の構成メンバー

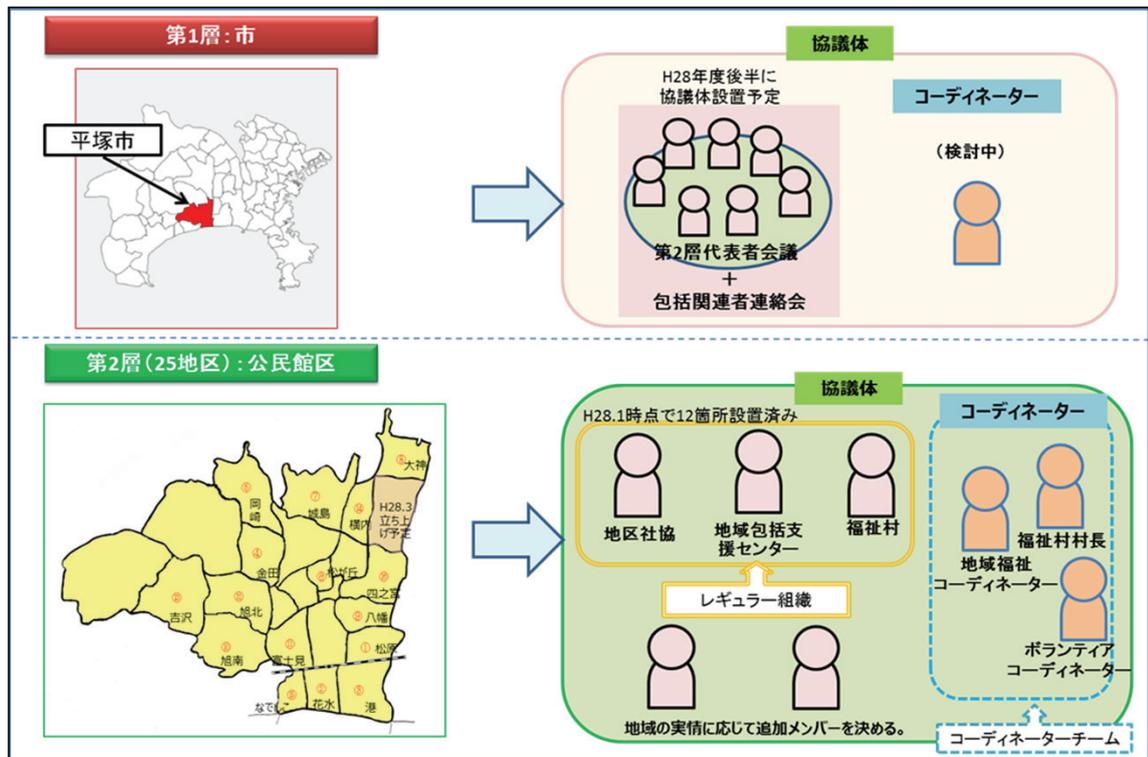
第1層(構成メンバー候補)	第2層(考えられる構成メンバー)
<p>・第2層の代表者と包括関連者連絡会で実施予定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区共通で、『福祉村・地区社協・地域包括支援センター』をレギュラー構成員とし、その他組織は地区の実情に応じてレギュラー構成員を決める。 ・協議体の活動テーマにより、ゲスト参加が可能な体制とする。 ・協議体議長は住民（福祉村村長、地域福祉コーディネーター、自治会連合会会長、地区社協会長など）から選出する。

4. 生活支援コーディネーター及び協議体に係る予算

人件費はなく、間接経費(交通費等)で、自由に使えるよう包括的支援事業予算をコーディネーターにつけている。

平成27年度：600,000円
平成28年度：1,000,000円

生活支援体制整備事業
取組事例



Ⅱ. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

1. 方針検討や協議・調整（平成27年4月～）

平成27年度4月より、介護保険課、高齢者福祉課と担当課である福祉総務課とがコミュニケーションを密にして意見交換をしながら、調整が続いた。その結果、現在ではセミナー等も一緒に連携して実施できるようになっている。

町内福祉村がある地域とまだない地域での取り組み方が違って来る。町内福祉村があるのであれば、各地域で「介護保険制度改正に関する説明会」などの関係者が一同に会する場を借りて、協議体への理解・賛同を得た上で地域合意が形成されることとなる。

一方、町内福祉村がない地域では、地区社協がそのまま町内福祉村の役割を担えるように、行政がサポートして地域の中で不足している機能をまとめていく過程が必要となる。このため地域合意に至るまで、時間がかかることとなるため、まだ第2層の準備過程となっている。

2. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置に向けた取り組みの経緯

● 第2層での行政説明の機会創出の働きかけ（平成27年4月～）

市レベルの自治会連合会や地区社協の会長会議に資料を持って行き、「介護保険が変わるので市から説明に来るように呼んでください」と持ちかける。また、「地区内の地縁団体（自治会、民児協、地区社協、町内福祉村）にも声を掛けてください」と依頼することで、自治体主催でなく、行政職員が地区の会合に呼ばれる形が取れるようにしている。

その他にも、関係団体で大きな会議がある時などの機会に向けて、同様な依頼を繰り返してきた。

このような機会を捉えて、生活支援体制整備事業は何のためにやるのかを住民が納得してもらうこと、また行政側がしっかり理念や目標を示すことで、自分達のこととして考えてもらうようにしたいからである。

(1) 第2層の協議体設置への経緯

● 行政説明の実施（協議体メンバーの確定）（平成27年10月～）

市が設定して市民を集めるやり方ではなく、住民主体に気を配るという観点で、手が拳がったところに出向くという形を取っている。なるべく大勢を集会所や公民館に集めてもらい、行政説明という形で説明する。

依頼先としては、自治会、民児協、地区社協、福祉村が多い。

この説明会を通じて、協議体設置と基本的な協議体メンバー構成が合意形成されることを目的としている。

一度で合意形成に至らない場合は、地区内の自治会や町内福祉村が引き続き調整を続けていく。市からも再度の行政説明などで支援していく。

<説明内容>

① 協議体の必要性を説明

自分たち以外の組織の活動を知るために、団体間で地域について情報交換をしましょうと説明する。そうすると、「そういう情報交換は（〇〇連絡会議で）すでにやっている」という話になるので、それを協議体にしなさいという流れを作っている。

② 協議体の立ち上げを要請

協議体の構成候補組織には、これからもっと団体間でしっかり連携しましょうと依頼する。

③ 既存会議を活用することを要請

既存の会議体場を活用して協議体（会議の場）とすることで、会議の乱立を避けてスムーズな協議体の設置を促している。例えば、地域個別ケア会議の上の層の小地域ケア会議を活用することを薦めている※。

※カンファレンスや個別ケア会議では個人情報の問題があるため、2層の小地域ケア会議が協議体に適当。

Ⅱ . 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

(2) 生活支援コーディネーターの配置・協議体設置

第1回協議体会議の開催において、生活支援コーディネーターの配置が承認される。同時に協議体メンバー構成についても合意されることとなる。

25箇所の日常生活圏域のうち、12箇所（福祉村が存在）で年度内に第1回目の協議体会議を開催した。

第1回目の議題は各地区共通としている。

平成27年度第1回★★地区協議体 次第

1. 協議体は団体の代表で構成されるので、その団体を選出する。
 - ・主たる構成メンバー（団体）について
 - ・協力団体について
 - ・議題に応じて参加を要請する団体について
2. 生活支援コーディネーター（チーム）の選任について
 - ・チーム構成員について
 - ・チームの代表者について
3. 事務局の担い手について
 - ・地域包括支援センターの役割（事務局機能の依頼）について
 - ・地域ケア会議との併設について
4. 次回の開催見通しについて
 - ・開催時期について
 - ・想定される協議テーマについて

以下の2点について、行政から説明して、誤解のないようにしておく。

● 生活支援コーディネーターと福祉村活動との違い

生活支援コーディネーターの役割が今までの福祉村と何が違うのかの説明については、『新しいことを始めるわけではないが、福祉村以外のところで一般介護予防のサロン等が立ち上がった際に周知のための調整などは生活支援コーディネーターの仕事になるため、仕事は新しく増える』と説明している。

● 協議体と地域ケア会議との違い

第1部が地域ケア会議、第2部が協議体の会議などと時間帯を分けるなどした上で、地域ケア会議とは主催者が違うことを宣言して始める必要がある。

地域包括支援センターは、市の委託事業のため、協議体会議を地域包括支援センター主催では地域の自主性が保てない。そのため、協議体においては、生活支援コーディネーターの長である議長は住民から選ぶように各地区に要請している。なお、議長は福祉村の村長であることがほとんどである。

Ⅲ．生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

1. 生活支援コーディネーターの活動状況

(1) 第2層の生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

第2層の生活支援コーディネーターは、従来の福祉村活動の延長線に加え、福祉村以外のところで一般介護予防のサロン等が立ち上がった際の周知等を行っている。

また、協議体については、数箇所の協議体において、地域内の状況把握のための会議を開催した。

Ⅳ．次年度以降の取り組み予定

1. 生活支援コーディネーターの配置または今後の活動予定

(1) 第1層の生活支援コーディネーター

現時点では中間支援のサポートをしているようなNPO団体に委託しようと思っている。福祉の課題解決をベースにまちづくりにつなげてほしい。

2. 協議体の設置または今後の活動予定

(1) 第1層の協議体（平成28年度後半配置予定）

● 協議体の活動内容（予定）

第2層の代表者会議と包括管理者連絡会で実施したい。

意見交換会だったり自分の地区の自慢大会。それを公開にして一般参加OKにすると地域福祉啓発活動になる。

すでに立ち上がっている地区に集ってもらい、まだ協議体が立ち上がってない地区にどう立ち上がっていくかを話し合ってもらいたいと考えている。

プロジェクトチームを作って手分けして立ち上げがまだの地区に行って、話をしてもらおうと考えている。

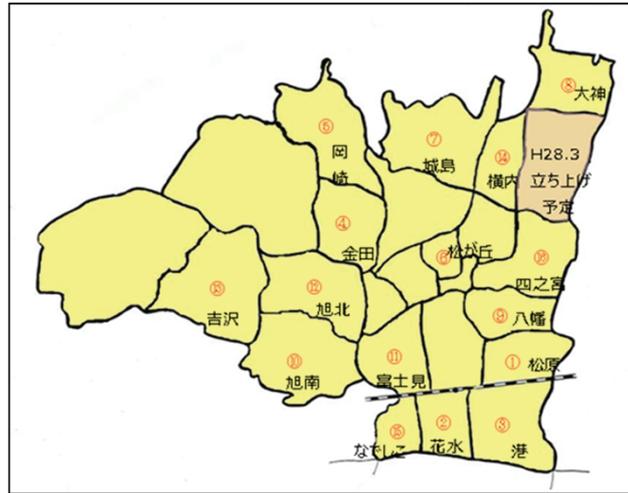
3. 今後の課題

行政の役割として、第2層の方が集まった場で市民協働や市民自治の考え方を学び、ベースは福祉とし、地域に戻りフィールドワークをやってもらう。介護からは離れないようにし、ゆくゆくは包括ケアのまちづくりにつなげていきたい。

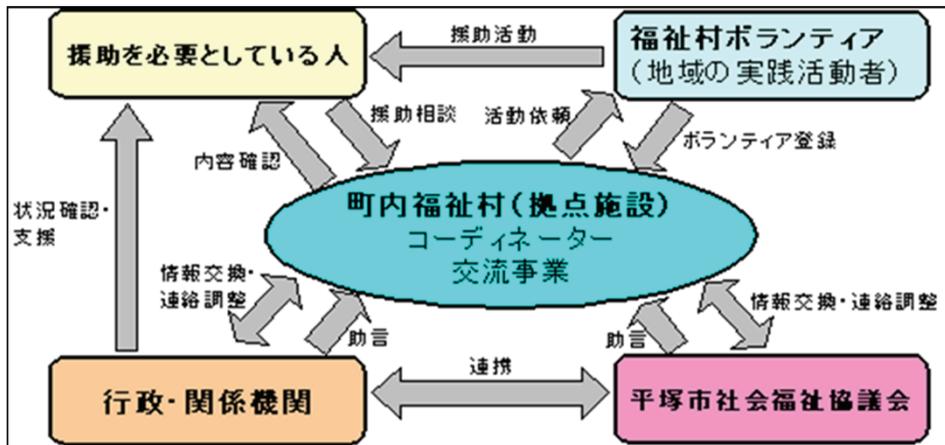
例えば、高齢者と子どもの交流や小学生放課後支援など、防犯・防災の問題等を想定している。第1層の構築にあたり、中間支援団体へ委託後は、市は前面から手を引き「予算を出すので自分達でやってください」という役割に徹するつもりである。

参考資料: 町内福祉村について

- 福祉村配置エリア



- 福祉村の機能と活動イメージ



- 福祉村の機能と活動 ～資源開発の工夫～

第2層の代表者会議と包括管理者連絡会で実施したい。

意見交換会だったり自分の地区の自慢大会。それを公開にして一般参加OKにすると地域福祉啓発活動になる。拠点があり、常駐するスタッフがいることで、人が自然と集まり、話の中から生活支援ニーズの発掘、発見となる。つまり、近い位置にニーズと支援があるので、マッチング機能を果しやすいとい点が福祉村の機能の特長と言える。

また、他の地区との情報交流があり、事例や最新情報を交換して相互支援につなげている。このような活動が、実際の資源開発につながっている。

・情報交流の場（市や他の地区との連携・情報共有（年3～4回）、会長会議（民児協・地区社協・自治会）、サロン部会 ・コーディネーターの生活支援部会）

【歌声喫茶の例】

ボランティアさんが集まって、男性をどう家から出すかという話になり、「他の地区で歌声喫茶をやったら、何十人も集まったらいいよ、じゃあうちでも」という流れ。これが資源開発になっている。

新潟県新潟市

居場所（地域の茶の間）をベースに支え合い活動の推進



■ 地域の概要

総人口	801,739人 (平成28年2月時点)	要介護認定率	18.4% (平成28年1月時点)
高齢者人口	217,635人 (平成28年2月)	介護保険料	6,175円
高齢化率	27.1%	日常生活圏域	27圏域（基本的に人口2～3万人を目安に設定）
地域包括支援センター	27箇所（委託）	地区の圏域・協議組織の状況	政令区 8区 小学校区 110 中学校区 56 地域コミュニティ協議会 99
総合事業開始時期	平成29年4月	生活支援体制整備事業推進体制	担当：地域包括ケア推進課 連携先：区健康福祉課ほか

生活支援体制整備事業
取組事例

■ 生活支援体制整備事業の取組み状況【概要】（平成28年3月時点）

	エリアの設定	生活支援コーディネーター	協議体
第1層	8区（政令区）	配置済	設置済
第2層	27圏域	未配置	未設置

（注）1層コーディネーターは、年度途中に選出のため、兼務となっており、暫定的な配置である

■ 地域の特徴と地域づくりの取組み

新潟市は8つの政令区を設置し、区役所で身近な市民サービスの提供を行うとともに、区役所を拠点として行政区単位で地域の特色あるまちづくりを進めている。日常生活圏域は27圏域あり、人口2～3万人を目安にいくつかの中学校区を束ねて設定している。

市民と市が協働して地域のまちづくりや、その他の諸課題に取り組み、住民自治の推進を図るため、自治会・町内会を中心に、PTA、青少年育成協議会、老人クラブ、婦人会、NPO、民生・児童委員など、地域の様々な団体などで構成されている「コミュニティ協議会（＝コミ協）」が、小学校区または中学校区を基本として市全域に広がっている。コミ協では、地域づくりについて構成団体で情報を交換・共有し、話し合っ、総合的な意思決定を行い、地域活動に反映・実践しており、新潟市では、コミ協による地域での新たな公益的役割を担う活動に対し、その自主性及び自立性を尊重しながら、支援を行っている。

また、新潟市が目指す分権型政令市を実現し、市民と行政との協働によって、住民自治の推進を図るために、市民と市との協働の要である「区自治協議会」を各行政区に設置し、各コミ協からも委員が選任され、地域課題について提案や協議が行われている。

新潟市では、平成3年には居場所が始まり、平成9年に、社会性のある茶の間という意味合いで「地域の茶の間」という名称がついた。現在、集会場や公民館、空き家などを利用して、子どもから高齢者まで地域住民の誰もが気軽に立ち寄り、自由に過ごせる場として、400箇所以上に普及している。

その他、生活支援や見守り、配食などの活動も各地域で行われており、高い「市民力・地域力」を誇る。

75

I. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の方針と状況

1. 方針

新潟市が持つ、「地域力・市民力」を活かしながら、支え合いのしくみづくりを進めるためには、自発的な地域住民の力を引き出すことが必要である。

住民主体による「地域の茶の間」は、一人ひとりがその能力に応じた役割を果たし、多世代交流や自発的な助け合いが生まれ、個々のニーズや地域のニーズを含めた情報をキャッチできる場として、新潟市が目指す支え合いのベースとなるものと考えている。

平成26年7月より、地域の茶の間の創始者であり、これまで様々な助け合いのしくみづくりを行ってきた、支え合いのしくみづくりアドバイザー河田瑠子氏を非常勤職員として任用し、地域包括ケア推進モデルハウスの運営や協議体のモデルの提示、生活支援コーディネーターの研修・相談支援などを含め、新潟市が目指す支え合いのしくみづくりについてのアドバイスを受けている。

また、平成27年5月には、公益財団法人さわやか福祉財団と、新潟市が自治体として初めて包括連携協定※を締結し、支え合いのしくみづくりに関し、様々なアドバイスなどが受けられるように連携が強化された。

平成28年3月からは、これまで不定期であった戦略会議（メンバー：河田アドバイザー、さわやか福祉財団、市）を定期（週1程度）開催し、戦略を立てながら支え合いのしくみづくりを推進していくこととしている。

なお、第2層となる日常生活圏域は、8行政区で計27圏域であるが、地域の実情に応じて、コミュニティ協議会等の単位（日常生活圏域を分割した単位）で会議を開催できるものとし、さらにコーディネーターの配置数についても、協議体で話し合っていたこととした。

※包括的な連携のもと、相互に協力し、新潟市及び新潟市をモデルとした新潟県内をはじめ、全国での地域包括ケアシステムの構築に寄与することを目的としている

● 地域包括ケア推進モデルハウスの設置

住民主体の支え合い、助け合い活動を進めるための拠点として、河田アドバイザーの全面的な協力を得て、平成26年10月東区に市と河田アドバイザーが代表を務める任意団体「実家の茶の間」との協働運営による「地域包括ケア推進モデルハウス」を設置した。

常設型地域の茶の間の開設から運営の中で、参加者が積極的な役割を見出している。その他、生活支援コーディネーターや地域の茶の間の実践者の研修などが行われている。

地縁団体をはじめとした多様な関係者・機関、団体がつながっている。

開設1年を機に導入した「実家の手」と名付けた回数券を通した、自然な助け合いを生み出している。地域の茶の間の有する多機能性（交流の場、社会参加を促す場、役割を見出せる場、参加意欲に基づく介護予防に資する場、情報をキャッチできる場、自発的な支え合いが生まれる場、共生の場など）を改めて確認し、新潟市が目指す支え合いの地域づくりにおいて、茶の間をベースに行っていくという基本方針を確認。

モデルハウスでは、個々のニーズの把握の技術や、多様な関係者・機関、団体とのつながり、協働について学ぶなど、生活支援コーディネーターの研修の場としても位置付けており、目指す地域づくりに向け、地縁の方々を含め、関係者が集まる会議を開催することで、協議体のモデルとなる取り組みを行っている。

新潟県新潟市

I. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の方針と状況

2. 設置・配置の状況

	生活支援コーディネーター	協議体
第1層 〈政令区〉 8区	平成27年12月～平成28年2月配置 ・全8区各1名配置済 (区社協へ委託) (呼称) 支え合いのしくみづくり推進員 *年度途中に選出のため、他業務と兼務での暫定的な配置 *平成28年度より専任設置予定	平成27年12月～平成28年1月 ・8地区設置済 (呼称) 支え合いのしくみづくり会議 事務局：区社会福祉協議会
第2層 〈人口2～3万人を目安とした圏域〉 27圏域	未配置 *平成26年度から非常勤職員として先行配置(後述のモデル事業) *平成28年度夏頃までを目途に全圏域配置予定(人数は協議体での議論による)	未設置 *平成28年度中に27圏域設置予定

3. 協議体の構成メンバー

第1層(構成メンバー候補)	第2層(考えられる構成メンバー)
区自治協議会、民生委員児童委員連絡協議会、区老人クラブ連合会、シルバー人材センター区事務所、区社会福祉協議会、区内の地域包括支援センター、区役所 ※その他、区によって、農業協同組合、生活協同組合、社会福祉法人、NPO法人、商工会議所、区校長会、専門学校・大学関係者、新聞配達業者、郵便局など、必要に応じて、構成員は柔軟に対応	地域コミュニティ協議会、地区老人クラブ連合会、地区民生委員児童委員協議会、モデル事業実施団体、任意団体を含めたNPO、個人的な活動者、先行配置したコーディネーター 地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域保健福祉センター ※その他、1層と同様、必要に応じて、構成員は柔軟に対応

4. 生活支援コーディネーター及び協議体に係る予算

平成27年度： 50,950,000円
(内訳)

- ・先行配置コーディネーターに係る経費：3,552,000円
- ・市域協議体運営費：293,000円
- ・第1層コーディネーター人件費：17,304,000円
- ・第1層事務局経費・協議体運営費：4,648,000円
- ・第2層コーディネーター人件費：18,106,000円
- ・第2層事務局経費・協議体運営費：7,047,000円

平成28年度： 143,522,000円
(内訳)

- ・市域協議体運営費：123,000円
- ・第1層コーディネーター人件費：34,557,000円
- ・第1層事務局経費・協議体運営費：9,405,000円
- ・第2層コーディネーター人件費：73,149,000円
- ・第2層事務局経費・協議体運営費：26,288,000円

※上記については、あくまでも予算額を積算する上での区分・金額であり、執行にあたっては、柔軟な対応・支出を可としている。

Ⅱ．生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

1. 方針検討や協議・調整

新潟市では、地域の茶の間や生活支援・見守り、配食などの活動が各地域で行われており、こうした盛んな地域活動を活かし、総合事業への移行も見据え、住民組織やNPOなどを主体として選定し、高齢者を地域で支える活動のすそ野を広げることを目的に、平成26年9月～平成28年3月に「高齢者を地域で支えるモデル事業」を実施することとした。

モデル事業の実施主体は公募にて選定し、地域コミュニティ協議会、自治会、町内会、ボランティア団体、NPO、社会福祉法人、職能団体などが事業参加することとなり、区役所健康福祉課、区社会福祉協議会、地域包括支援センターが取り組みを支援するとともに、新たに生活支援コーディネーターを非常勤職員として各区に1名配置し、モデル事業の活動推進を支援する体制を構築した。

平成27年度、生活支援コーディネーターをそれぞれの分野で支援する協議体を「支え合いのしくみづくり会議」として、市全域※各行政区、各日常生活圏域に設置し、区及び日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーター（呼称：支え合いのしくみづくり推進員）を配置する方針を立てた。

※現在、市全域の協議体は未設置。今後必要に応じて設置を検討する。

2. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置に向けた取り組みの経緯

● 主な活動経緯

時 期	活動内容
平成26年6月 (2014年度)	「地域包括ケア構築元年」 生活支援コーディネーターの公募を開始 <ul style="list-style-type: none"> ・市単独予算で、8区に8名の生活支援コーディネーターを採用 ・応募資格：「週16時間勤務で、ボランティア活動や地域活動の経験」とし、他の資格要件は求めなかった。 ・コーディネーターは、配属された各区の取り組みや社会資源、関係機関の連携についての情報共有、国のガイドラインの読み合わせなどのほか、勉強会や研修会に積極的に参加し、支え合いのしくみづくりを学びながら、主にモデル事業の取り組みを支援。 ・地域包括ケア推進モデルハウスでの現場実習や、河田アドバイザーによる研修を受講。
平成26年9月	高齢者を地域で支えるモデル事業開始 （28年3月まで）
平成27年1月	地域包括ケア研修会開催 国際長寿センター講演「高齢ボランティアが作る地域支え合い社会」 <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの他、モデル事業実施団体、地域包括支援センター、社会福祉協議会、行政などが参加
平成27年5月 (2015年度)	新潟市とさわやか福祉財団が「包括連携協定」締結 当面の具体的連携事業として、多様な主体による多様な生活支援サービス提供の体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ・協議体の創設及び生活支援コーディネーターの養成並びに相互の連携調整 ・地縁組織、NPOなどの活用と相互連携、ネットワークの強化 ・多世代の集い、通いの場（居場所）の普及 ・地域住民・組織ボランティア活動推進のためのしくみづくり ・支え合い・助け合い活動、協働に関する啓発：フォーラム・勉強会の実施など ・高齢者が社会貢献として生活支援を行う気運の醸成

II. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

2. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置に向けた取り組みの経緯（続き）

時期	活動内容
平成27年6月	県レベル研修会の開催 <新潟県、新潟市、さわやか福祉財団で共催> 生活支援コーディネーター養成研修会第1弾 ・27市町村220名参加（30市町村中） （協議体と生活支援コーディネーター選出に向けた研修会） ・基調講演（さわやか福祉財団） ・行政説明（県高齢福祉保健課） ・新潟市の取り組み紹介（地域包括ケア推進課） ・グループワーク「目指す地域像を具体化するための地域の課題」 「最終的な協議体に含まれるべき構成員」
平成27年6～7月	区自治協議会説明 ・地域包括ケアシステムの構築に向けて（主に制度説明）
平成27年8月	県レベル研修会の開催 <新潟県、新潟市、さわやか福祉財団で共催> 生活支援コーディネーター養成研修会第2弾（主にコミ協など地縁団体向け） 第1部 さわやか福祉財団堀田会長講演 約300名参加 第2部 8市町村76名参加 ・行政説明（県高齢福祉保健課） ・新潟市の取り組み紹介（地域包括ケア推進課） ・グループワーク「地縁関係の助け合いでどこまでやれますか」

以降、各行政区単位で勉強会、準備会開催を経て、1層協議体を設置。生活支援コーディネーターを選出。

Ⅲ．生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

1. 生活支援コーディネーター・協議体の役割

(1) 生活支援コーディネーターの役割

生活支援コーディネーターの役割は、地縁組織の協力を得ながら、地域の茶の間を通して、住民が「お互いさま」の地域をつくるように支援することであり、足りないサービスを創出するなど、具体的には、以下の①～⑤の活動を行う。

- ①社会資源の把握、生活支援等サービスの調査及びとりまとめ
- ②不足するサービスの創出
- ③サービスの担い手育成
- ④ネットワーク構築
- ⑤定期的な情報共有や連携強化の場づくり

(2) 協議体の役割

【目的】

地域住民の力を集めて、相互の助け合いの仕組みを創出する

【役割】

- ・生活支援コーディネーターをそれぞれの分野で支援する
- ・地域住民の困りごとを把握し、その解決方法を考える
 - ①コーディネーターを選出する
 - ②随時、コーディネーターの相談に応じ、日常的な活動を支援する
 - ③地域の困りごとなどの情報収集を行い、その解決方法について協議を行い、具体的な支援を行う
 - ④不足するサービスの創出を行うコーディネーターを支援する

2. 生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

(1) 第1層の活動状況

平成27年度は、勉強会、準備会を実施し、構成員について議論し、第1回会議を開催。第1層生活支援コーディネーター及び事務局の選出を行った。

進め方は一律ではなく、区によって異なる。

Ⅲ．生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

(1) 第1層の活動状況（続き）

● 例；西区の状況

時 期	活動内容
平成27年 11月17日（火）	<準備会> 西区支え合いのしくみづくり会議の設置に向けての討議 ①生活支援に関する西区の課題 ②課題を解決するために会議に加わる必要のある団体等について議論
平成27年 12月8日（火）	<第1回協議体会議> 行政説明及び、支え合いのしくみづくりアドバイザー 河田珪子さんより講話 ①新潟市モデルハウス「実家の茶の間」での取り組みについて ②地域での支え合い生活支援の必要性について
平成28年 1月18日（月）	<第2回協議体会議> ・西区の概要を説明 ・生活支援コーディネーター及び事務局を選出（ともに区社会福祉協議会） ・第2層（日常生活圏域）支え合いのしくみづくり会議の構成員についてどのような団体に加わっていただくべきか意見交換

第1層の生活支援コーディネーターは、時間的な制約もある中で、理解が浸透せず、必ずしも人物本位の選出とはならず、全ての区で事務局とともに社会福祉協議会が選出された。また、期の途中ということもあり、コーディネーターは兼任での暫定的な配置となっている。

各区で選出時期が異なるため、先行している区においては、第2層協議体の立ち上げのための準備等を行っている。

なお、現在、平成28年度の専任配置の準備中であり、専任のコーディネーターが選出された後の研修とその後進め方について、アドバイザーやさわやか福祉財団の助言を受けながら検討を進める予定である。

(2) 第2層の活動状況

区によって活動に違いはあるが、第1層・第2層の合同の勉強会・準備会を開催している区や複数の圏域合同で協議体準備会を開催している圏域がある。

コーディネーターは未配置である。

Ⅳ．次年度以降の取り組み予定

1. 生活支援コーディネーターの配置への今後の活動予定

(1) 第1層の生活支援コーディネーター

- ・平成28年度より専任の第1層コーディネーターを配置予定としている。
- ・第1層コーディネーターの研修、情報交換のための連絡会を実施予定としている。
- ・第2層の活動状況を把握し、圏域を越えるサービスの創出等を行う。

(2) 第2層の生活支援コーディネーター

- ・モデル事業実施により平成26年度から先行配置したコーディネーターについては、本人の希望や地域との関係性を考慮したうえで、平成28年度に、いずれかの第2層のコーディネーターとして位置付ける予定である。
- ・その他の圏域については、協議体から選出される予定であり、平成28年夏ごろまでを目途に配置予定。
- ・協議体の協力を得ながら、不足するサービスの創出を行う。

2. 協議体の設置への今後の活動予定

(1) 第1層・第2層の協議体

- ・第2層の協議体はより地域に密着した地縁団体を中心に設置を進めていく。
- ・第2層の協議体は、地域の課題を把握し、会議の場で情報共有し、その解決のために生活支援コーディネーターに協力し、解決したことについても情報共有する。
- ・第1層の協議体は第2層の活動について共有し、必要な支援を行う。

3. 今後の課題（支え合いの地域づくりに向けて）

各地域において、住民による主体的な支え合い活動の推進を図るためには、自治会をはじめとする地縁団体との協働が何よりも大切なことから、その役割を担う協議体や生活支援コーディネーターが運動体として機能できるよう、行政としての役割を果たしながら、地域住民からの理解や協力してもらえよう努めていく。

何よりも、中心的な役割を担う生活支援コーディネーターの役割が重要になることから、引き続き、河田支え合いのしくみづくりアドバイザー、さわやか福祉財団の助言をいただきながら、コーディネーターの育成に努めるとともに、コーディネーター同士の情報交換を通し、全地域で活動が広がるよう取り組んでいく。

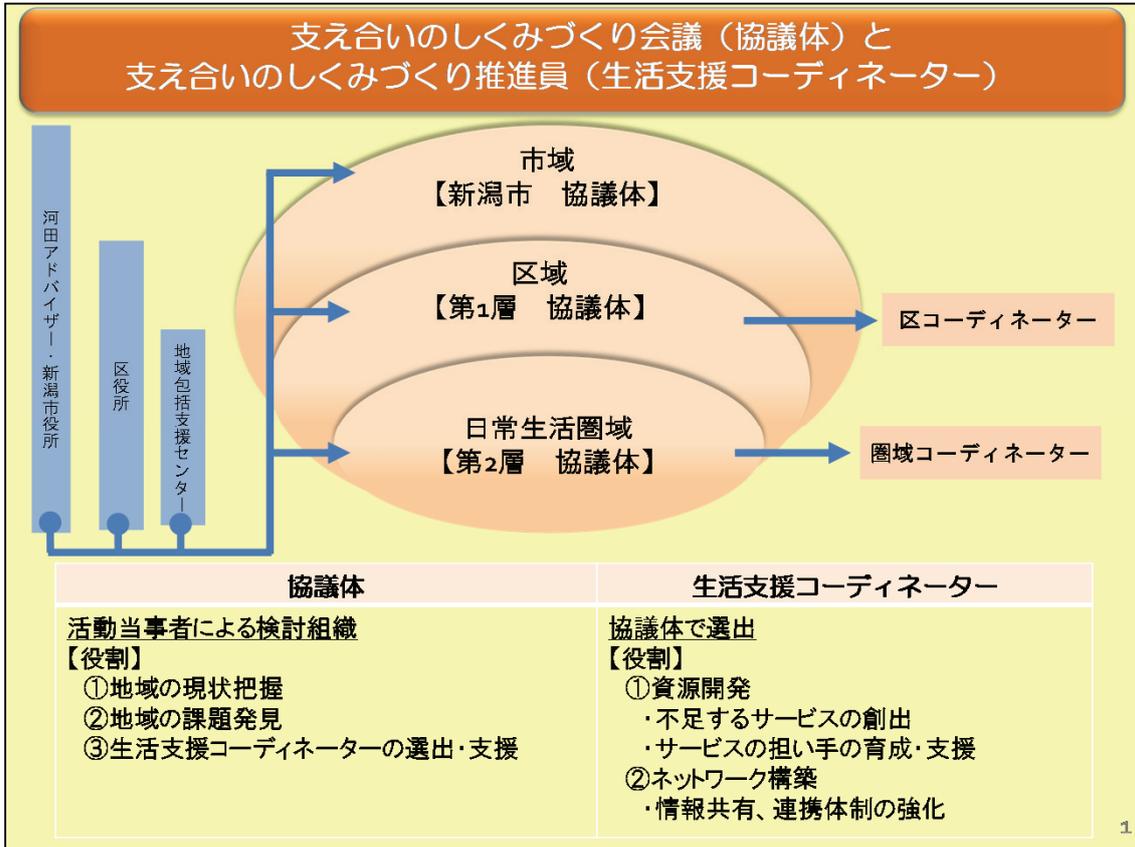
また、住民との協働を一丸となって進めるためには、身近な窓口となる各行政区の理解も不可欠であることから、区長を対象にした研修を引き続き（平成28年2月に26年度から配置したコーディネーターとの合同研修を実施）行っていく。

新潟市では、前述のとおり、「地域の茶の間」をベースに支え合いの地域づくりを進めることとしている。現在、1箇所の「地域包括ケア推進モデルハウス」を全8区に設置する予定である。

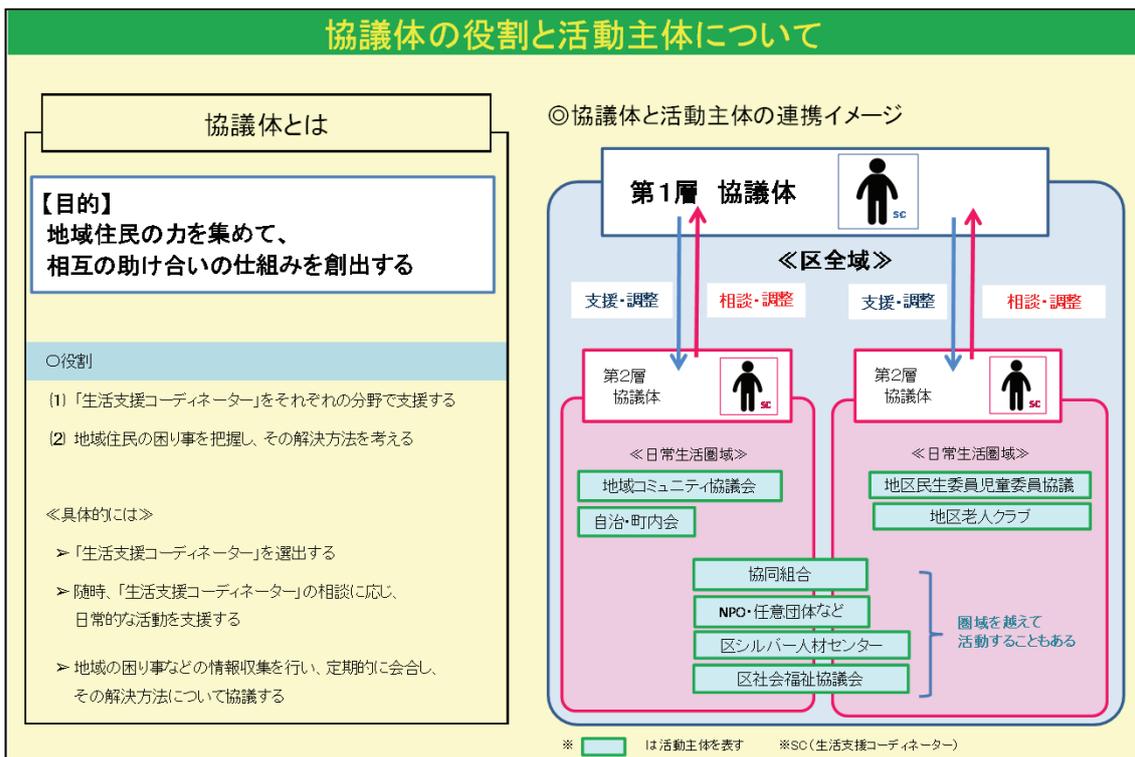
推進の拠点となるモデルハウスは、開設、運営を通し、地縁団体をはじめ、多様な関係者や団体などつながることとなるが、さらに生活支援コーディネーターが定期的に係わることで、地域の困りごとを把握し、解決方法を考え、生活支援コーディネーターの活動を支援する、実質的な協議体としての活動を行うことを想定している。

また、モデルハウスの活動を各地域に普及し、高齢者だけでなく、年齢や障がいの有無を問わず、全ての住民がお互いさまの地域をつくる場である「地域の茶の間」の取り組みを広げていく。あわせて、平成28年度の新たな取り組みとして「地域の茶の間」をテーマに居場所づくりやお互いさまの人間関係づくりを学び合う事業を河田アドバイザーが代表を務める「実家の茶の間」と地域の絆づくりを支援する公民館、市の協働事業としてとして開催。社会貢献・地域貢献を目指す人を増やし、地域の茶の間をベースにした助け合い・生きがいの創出、担い手の育成などを目指す。

参考資料：生活支援体制整備事業（支え合いのしくみづくり）概念図



● 協議体の役割と活動主体について



石川県津幡町

地域・行政・民間が協働する課題解決ネットワークで
社会資源開発から地域づくりへ



■ 地域の概要

総人口	37,837人 (平成28年2月時点)	要介護認定率	15.3% (平成28年2月時点)
高齢者人口	8,125人	介護保険料	5,700円
高齢化率	21.47%	日常生活圏域	1地区(町)
地域包括支援センター	1箇所(直営)	地区の圏域・協議組織の状況	公民館圏域の8地区
総合事業開始時期	平成29年度	生活支援体制整備事業推進体制	担当:長寿介護課 連携先:津幡町社会福祉協議会

■ 生活支援体制整備事業の取り組み状況【概要】 (平成28年3月時点)

	エリアの設定	生活支援コーディネーター	協議体
第1層	町	配置済	設置済
第2層	公民館圏域 8地区	8地区中、3地区配置	8地区中、3地区8箇所設置 *設置済みの津幡地区は、市街地であり、町会毎に設置(6町会)

■ 地域の特徴と地域づくりの取り組み

津幡町は、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加している。入居施設が多く、施設給付費が居宅サービス給付費に比べて高く、特にグループホームにかかる給付費が突出している。

このような現状の中、津幡町は地域包括ケアの実現に向けて、地域住民のニーズに対応するための総合相談体制の整備に取り組んできた。介護相談を含め個別相談にしっかり取り組み、具体的なニーズを地域住民と専門職、事業所が協働して解決できる地域のネットワーク体制を形成し、地域課題の解決や社会資源開発、施策提案へとつながる仕組みづくりを大きな目標としている。

これを進めてきたのは町直営の地域包括支援センターであり、包括と社協の協働によって現在は地区の介護予防・生活支援の地域拠点づくりを進めている。

津幡町では、平成19年から地域支え合いマップの取り組みを進め、平成21年には支援の必要な人の発見と働きかけや見守り、生活支援等につながる地区安心ネットワーク推進委員会を設置、その後平成25年には生活支援連絡会を立ちあげた。平成27年には公民館単位の8か所に、地区安心ネットワーク推進委員会を設置した(事務局は町と社協が合同で担う)。

地区安心ネットワーク推進委員会内には「地区介護予防・生活支援部会」を設置し、地域に住民と専門職、事業所の協働で課題解決できる場が作られている。

この間、社協では、サロンづくりの推進、ボランティア活動の活性化を図ってきた。平成23年には、個別の生活支援を行うボランティアを養成し、平成24年度から町が社協へ委託して「地域ささえあい事業」を開始している。

生活支援体制整備事業
取組事例

石川県津幡町

I. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の方針と状況

1. 方針

町全体を1圏域とし、公民館圏域の8区域を第2層拠点とした。

第1層の生活支援コーディネーターは社協へ配置した。協議体は、平成25年度より発足した、介護相談を含めた地域生活の課題解決のためのネットワーク「生活支援連絡会」が、社会資源や施策提案につながる仕組みをもっているため、協議体として位置付けている。

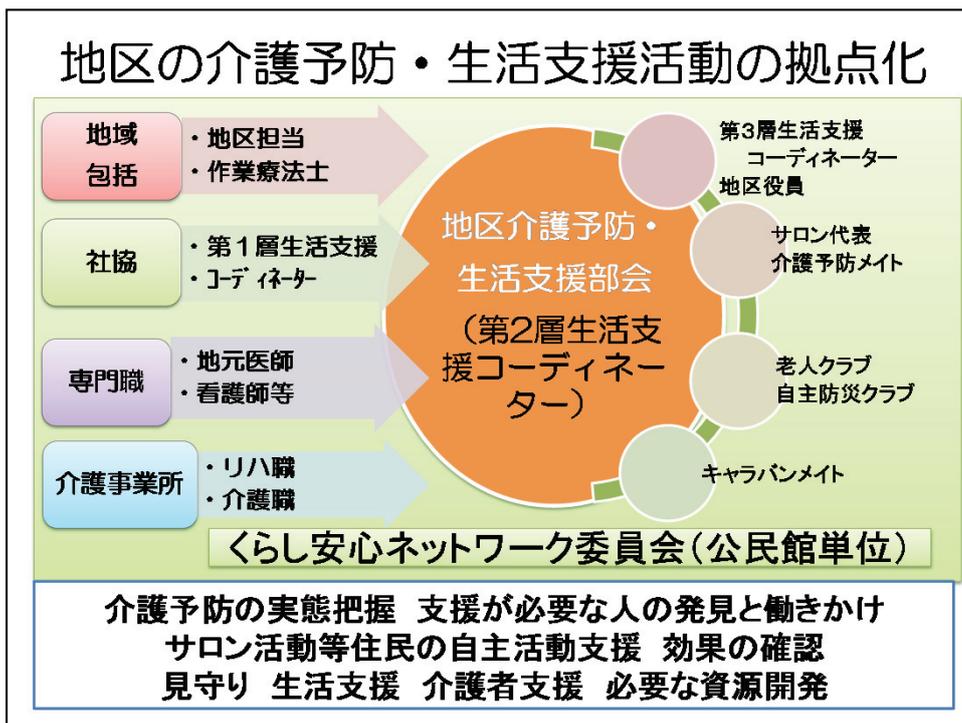
平成28年度には協議体の運営を社協へ委託する予定である。

第2層の生活支援コーディネーターは、身近な地域で介護予防や生活支援の相談支援ができる人を地域の公民館圏域の地区へ配置する。協議体については、地域内のいきいきサロン等の高齢者の集まりで、専門職のアドバイザーとともに地域住民と多職種で介護予防活動計画を検討し、実施・評価をしている「地区安心ネットワーク推進委員会」内の「介護予防・生活支援部会」に設置することとした。

● 地区の介護予防・生活支援部会（協議体）と生活支援コーディネーター

※図中の「くらし安全ネットワーク委員会」は、「地区安心ネットワーク推進委員会」のことを指しています。

生活支援体制整備事業
取組事例



石川県津幡町

I. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の方針と状況

2. 設置・配置の状況

	生活支援コーディネーター	協議体
第1層 ＜町＞	平成27年4月配置（町社協：1名） 平成28年4月配置（予定）（町社協：2名） *コーディネーターは常勤の社協職員で通常社協業務を兼務	平成25年10月設置 ・「生活支援連絡会」として設置 事務局：社協委託予定（平成28年度） 会議開催回数：平成25年度2回、平成26年度1回、平成27年度なし
第2層 ＜公民館圏域＞ 8地区	平成27年9月（井上地区）配置～【全8地区】 平成27年度（3地区：各1名） 平成28年度（予定）（5地区：各1名）	平成27年7月（萩野台地区）設置～ ・地区安心ネットワーク推進委員会内の「介護予防・生活支援部会」に設置【8地区全13箇所】 平成27年度 設置（8箇所） 平成28年度 設置予定（5箇所）

3. 協議体の構成メンバー

第1層（構成メンバー候補）	第2層（構成メンバー候補）
地区介護予防・生活支援部会、各種宅配業者、有償運送（タクシー会社）、銭湯、移動販売車、水道・電力・ガス会社、家事支援事業（シルバー人材・農協・生協・民間事業所）、地元弁護士、司法書士、行政書士、地区安心ネットワーク推進委員会等	区長、民生児童委員、公民館職員、介護サービス事業所、いきいきサロン代表、介護予防メイト、老人クラブ・自主防災クラブ、各種事業所ほか（アドバイザー：地元医師、リハビリ専門職）

4. 生活支援コーディネーター及び協議体に係る予算

平成27年度： 1,539,000円

（内訳）

・社協委託：地域介護予防活動含む

* 第2層の生活支援コーディネーターは、非正規で有償（謝礼等）での雇用

平成28年度： 9,660,000円

（内訳）

・社協委託：地域介護予防活動含む

Ⅱ．生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

1. 方針検討や協議・調整

津幡町では、中山間地域の人口減少と市街地における住民同士のつながりの希薄さが深刻化する中、今後の深刻な問題となるであろう「認知症対応」に関する課題を町から地域に提起した。それをきっかけに住民自身が地域でのネットワークづくりの重要性を認識しはじめ、地域福祉計画のもと、社協とともに地域づくりに着手した。その結果、各地域特有の問題やニーズが浮かび上がり、課題解決に向けた協議・検討が各地域で動き始めた。

2. 生活支援コーディネーター配置に向けた取り組みの経緯

(1) 第1層の生活支援コーディネーター配置の経緯

平成27年4月、社協職員が生活支援コーディネーターとなり、町や社協の方向性を意思統一するようにして、地域の組織づくり、指導、助言および活動支援を行っている。また、平成28年4月には、計画の具現化と組織の活性化を図るため、社協職員のコーディネーターを2名に増員する予定である。

(2) 第2層の生活支援コーディネーター配置の経緯

第2層の各地区において、住民が主体となって、地域課題に立ち向かう機能を果たす組織づくりが目標である。そのため、身近な問題の解決に向け、町社協と協議体との調整役となる生活支援コーディネーターを平成27年度では8地区中3地区に各1名を配置した。なお、その他5地区については平成28年度以降に順次配置予定。

第2層の生活支援コーディネーターは、地区安心ネットワーク推進委員会が公民館に日頃から出入りしているような地域のお世話係りを適任者として選任。

3. 協議体設置に向けた取り組みの経緯

(1) 第1層協議体設置の経緯

地域包括ケアシステム構築を目指し、協議体設置に向けた第一歩として、平成25年度より町内事業所等のネットワークを形成するため、実務者レベルで「生活支援連絡会」を開催している。

今までの会議開催回数は、平成25年度 2回、平成26年度1回、平成27年度は0回だった。

生活支援連絡会では、日常の相談業務や各ニーズ調査、また地域ケア会議等により把握した生活支援に関するニーズを把握し、既存の生活支援資源の整理や開発に必要な社会資源の把握等を検討する場として、関係者及び団体と情報共有や協議等を行っていた経緯より、協議体として位置付けている。平成28年度から、協議体の運営を町社協へ委託する予定。

(2) 第2層協議体設置の経緯

平成21年度から認知症対策について、町から地域へ問題を提起し、住民主体の地域における認知症高齢者の支え合い体制づくりを推進した。その際、地域包括支援センター及び社協、専門職や介護事業所と住民組織で構成した「地区安心ネットワーク推進委員会」の組織づくりも併せて行った。平成27年度には、地域に住民と専門職・事業所との協働で課題解決できる場として、8地区のうち「7地区8箇所」でくらし地区安心ネットワーク推進委員会内に「介護予防・生活支援部会」を設置し、第2層協議体と位置付けた。

Ⅱ . 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

3. 協議体設置に向けた取り組みの経緯（続き）

● 行政職員の活動履歴

時 期	活動履歴
平成24～26年度	日常生活圏域ニーズ調査 65歳以上の高齢者（郵送配付・回収）
平成25年	健康アンケート調査 モデル地区の50～64歳（班長による訪問配布、郵送回収）
	買い物ニーズ調査 66歳以上の高齢者・3歳刻み（郵送配付・回収）
	介護者教室参加者アンケート 介護者教室参加者（参加時）
	介護者ニーズアンケート 介護用品支給サービス券の申請者（聞き取り）
	介護予防ケアプラン調査 186人のケアプランから、サービスの利用状況及びニーズとサービスの関連について明らかにした。
平成26年	事業所・専門職調査 要支援認定者の生活実態調査を行い、日常生活で入浴以外は自助・互助で行われている実態が見えた。（居宅介護支援専門員が記入）
平成27年	各地区に「介護予防・生活支援部会」の設置推進 第2層の協議体として位置付けるため、地区組織に部会の必要性を理解してもらった。
	第2層の協議体設置のための支援活動

生活支援体制整備事業
取組事例

Ⅲ. 生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

1. 第1層の生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

(1) 生活支援コーディネーターの活動状況

生活支援コーディネーターである社協職員1名が、町関係課や地域包括支援センターの地区担当職員とともに「介護予防・生活支援部会」の設置に向けて8地区の組織に理解を求めた。

(2) 協議体の活動状況

平成25年度に設置をした「生活支援連絡会」を協議体とすることは確定したが、平成27年度における会議実施等の実施には至っていない。

2. 第2層の生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

(1) 生活支援コーディネーターの活動状況

町社協と地区組織との連絡・調整するプロセスの中で、町社協や地域包括支援センターで地域アセスメントを実施したところ、地域に課題が明らかになった。その課題解決に向けて地区安心ネットワーク推進委員会とともに高齢者の生活支援に関する仕組みづくりに取り組んでいる。

(2) 協議体の活動状況

8地区での活動は自主性と独自性を尊重し、それぞれの地域課題に応じ、認知症への理解を深める活動、いきいきサロンの活性化、災害時避難行動訓練の実施など様々である。

地域の明らかになった課題解決に向けた取り組みを生活支援コーディネーターと共に行っている。

【第2層：萩野台地区の活動例】

- 協議体の開催
 - ・平成27年度：2回開催（7/31、2/26）
- 協議体での会議の議題及び決定事項等
 - ・7/31：地域の実態を把握するために、マップづくり
既存のふれあい・いきいきサロンの充実及び新規サロン立ち上げ検討
 - ・2/26：活動報告及び次年度活動計画



Ⅳ．次年度以降の取り組み予定

1. 生活支援コーディネーターの配置への今後の活動予定

第1層では、平成28年4月から町社協職員2名を生活支援コーディネーターとして増員配置するとともに、身近な地域となる第2層に配置されたコーディネーターと連携を図りながら地域での生活支援体制づくりを推進する。

また、地域における生活支援コーディネーターとなれる人材を発掘、養成していく。

2. 協議体の今後の活動予定

第1層の協議体の運営を社協に委託をする。

また、第2層の協議体の設置に向けて、平成28年度中には、2地区5箇所協議体の設置を予定しており、町内8地区13箇所での設置が完了する予定である。

各地域における生活課題とニーズを検証し、高齢者が住み慣れた地域で日常生活が成り立つために必要な事業所や各種団体との関係づくりに努めていく。

3. 今後の課題

地域では、今後直面する超高齢社会の到来に対する意識がまだまだ足りない。危機感を持って自助、互助、共助、公助をうまく活用した地域づくりに率先して参加する啓発活動が必要と考えている。

また、地域の要請に応えられるよう、町及び社協の地域への支援体制の強化・充実が課題となると考える。

愛知県安城市

老人福祉計画と介護保険事業計画を
一体的に策定した「あんジョイプラン」推進



■ 地域の概要

総人口	185,817人 (平成28年2月時点)	要介護認定率	14.5% (平成28年2月時点)
高齢者人口	36,694人	介護保険料	4,800円
高齢化率	19.7%	日常生活圏域	中学校区 8地区
地域包括支援センター	7箇所(委託)	地区の圏域・協議組織の状況	地区社協 8地区 町内会 79地区
総合事業開始時期	平成29年度導入予定	生活支援体制整備事業推進体制	担当：福祉部高齢福祉課 地域支援係 連携先：安城市社会福祉協議会

■ 生活支援体制整備事業の取り組み状況【概要】 (平成28年3月時点)

	エリアの設定	生活支援コーディネーター	協議体
第1層	設置予定なし	未配置	未設置
第2層	8地区(中学校区)	配置済	設置済

■ 地域の特徴と地域づくりの取り組み

安城市は、明治用水の豊かな水にはぐくまれ「日本デンマーク」と呼ばれるほど農業先進都市として発展してきたが、中部経済圏の中心である名古屋市から30キロメートルという近い距離や、豊田市などの内陸工業都市や碧南市などの衣浦臨海工業都市に隣接するという地理的条件にも恵まれ、自動車関連企業をはじめとする大企業の進出、住宅団地の建設が盛んになり、急速に都市化が進んできた。また、工場や住宅がたくさんできたことによって商業も盛んになり、農・工・商業のバランスのとれたまちとなっている。平成28年度からは、目指す都市像を「幸せつながる健幸都市 安城」とする、第8次安城市総合計画をスタートさせている。

安城市における高齢者施策は、「健康で 生きがい・ふれあい・安心を 育むまち」を基本理念とし、プライバシーや尊厳が保たれ、健康で、生きがいを持って住み慣れた地域で安心して暮らし、さらに、自らの能力や経験を活かし、地域や近隣とのふれあいを深められるような地域社会を目指している。平成5年度に「あんジョイプラン(安城市高齢者保健福祉計画)」を策定し、平成11年度は高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に改定し、平成23年度には、共助と公助により高齢者を見守り支えていく地域ケア体制を推進するため「あんジョイプラン6」を策定した。

最新の「あんジョイプラン7」(第7次安城市高齢者福祉計画、第6次介護保険事業計画)は、高齢者の日常生活を支援する地域活動を専門職が支え、課題解決を図る安城市版地域包括ケアシステム構築を重点施策として策定した。

また、「大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪」を基本理念とする地域福祉計画では孤立死を出さないまちづくりを目指し、地域での絆の構築、支え合いを強化していく地域福祉活動を推進している。

生活支援体制整備事業
取組事例

I. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の方針と状況

1. 方針

今後、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が増えていく中で、日常生活に対する様々な支援についてのニーズが高まることが予想される。

そのために、多様な生活支援サービスについて十分な供給体制をつくっていくために、中学校区（第2層）に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、地区社会福祉協議会（以下、地区社協）担当者がその業務を兼務し、民間企業、協同組合、NPO、ボランティア、社会福祉法人など多様な関係主体が参画した協議体において情報共有や連携・協働による取り組みを推進する。また、第1層に生活支援コーディネーターを配置する予定はないが、安城市社会福祉協議会（以下、市社協）で地区社協担当者連絡調整会議を毎月開催して情報共有を図りつつ、市との調整も都度実施するようにしている。

2. 設置・配置の状況

	生活支援コーディネーター	協議体
第2層 <8地区>	平成27年4月配置 ・地区社会福祉協議会担当者の兼任 ・各中学校区 1～2名 (平成27年度 12名、平成28年度 13名)	平成27年4月設置 ・人数 20～50名（地区により異なる） ・平成27年度各地区 1～2回開催

3. 協議体の構成メンバー

第2層(構成メンバーまたは候補)
各地区社会福祉協議会 町内福祉委員、民生委員、民間企業、協同組合、NPO、ボランティア、社会福祉法人など

4. 生活支援コーディネーター及び協議体に係る予算

平成27年度：35,368,000円
(内訳)

- ・委託料：地区社会福祉協議会担当者（生活支援コーディネーター）の
人件費の半額を計上

平成28年度：39,755,000円
(内訳)

- ・委託料：地区社会福祉協議会担当者（生活支援コーディネーター）の
人件費の半額を計上

Ⅱ．生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

1. 方針検討や協議・調整

医療、介護、予防、住まい、生活支援が日常生活の場で切れ目なく提供できる地域づくりに向けて、地域医療再生基金を活用した愛知県在宅医療連携拠点推進事業補助金を受けて平成25年度から2年間在宅医療介護連携拠点事業を実施した。また、平成26年度から愛知県地域包括ケアモデル事業（地区医師会モデル）の委託を受けて安城市版地域包括ケアシステム*の構築を目指している。

本市では、介護保険制度の創設以降、医療、介護、福祉の専門職の職種ごとの情報交換の場ができ、一部の職種では自主的な活動を積極的に行うなど同職種内での連携はできてきている。地域包括ケアシステムの構築にあたり、同じ職種だけでなく職種を越えた多職種での顔の見える関係づくりが必要であり、会議や研修会の場を多く設けるなど多職種連携の強化に努めてきた。

また、市社協において平成23年度から誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、町内福祉委員会を中心とする地域見守り活動推進事業に取り組んできた。平成27年度には約6割の町内福祉委員会が各町の特性に合わせた見守り活動を実施している。

安城市版地域包括ケアシステムでは、このような地域住民の活動を、医療、介護、福祉の専門職で支え、地域住民と専門職、市社協、市と一緒に考える体制づくりを目指している。

住民と専門職等と一緒に考えるために、地域ケア個別会議、地域ケア地区会議、地域ケア推進会議という地域ケア会議を開催している。地域ケア個別会議で個別ケースを検討し、地域ケア地区会議では地域ケア個別会議の積み重ねから表出された高齢者の自立支援に向けた地域課題の解決や、多職種のネットワークの形成を図っている。さらに、地域ケア推進会議で高齢者の自立を支援するための具体的な方策を行政に吸い上げて事業化している。また住民活動のなかで支援できる部分については生活支援コーディネーターが中心となり、住民活動に反映していく。このように3つの地域ケア会議をうまく連動させるには地域ケア地区会議の開催を定着させ、内容の充実を図る必要がある。

地域ケア会議の円滑な運営を図るために地域包括ケアシステム推進員を配置し、高齢者の生活支援体制の充実のために生活支援コーディネーターを配置し、地域包括支援センターの機能充実とともに安城市版地域包括ケアシステムの構築を推進している。

* 安城市の地域包括ケアシステム p.100参考資料参照。

2. 生活支援コーディネーター配置に向けた取り組みの経緯

(1) 第2層の生活支援コーディネーター配置の経緯

安城市では平成9年度から12年度にかけて、概ね中学校区（第2次福祉圏域）ごとに地区社協を高齢者の憩いや健康増進の場である地区福祉センター内に設置し、専任の社協職員を配置して、地域福祉活動の拠点（第1次福祉圏域）である町内会を区域とする町内福祉委員会の設置を働きかけ、小地域福祉活動を進めてきた。

平成27年6月5日に厚生労働省から出された「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」を受け、市担当部署で生活支援コーディネーターと協議体をどのように設置するかを検討した。「新しい総合事業」ではサービス提供事業者だけでなく地域住民が開催するサロン等通いの場も活用でき、要支援者も受け入れられるよう多様な主体による多様なサービスの創出が必要である。また、地域の特性を生かすためにはそれを熟知し地域づくりを行うことが必要であり、さらに総合事業は介護保険制度の中の事業でもあるので制度を理解していることも重要である。生活支援コーディネーターはこれらのことを満たす必要があり、これまで地域福祉活動の立ち上げと支援を行ってきた地区社協担当者が適任であると判断し、協議体設置も含めて市社協に委託することが望ましいと考えた。この考えに基づき、市と市社協で検討をして地区社協担当職員全員を生活支援コーディネーターに位置づけ、各中学校区に1～2名配置した。

Ⅱ . 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

3. 協議体設置に向けた取り組みの経緯

(1) 第2層協議体設置の経緯

各中学校区では、地区社協としての組織やその活動報告の場が既にあったため、生活支援体制整備のために新たな組織を立ち上げるよりも既存の組織を活用し住民側の負担の軽減に努めた。また、町内福祉委員会を中心とする既存の組織のメンバーだけでは不十分であるため、各日常生活圏域の特性を生かし、高齢者の生活支援に関する活動団体（ボランティア、NPO、シルバー人材センターなど）を加えた形での協議体を設置した。

(2) 町内福祉委員会の活動

現在、79ある町内会すべてにおいて町内福祉委員会を設置し、サロンや昼食会などのふれあい交流活動、介護教室などの学習活動、福祉マップなどの作成、要援護者への見守り支援などの活動が、それぞれの地域の実情にあった方法で行われている。

第2次安城市地域福祉計画の策定に際して「町内福祉活動計画作成マニュアル」を作成し、これに基づき各町内福祉委員会で町内福祉活動計画を策定し、計画的に地域福祉活動に取り組んでいる。また、地区社協単位で進行管理が行われている。

● 行政職員と社会福祉協議会との調整履歴

時期	調整内容
平成27年2月	委託料、役割など
平成27年4月	役割、地域包括支援センターとの違いなど
平成27年5月	事業計画、協議体について
平成27年5月～9月	連絡調整会議に参加（月1回）
平成27年6月	集計、報告書について
平成27年10月	役割などの再確認
平成28年2月	次年度に向けての調整

Ⅲ．生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

1. 生活支援コーディネーターの活動状況

(1) 平成27年度の主な取り組み

- ・ 全中学校区（8地区）で、生活支援コーディネーターが関係者に働きかけ、協議体を設置し、協議体会議（生活支援ネットワーク会議）を開催。
- ・ 第1回目の生活支援ネットワーク会議において、生活支援コーディネーターの役割と生活支援体制整備事業について説明。
- ・ 医療・介護連携のための研修会への参加。
- ・ 地域ケア個別会議、地域ケア地区会議への参加。
- ・ 地域ケア地区会議において、地域の課題解決のために地域住民ができることが挙げられた場合は、その実現に向けて地域包括支援センターと連携し、住民でできる解決方法を検討する。
特に生活支援に関係する内容であれば生活支援ネットワーク会議の場を活用し、住民とともに話し合う。

2. 協議体の活動状況

本市では、協議体で話し合う会議を「生活支援ネットワーク会議」として各中学校区で開催している。平成27年度は活動の初年度であるため、地域住民に「生活支援とは」、「生活支援コーディネーターとは」、「生活支援ネットワーク会議の目的」等の説明をし、住民の理解を得ることを中心に活動した。

【A地区】

平成27年11月	「生活支援ネットワーク会議とは」「各専門機関の自己紹介と報告」「意見交換」
平成28年2月	「住民アンケート結果から～高齢者の日々の暮らしを知ろう～」

【B地区】

平成27年9月	勉強会「地域包括ケアシステムと生活支援ネットワーク会議について」 ワークショップ「高齢者の生活の困りごとを話し合おう」
平成28年2月	「生活支援サービスについて」 「B地区の福祉法人、NPO法人の紹介」 情報交換会「あったらいいなあ～の生活サービス案を話し合おう」

【C地区】

平成28年1月	勉強会「地域包括ケアシステムと生活支援ネットワーク会議について」 情報交換会「わが町自慢」
平成28年2月	意見交換会「各町の取り組みを見てみよう・聞いてみよう」

【D地区】

平成27年12月	勉強会「地域包括ケアシステムと生活支援ネットワーク会議について」 情報交換会「高齢者の生活に役立つ社会資源を話し合おう」
平成28年2月	「生活支援ネットワーク会議報告と今後の勧め方について」 「D地区のサロン活動について」

Ⅲ．生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

2. 協議体の活動状況（続き）

生活支援体制整備事業
取組事例

【E地区】	
平成27年12月	「生活支援ネットワーク会議とは」 「サロン活動紹介」 グループワーク「社会資源の確認」
平成28年2月	「第1回生活支援ネットワーク会議の報告」 「事業所の紹介」 「意見交換」
【F地区】	
平成27年9月	「生活支援ネットワーク会議・高齢者地域生活促進事業について」 「ひとり暮らしの高齢者生活ニーズ調査結果」 「福祉委員会の見守り活動について」
平成28年3月	「生活支援について」「サロン活動について」
【G地区】	
平成27年7月	「G地区での見守り活動の現状と各専門機関の役割」 「事例発表」 「見守り協力店について」
平成28年3月	「見守り協力店事業の報告」 「高齢者の生活支援及び介護予防に関する今後の活動について」
【H地区】	
平成27年11月	「生活支援ネットワーク会議とは」 「これからの生活と介護予防」 「参加団体の活動紹介」
平成28年2月	マップづくりから見える私のまちの“良い人” “良いこと” “良いところ”

Ⅳ．次年度以降の取り組み予定

1. 生活支援コーディネーターの配置への今後の活動予定

- 平成28年度に生活支援コーディネーターを1名増員。(平成27年度12名→平成28年度13名)
- 住民のニーズを把握し、それに応じた多様な担い手による多様なサービスを提供できるように、地域でのサロンや体操教室等既存の住民活動の拡充を図るとともに、町内会に拘らない住民活動の担い手の発掘と養成や生活支援を担う新たな団体の立ち上げに取り組む。
- 町内福祉委員会を中心とする地域見守り活動の充実を図るとともに、より多くの住民が見守り活動や生活支援をはじめとする様々な住民活動に関与できるよう工夫する。
- 既存の住民活動が要支援者を受け入れやすい活動になるために、活動の担い手を対象にスキルアップの場などを提供する。

2. 協議体の設置への今後の活動予定

- 各中学校区に設置した協議体のメンバーの拡充を図る。
- 地域内外の活動団体の横のつながりをつくり、お互いの活動内容を把握し、地域の中で不足しているサービス、必要なサービスを明らかにし、サービスの充実を目指す。

3. 今後の課題

- 町内福祉委員会を基本とする活動の推進を図ってきたため、町内という限定した活動に偏りがちである。今後は町内だけでなく中学校区を活動範囲とする団体の創出が必要である。
- 市や生活支援コーディネーターに言われたから始めたというのではなく、住民自らが生活支援の必要性を理解し、積極的な活動につながるような働きかけが必要。
- 地域包括支援センターが開催する地域ケア地区会議と生活支援コーディネーターが開催する協議体(生活支援ネットワーク会議)を連動させ、地域の課題を地域住民と専門職、市、社協等で解決できるような仕組みづくり(安城市版地域包括ケアシステム)を構築する。

参考資料: 安城市の地域包括ケアシステム

安城市版地域包括ケアシステムとは

安城市ではすでに、各町内福祉委員会が誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、各町の特性に合わせた地域見守り活動を実施している。

医療、介護、福祉の専門職間で顔の見える関係をつくり、連携を深める。

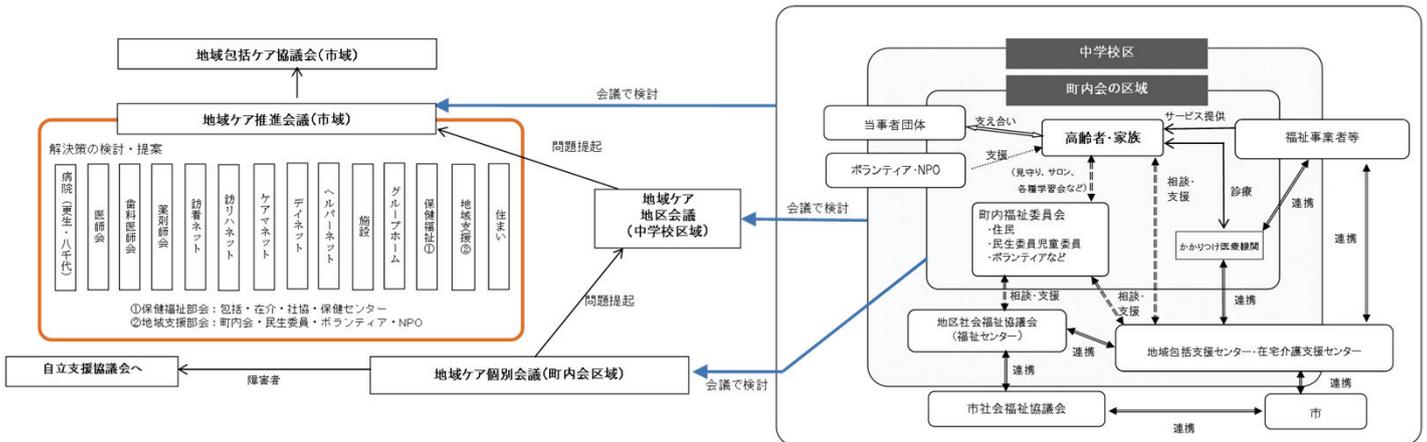
地域住民の活動を、医療、介護、福祉の専門職で支え、地域住民と専門職と一緒に考える体制づくりを進める。

安城市の地域包括ケアがめざすこと

- 住民自身は支援する側でもあり、支援される側でもある。地域住民の自主的な活動や近隣へのちょっとした目配り、気遣いが地域見守り活動。地域見守り活動の推進とその活動を専門職が支える。
- 専門職のスキルアップと連携
 - ・介護従事者等のスキルアップ
 - ・医療・介護・福祉等多職種による連携の推進
- 個人の課題を解決できる地域ケア個別会議や地区の課題を解決できる地域ケア地区会議を開催
- 地区で解決できない課題や制度上の問題を、地域ケア推進会議と専門の部会で解決し、地域包括ケア協議会へ提案

17

15



参考資料：地域福祉活動と地域包括ケアシステム

① 地域福祉活動に対する支援

本市では、町内会区域において、町内福祉委員会が中心となり、サロンなどのふれあい交流、介護教室等の活動、地域での見守り活動などの地域福祉活動を展開している。これらの互助の機能が十分に発揮されるよう、各中学校区に地区社協担当職員を1～2名配置し、支え合いの重要性についての啓発、地域での各種研修会・勉強会の開催、町内福祉活動計画の策定等の支援を行うとともに、地域福祉活動が円滑に展開できるように、関係機関の連携や相談体制の充実を図っている。

② 高齢者を取り巻く課題の把握と情報共有

閉じこもり傾向や認知症のある高齢者や近隣との関係が希薄な高齢者も含め、高齢者を取り巻く課題の把握のため、地域包括支援センター、在宅介護支援センター職員による戸別訪問を行ったり、地域活動の情報や高齢者の情報を地区社協担当者や情報と共有しながら地域包括支援センターに集約している。

支援が必要な高齢者については、個人情報保護に留意しながら主に地域包括支援センターが、必要に応じて、医師、ケアマネジャーなどの介護サービス事業者、町内福祉委員会、民生委員、老人クラブ等の関係機関を召集して地域ケア個別会議を開催し、高齢者の地域での在宅生活を支える方法を検討している。

③ 関係者の連携による地域課題の把握と施策への反映（地域ケア会議等の開催）

高齢者の年代・世帯構成・考え方や、介護サービス事業者・民間の生活支援サービス・町内福祉委員会・近所づきあいなど支援を担う地域資源については地域の特性を生かした関係者の連携が不可欠である。地域見守り活動に加え、様々な関係者が有機的に連携して地域課題を抽出して課題解決につなげるため、町内会区域・中学校区域・市域の3つの区域で地域ケア会議を開催する。また、中学校区域で開催する地域ケア地区会議では、地域の課題の解決方法を探り、専門職や市、社協等で解決すべきものは地域ケア推進会議、地域包括ケア協議会で検討し、事業化を目指す。また、地域住民の活動で解決できるものはその具体策を生活支援コーディネーター、地域包括支援センターが支援し住民活動につなげていく。

● 社会資源の把握とニーズ調査

既存の調査結果を活用

- ・安城市高齢者等実態調査（H26.3）
- ・安城市地域福祉計画基礎調査（H25.2）
- ・介護者のつどいや交流会にて聞き取り調査

新規調査

- ・在宅医療に関する調査（H26）
- ・平成26年度第1回多職種ワークショップ研修会で関係者間の課題を明確化

社会資源調査

- ・町内会活動に関しては、地区社協で集約

在宅介護者（要介護3以上）へのアンケート調査（H27）

- ・在宅で介護を継続するために必要なサービスや支援を把握

一部の地域包括支援センターで地域内のひとり暮らし高齢者へ聞き取りアンケートを実施（H27）

兵庫県尼崎市

地域福祉活動専門員を活用した社協と
地域包括支援センターによる地域づくり



■ 地域の概要

総人口	463,778人 (平成28年2月時点)	要介護認定率	21.5% (平成28年1月時点)
高齢者人口	123,364人	介護保険料	5,922円
高齢化率	27.5%	日常生活圏域	6圏域(行政区/社協支部単位)
地域包括支援センター	12箇所(委託) ※ 1圏域に2箇所の地域包括支援センターを配置	地区の圏域・協議組織の状況	市社会福祉協議会支部6地区 社会福祉連絡協議会(連協)75 単位福祉協会(単協)618
総合事業開始時期	平成29年4月	生活支援体制整備事業推進体制	担当: 高齢介護課 連携先: 市社会福祉協議会 等

■ 生活支援体制整備事業の取り組み状況【概要】 (平成28年3月時点)

	エリアの設定	生活支援コーディネーター	協議体
第1層	市	未配置	未設置
第2層	社協支部単位 6地区	配置済	未設置

■ 地域の特徴と地域づくりの取り組み

現在の6行政区からなる尼崎市が誕生して、今年で100周年となる。

尼崎市は、6地区の行政区を日常生活圏域としており、福祉活動の拠点である社会福祉協議会(以下、社協)の支部が設置されている。市の特徴としては、高齢者に占める単身高齢者率が県下第1位であり、介護や支援を求める単身高齢者が多いことが挙げられる。

また、高齢者や障害者、子育て世帯をはじめとする住民ニーズが多様化、複雑化しているとともに、いわゆる「制度の谷間・狭間の課題」でニーズが潜在化しているなどを地域課題として住民とともに解決していくことを目指し、社協では、平成23年度に、より身近な地域での支え合い活動を推進する地域福祉の専門職としての「地域福祉活動専門員」を各地域に配置して、地域の支え合い事業を育成してきた。

また、市は平成21年度から国補助「安心生活創造事業」の取り組みをスタートし、委託先である社協と連携して、「尼崎市高齢者等見守り安心事業」を実施した。社協の社会福祉連絡協議会(市内75地区)に、地域住民による高齢者の見守り組織を立ち上げるとともに、新聞販売事業者や生活協同組合等の力も活用しながら、地域の高齢者を地域で見守る体制を構築してきた。現在、市内75の社会福祉連絡協議会のうち、39地区で「見守り安心委員会」を設置し、地域包括支援センターなどと連携して高齢者の見守り活動を実施している。今後第2層及び第3層の生活支援体制整備のために協議体構成メンバーとなったり、生活支援コーディネーターを支援する役割を担っていただけるものと考えている。

生活支援体制整備事業
取組事例

I. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の方針と状況

1. 方針

生活支援サービスの提供体制を構築していくためには、その活動の担い手の育成や活動の実施までの支援などの取り組みが必要になる。これらの取り組みを促し、各地域の高齢者ニーズに応じた生活支援サービスが提供される仕組づくりを推進するのが生活支援コーディネーターの役目である。

既に日常生活圏域において、コミュニティ活動で地域づくりの実績を持つ社協に協議体の設置も含めて生活支援コーディネーターの配置を委託した。

協議体においては、社協と地域包括支援センターが中心となって、地域の実情や特性、高齢者のニーズなどを十分に捉えると共に、多様な関係主体間で情報を共有し、連携・協働による取り組みの推進を図っていく予定である。

2. 設置・配置の状況

	生活支援コーディネーター	協議体
第1層 ＜市＞	(未定)	(未定) 2層の協議体設置後、そのメンバー構成等を踏まえて設置予定
第2層 ＜社協支部＞ 6地区	平成27年4月配置 6圏域に2名ずつ計12名を配置 (地域福祉活動専門員との兼職)	平成28年度中に設置予定 6圏域すべて

3. 協議体の構成メンバー

第2層(構成メンバーまたは候補)
＜中心メンバー＞ ・社会福祉協議会各支部、地域包括支援センター ＜他の候補メンバー＞ 民生委員、NPO、老人会、※その他、その地域の実情に合わせて

4. 生活支援コーディネーター及び協議体に係る予算

平成27年度：約41,000,000円

(内訳) 第2層コーディネーター人件費、
研修開催などの活動費
(人件費は、兼務のため半額を計上)

平成28年度：約40,000,000円

(内訳) 第2層コーディネーター人件費、
研修開催などの活動費

Ⅱ．生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

1. 方針検討や協議・調整

平成26年夏頃、市が平成27年度以降の生活支援体制整備の検討段階で、社協から「生活支援体制整備事業」に関する提案がなされ、政策調整の結果、生活支援サービス体制整備事業を社協に委託することを決定している。

生活支援コーディネーターの役割については、「地域の福祉力を高める住民の自主活動の促進をしていく」ととする。

生活支援コーディネーターは、地域包括支援センターと密接な連携を図り、地域の実情や特性、高齢者ニーズなどを把握するとともに、協議体を設置し、NPOや民間企業、共同組合、ボランティア、社会福祉法人などの多様な関係主体間で情報を共有し、連携・協働による取組みを進めることで、地域包括ケアシステムの構築に向けた生活支援の充実を図る。さらに、平成29年4月の新しい総合事業への円滑な移行に向けた基盤整備を進める。

生活支援サービスの整備については、指定事業者による訪問型や通所型のサービスのほか、現在地域で取組まれている有償ボランティアの活動やシルバー人材センターが提供するサービスなど、事業者や市民、団体などの多様な主体によるサービスが提供される環境の中で、利用者によるサービスの選択が可能になる仕組みを構築していく。

2. 生活支援コーディネーター配置に向けた取り組みの経緯

(1) 第1層の生活支援コーディネーター配置の経緯

現在、社協本部が全体を統括して管理しているために、個人の第1層生活支援コーディネーターを必要としない。本部に支部の情報が集約され、情報共有や課題の検討もできる。

(2) 第2層の生活支援コーディネーター配置の経緯

平成27年4月からの第2層の生活支援コーディネーター活動開始とするために、社協の中の地域福祉活動専門員という既存の職員6名に加えて、新たに6人配置し、コーディネーター業務を兼職することで即応体制を取った。

2名のコーディネーターの役割を分担するわけではなく、社協支部の中で、情報を共有しながら活動していく。また、社協支部は2名をバックアップして過重な負荷にならないように配慮していく。

3. 協議体設置に向けた取り組みの経緯

(1) 第1層協議体設置の経緯

2層の協議体設置後、そのメンバー構成等を踏まえて設置予定

(2) 第2層協議体設置の経緯

協議体の設置は、住民主体で推進するためには、形から入りたくないと考えている。強制的に枠にはめるのではなく、自然とメンバー構成も決まり、スタートできることを理想としている。

平成27年度から、順次6圏域において社協各支部と地域包括支援センターが定期的に連絡会を持つようになった。この連絡会がメンバーを増やし、協議体へとつながっていくことを想定している。

Ⅲ．生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

1. 第2層の生活支援コーディネーターの活動状況

各地域の住民等との関係づくりのために、地縁団体やNPOなどの活動現場へ通うなど、ネットワークを形成する過程である。

現在取り組んでいるサービス開発としては、サロン（交流の場づくり）の開発と担い手の養成である。例えば、ある支部では地域ニーズの把握や資源開発のために、地域の老人クラブなどで助け合いカードなどを活用しながら、セミナーを展開中である。まずは地域に支え合いの機運を醸成することが重要と考えている。

生活支援コーディネーターは、四半期ごとの活動を規定の様式にて社協へ報告をすることとしている。

報告内容は（A）資源開発、（B）ネットワーク構築、（C）ニーズと取組みのマッチング、（D）協議体の設置・運営について、【取組状況】、【成果・実績】、【推進上の課題】を報告する様式となっている。

尼崎市生活支援サービス体制整備事業委託に係る報告書								
対象期間 平成〇〇年〇月～〇月								
対象圏域 全市・日常生活圏域（中央・小田・大庄・立花・武庫・園田） ※該当圏域に○								
1 活動実績件数等に関する事 ※日常生活圏域の合計値を記入								
地域活動 (行事等)の 訪問回数	相談受付 件数	地域の会 議・研修の 参加回数	講座・研 修等の実 施回数	見守りを 通して把 握した課 題	個別課 題解決の ネットワ ーク化のた めの調整 回数	地域課題 解決に向 けた会議参 画回数	ネットワー ク会議への 参画回数・ 専門機関と の協力回数	
平成27年4月	回	件	回	回	件	回	回	回
平成27年5月	回	件	回	回	件	回	回	回
平成27年6月	回	件	回	回	件	回	回	回
計	回	件	回	回	件	回	回	回
2 資源把握・地区分析等に関する事（各活動の実施団体数）※日常生活圏域の合計値を記入 別紙のとおり								
3 取組状況・成果・課題等に関する事 ※全市レベルの視点での報告								
(A) 資源開発								
【取組状況】					【成果・実績】			
【成果・実績】					【推進上の課題】			
【推進上の課題】					(D) 協議体の設置・運営			
					【取組状況】			
					【成果・実績】			
					【推進上の課題】			
(B) ネットワーク構築								
【取組状況】					【推進上の課題】			

<表面>

<裏面>

IV. 次年度以降の取り組み予定

1. 第2層の生活支援コーディネーター配置への今後の活動予定

平成28年度から、力を入れた事業は、コーディネーターが住民の力を引き出しつつ、サロンを各地域に増加させていけるようなものを考えている。

2. 協議体の設置への予定

平成28年度の上半期にはすべての日常生活圏域において、第2層の協議体の配置が完了できるように、現在調整を始めている。

基本は3つ。住民主体の会議運営とすること。社協と地域包括支援センターは必ず固定メンバーとして入ること。またそれ以外のメンバーは固定とせずテーマによって変更が自由とすることである。

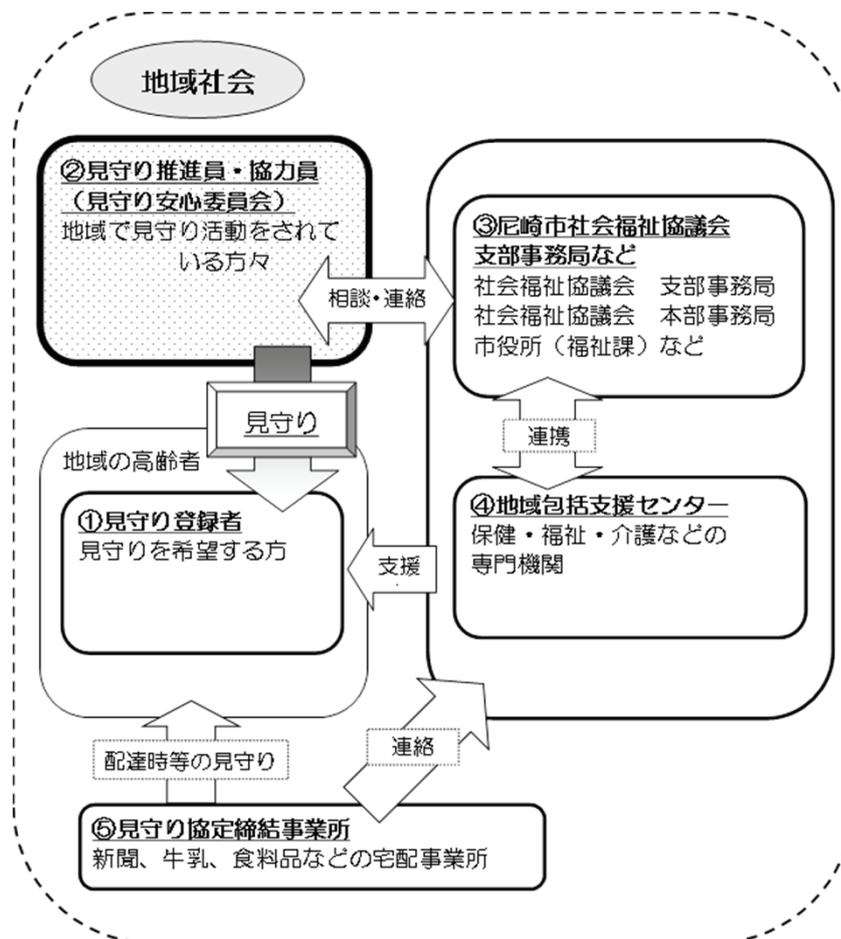
今まで社協と包括と一緒に地域課題を考える場も多くなかったが、今後、社協と地域包括支援センターと一緒に地域づくりを目標に力を合わせる必要があると思っている。

また、市と社協と地域包括支援センターが共有し、活用できるように、地域の資源情報のリスト化などの取組を進めているところである。

今後、第1層の協議体については第2層の動きやメンバー構成を見極めたうえで、既存の会議体を活用できるのか、それとも新規の会議で新たなメンバーを選出して設置するのかを決めていきたいと思っている。

● 尼崎市見守り安心事業のイメージ

市と社協と連携して、「尼崎市高齢者等見守り安心事業」を実施している。現在、市内75の社会福祉連絡協議会のうち、39地区で「見守り安心委員会」を設置し、地域包括支援センターなどと連携して高齢者の見守り活動を実施している。



生活支援体制整備事業 取組事例

兵庫県豊岡市

公民館区で協議体・支え合い拠点の事業づくりを推進



■ 地域の概要

総人口	84,761人 (平成28年2月時点)	要介護認定率	17.5% (平成28年2月時点)
高齢者人口	26,244人	介護保険料	5,634円
高齢化率	31.0%	日常生活圏域	旧市町圏域：6地域 (市社協の6地区センター)
地域包括支援センター	4箇所(委託) (サブセンター：2箇所)	地区の圏域・協議組織の状況	地区公民館区域 (概ね小学校区) 29地区 自治会区(行政区) 357区
総合事業開始時期	平成27年4月	生活支援体制整備事業推進体制	担当：高年介護課 豊岡市社会福祉協議会 連携先：社会福祉課 コミュニティ政策課、振興局

生活支援体制整備事業
取組事例

■ 生活支援体制整備事業の取り組み状況【概要】 (平成28年3月時点)

	エリアの設定	生活支援コーディネーター	協議体
第1層	市	未配置	未設置
第2層	6地域(旧市町圏域)	配置済	未設置

■ 地域の特徴と地域づくりの取り組み

人口減少、少子化高齢化が進んでおり、平成26年3月末時点において、55歳以上人口の割合が、50%を超えている行政区(自治会：357区)が全体の53.8%を占めている。この行政区の中には、助け合いの機能低下や安全・安心な暮らし、伝統行事等の存続が難しくなりつつある地域が見受けられる。このような状況下において、平成25年より地域公民館区を単位とする新しい地域コミュニティづくりを推進している。

自分たちの地域は自分たちで守ることを地域づくりの基本とし、住民参加型の事業や活動を継続して取り組み、行政と住民が役割分担し協働し合う関係づくりの構築を目指している。

豊岡市社会福祉協議会(以下、市社協)では、市内6箇所の地区センターにコミュニティワーカーを配置し、地域の住民組織やボランティア団地とのネットワークを活用しつつ、住民の地域福祉活動を支援してきた。今後の新しい地域コミュニティづくりに備えて、住民同士の支え合いを含めた様々な社会資源の情報を再調査し357の自治会区ごとに「行政区カルテ」を作成し、地区毎の社会資源の把握を強化している。

I. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の方針と状況

1. 方針

第2層の生活支援コーディネーターは、平成27年4月、地域で支え合いの取り組みを推進していく中で、既に地域とのつながりを形成し、ノウハウを蓄積している市社協へ委託し、旧市町区域に1名ずつ計6名の配置している。一方、協議体は地区公民館区域の29箇所に設置する方向である。

生活支援体制整備事業による協議体（「地域サポート会議」）の設置に当たっては、現在、地区公民館区域レベルで設置を進めている新しい地域コミュニティ組織（平成29年4月全地区に設置）と連動していく方針である。

豊岡市は、市域が広大であり、市全体を対象とするようなインフォーマルサービスなどの開発は現在のところ想定しにくい。したがって、第1層の協議体は、第2層以下の協議体で開発困難な公的サービス等制度的枠組みの創出や改変に係る政策提言や方針決定を行う場として、地域包括支援センター運営協議会を拡充する形で地域包括ケア推進会議を置くことを想定している。

また、平成28年度から新たな総合事業サービス等フォーマルサービスの制度設計、市全体に係る生活支援サービス事業者間ネットワークの構築を主導するため、第1層コーディネーターの配置を検討している。

2. 設置・配置の状況

	生活支援コーディネーター	協議体
第1層 ＜市＞	未配置：平成28年4月より配置予定 ＜コーディネーターの組織・立場＞ 行政職員1名	未設置 地域包括支援センター運営協議会を 拡充して活用を検討中
第2層 ＜旧市町圏域＞ 6地域	平成27年4月配置 旧市町圏域（社協地区センター設置 地区）に各1名、合計6名配置	未設置 公民館区の29圏域に設置予定 名称：「地域サポート会議」

3. 協議体の構成メンバー

第1層（構成メンバー候補）	第2層（考えられる構成メンバー）
（検討中） 地域ケア推進会議のメンバー構成に第1層の 生活支援コーディネーターが加わるなど	生活支援コーディネーター 地域包括支援センターの職員、地縁組織の役員 民生委員、支え合いサービス受託団体、市職員 ※その他、必要に応じてメンバーを追加 （民間の事業者、市保健師など）

4. 生活支援コーディネーター及び協議体に係る予算

平成27年度：18,000,000円
（市社協への委託費）

平成28年度：26,500,000円
（市社協への委託費を含む）

Ⅱ. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

1. 方針検討や協議・調整

(1) 平成25年6月～庁内協議の開始

- 介護保険制度改正（新しい総合事業実施等）に向けて、生活支援体制整備事業の有効活用を検討

人口減少、少子化高齢化に伴う「コミュニティ崩壊の危機」に対応するため、平成25年から市の主要施策として、地区公民館区域を単位とする新しい地域コミュニティ（組織）づくりを推進している。この組織の役割は、まちづくり＝地域づくりであり、＝地域福祉である。

また、同じく平成25年頃から介護予防（訪問介護・通所介護）給付の地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）への移行等の介護保険制度改正の方向性が示されてきた。

これら、市の施策、国の制度改正いずれも地域づくりの推進を必要とするものであり、同時に制度化された生活支援体制整備事業を有効に活用する必要があると考えた。

(2) 平成26年5月 健康福祉部内方針の決定

市社協へ総合事業・生活支援体制整備事業への部内方針の説明を実施し、協力要請をした。

(3) 平成26年7月～ 市民と市社協を交えた「介護予防・生活支援サービス検討部会」の開催（計3回開催）

- 部会委員

計画策定委員会委員	市職員
豊岡市民生委員児童委員連合会	健康福祉部長
豊岡市社会福祉協議会	介護保険課長
兵庫県介護支援専門員協会豊岡支部（NPO法人代表）	高年福祉課長
サロンボランティア	

Ⅱ．生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

(3) 平成26年7月～ 市民と市社協を交えた
「介護予防・生活支援サービス検討部会」の開催（計3回開催）（続き）

● 部会内容

	日時	報告・検討内容
第1回部会	平成26年7月18日（金）	① 報告事項 ・介護予防・生活支援サービスに係る介護保険制度改正の内容について ・豊岡市の介護予防・生活支援サービスの現状について ② 協議・検討事項 (ア) 介護予防・日常生活支援総合事業について ・実施方法（運営主体、サービス類型・内容・提供範囲） ・実施時期 ほか (イ) 生活支援サービスの体制整備（生活支援体制整備事業の実施）について ・実施方法（運営主体、生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置範囲） ・実施時期 ほか
第2回部会	平成26年8月25日（月）	① 報告事項 (ア) 第6期介護保険事業計画策定に係る国・県指針（案）について (イ) 新しい地域支援事業のガイドライン（案）について (ウ) 介護予防・生活支援サービスに係る住民及び事業者アンケート結果（中間報告） ② 協議・検討事項 (ア) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施方針（案）について (イ) 生活支援体制整備事業の実施方針（案）について
第3回部会	平成26年10月17日（金）	・部会報告のとりまとめについて

地域福祉推進の役割を担う「社会福祉協議会」と「行政」が情報を共有して連携を強化することが重要と考え、様々な形で連携しながら新制度への対応を検討してきた。

- ・総合事業、生活支援体制整備に係る個別協議の実施
- ・（県社協を含む）社協主催研修会・セミナーへの市の合同参加
- ・（国等含む）行政主催研修会・セミナーへの市社協の合同参加
- ・生活支援サポーター養成講座の共同実施 等

Ⅱ. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

(4) 第2層生活支援コーディネーター配置・協議体設置の考え方を整理

- 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の役割は、地域の生活支援ニーズの把握、担い手の養成・サービスの開発、関係者のネットワーク化及びニーズとサービスのマッチング等、生活支援体制の整備には相当な業務量が想定されるとともに多様なスキルが要求されると考えられることから、専門の職員を置いて推進する必要がある。
- 介護予防・生活支援サービス、特に支え合いサービス（豊岡市が実施する総合事業の多様なサービスの一つ）の実施のためには、介護職員等専門職のOBをリストアップし、運営主体へマッチングさせることが有効と考えられる。
- 協議体の役割（下記参照）は、地域の支え合いの関係者間の情報共有・連携を図るとともに生活支援コーディネーターの機能を補完するため、地区公民館区域毎に協議体を設置することが適当であると考えた。

● 第2層の協議体の役割

- 地域の困りごと（ニーズ・不足する資源）や社会資源情報の共有の場
- 課題解決に向けた検討・協議、意識統一の場
- 構成員自身による不足する社会資源開発又は事業者、団体への働きかけ
- コーディネーターの資源開発を組織的なバックアップ

2. 第2層生活支援コーディネーターの配置決定経緯

- 生活支援体制整備事業は、これまでから地域の中に入って地域支え合いの取り組みを進める中でそのノウハウを蓄積するとともに、既にある程度の地域とのつながりを形成している市社協に委託して実施することとした。そのため、生活支援コーディネーターは、市社協に配置することを決定した。
- 生活支援体制整備（事業）は、本来市が行うべき施策（事業）であることから、委託先との適切な役割分担を行うなかで市も主体的に取り組む必要がある。
- 限られた財源の中で効率的・効果的に生活支援体制の整備を推進するため、生活支援コーディネーターは、委託先となる市社協の拠点のある旧市町区域を単位として配置するのが適当である。ただし、地域ニーズの把握や地域資源の開発は、狭い地域の中でなければ実施が困難であることから地区公民館区域単位及び行政区単位で活動することが適当である。
- 生活支援体制の整備には、一定の期間を要することから早期に実施体制を整えることが望ましい。したがって、生活支援コーディネーターの配置を含め、生活支援体制整備事業は、平成27年4月1日から開始することとした。

Ⅱ．生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

3. 第2層協議体設置の経緯〈準備活動〉

(1) 「地域福祉研修会」を各地区で展開

社協からは、福祉委員、民生委員、サロン活動者等へ案内を行い、市からは、各行政区区長へ区民への周知を依頼した。

● 開催回数／参加者数

平成27年9月～11月

地区公民館区域単位（全29地区）で、31回開催した。〈参加者数 計1,097人〉

● 目的

- ・ 住民の福祉力の向上（気づきの醸成） ⇒ ニーズの把握、社会資源の開発
- ・ 既存の支え合い活動等の把握、生活支援ニーズの把握
- ・ 協議体や新しいコミュニティづくりにむけた協力体制の醸成

● 関係機関との連携

研修会開催に当たり市担当部局（高年介護課、社会福祉課、コミュニティ政策課、振興局）と連携

● 研修会の内容

・ ミニ講演

各地区の人口構成等将来像、介護保険制度改正により自分達の生活がどのように変わるのか、市内での支え合い活動（毎週ふれあい喫茶）の実例映像の紹介

・ ワークショップ

行政区ごとにグループになってもらい、「今行っている支え合いはどんなことがあるか」「これからやっていきたいこと、できたらいいなと思うこと」を話し合ってもらう。

(2) 地域の生活課題やニーズ、社会資源等の把握（357自治会地区）

市社協において、住民同士の支え合いを含めた様々な社会資源（地域の拠点、人的資源、地域交流・行事など）や生活課題を全職員で把握してカルテ化している。これが支え合い体制の基本データとなる。

Ⅱ．生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

(3) 地域における協議体準備状況

以下のように、地区公民館区域において協議体の機能を持った協議の場ができています。

- 但東合橋地区の合橋地域づくりの会の生活支援部会では、但東地域の生活支援コーディネーターがコーディネートするなかでワークショップ等により地区の生活課題を抽出し、そこから「まごの手活動や買い物ツアー」が生まれたということで、資源開発の場となっており、メンバーに地域包括、支え合いサービス受託団体も入っていることから、機能及び構成員としては、協議体に準じるものとなっている。
- 竹野地域 竹野南地区でも、生活支援サポーター養成講座を修了されたグループの方が、生活支援コーディネーターのコーディネートのもと、地域で何が出来るかを協議され、旧 J A 支店跡地を借用して、集いの場を立ち上げる準備をすすめている。この協議の場には市、地域包括等も加わっている。
- 日高地域西気地区では、西気地区の西気明日のいしずえ会に、生活支援コーディネーターが働きかけて、メンバーの一部で「地域課題について話合う場をつくろう」ということになっている。

但し、いずれも住民主体の協議の場であり、これらを協議体に位置付けるかどうかは、住民の意思・意向を踏まえて、検討する必要がある。

● 行政職員の活動履歴

時 期	活動内容
平成25年 6 月	庁内協議の開始
平成26年 5 月	健康福祉部内方針の決定
平成26年 7 月	市民と市社協を交えた「介護予防・生活支援サービス検討部会」の開催〈第 1 回〉
平成26年 8 月	市民と市社協を交えた「介護予防・生活支援サービス検討部会」の開催〈第 2 回〉
平成26年10月	市民と市社協を交えた「介護予防・生活支援サービス検討部会」の開催〈第 3 回〉
平成27年 4 月	生活支援体制整備事業開始（第 2 層コーディネーター配置）
平成27年 6 月～	「地区福祉研究会」の周知活動支援（行政区区長への働きかけで区民へ周知）
平成27年 7 月～	「地区福祉研究会」の実施・フォロー活動支援

Ⅲ. 生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

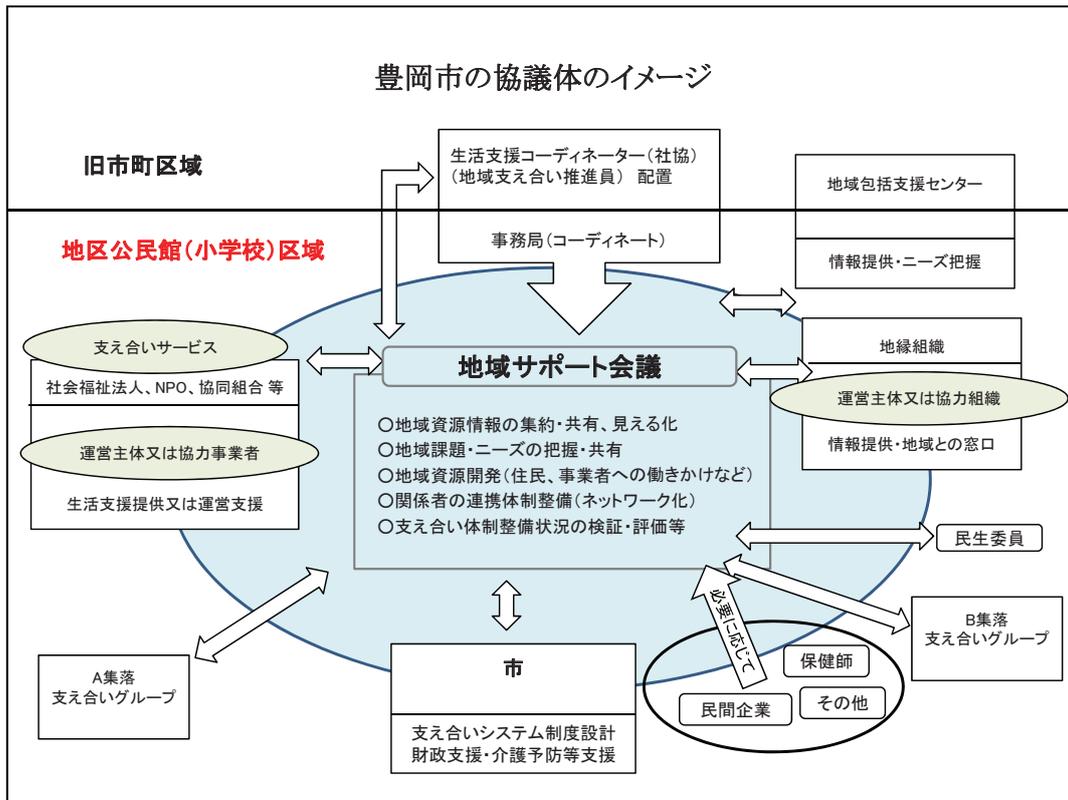
1. 生活支援コーディネーターの活動状況

(1) 第2層生活支援コーディネーターの活動状況

- 地区公民館区単位に設置する協議体を通じた地域福祉のマネジメントによる、一定程度システマティックな生活支援サービス等の社会資源開発
- 行政区（自治会区：357地区）等身近な地域での、主として住民の自発的な助け合いを基盤とする居場所、見守り、生活支援等の地域資源開発
- 新しい地域コミュニティ組織設立準備委員会や設立後の組織への参加又は働きかけによる、住民主体の課題解決支援や協議の場（協議体）の立ち上げ促進
- 協議体や地域ケア会議への参加、住民へのヒアリング・ワークショップ等を通じた、地域ニーズ、社会資源の把握及び把握した資源の整理・見える化
- 支え合いサービス事業における運営推進会議（運営委員会）設置支援をはじめとする、事業者等と地域住民との連携支援

2. 協議体の活動状況

1層は、未設置。2層は協議体準備の活動が進んでいる。



IV. 次年度以降の取り組み予定

1. 生活支援コーディネーター配置への今後の活動予定

(1) 第1層の生活支援コーディネーターの配置予定

新たな総合事業サービス等、フォーマルサービスの制度設計、市全体に係る生活支援サービス事業者間ネットワークの構築を主導するため、第1層生活支援コーディネーター配置を検討する。

(2) 第2層の生活支援コーディネーターの活動内容（予定）

- ①新しい地域コミュニティ組織や準備会に参加又は働きかけを行い、地域の生活課題に係る協議の場の設置、地域福祉に関する取り組みの活性化を図る。
- ②地域福祉研修会（平成27年度からステップアップした内容）の開催
- ③地域資源の収集・整理・見える化

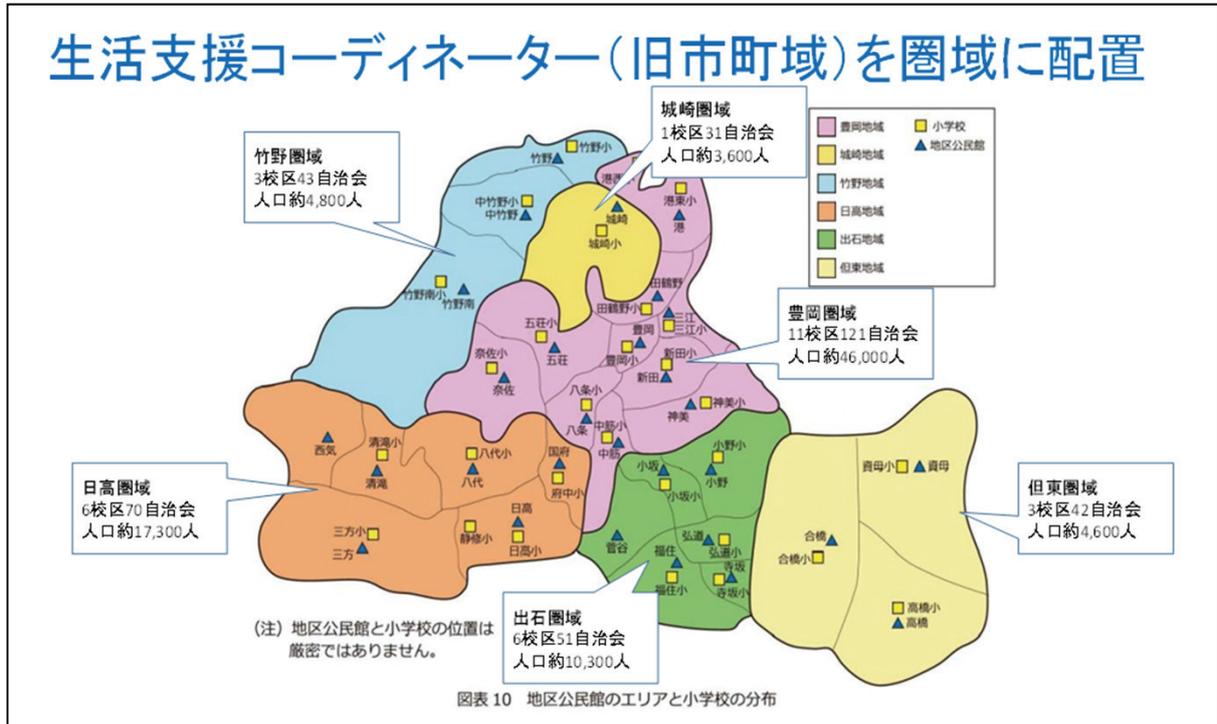
2. 協議体の設置または今後の活動予定

(1) 協議体の活動内容（予定）

地域で自主的に活動する既存の組織を支援して、協議体へと移行できるように社協および生活支援コーディネーターとともに支援をしていく。

参考資料：第2層地図／地域づくりの実例

● 豊岡市第2層の圏域マップ



これまでの豊岡市の地域資源開発や地域づくりの実例

● 住民主体の活動

● 但東合橋地区での「まごのて活動・買い物ツアー」の例

平成25年に合橋地区の「合橋地域づくりの会」に、住民同士の支え合い活動を行う「生活支援部会」が設置された。この背景として1人暮らしの高齢者や免許を返納して移動が困難になった高齢者が増えたことがある。

実際に1人暮らしの高齢者が何に困っているのかを聞き取り調査を実施して、ごみ出し、草取り、家具の移動、日用品の買出しなど、日々の困りごとを支援する「まごのて」活動を開始した。



● 但東高橋地区での「いこいの杜」の例

高橋地区では近年、人口減少・少子高齢化の進行・1人暮らしの高齢者の増加により、様々な生活課題が顕在化してきている。

とりわけ、「買物困難者の増加」、「急速な高齢化と過疎化」、「障害者の社会参加と就労」の地域課題への対策が急務であった。廃業した生鮮食品店舗を地域に役立てるため、住民へのヒアリングとワークショップ（3回）を実施して、食をテーマとした気軽に立ち寄れる交流拠点「いこいの杜」を立ち上げている。

平成27年12月オープンし、運営は地域住民と障害者支援のNPO法人、市社協が協同で担っている。



参考資料：地域づくりの実例

● 市全域での「玄さん元気教室」の例

平成24年に健康づくり推進モデル事業として、行政区が中心となり、市が支援する運動教室や歩数計を使った歩キング、区独自の健康づくり活動などを通じて、区民の健康増進と地域活力向上を目的に開始された。

「玄さん元気教室」・・・まずは3カ月、玄さん筋トレやウォーキングを顔なじみの皆さんと声を掛け合い、励まし合いながら取り組まれた。個人の健康づくりが地区の元気に変わりつつあるように感じられ、地区内で声を掛け合い、一緒に玄さん筋トレやウォーキングに取り組むことで、地区のつながりや絆が深まり始めていった。

現在では、身近な地区会館等に定期的に住民が集う場が82団体もあり（平成28年1月現在）、市が作成した元気もん体操を中心に住民の活動の輪が広がっている。



<市の支援内容>

- 1 内容：元気もん体操など（熊本大学政策創造研究センター教授 都竹茂樹さん監修）
※実施団体には、元気もん体操のDVDを配布しています。元気もん体操は、いくつかの体力別の「スロー筋トレ」、「ストレッチ」「歩キング体操」で構成されており、年齢を問わず無理なく行うことができます。
- 2 開催頻度：週1回
- 3 対象：行政区のほか、既存のグループや複数名による有志の集まりなど
- 4 支援
 - 導入期間として、開始当初6カ月間に8回程度、健康まちづくり指導員や保健師・栄養士等のスタッフを派遣。
 - 自主活動に必要な体操のDVDやボール（人数分）、自動血圧計などを貸与。
 - 会館で、DVDの使用が困難な場合は、相談可能。
 - 会館に職員を派遣してのプレ体験教室も実施。

※この事業の推進自体は、行政の発案による政策的なものだが、実際の活動は、住民の主体的な活動である。

大分県竹田市

地区社協を核に住民主体の支え合い活動と連携した
官民協働の地域づくり



■ 地域の概要

総人口	23,186人 (平成28年2月末時点)	要介護認定率	20.5% (平成28年2月末時点)
高齢者人口	10,077人	介護保険料	5,500円
高齢化率	43.46%	日常生活圏域	7地域(中学校区)
地域包括支援センター	1箇所(社協委託) 4箇所(ランチ)	地区の圏域・協議組織の状況	地区社協17地区(小学校区単位)
総合事業開始時期	平成27年4月	生活支援体制整備事業推進体制	担当: 高齢者福祉課 協働体: 竹田市経済活性化促進協議会

■ 生活支援体制整備事業の取り組み状況【概要】 (平成28年3月時点)

	エリアの設定	生活支援コーディネーター	協議体
第1層	市	配置済	未設置
第2層	7地区	7地区中、4地区配置	未設置

■ 地域の特徴と地域づくりの取り組み

竹田市は2005年(平成17年)4月1日に、旧竹田市と直入郡荻町、久住町、直入町が合併(新設合併)したが、現在、市の高齢化率は4割を超え、75歳以上の割合は25.9%と「2025年問題」が現実のものとなっている。

このような状況の中、これまで介護予防や健康づくりの取り組みとして、小地域でのサロン事業、サポーター育成や住民組織活動の推進に力を入れてきた。しかし、高齢化や人口減少の進行から、地域ではお世話役やサポーター、組織員など担い手が不足となり、これらの活動の継続が困難となってきている。

竹田市の社会福祉協議会(以下、社協)は、旧市において平成6年から、地域ごとに地区社会福祉協議会(以下地区社協)を構成し、その活動を支援してきた。平成17年の合併を機に、地区社協の活動を全市に拡大するなど地域福祉の推進に取り組んでいる。地区社協は、公民館、連絡所、民生児童委員、愛育班、福祉委員食生活改善推進協議会、体育協議会、駐在所、郵便局、暮らしのサポートセンター(くらサポ)などで構成され、地域包括支援センターと連携、地域の社会資源を活用し、見守りや声かけ活動、懇談会、支え合うネットワークづくりなどの活動を推進している。また度重なる災害に備えるための啓発活動や独居高齢者への配食訪問など小地域ならではの活動も行っている。

それとは別に、平成23年度から竹田市経済活性化促進協議会(雇用創造協議会)において、雇用創造事業として、暮らしのサポーターや健康運動インストラクターの養成と、その組織化・拠点づくりに取り組み、寄り合い場の創出、生活支援サービスの提供体制の構築などに取り組み、住民主体の支え合い活動がスタートした。平成24年度には暮らしのサポートセンター(くらサポ)・久住「りんどう」と運動インストラクターによる竹田ヘルスフィットネス(THF)が設立されたことをきっかけに、地域包括支援センターと連携し市町村介護予防強化推進事業に取り組んだ。この事業の成果から住民主体の介護予防サービスや生活支援サービスの提供体制の充実拡大を図ることとなり、今日まで市内7箇所(中学校区)に暮らしのサポートセンターを整備するに至った。

生活支援体制整備事業
取組事例

I. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の方針と状況

1. 方針

(1) 協議体の設置に向けた取り組み

行政においては、平成27年度に今まで分散していた高齢者支援を一課にまとめた高齢者福祉課の新設に加え、包括支援センターと事務所を同じくし、事業の推進の強化を図った。また、介護予防や生活支援に関わってきた竹田市経済活性化促進協議会とも協働で生活支援体制整備事業の推進を図ることとした。事業の推進を図る上で、これまでの地域のあり方や住民の意識づくり、ひいては地域づくりの見直しが急務と捉え、平成27年7月の公益財団法人さわやか福祉財団と包括連携協定と、「新しい地域支援のあり方を考えるフォーラムin竹田市」をキックオフイベントとして、住み慣れた生活圏域で目指す地域像について話し合うことに取り組むこととなった。

市内17地区社協では、地域住民が膝を交え、地域の課題に向き合い、目指す地域像を語り合う場となる「よっちはなそう会」（寄って話そう会という意）の開催に取り組んでいる。第2層協議体やコーディネーターをイメージしている。

市内には7つ中学校区があるが、この「よっちはなそう会」の体制や各地域の特徴や活動内容などを考慮し、第2層協議体の設置に向け取り組んでいく方向である。また第1層協議体は、第2層協議体を集約、発展させたものを位置づける方向である。その準備態勢として、行政内関連課、市社協、地域包括支援センター、経済活性化促進協議会等で、協議体設置に向けた「新しい地域支援推進会議」（会長：副市長）を設置し、事業全体の主宰に位置付け、月1回程度定例開催することとした。事業の進捗状況は、新しい地域支援推進会議で毎月報告され、その後の事業展開につなぐなど、竹田市ならではの協議体のあり方を模索するポイントとなっている。

(2) 生活支援コーディネーターの配置

平成26年度、経済活性化促進協議会の事業支援員を国主催の中央研修に派遣、平成27年度から第1層生活支援コーディネーターと位置づけ配置し、これまでの経済活性化促進協議会での取り組みや経験を踏まえ、その活動を協議会が全面的にバックアップしている。

第2層生活支援コーディネーターについては、各地区社協の「よっちはなそう会」のなかで検討し、決定していく方向であるが、これまで地域ごとに戸別訪問によるニーズ調査（生活課題実態調査）や暮らしのサポーターの育成等に関わってきた活性化促進協議会の事業支援員を第2層生活支援コーディネーターに位置付けることを想定している。

2. 設置・配置の状況

	生活支援コーディネーター	協議体
第1層 〈市〉	平成27年4月 1名配置 経済活性化促進協議会事業支援員	平成28年7月計画 地域住民が主体＋新しい地域支援推進会議などで検討中
第2層 〈中学校区〉 7地区	平成27年4月 現在4名配置（平成28年度7名予定） 経済活性化促進協議会事業支援員	平成28年8月計画 地区社協と連携し、中学校区単位で設置予定（7地域）

I. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の方針と状況

3. 協議体の構成メンバー

第1層(構成メンバー候補)	第2層(考えられる構成メンバー)
社会福祉法人、自治会関係者、地区社協メンバー、第2層協議体メンバー、民間企業、民生児童委員、医師会、介護保険事業者、暮らしのサポートセンターなど	住民、地区社協メンバー、ボランティア活動団体、商店主、消防団、PTA、障がい者支援組織、暮らしのサポートセンターなど
事務局体制：新しい地域支援推進会議（行政各課、市社協、地域包括支援センター、経済活性化促進協議会）など	

4. 生活支援コーディネーター及び協議体に係る予算

平成27年度： 11,980,000円

(内訳)

- ・第1層人件費 2,466,000円
9カ月分(単費案分)
- ・第2層人件費* 8,138,000円
1/2(単費案分)
- ・活動費 1,000,000円
- ・協議体 376,000円

平成28年度： 19,988,000円

(内訳)

- ・第1層人件費 4,290,000円
- ・第2層人件費 11,036,000円 1/2(単費案分)
- ・活動費 3,419,000円
- ・協議体 1,243,000円

*第2層人件費は経済活性化促進協議会事業支援員の正規職員の常勤者であり、実質第3層の事業にも携わっているため、市費から按分している。

Ⅱ．生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

1. 方針検討や協議・調整

平成27年1月と3月に「コーディネーター及び協議体の設置に係る事業検討会議」を社協、包括支援センター、くらサポ（りんどう、ゆのはな、しらみず）、市の企画情報課、福祉事務所、活性化促進協議会、総合まちづくりセンター、保険課（現高齢者福祉課：介護保険の担当課）を構成メンバーとして開催し、竹田市の生活支援コーディネーター等の役割はだれが担うか、体制整備事業をどのように進めるのかについて検討した。

5月には、第1層コーディネーターとくらサポコーディネーター（事業支援員）とで勉強会や生活支援に係る関係者でさわやか福祉財団を講師に学習会を実施した。また、1月と6月に開催された県主催の研修会から、さわやか福祉財団の支援による市主催のフォーラムの開催に至った。その結果、協議体は小地域で話し合うことを基盤に、市全域が支えあう地域づくりを目指す機運を高め、住民主体の協議体設置につながることを想定し、地区社協の活動と一体的な取り組みを推進していく考えを共有している。

また、生活支援コーディネーターの配置に向けては、地域の人材や社会資源不足の中では、新たに立ち上げた暮らしのサポートセンターの機能や人材を活かしつつ、地域の支援を住民ならではの暖かい目線と身近な支援を提供する取り組みにつなげていく方向性が確認されることとなった。

2. 生活支援コーディネーター配置に向けた取り組みの経緯

（1）第1層の生活支援コーディネーター配置の経緯

平成23年度から竹田市経済活性化促進協議会では、暮らしのサポーターの養成（担い手発掘と人材育成）、ニーズ調査（生活課題実態調査）、組織化と立ち上げ、拠点の整備、生活支援サービスの開発と提供システムの構築、関係機関との連携など一連の取り組みが行われてきた。内容は、住民同志の支え合いを基本とし、生活のちょっと困りの支援（有償生活支援）のほか、いつでも気軽に立ち寄れる「寄り合い場」、介護予防の運動教室や出会い語りながらの昼食会などで構成される「くらサポ広場」の事業がある。この活動の中で必然的に配置されたのがくらサポコーディネーター（事業支援員）であり、その活動状況は第1層から第3層までのコーディネーターの役割を担ってきた。

平成27年度については、平成24年度から暮らしのサポートセンター・久住「りんどう」の立ち上げから担当し、平成24・25年度に実施した市町村介護予防強化推進事業の現場担当者であった経済活性化促進協議会の事業支援員を、第1層生活支援コーディネーターと位置づけ配置した。第1層生活支援コーディネーターの活動は、個人で活動するのではなく、これまでの経済活性化促進協議会での取り組みや経験を活かしながら、また、そのあり方を協議会の中で一緒に考えていくこととし、協議会が全面的にバックアップ体制を構築することとした。当初は、包括支援センターの社会福祉士1名も第1層コーディネーターと位置付けていたが、第1層コーディネーターをパートナーとしてともに協力し、包括支援センター本来の活動を推進することとした。

（2）第2層の生活支援コーディネーター配置の経緯

第2層協議体をどう設定するかにより、第2層の生活支援コーディネーターの配置が必要となる。竹田市では実際の生活圏域は17小学校区単位であり、中学校区単位では地域像が異なることから、住民の話し合う場はできるだけ小地域で行うこととした。一方、第2層コーディネーターについては、中学校区単位で配置とされているが、いくつかの小学校区を担当することとなるため、その活動や地域との関係が懸念される。

これまで経済活性化促進協議会の事業支援員が、中学校区単位に設置したくらサポのコーディネーター（事業支援員）として、第1層から第3層までの業務も担ってきた。そこで、竹田市では、地域の福祉活動の核である地区社協と全市的な暮らしのサポートセンターの取り組みをあわせて地域支援を強化している。現段階では、当分の間、くらサポコーディネーター（事業支援員）を第2層生活支援コーディネーターと位置付け、活動環境の整備を行いながら、今後めざす第2層コーディネーターの配置につながることをしている。

Ⅱ. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

3. 協議体設置に向けた取り組みの経緯

(1) 第1層協議体並びに第2層協議体の設置に向けた取り組み

平成27年7月の「新しい地域支援のあり方を考えるフォーラムin竹田市」では、様々な団体と行政内の関係部署が加わり、さらに公益財団法人さわやか福祉財団と連携することで多くの住民参加のもと開催された。これを機に、「新しい地域支援推進会議」（会長：副市長）が設置でき、今までになかった地域活動の状況を共有する場が動き始めた。この推進会議は第1層協議体の準備会としての機能を有し、検討をしていく場となっている。

第2層協議体については、住民主体の協議体を目指し、まずは地区社協へ働きかけ、話し合いの場となる「よっちはなそう会」の取り組みを提案している。多くの関係者が膝を交え、地域の課題に向き合いながら目指す地域像を考えていくことからスタートと考え、これまで17地区社協のうち10地区社協において「よっちはなそう会」の開催が行われた。

● 行政職員の活動履歴

時期	活動履歴
平成26年	・ コーディネーター中央研修に参加
平成26年11月	・ 「新しい地域支援のあり方を考えるフォーラムinおおいた」へ参加
平成27年1月	・ コーディネーター及び協議体の設置に係る事業検討会議 社会福祉協議会、企画情報課、福祉事務所、活性化促進協議会、包括支援センター、くらサポ（りんどう、ゆのはな、しらみず）、保険課（現高齢者福祉課）
平成27年2月	県主催の新総合事業市町村連絡会議（これからの生活支援について）に参加
平成27年3月	・ コーディネーター及び協議体の設置に係る事業検討会議 社会福祉協議会、企画情報課、福祉事務所、活性化促進協議会、健康づくり組織、包括支援センター、総合まちづくりセンター、くらサポ（りんどう、ゆのはな、しらみず）、保険課（介護保険担当課）
平成27年5月	・ 竹田市生活支援コーディネート会議 第1層コーディネーターとともに開催
	・ 竹田市生活支援研修会の実施（総合事業従事者と専門職とに実施）
平成27年6月	・ 大分県生活支援体制整備研修会に参加
	・ 第1回新しい地域支援のあり方検討会の開催 竹田市経済活性化促進協議会が事務局を担当
	・ 新しい地域支援のあり方検討会事務局会議
平成27年7月	・ 第2回新しい地域支援のあり方検討会（フォーラム実行委員会）、事務局会議
	・ 第3回新しい地域支援のあり方検討会（フォーラム実行委員会）
	・ 「新しい地域支援のあり方を考えるフォーラムin竹田」の開催
	・ 「新しい地域支援のあり方検討会（フォーラム実行委員会）」を「新しい地域支援推進会議」として発足（第1回） 地域で話し合う場「よっちはなそう会」の開催を提案
	・ 佐賀市の研修へ参加
	・ 新しい地域支援推進会議事務局会議

Ⅱ . 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

(1) 第1層協議体並びに第2層協議体の設置に向けた取り組み（続き）

<行政職員の活動履歴>

時 期	活動履歴
平成27年8月	・ 第2回新しい地域支援推進会議
	・ 地区社会福祉協議会との会議を開始（詳細は別紙参照）
	・ 新しい地域支援推進会議事務局会議
	・ 第3回新しい地域支援推進会議
	・ 竹田市地区社会福祉協議会会長、事務強調会議で新しい地域支援を考える「よっちはなそう会」の取り組みを提案
平成27年10月	・ 生活支援体制整備事業と総合事業のかかわりと進め方を学ぶ研修会に参加
	・ 第1層コーディネーターをケア会議メンバーに加える
平成28年2月	・ 認知症地域支援員・生活支援コーディネーター合同研修会参加 さわやか福祉財団から事業支援
	第7回新しい地域支援推進会議

Ⅲ．生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

1. 生活支援コーディネーターの活動状況

以下の活動については、経済活性化促進協議会が平成23年度からこれまで実施してきた活動内容で、その取り組み自体が第1層から第3層生活支援コーディネーターの取り組みとなっている。また、生活支援コーディネーターの活動では、くらサポや竹田ヘルスフィットネス（THF）と連携など積極的な協力体制があり展開されている。

経済活性化促進協議会は、新しい地域支援推進会議の事務局として参加し、協議体の設置に向けた取り組みや、第1層並びに第2層生活支援コーディネーターの設置やその活動をも補完する役割を担っている。

(1) 第1層コーディネーターの活動状況

- 「暮らしのサポーター」養成セミナーの実施（人材育成）
 - セミナー参加者の募集では、地域福祉や介護に関心のある住民、リーダーに声かけ
 - 住民との地域の現状について議論
 - 参加者の8～9割は声かけが訪問によるきっかけで参加（一人当たり70～80件訪問）
 - 開催回数20回、参加者476人（延べ4,086人）
 - 参加者アンケートでは意識変化を確認（気づきの大切さ）
- ニーズ調査（生活課題実態調査）の実施
 - 「暮らしのサポーター」による地域の高齢者の生活実態を調査（現場を知る）
 - 必要な生活支援サービスや寄り合いの場、広場（サロン）の必要性を把握
 - 住民自らが地域に深く関わり、実態を知ることによって意識が変わる（活動につながる）
- くらサポの立ち上げ支援（地域を考える会 ⇒ 設立準備会 ⇒ 設立総会）
 - まずは仲間づくり。一人では活動が継続しない、コミュニティビジネスの手法を取り入れる
 - 行政とも連携を強化⇒官民協働（ソーシャルビジネス）
- くらサポ拠点整備（くらサポの活動拠点、寄り合いの場、広場（サロン）の拠点）
 - 市の遊休施設や空き店舗を活用して、いつでも気軽に立ち寄ることができる「寄り合いの場」、サポーターの拠り所
- 住民への周知（サービスを必要とする利用者（家族）、新たな活動会員の募集）
 - サービスを必要とする利用者はもちろん、家族への周知、関係機関との連携を深める
- 新しい地域支援推進会議への参画（事務局会議、資料提供等）
- よっちはなそう会への参加（企画、調整、資料作成、コーディネート、まとめ作成等含む）
- 地域、個別ケア会議（包括支援センター）への参加
- コーディネーター学習会の開催

(2) 第2層コーディネーターの活動状況

- 「暮らしのサポーター」養成セミナーの実施
- ニーズ調査（生活課題実態調査）の実施（地域住民とともに調査）
- くらサポの立ち上げ支援（地域を考える ⇒ 設立準備会 ⇒ 設立総会）
- くらサポ拠点整備（くらサポの活動拠点、寄り合いの場、広場（サロン）の拠点）
- 住民への周知（サービスを必要とする利用者（家族）、新たな活動会員の募集）
- 利用調整（利用者からの聞き取り調査、包括支援センターや市保健師と連絡調整、サポーターへの手配）
- よっちはなそう会への参加
- 地域ケース会議（包括支援センター）への参加

Ⅲ．生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

2. 協議体の活動状況

(1) 第1層協議体の活動状況

「新しい地域支援推進会議」（会長：副市長）の構成は、行政から、高齢者福祉課、保険健康課、社会福祉課、生涯学習課、総務課、企画情報課、3地域の支所長並びにいきいき市民課長と、市社協、地域包括支援センター、経済活性化促進協議会を含めた構成となっている。事務局を高齢者福祉課、保険健康課、社会福祉課、市社協、地域包括支援センター、経済活性化促進協議会で構成し、月1回開催してきた。協議体の設立準備会としても位置付けられており、まずは、17地区社協単位で、地区社協を核とした話し合いの場づくりとして「よっちはなそう会」の開催を目指した。開催された「よっちはなそう会」の内容、参加状況、結果の整理などを行い、協議体のあり方を検討した。

12月には市長を交えて中間報告を行い、「よっちはなそう会」の目的や成果など状況報告し、協議体の設置に向けた取り組みを示した。現在、第1層協議体のあり方を検討中であり、平成28年度に設置を目指している。

(2) 第2層協議体の活動状況

平成27年8月から地区社協とともにスタートした「よっちはなそう会」では、高齢者を取り巻く現状、活性化促進協議会が実施した地域課題実態調査結果を伝え、目指す地域像（こげーなつたらいいね〇〇地区）について、①地域の強み、いいところ ②困っていること ③自分や家族、事業所としてできること ④地域でできることについて語り合ってもらった。グループワークにすることで、普段意見を言えない参加者も積極的に思いが伝えられ、盛り上がりを見せた。その後、発表が行われた。結果については、生活支援コーディネーターがまとめ、後日地区社協反省会で議論され、次回以降の開催につなげた。

この取り組みの背景には、住民が主体的に実施していくため、時間をかけ丁寧に関わってきた経過がある。まず、推進会議の事務局（主に市社協と活性化促進協議会、第1層コーディネーター、包括担当者）が地区社協会長、事務局長へ取り組みの説明を行い、その後地区社協構成メンバーと事前勉強会を開催した。

学習会では、民生委員と福祉委員、愛育保健推進員の活動の違い、各種ボランティア団体の活動内容など共有されていない情報が多いという実態があり、分かり合う作業から始めた。加えて竹田市の現状など説明をとおして、今後地域住民自らが積極的に話し合う「よっちはなそう会」の必要性を認識し、開催する機運を高めた。会には地区社協メンバーを超えて広く住民に参加を促そうと、「どんな人に参加してもらおうといいか？」「あの企業も参加するといいいね！」といったリストを作成し、それをもとに「よっちはなそう会」の呼びかけを行った。関わり方によっては「行政にさせられるのか」「こうしてほしい」という行政主導の状況になりそうなこともあったが、「よっちはなそう会」の後では、「こんなことはもっと必要だ」「自治会単位で開催したい」「もっと多くの人を巻き込みたい」「案内に工夫が必要」など、積極的な意見も見られた。

このような機会をあらゆる角度から実施し、地域からの取り組みや意見を実現していくくみの中で、第2層協議体を設置していきたい。

Ⅳ．次年度以降の取り組み予定

1. 生活支援コーディネーター配置への今後の活動予定

各地域にはキーパーソンとなる人材もいるが、地域を越えた活動には消極的な現状がある。コーディネーターには、全市を遺漏なく把握し、支援していく取り組みが求められるなか、これまで第1層から第3層と区別なく総合的に関わってきている「くらサポコーディネーター」は大きな資源である。地域が衰退、担い手不足を補うためにも今後の地域支援体制には欠かせない人材で、平成27年度同様に平成28年度においても、「くらサポコーディネーター」による人材育成、地域課題実態調査、「よっちはなそう会」への参画、ニーズの把握やサービスのマッチングなど生活支援体制を推進していく。

2. 協議体の設置または今後の活動予定

平成28年度はすべての地区社協で「よっちはなそう会」の開催に向けた勉強会も含め、開催が計画されている。中学校区単位でみると竹田市では7地域になるが、今後、地域の特徴や活動の内容などを検討しながら第2層協議体の設置に向け取り組んでいく。第1層、第2層協議体に共通して

- 新しい地域支援推進会議を事務局として協議体設置を推進（「新しい地域ささえあい会議」に改名予定）
- 経済活性化促進協議会と融合した地域支援推進体制を構築（高齢者福祉課内に位置付け）
- 第2層協議体ごとに設立されている暮らしのサポートセンターの充実と連携強化を図る。

これまでの取り組みから、地域でできることとして①見守り・声かけ、②居場所づくり、③ちょっと困りの支援、④話し合いの場づくりがある。今後必要な移動支援や買い物支援などについても、これから協議体で検討していく内容が提起されている。

- ① 見守り・声かけでは、民生委員や福祉委員、愛育保健推進員の連携のほか、自治会や消防団などが関わることで助け合いマップの取り組みや要援護者の把握・対策につなげていく。
- ② 居場所づくりでは、行政や地域で開催される生きがいサロンやおしゃべりサロンの活用のほか、サロンがない地域や参加していない方をどうつないでいくかを検討していく。
- ③ ちょっとした困りごとの支援では、地域の各種ボランティア団体のほか、家族や近隣、地域での支え合いが基本となるが、有償ボランティアの「暮らしのサポートセンター」を積極的に活用し、日常生活機能の向上につなぐ。
- ④ 住民主体の話し合いの場づくりでは、「よっちはなそう会」を継続して開催。各地区社協では4月に構成メンバーが交代するため、5月下旬を目途に地区社協勉強会を開催し、その後、「よっちはなそう会」の開催を予定している。

3. 今後の課題

スタートしながら体制を整えているが、地域の活動状況に合わせ、コーディネーターや協議体のあり方も再考していく必要がある。関係者がともに目指す地域像を共有し、地域づくりに取り組み、その方向がぶれないよう、目的をしっかり捉えておかなければならない。

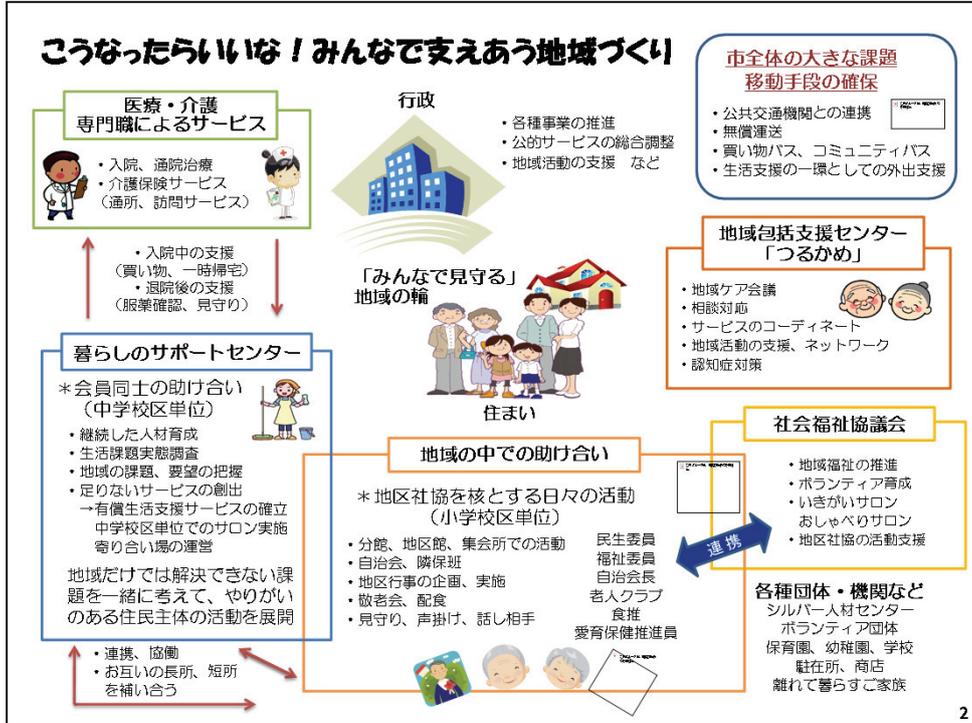
また、平成27年度「よっちはなそう会」の結果では、多課にまたがるテーマが多々あり、行政内でも「よっちはなそう会」のように寄り合って話し、全庁的な取り組みを行なう必要がある。今後の連携を見据えた体制づくりが要検討である。

地域課題は、地域ケア会議など個別の課題からも見出される。課題解決のため、どのように地域資源を活用するか、また新たに創出するかも、今後「よっちはなそう会」や「協議体」の活動の中に繋げるよう、またコーディネーターの役割を位置づけていく必要がある。当市は官民協働の取り組みとして、行政だけでは対応できない課題を、住民と協働しながら解決していこうとする施策の推進を積極的に図り、今スタートし始めたばかりの地域づくりをしっかりと見える形にしていきたい。

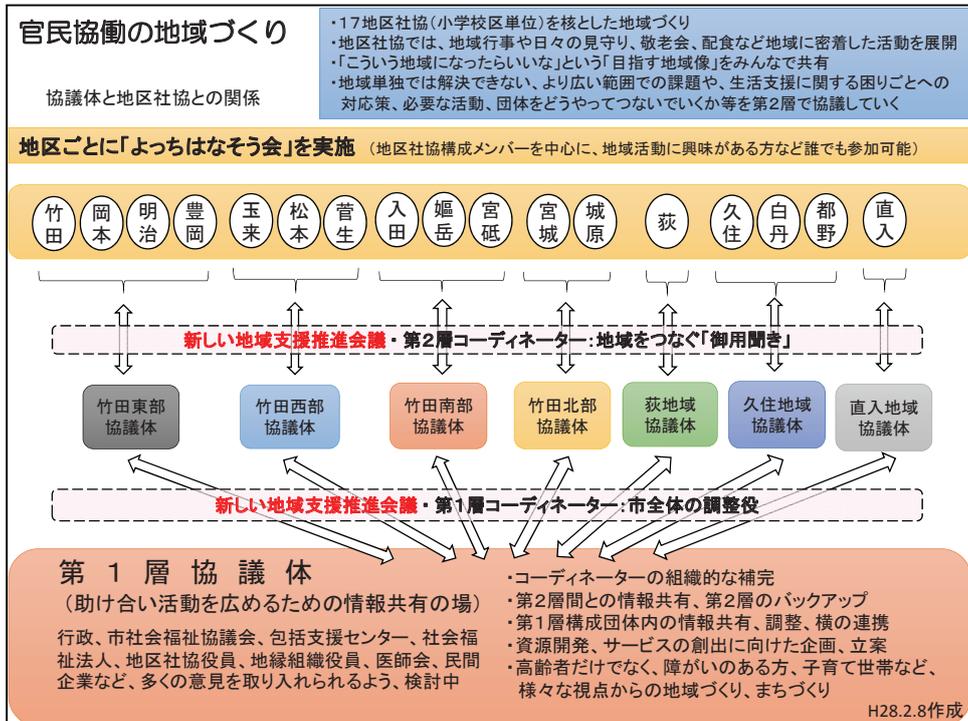
大分県竹田市

参考資料: 竹田市の地域づくりのイメージ

● 竹田市の地域づくりのイメージ



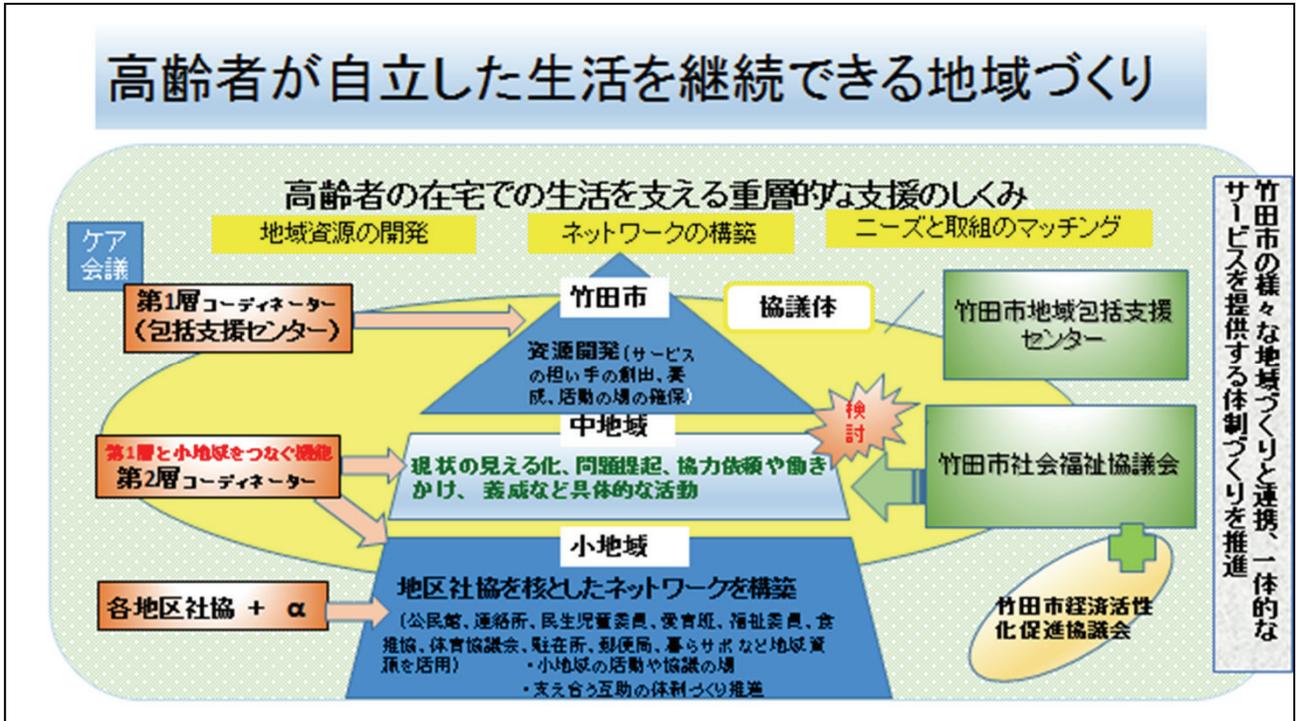
● 協議体のイメージ



大分県竹田市

参考資料: 竹田市の地域づくりのイメージ

● 竹田市の地域づくりのイメージ



● 地区別予定表

よっちはなそう会地区別予定表(平成27年度)							
	担当職員打合せ	地区社協との打合せ	勉強会 (場所:各分館)	よっちはなそう会 の打合せ	よっちはなそう会 (場所:各分館)	よっちはなそう会 の反省会	備考
竹田			1/22 15:00~ 竹田分館				H28.6月予定
岡本		2/7 13:00~ 八賀山塾(悠々居)					H28年度予定
明治		9/25 9:30~ 障がい者室	10/2 19:00~ 明治分館	11/20 14:00~ 明治分館 和室	12/6 14:00~ 旧明治小学校体育館	2/19 10:00~ 明治分館	
豊岡							H28年度予定
玉来		9/2 16:00~ 玉来分館	9/4 18:00~ 玉来分館	9/17 10:00~ 玉来分館	10/1 18:00~ 玉来分館	10/5 10:00~ 玉来分館	第2回H28.4月~予定
松本	9/3 10:00~ 障がい者室	9/24 16:30~ 松本分館	9/26 18:30~ 松本分館	10/21 13:30~ 松本分館	12/5 19:00~(18:30~ 松本人権研修会)	2/5 13:30~ 松本分館	H28年度予定
菅生		9/15 13:30~ 菅生分館	9/19 19:00~ 菅生分館	11/16 13:30~(菅生分館) 12/11 13:00~(菅生分館)	12/17 18:30~(初回) 菅生分館	1/20 13:30~ 菅生分館	
入田	9/3 11:00~ 障がい者室		9/10 19:30~ 入田分館	9/26 15:00~ 観光案内所	3/26 18:30~(第2回) 菅生分館	10/6 18:30~ 入田分館	第2回H28. 月予定
姫岳	9/14 10:00~ 障がい者室		9/16 19:00~ 姫岳分館	12/14 10:30~ 姫岳分館	12/18 18:30~ 姫岳分館	2/22 10:00~ 姫岳分館	
宮砥		12/19 18:30~宮砥分館 1/25 14:00~宮砥分館	1/27 18:30~ 宮砥分館				H28年度予定
宮城	9/14 11:00~ 障がい者室	12/6 11:00~ 宮城分館	12/11 18:00~ 宮城分館				
城原					3/6 9:30~ 城原地区館		
荻		10/29 13:30~ 荻福祉エリア研修室					
久住	10/26 11:00~ 久住公民館(白丹終了後)	10/30 13:30~ 久住公民館研修室		11/30 13:30~ 久住支所会議室	12/10 18:00~ 久住公民館機能回復訓練室		
白丹		10/26 10:00~ 白丹公民館	10/30 9:30~ 白丹公民館	11/16 10:00~ 白丹公民館	11/28 18:00~(初回) 白丹公民館	1/13 13:30~ 白丹公民館	
都野	9/14 14:00~ 久住支所	9/16 9:30~ 都野公民館	9/18 14:00~ 都野公民館	1/20 10:00~ 都野公民館	2/11 18:00~(第2回) 白丹公民館		
直入		11/30 10:00~ 直入公民館			2/25 13:30~ 都野公民館		

鹿児島県奄美市

住民参加の研究会でコーディネーターを選出し、
住民主導の支え合い活動へ



■ 地域の概要

総人口	44,708人 (平成28年2月時点)	要介護認定率	23.2% (平成27年9月時点)
高齢者人口	12,624人	介護保険料	6,400円
高齢化率	28.2%	日常生活圏域	3圏域 (旧市町村) (今後、8圏域を検討)
地域包括支援センター	3箇所 (直営) 在宅介護支援センター：7箇所	地区の圏域・協議組織の状況	小学校区を主体にした圏域8地区 名瀬 (6地区)、住用 (1地区)、笠利 (1地区)
総合事業開始時期	平成29年4月	生活支援体制整備事業推進体制	担当：高齢者福祉課 地域包括支援センター担当 連携：在宅介護支援センター

生活支援体制整備事業
取組事例

■ 生活支援体制整備事業の取り組み状況【概要】 (平成28年3月時点)

	エリアの設定	生活支援コーディネーター	協議体
第1層	市	配置済	設置済
第2層	8地区※	配置済 (8地区中4地区)	設置済 (8地区中3地区)

※小学校の区割りだが、市街地は1小学校区、農村部は2小学校区などでの地域割り

■ 地域の特徴と地域づくりの取り組み

奄美市では、平成18年3月20日、名瀬市、住用村、笠利町が合併し、奄美市となった。

旧行政区単位を基本として市内を名瀬地区、住用地区、笠利地区の3つの日常生活圏域に分け、高齢者が生活できる範囲内に地域資源を連携させることで、地域ケアの充実を図ってきた。

3地区のうち、笠利地区と住用地区は農村部であり、地縁・血縁の繋がりが強く、それを活用することで地域づくりの基盤ができる。一方、最も人口が多い名瀬地区の市街地においては、ドーナツ化現象から自治会が崩壊しつつあり、この再構築への足がかりを求めているところである。

奄美市の目指す地域像は、子供から高齢者までが一緒になって助け合い、支え合う地域づくりである。そのために地域と行政が一体となって、地域による支え合いの推進に関わる各種活動を実践してきたところである。住み慣れた地域で暮らし続けることが可能な社会を構築するため、民生委員、子供会育成会、老人クラブ等との連携を強化し、それぞれの地域の実情に応じた子育て支援、老人福祉活動、ボランティアの育成・援助等を実施することで、日常的に子供や高齢者の実態や福祉需要を把握する一方で、子育てや高齢者福祉に関する情報提供、関係機関等との連絡調整を図ってきた。こうした各種団体等との連携を通して、ボランティア活動の人材発掘・育成を行うとともに、支援活動のための情報交換・収集等ができる活動拠点の整備を進めてきたところである。

I. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の方針と状況

1. 方針

生活支援体制整備事業に関して、地域包括支援センターと在宅介護支援センターでの検討を経て、行政・地域の核となる住民の理解を進めた後、更に広く住民が参加する研究会を開催し、住民主体で地域支え合い体制づくりを推進する機運を醸成した。

研究会において、地域住民や行政、関係者が一緒になり地域での支え合い体制の理解を深めながら、協議体構成員や生活支援コーディネーターを選出する過程を共有していくことで、合意形成され、その後の関係者の協力体制やコーディネーターのスムーズな活動へとつながるように企図している。地域にある既存の住民組織を十分に活用することを優先し、住民参加を引き出しやすい体制づくりを推進していく。

なお、コーディネーターの身分は、専門性はあるが資格は特に必要としないこと、業務内容から市との雇用関係は必要としないことを判断して、各種委員報酬などを参考に謝金での契約とした。今年度の業務量と活動量を元に、28年度からは非常勤職員か業務委託契約かを検討する。

行政としては、第1層コーディネーターには、地域包括支援センターが、第2層コーディネーターには在宅支援センターが、事務局機能として協働できるようにサポートしていく。

2. 設置・配置の状況

	生活支援コーディネーター	協議体
第1層 ＜市＞	平成27年10月配置（1名）	平成27年10月構成団体設置 ・平成28年2月第1回協議体会議開催
第2層 ＜小学校区＞ 8地区	平成27年10月～平成28年2月配置 ・名瀬地区：3名決定（6名中） ・笠利地区：1名決定（1名中） ・住用地区：未配置（1名中）	平成27年10月～平成28年2月設置 ・名瀬地区：2箇所設置（6箇所中） ・笠利地区：1箇所設置（1箇所中） ・住用地区：未設置（1箇所中）

3. 協議体の構成メンバー

第1層（構成メンバーまたは候補）	第2層（構成メンバーまたは候補）
自治会、第2層からの代表、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員、老人クラブ、子供会育成会、子育て世代の母親、在宅介護支援センター、シルバー人材センター、社会福祉法人、介護支援専門員協議会体育協会、障害者自立支援協議会、NPO法人	子育て代表、老人クラブ、小学校・中学校教員、消防団・交通指導員、民生委員代表、自治会長、民間代表、地域健康教室代表、医療機関、その他地域の実情に応じて必要な方

4. 生活支援コーディネーター及び協議体に係る予算

平成27年度： 1,104,000円/年
(内訳)

- ・コーディネーター人件費：580,000円
- ・その他活動費など：524,000円

平成28年度： 22,886,000円/年
(内訳)

- ・コーディネーター人件費：8,400,000円
- 第2層事務局委託（在宅介護支援センター）6,912,000円
- 協議体運営費など：2,352,000円
- その他：5,222,000円

Ⅱ . 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

1. 方針検討や協議・調整

生活支援体制整備事業を推進するにあたり、市の担当者が平成26年9月の国の「生活支援コーディネーターに係る中央研修」に参加するなど情報収集したうえで、NPO中間支援団体の支援を受けて、早期に立ち上げる方法を検討し、奄美市にあった“大づかみ方式（地縁組織やNPOも含め様々な分野から大枠で数名ずつ参加する方式）の研究会”「地域支え合い体制づくりを考える会」の開催を通じて推進することにした。

活動時期	活動内容の過程	備考
平成26年11月	さわやか福祉財団開催の「新地域支援事業における助け合い活動推進に係る研修会」に市の地域包括支援センター職員が出席し、「奄美市での市民向けフォーラムの開催」を財団に依頼 市と財団で協議	開催地 福岡市
平成27年3月	「新地域支援フォーラム」前夜に、行政と住民団体等の核になるメンバーによる「地域支え合い勉強会」を開催（行政、地域包括支援センター、民生委員、町会長など地縁組織リーダー、NPO、事業者等が参加） 市民に向けた「新地域支援フォーラム」を開催 ・奄美大島内の他町村から参加があった ・厚生労働省と財団による講演 ・パネルディスカッション：奄美市、大和村、鹿屋市、那覇市の助け合いの実践者、推進者が参加 市と財団の共催	市が主催
平成27年4月	・2015年度の新地域支援事業計画の打ち合わせ	市役所

生活支援体制整備事業
取組事例

Ⅱ. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

2.生活支援コーディネーター配置・協議体設置に向けた取り組みの経緯

(1) 第1層の生活支援コーディネーター配置と協議体の設置の過程

「地域支え合い体制づくりを考える会」で住民、行政、関係者を巻き込みながら、支え合い体制を共に考えた上で、選出過程も共有して、合意形成がされた。

活動時期	活動内容の過程	備考	第2層の活動
平成27年 6月	<p>「地域支え合い体制づくりを考える会」研究会を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議体メンバーの選出に向けた「第1回研究会」（参加79人） 内容： <ul style="list-style-type: none"> 3月の勉強会、フォーラムの振り返り 事業の説明や助け合いの必要性と効果の紹介 協議体・コーディネーターの選定方法の紹介 「目指す地域像」を考えるグループワーク（GW） 	<ul style="list-style-type: none"> 財団関係者3名参加 夕方開催（参加しやすさを考慮） 開催前の下打ち合わせ（各支所の包括職員、在支職員も参加） 	
平成27年 7月	<p>「第2回研究会」目指す地域像の確認（参加59人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2層のエリア別のGW及び発表 <ul style="list-style-type: none"> ①住んでいる地域の強み・弱み ②地域で気になること・困りごと ③地域で不足している資源 ④あると助かる社会資源 		<p>下方地区 地域福祉検討会</p>
平成27年 8月	<p>「第3回研究会」（参加68人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 前回までの振り返り 講和「協議体・生活支援コーディネーターの役割と選出方法」 GW「第1層、2層のコーディネーターや協議体構成員、団体の選出について」（エリア別に検討） 		
平成27年 10月	<p>「第4回研究会」（参加50人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 目指す地域像や協議体・生活支援コーディネーターの役割の確認（第1層の生活支援コーディネーターのイメージが徐々に明確化） 第1層協議体の構成団体、生活支援コーディネーターの承認 第2層協議体構成員、生活支援コーディネーターの検討も開始（選出または推薦） 助け合い体験ゲーム <p>「第1回情報交換会」（各地域の取り組み状況の共有と課題への対策）</p>		
平成27年 11月	<p>県生活支援コーディネーター研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1層生活支援コーディネーター参加 <p>「第2回情報交換会」の実施</p>		<p>下方地区 地域福祉検討会</p>
平成27年 12月	<p>「第3回情報交換会」の実施</p>		<ul style="list-style-type: none"> 住民向け意識啓発の研修会を開催（2地区） 奄美地区検討会 住用地区勉強会

生活支援体制整備事業
取組事例

Ⅱ．生活支援コーディネーター配置・協議体設置の取り組みの経緯

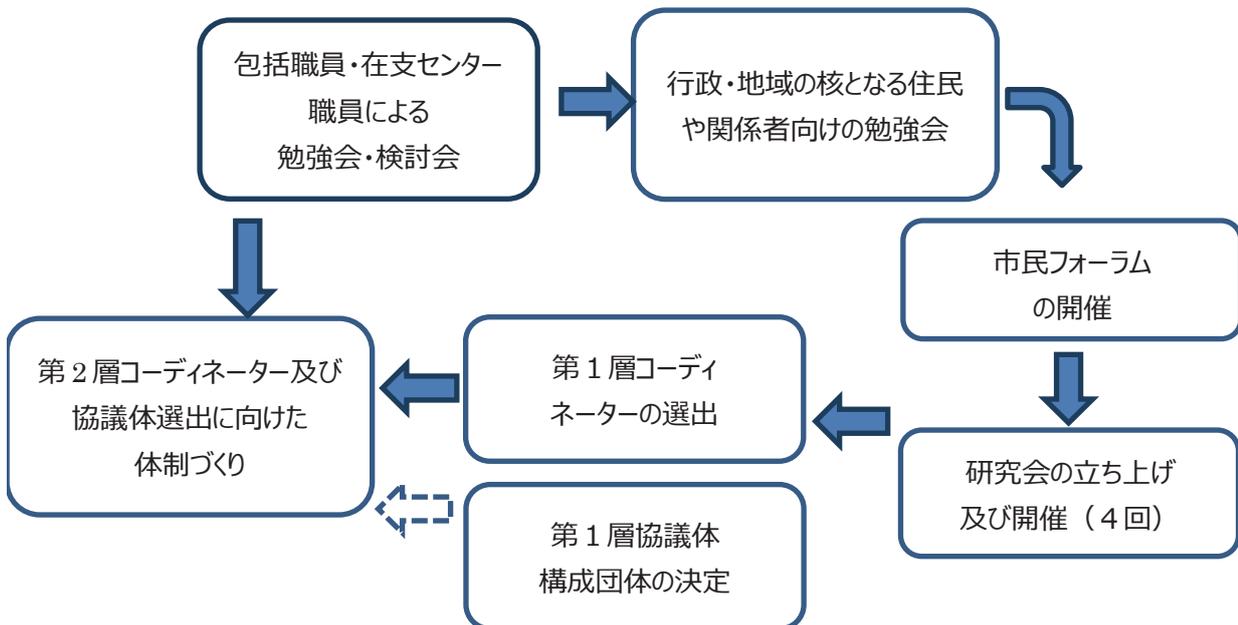
(1) 第1層の生活支援コーディネーター配置と協議体の設置の過程（続き）

活動時期	活動内容の過程	備考	第2層の活動
平成28年 1月	・民生・児童委員協議会にて説明 ・自治会連合会総会にて自治会長向けに「地域支え合い体制について」研修会		・笠利地区住民向け勉強会 ・上方地区検討会
平成28年 2月	・南さつま市フォーラム対談 ・地域包括ケアフォーラム ・笠利地区第2回地区協議会 「第1回協議体会議」の実施		

● 第1層生活支援コーディネーター選出理由

元市役所職員で、行政や関係機関とのつながりが密であり、ネットワークが軽く、地域のために貢献したい思いが強く、実績・信頼、大局的な視点などを持っている点など。

● 第1層生活支援コーディネーター及び協議体の設置過程の流れ



(2) 第2層の生活支援コーディネーター配置と協議体の設置の過程

市内で、さわやか福祉財団、地域包括支援センターの協力を得ながら、地域内に役割のある住民を中心とする勉強会を開催していて、これまでに4地区でコーディネーター、2地区で協議体構成が決定した。

未決定の地区では、在宅介護支援センターを中心に、民生委員や自治会長等に呼びかけ、地区担当の地域包括支援センター職員を含めた話し合いを実施している。

また、第1層のコーディネーター、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、決定した第2層のコーディネーターを含めた情報交換会を平成27年10月～平成28年1月で3回実施し、その流れを受けて第1層の協議体会議（1回目）を開催し、第2層の体制づくりについて検討を続けている。

Ⅲ．生活支援コーディネーター・協議体の活動状況

1. 第1層の生活支援コーディネーターの活動状況

- ・ 研究会終了後に実施した、「情報交換会」へ参加し、意見交換及び第2層へアドバイス
- ・ 各種団体（民生委員、自治会勉強会）の会合や市の各課における会議等の中で「地域支え合いの必要性」について説明を実施
- ・ 第2層の会合に出席し、地域住民に対する必要性の訴求
- ・ 第2層の立ち上げが困難な地域担当者との相談対応
- ・ 地域包括支援センターとの情報共有や方向性の確認

● 協議体会議に向けた「情報交換会」の実施について

<時期> 平成27年10月～平成27年12月（3回実施）

<参加者> 第1層コーディネーター、第2層コーディネーター、在宅介護支援センター、地域包括支援センター

<内容> 各地域での取組状況についての情報交換、課題等についての意見交換 等

協議体会議開催にむけた準備会的な位置づけ

【情報交換会で検討された課題と対策】

課題：①住民の反応が良くない地域がある。

②第2層のコーディネーター、協議体メンバーが決まらない等。

対策：①住民を集めて周知のための研修会を実施

②第3層の住民組織から立ち上げる。在宅介護支援センターを事務局とした勉強会の開催



平成28年2月「第1回協議体会議」

「情報交換会」のメンバーに、現在の協議体メンバーが加わり開催

2. 第1層の協議体の活動状況

● 平成28年2月第1回協議体会議

- ・ 第1層、第2層コーディネーター、地域包括支援センター、在宅介護支援センターとの情報交換、課題を共有して今後の取り組みについて検討を行う。
- ・ 地域の課題や第2層の取組状況を知るために、第2層検討会に参加し話し合いの状況や地域の課題について協議体構成員が知る機会をもち、今後の協議体の役割を理解する手立ての一つとする。
- ・ 地域での話し合いの中で、有償ボランティアの必要性について希望が多いことから、コーディネーター、協議体構成員、その他希望する住民、NPOを対象とした「有償ボランティアに関する研修会」を3月中旬に開催予定。

私の考える支え合い体制作り（奄美市第1層生活支援コーディネーター 田丸氏の言葉）

地域住民と共に、地域住民もできる時に・・・できる事から・・・

始まる支え合いづくり

高齢者だけの問題としてとらえず、

地域全体で考えていかなければ、体制づくりは広がらない

地域・行政・関係機関と一緒に取り組むことが必要

Ⅳ．次年度以降の取り組み予定

1. 生活支援コーディネーター配置・協議体設置に係る今後の活動

(1) コーディネーターも決まらない地域

助け合い活動なども必要性を啓発して、自治会などの活動へとつなげていく。

(2) コーディネーターだけで協議体メンバーがまとまらない地域

町内会長などの核となる人へ個別訪問して、協議体の構成員候補での集まりなど協議体の準備を依頼する。

(3) コーディネーターも協議体も決まった地域

第3層の活動に向け、町内会単位で住民との「地域体制づくりを考える勉強会」でグループワークを実施する。

2. 協議体の今後の活動予定

- 平成27年から実施してきた第1層、第2層コーディネーター、在宅介護支援センターとの情報交換会を第1層協議体会議と位置づけて開催を重ねていく。(毎月1回)
- 協議体構成員に向けた奄美市の状況について統計資料も含め勉強会の開催をする。

3. 庁内協力体制の強化

- 庁内での体制づくりについて地域包括支援センターより関係各課への取り組み状況の説明
- 庁内の体制づくりについて関係各課と第1層、第2層のコーディネーターとの情報交換会及び検討会の実施
- 全地区の第2層の協議体設立後、第3層の話し合いへの支援を実施

4. 住民への周知活動など

- 住民向けフォーラム(平成28年7月3日)を協議体、第1層、第2層コーディネーターが主体となり開催する。(市は後援)
- 住民に対し、支え合い体制づくりの必要性を啓発するために、チラシの作成・配布をする。また市政だよりへの掲載等を行っていく。
- 企業退職者に向けて、支え合い活動への参加の呼びかけを行っていく。経験を活かすことや地域に入っていくきっかけづくりをしていく。(企業退職者の人材バンク化)

参考資料：奄美市の地域支え合い活動例・目指す地域像

● 奄美市が地域の支え合いのために進めている各種施策・活動

- 元気度アップポイント事業を活用した活動評価、普及・促進
(介護予防健康教室・高齢者によるボランティア活動)
- 買い物・調理弱者を支援
(島料理レトルトパック商品の普及・促進、NPO法人等による買い物支援)
- 地域の高齢者が身近な小学校・中学校でボランティア活動が行える体制づくりの構築支援
- 地域の自治会等による、互助の行える体制づくりの構築支援
(寺子屋活動、地域見守りネットワーク体制づくり)
- 地域の方々による互助活動・生きがいづくり促進を図るため、自宅を開放して行う、歩いて行ける地域サロンの活動評価、普及・促進
- 「社会資源マップ」の作成
- ひとり暮らし高齢者見守りネットワーク事業を推進
地域包括支援センター、社協等と連携し、安否確認の必要な要援護者を選出し、本人の同意の下、訪問活動計画を決定する。
- 住民主体の介護予防の取組みとして「地域健康教室」が40地区（町内会）で実施され、継続している。

● 奄美市の目指す地域像

わらべから、うっちゅまで「まーじんま」、
(子供から、年寄りまで一緒になって)
小さな手助けをし合いながら
つながり合う地域